

366
49
5

第32集

日本労働年鑑

1960年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1960

VOL. XXXII

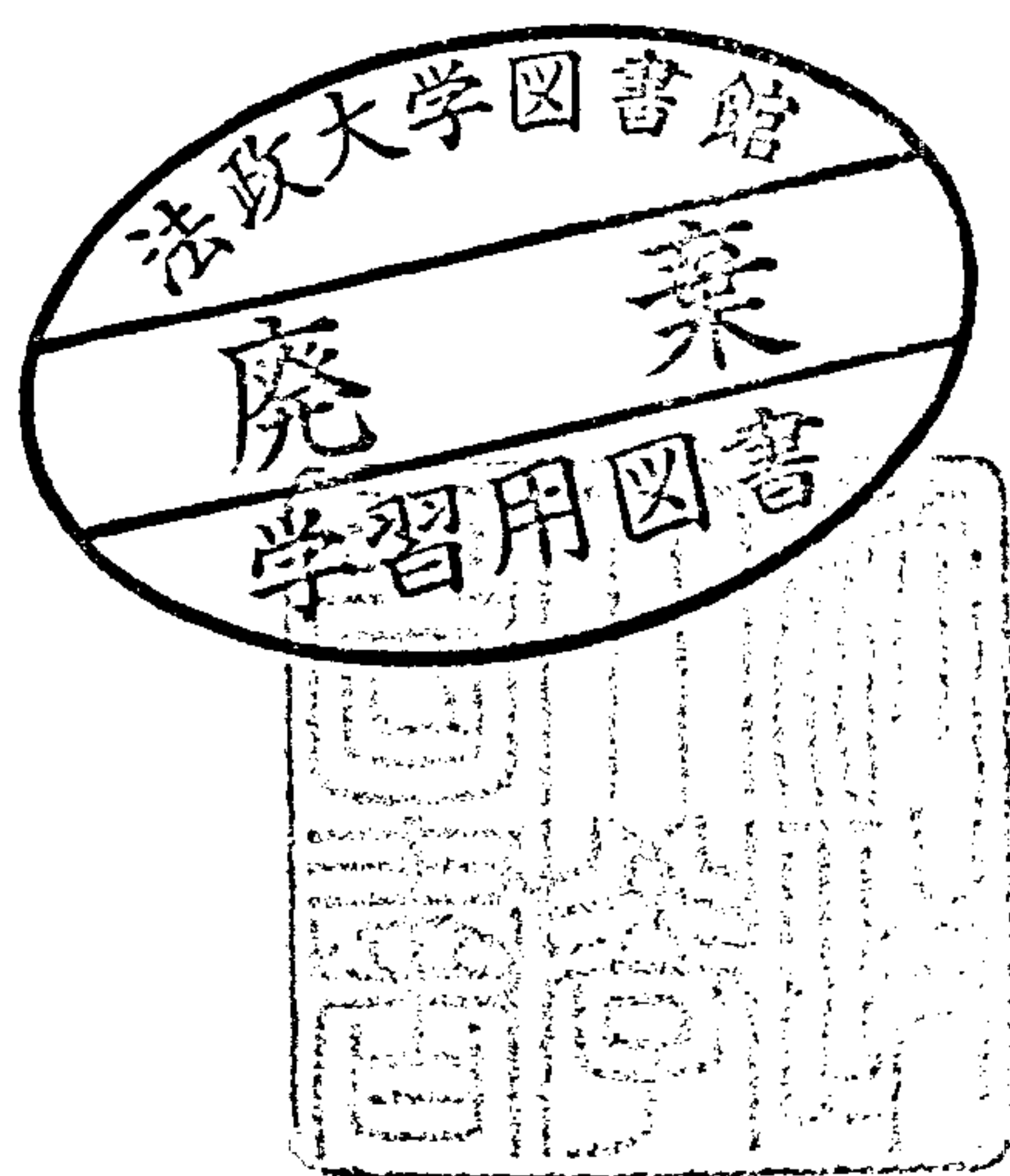
法政大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY

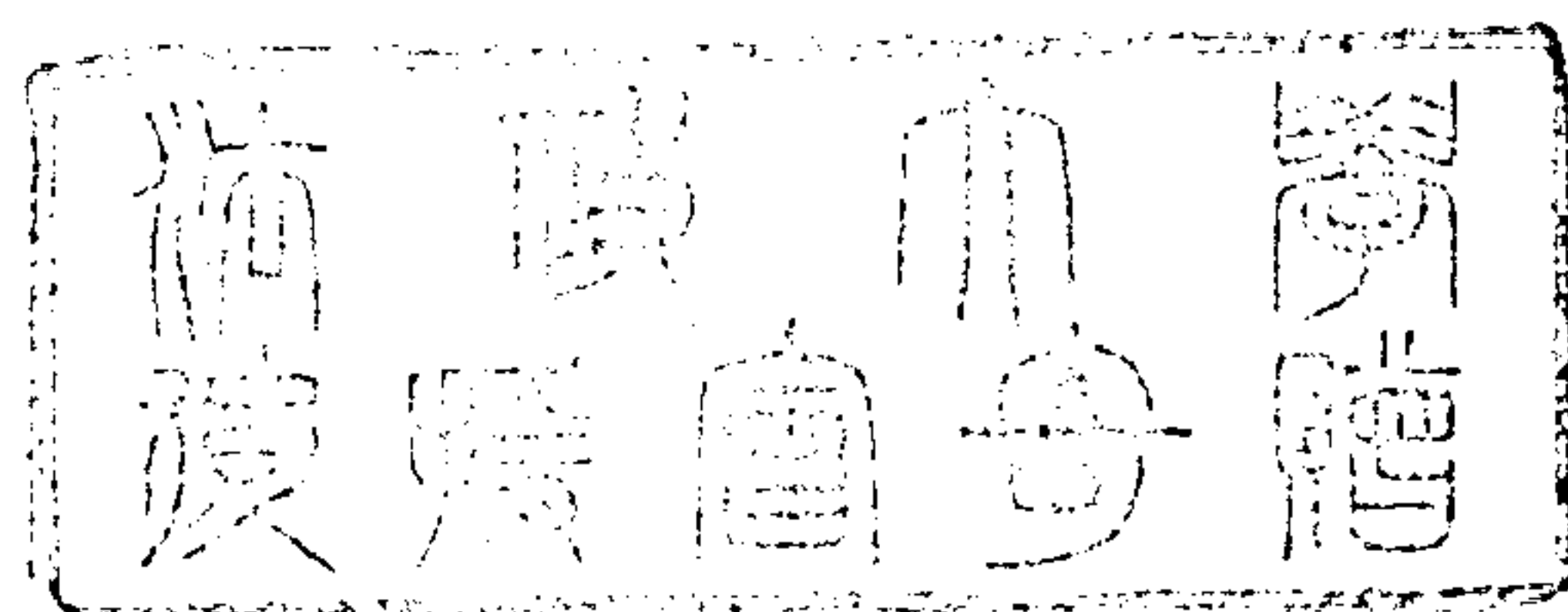
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社



8157



緒言

一

本年鑑で扱った日本の労働情勢の背景をなす一九五八年初頭から一九五九年初秋までの世界および日本国内の一般的政治経済情勢は、これを大観すればほ次のごとくである。

約二〇ヵ月にわたるこの時期は、国際的な重要事件からいえば、混乱の中でI R B M（中距離弾道弾）の基地設置と核兵器貯蔵の原則的承認をきめたN A T O（北大西洋条約機構）首脳会議と、ミサイルの拡充に重点をおいたアメリカの一九五八年度予算教書の発表から、最近の米ソ両国首脳相互訪問のはじまりまでの期間であり、これらの事件はまさにこの時期の性格を象徴的に示している。

中国の最高国务会議（一九五八・九）において毛沢東は、当面の情勢が平和をかちとる全世界の人民にとって有利なものであり、「東風が西風を圧倒している」と揚言したが、たしかにこの時期に世界の人びとの眼をみはらせたトップ・ニュースとして社会主義諸国の科学上・経済上の躍進があったことは否定しがたい。スプートニク（第一号五七・一〇、第二号五七・一一、第三号五八・五）につづいて人工惑星（五九・一）、さらに月ロケット（五九・九）と惑星間ステーション（五九・一〇）の打ち上げは、いずれもアメリカをはるかに追いぬいて人類世界に新しい宇宙時代をひらいた。また経済建設においては、中国の人民公社運動と第二次五ヵ年計画（五八）、ソ連の七ヵ年計画（五九）が、チベット問題や中国の五九年度建設目標の修正などを点綴させ世界の注視を集めて、それぞれこの時期に発足した。こうした動きを基礎にして、国際緊張緩和のための条件がつぎつぎと生み出され、大きい意味で世界の平和共存へ方向がしだいに踏みかためられていった。東西間の冷戦状態は、一年前には、英米軍のレバノンおよびヨルダン進駐（五八・七）とアメリカ艦隊の台湾水域出動（五八・九）によって、「戦争の瀬戸際」という重大段階が危惧されたが、一方、核兵器実験禁止という世界の世論に応じてソ連は実験の一方的停

言

緒

止（五八・三）に踏み切り、アメリカとイギリスも一〇月から一年間の実験停止を声明した（五八・八）。東西頂上会談はなかなか実現に至らなかったが、ダレス國務長官の退陣（五九・四）のあと、ジュネーブの東西外相会議が再開され（五九・七）、コズロフ、ソ連第一副首相の訪米（五九・六）、ニクソン、アメリカ副大統領の訪ソ（五九・七）、につづいてフルシチョフの訪米と完全軍縮提案（五九・九）がおこなわれ、重い扉もようやく開かれることの期待される段階が訪れた。

資本主義世界はこの時期を通じて必ずしも好調を保ちえなかった。前年にひきつづいて植民地における独立運動の波はますますその力を強め、中近東からアフリカへ、さらにラテン・アメリカへとそのテンポを速めてきた。この時期の民族解放運動のうちの代表的なものだけをあげても、ひきつづいてのアルジェリアのほか、イラクの革命と共和制宣言（五八・七）、ベルギー領コンゴの反植民地主義暴動（五九・一）、キューバの独立運動の勝利（同）などがある。また新たに自治を獲得したガーナ、ギニヤ、リベリアの三独立国の首脳は、アフリカ独立諸国共同体の結成をちかった共同コミュニケを発表した（五九・七）。これらは、今までほとんど想像もされず、しかも二度と元に戻りえない歴史の新しい段階を示す動きであろう。次に西方の諸大国をみれば、なんといっても大きな意義をもったのはアメリカの経済恐慌であった。たとえそれがいかなる種類の恐慌であるかについてはなお議論が分かれるにしても、それが落差においても規模においても戦後最大の恐慌であったことは否定しがたく、とくにアメリカ経済の「永久繁栄」を信奉する人びとにとって手痛い打撃であったといえよう。生産の低落は基幹産業においてとくに激しく、最低時の操業率は鉄鋼等四七％、自動車工業三二％となった。しかしアメリカの恐慌については一般に予想されたより早く、五八年四月を底点として工業生産はふたたび上昇過程をたどりはじめ、しかもその回復はかなり急速でその後の一年間にそれまでの下降をほとんど完全にとりかえした。在庫減少と政府支出の増大にもとづくこの回復が循環過程の中のいかなる性質のものであるか、したがって今後の経過はいかに予想されるか、についてはなお断じがたいが、ともかく一九五八年上半期まで恐慌の重点であったアメリカ、カナダ、日本などに代わって、その後の重点は西ヨーロッパ諸国に移っていったようにみえる。とくにはげしかったのはイギリスとベルギーであるが、西ドイツとフランスも例外ではなかった。しかしいっそう注目すべきことは、帝国主義諸国のあいだの矛盾と対立の激化である。不均等な発展により諸国間の力関係によりやく新しい変化が生じ、NATOブロックにたいするアメリカの指導的

地位がゆらぎはじめた。西ヨーロッパ諸国の力は相対的に強まり、とくに西ドイツの地位が強化した。アメリカの恐慌克服策から生れたインフレーションと工業の操業短縮は、アメリカ商品の価格を高めて国際競争力を弱め、西ドイツ、イギリス、日本などの対米輸出を増大させた。アメリカの輸出は急減してその国際収支を悪化させ、一九五八年中に二三億ドル、五九年上半期に八億ドルの金がアメリカから流出した。西ヨーロッパ諸国の生産力の発展は、ドルの流出と相まって、通貨の交換性回復を可能にした。ヨーロッパ共同市場の発足（五九・一）は、西ドイツ（およびフランス）とイギリスとの対抗のあらわれであるとともに、イギリスとアメリカ、西ドイツとフランス、等々の独占資本の深刻な対立を内包するものであった。複雑な指導権の争奪戦はNATOそのものの分解の危険を深めている。再軍備につづく西ドイツの核武装宣言（五八・三）とベルリン問題は、ドイツをふたたび世界政治の大きな争点に浮かび上らせた。

二

労働情勢の背景をなすこの時期の国内一般情勢の動きとしては、安保改定問題と合理化の進展との二つに大きく焦点を合わせることが許されるであろう。

一九五二年に発効した日米安全保障条約は、朝鮮戦争の進展している中で、アメリカの全面占領下につくられたものであり、もともと、アメリカの駐兵権を認めるが、アメリカは日本の安全を保障する義務はないという、NATOやSEATOなどにくらべても著しく不平等な、しかも無期限で廃棄規定のない軍事条約である。この条約の下で、自衛隊は急テンポで増強され、早くもかつての「満州事変」当時の数倍の兵力になりつつあるとともに、一方では、内灘、砂川さらに沖縄などの基地問題をはげしく燃え上らせた。こうしてこの条約の改廃は講和以来の国民的課題であり、保守党内閣もこの条約の片務性を双務的なものにしようとしたが、重光外相による安保改定の申入れ（五五・八）は問題にもされずに拒否された。それが五八年のなかばからアメリカ側も進んで好意的に改定交渉をとりあげるに至ったのである。秋から交渉が進められ、保守党内閣によってその調印の実現が強く叫ばれている。この変化をみちびいた要因は何であろうか。その要因こそ、現在の国内情勢の大きな動きを規定している諸要因にはかならない。アメリカ側の要因については、このことに関連して五八年以

言

緒

降はじまった在日アメリカ軍の撤退が注目された。五七年に約一〇万といわれたアメリカ占領軍兵力は、五八年なかばには七万余に縮小されたという。これは日本の戦略的地位が低まったことではなく、むしろ新らしいソ連のミサイル体制に対応して必要となったアメリカの外基地の再検討、ミサイル基地としての沖縄の完成と、それに照応する日本の自衛隊の強化（ミサイル化、核武装）と武器の国内生産への動きを現わすものといわれている。すなわち、ソ連におけるICBM（長距離弾道弾）の完成によって、アメリカの極東軍備はもう原水爆の航空作戦ではやっていけなくなり、世界の平和を求める声の中で戦争政策がようやく孤立化していく情況の下に、日本・沖縄・フィリピンを結ぶ全ラインをミサイル配備に切替えなければならず、ミサイル戦略の拠点としての沖縄を軍事的に強化するためには自衛隊の核装備化と軍事同盟参加を強行する必要が生じ、これが安保改定へのアメリカ側の期待を生んでいるというのである。これにたいしては、安保改定によせたアメリカ側の関心は、世界戦略的なものよりむしろ「局地的」ないし政治的なものであるという判断もある。いずれにしても、しかし、いっそう注目すべきは安保改定にたいする日本側の積極的態度とその意義であろう。鳩山内閣から岸内閣へ、さらに第二次岸内閣へと、保守勢力はしだいに「自立化」（「潜在的帝国主義」）への方向を強めてきたが、対内的には、つねに議会における多数を保持しながら政治的安定をうることができず、「議会的多数の無力」を嘆きつづけた。「国民大多数の意思」による「日米対等」とか、「条約を片務的なものから双務的なものにする」というスローガンのもとで、安保改定をとりつけようとする岸内閣の努力の中には、右のような政治的不安定をとりのぞきその威信を高めようとする動機が強く存在することは否めない。しかし藤山外相が大きな期待をもって改定の具体的交渉に入ってみると、予想外に固い壁のあることがいやおうなしに明らかになった。一九五八年は総選挙の年といわれたが、春の総選挙は自民党と社会党の議席数にほとんど変化をもたらさなかった。自民党幹部は、この総選挙結果について、過去二回の総選挙のような社会党の進出を許さなかったことに勝利を感じ、その自信をもとにして強硬政策を実行に移す段取に取りかかった。「長期安定政権」の旗を掲げ、閣僚の半数を官僚出身議員でかため、特別国会の正副議長と常任委員長を与党で独占した。しかし、この自信にささえられ、まず国内体制をかためる方針から強行的におこなわれた警職法改正の企図は、国民から未曾有の総反撃をこうむって打ちのめされてしまった。ここに安保改定の調印へ全力をあげてとびつこうとする、再度の、今度は政治生命をかけての必死の努力が展開されることになった。まず何よりも、

しゃにむに改定調印にこぎつけ、その圧力の下で、逆に国内の圧迫態勢をつくり上げ、憲法の改正に進むという方向、これが「日米の友好と信頼」を頼みにする保守政権の現在の基本的な方針とみなされよう。

岸首相は五八年九月、NBC放送東京特派員セシル・ブラウンとのインタビューにおいて次のような意見を表明した。「われわれはアメリカと最大限の協力を規定する安全保障条約について交渉する用意がある。目下われわれは海外派兵を禁止されているので、憲法の改正が必要である。」「日本が憲法の戦争放棄の条項を廃棄すべき時期がきている。いまや日本は自由世界を維持するための闘いにおいて、十分な役割を演ずる用意をしなければならない。日本は戦争することを禁じた条項を廃止したいと望んでいる」等々。こんにちの日本の国内政治は、大きくいって、右のような方向と、それに抵抗する憲法擁護と中立への方向との二つをめぐって動いているといえるであろう。後者の力は警職法反対闘争において政府の基本政策と対決し、一時は政府を窮地におとし入れるほどの高まりを示したが、それを打ち倒すだけの強さをもたず、そのあと安保改訂の阻止と安保体制の打破へ向かいながら、なお国民を大きく統一させることはできないでいる。なおその中で日中国交回復運動が重要な一つの柱となっていることは注目し値する。

三

この間における日本経済の大勢はどうであり、そこにどのような問題があらわれたであろうか。

一九五七年五月の金融引締政策を契機としてはじまった景気後退は、多少の起伏をもちながら五八年春までその後退をつづけた。そのあと鉱工業生産は五八年三月を最低点として回復に転じたが、物価はさらにつづけて下落し、企業利益率も低下をつづけて、いわゆる「ナベ底景気」の状態を呈した。多くの産業部門では、企業採算の悪化をさけるために、在庫品を豊富にかかえながら生産を増加していた。しかし鉱工業生産が「神武景気」のピークをこえて拡張過程にはいった年末からは、物価も企業利益率もようやく回復しはじめ、五九年の春に向かつて生産指数は急上昇するに至った。すなわち一九五七―五八年の景気後退を循環性恐慌の開始と判断する論者も多かったが、その予想より早くこの景気後退には終止符がうたれ、アメリカの場合にいたV字形の急速な回復を示した。このことは、在庫調整による景気下向

言

緒

言

緒

のもとにおいて最終需要がなお強調をつづけたことと無関係ではなく、回復後における設備投資の大幅な増加傾向とともに、その後のなお強い上昇力を予想させるものである。しかしこの景気後退とその回復には、幾多の問題が蔵されていた。不況からの回復が産業別にみるときわめて不均衡であること、また、この回復がいったいどのていどまで、またいつまでつづく見透しがあるかという問題等々、そこに諸矛盾の累積と成熟の姿を見のがすことはできない。しかしこの過程を通じて産業合理化が新しい展開を示し、またそれに伴って産業構造の高度化が著しい跛行性をもって進められたことがとくに注目される。一九五五年ころまでに、いちおう再建と再編成を終った日本の独占資本は、「神武景気」を通じて巨大な設備投資をおこない、いわゆる技術革新を各方面に導入して、産業の近代化と企業の「体質改善」をおし進めた。初期の「技術導入」や「生産性向上」とは異なり、高度の近代的生産技術を本格的にとり入れた合理化は一九五六年ころからはじまったが、その主なものは、鉄鋼、電力、石炭等の基幹産業、合成繊維、合成樹脂や通信機械工業等の新規産業をはじめとして硫安、紙パルプ、自動車等広範な産業部門から公共企業体にまで及び、その中には作業工程の部分的オートメーション化もふくまれていた。いうまでもなく、国際的および国内的な競争がそれを促進したのであり、早くも「各分野における主要な技術は世界の水準に達した」という経済企画庁の報告をそのまま認めることはできないにしても、日本の技術水準に相当の向上がもたらされたことは明らかである。一九五七―五八年の景気後退は合理化への衝動を弱めるどころか、独占企業にその重要性をいっそう自覚させた。多くの産業においては、相当程度の操短を実施しながら一方で近代的設備の拡張を進め、またたんに生産過程のみでなく、流通部面にも経営管理部面においても「合理化」が進められていった。さらに一九五八年末からの急速な景気回復過程において、ふたたび大幅な設備投資の増大が見透される。すなわち、機械受注統計によっても、設備投資計画調査によっても、一九五九年は相当急速な設備投資増大の気運を読みとることができるであろう。国際的な通貨の交換性回復、ヨーロッパ共同市場の発足、貿易自由化の動き等も、その背景として重要な意味をもち、社会主義国の経済の発展もこのことと無関係ではないであろう。このような合理化の進展は日本の産業構造を全体として重化学工業化の方向におし進めたが、同時にその裏面において、産業部門間の発展を不均等にし、企業間の競争を激化して企業格差を著しく拡大させたことを見落すことはできない。こうして、一方では技術革新と合理化による配置転換、格下げ、労働の強化、労働時間延長の問題と、他方、日蔭に入って立ち遅れた産業部門と

合理化競争から脱落した企業における企業整備、工場閉鎖、人員削減という両面の問題が、同じ合理化の進展の中から生み出されている。

四

以上に大要をみてきたような国際情勢と国内情勢を背景にし、合理化の全面的な推進という要請の下で、現在の安保条約をさらに改定しようとする方向の中でのこの期間の日本の労働政策は、一言でいえば労働組合運動にたいするむきだしの圧迫の強化として特長づけることができ、しかもその態度は相当の高姿勢であったということができよう。そのことはたとえば、勤務評定、警職法改正案の上提、ILO条約の批准延期、公共企業体組合員の大量処分、組合専従者の制限、警官の実力的争議介入などを想起してみるだけで十分であろう。このような政策は、たんに労働運動にたいしてのみでなく、平和運動その他の大衆運動にたいする圧迫をもともなっていた。内容からいえばそれは、社会政策が、労働運動対策・大衆運動対策へと、政治的な面に重点が転換していったことを意味する。そして最低賃金法、労働協会法、国民年金法の制定等は、その補充物をなすものにはかならない。経営者の労働対策は、このような政府の高姿勢に対応して、その攻撃的な態度をいっそう積極的にしたと考えられる。このことは、頻発した人員整理、工場閉鎖、首切り、賃金引下げ、ユニオン・ショップ制への攻撃等々としてあらわれている。五九年一月発表の日経連の「白書」は、ベース・アップの定期昇給化、賃金協約の長期協定化、平和義務の尊重を強調しており、資本家団体の動きはきわめて組織的、政治的になってきた。合理化による首切りは、日雇・臨時工から本工に広まり、大量の首切り、配置転換、労働強化を生みだしている。

言
緒
このような政府と経営者の労働政策にたいして、大勢において労働運動はまだその「低姿勢」から立ち直っていない。不況合理化にたいする企業整備反対闘争においても、技術革新に関連する闘争においても、労働組合の合理化反対闘争の多くは成果をあげていないばかりか、敗北に終わったものが少なくない。この期間の労働運動における最大の高まりは警職法反対闘争であり、それはいろいろの意味で画期的なものであった。労働組合の政党支持が大きな問題となったが、警職法闘争は戦線統一の上でも重要な意義をもった。この時期にとくに顕著であったのは中小企業における労働争議の増加である。それは日本経済におけるいわゆる二重構造の問題としても、人権擁護闘争として

言 も、また警官の弾圧の適例としても大きく注目をひいた。労働基本権をめぐる闘争が、とくに勤評反対闘争の全国的な展開を通じて日本労働運動の大きな基調を形造ったことも特記しておかなければならない。沖縄問題の進展と労働運動との連繋、松川事件の差戻し判決（五九・八）、砂川事件の違憲判決、第五回原水爆禁止大会における安保問題の取上げ等は、国際的反響をもとまった歴史的事件に数えられよう。

緒 この期間の労働者状態については、景気の回復にもかかわらず雇用も賃金も停滞状態にあり、失業問題は好転をみせないこと、臨時工・対外工の問題が前面に出てきたこと、賃金・労働条件の格差、またそれらを反映した生活状態の格差がますます増大していること、災害、職業病の増加傾向がみられ、とくに零細企業や家内工業で増加していること（ベンゾール中毒、プレス工の災害等）、炭鉱、造船など不況産業の労働者状態の悪化がきわめて深刻であること、などを記しておきたい。

*

*

本年鑑はこの第三二集から、取扱時期を拡張して、従来は前年末までであったのを、できるだけ最近の時期まで執筆内容に入れることにあらためた。この方針は今後もつづけられ、毎回、前年初からその年の春から夏ごろまでの期間が扱われることになる。したがって本集は、少なくとも本年春までの時期を取り扱い、できる場合には夏以後の時期にまで及んでおり、この期間における労働者および農民の労働状態と生活状態（第一部）、労働運動、農民運動、平和運動その他の社会運動（第二部）、政府および経営者団体の労働政策（第三部）に関する諸事実を、客観的資料にもとづき正確に記録することを目的としたものである。

終りにのぞみ、この年鑑の編集にあたって多くの資料と便宜を与えられた公私の諸機関、団体および各位にたいして心から謝意を表したい。そしてすでに四〇年の歴史をもつこの年鑑をしますます完全なものたらしめるために、いっそうの御援助を切にお願いするしだいである。

一九五九年九月

目次 (Contents)

緒言 (Preface)

労働日誌 (Labor Diary) [一九五八年一月—一九五九年六月]

第一部 労働者状態 (Condition of Working Classes)

第一編 労働人口の構成 (Structure of Working Classes) 三

第一章 戦後一三年の人口……(三)、第二章 人口の社会的構成……(八)、

第三章 主要部門別労働者……(二五)

第二編 労働移動と失業 (Labor-transfer and Unemployed) 三

第一章 一般的考察……(三)、第二章 労働移動……(二八)、第三章 新規学卒者の就業状況……(三三)、第四章 失業……(三五)

第三編 労働条件と労働者の生活 (Working Conditions and Living Conditions of Laborers) 四〇

第一章 賃金……(五〇)、第二章 労働時間……(六六)、第三章 労働災害と職業病……(七四)、

第四章 労働者の生活……(八五)、第五章 婦人・年少労働者の状態……(九七)

第四編 農家の状態と農民の生活 (Conditions of Farm Households and Farmers) 一〇四

第一章 農林漁家の人口の就業動向……(一〇五)、第二章 農家の経済状態……(一〇八)、第三章 農民消費生活の変貌……(一二四)

第二部 労働運動 (Labor Movement)

第一編 労働組合運動 (Trade Union Movement)	二三
第一章 概況と特質：(二三)、第二章 労働組合の組織状況：(二五)、第三章 労働争議統計の分析：(二六)、第四章 主要な争議：(二七)、第五章 メーデーその他の集会・示威：(三〇)、第六章 労働協約：(三五)、第七章 主要な労働組合の現状：(三七)	
第二編 農民運動 (Farmers' Movement)	二五〇
第一章 農業情勢と農民運動の概況：(二五〇)、第二章 主要な農民闘争：(二五七)、第三章 各派農民団体の活動と現状：(二七五)、第四章 国際農民運動の動き：(二九三)	
第三編 その他の社会運動 (Other Social Movements)	二九七
第二章 平和運動：(二九七)、第二章 青年・婦人運動：(三〇七)、第三章 人権擁護運動：(三四)	
第四編 労働政 党 (Labor Parties)	三三四
第一章 日本社会党：(三四)、第二章 日本共産党：(三九)、第三章 総選挙とその結果：(三五)	

第三部 労働政策 (Social Policies)

第一編 労働法および治安立法 (Labor and Public Peace Laws)	三三九
第一章 労働立法：(三三九)、第二章 労働判例：(三四二)、第三章 治安立法：(三四九)	

第二編 労働行政 (Labor Policy)	三五
第一章 労働委員会…(三五)、第二章 失業対策…(三五)	
第三編 賃金政策 (Wage Policy)	三七
第一章 公労協仲裁裁定…(三七)、第二章 人事院の公務員給与改訂勧告…(三七)、第三章 業者間協定の実施状況…(三七)、第四章 中小企業退職金共済法…(三八)、第五章 最低賃金法の成立…(三八)	
第四編 社会保障 (Social Security)	三九
第一章 社会保障関係予算…(三九)、第二章 健康保険対策…(三九)、第三章 国民年金…(三九)	
第五編 経営者の活動 (Activities of Management)	四〇
第一章 労務管理…(四〇)、第二章 経営者団体…(四〇)	
第六編 国際労働機構と日本 (ILO and Japan)	四一
第一章 一九五八年における動向…(四一)、第二章 一九五九年一〇三月における動向…(四一)	
付録 (Appendices)	
農地改革史に関する文献目録 (Literature on History of Land Reform)	四二
労働組合・官庁・諸団体名簿 (Directory of Trade Unions, etc.)	(巻末 二)
統計表索引 (List of Tables)	(巻末 七)

事項索引 (Index) (巻末 二)

凡 例

- 一 本年鑑の記事は、労働省をはじめ、各官庁、労働組合、企業体、その他関係諸団体の報告、調査、発表記事、ならびに主要な新聞、雑誌の内容を、本研究所が取捨し、かつできるかぎり正確、確実な統計資料にもとづいて、客観的な記述をすることを期した。
- 一 本年鑑の編集様式は、前年版と同じく、第一部「労働者状態」、第二部「労働運動」、第三部「労働政策」の三部に大別し、それぞれの中をさらに編、章、節に分った。
- 一 付録として、主要労働組合、官公庁、諸団体ならびに調査研究機関の名簿（所在地、電話番号）を付して日常の便をはかるとともに、本年版にはとくに「農地改革史に関する文献目録」を収めて、読者の参考に供した。
- 一 本文の記述は、原則として一九五八年一月から一九五九年三月までとし、問題によっては一九五九年上半期を通して記述してある。なお労働日誌は一九五九年六月までとし関係団体名簿についてはその後の修正を加えておいた。

労働日誌 (一九五八年一月～一九五九年六月)

労働日誌

一九五八年		一月	
一日	アジア・アフリカ諸国民会議、核実験の即時中止を決議	二四日	自民党第五回大会
二日	政府、日ソ首脳往復書簡要旨発表	二五日	日教組第七次教育研究全国集会 (～二八日)
八日	全織同盟化織五社、人員整理条件付承認	二七日	第二八通常国会開会式
九日	機労団交拒否に不当労働行為申立	三〇日	国鉄第一七回臨時大会 (～一日)
一〇日	全織同盟、操短対策で会長声明	三一日	国際自由労連調査団、公労法をめぐる諸問題につき報告書発表
一三日	三鷹事件竹内被告、個人恩赦出願		労働省、業者間地域協定を骨子とする最低賃金法案要綱を発表
一六日	那覇市長選挙で民連の兼次氏当選	二月	
一八日	全港湾臨時全国大会 (～二七日)		
二三日	日経連「当面の日本経済と賃金問題」発表	一日	エジプト・シリア両国合邦調印
	砂川事件初公判開く	三日	総評春闘中央総決起大会 (～四日)
	鋼管川鉄で砂川事件関係者を処分	六日	総低賃金制確立連絡会議を主要労組で設置、政府案に対し見解統一
	総評・全労・新産別・中立労組代表による最低賃金制懇談会開催	七日	中労委新委員任命、中山会長五選
	米大統領、労働特別教書提出	一〇日	労働省、日本労働協会法案要綱を発表
		一二日	労働省、三二年労働情勢報告発表
			日本生産性本部、労使協議制に関
		一四日	する中間報告発表
		一六日	労働省、職業訓練法案要綱を発表
		一七日	最低賃金法案閣議決定、国会提出
		二〇日	全金属第一〇回臨時解散大会、全
		二二日	国金属と統一
		二四日	産別会議第八回臨時全国大会、組
		二六日	織の解散を正式決定
		二八日	金属機械労組統一大会、全国金属
			と全金属が合同
			総評、第三回臨時労働者中央集会
			(～一七日)
			全鋳大手各社賃上げゼロ回答
			共産党全国代表者会議 (～二二日)
			統一アラブ共和国成立
			社会党第一四回全国大会 (～二六
			日)
			紙パ労連第一九回臨時大会
			日高教第四回特別大会
			興国人絹パルプに人員整理通告
			総評・官公労主催、予算要求国民
			集会
			近江絹糸労組再建派大会を開催

三 月			
一日	原水爆禁止国際共同行動日 総評春闘第一次統一行動 炭労賃上げ交渉ゼロ回答	二四日	山川均死去 鉄鋼労連第一二回大会（二十九日） 全日本農民組合連合会結成大会 都教育庁、勤務評定実施案発表 総評春闘第四次統一行動
三日	炭労賃上げ交渉ゼロ回答	二六日	私鉄大手一一社二四時間スト
五日	労働六団体、ILO条約批准要請 全労、最低賃金法政府案修正決定 総理府発表一月の完全失業五三万 英国労働党と労働組合会議、英国 の核実験停止について共同宣言	二七日	合化労連第一波三〇組合スト ソ連首相にフルシチョフ就任 私鉄大手一一社、無期限七割集改 札ストに突入 都教連と都教育庁との団交決裂 全鋁連二時間スト 昭和三三年度予算成立 ソ連、核実験の一方的中止を声明
六日	炭労賃上げ交渉ゼロ回答	二八日	私鉄大手一一社、無期限七割集改 札ストに突入
七日	炭労柔軟闘争に突入、二〇％減産 日教組全国一斉教育危機突破大会 日駐労第九回定期大会（十九日） 社会保障制度審議会、国民年金制 度試案を発表	二九日	私鉄大手一一社、無期限七割集改 札ストに突入
八日	炭労柔軟闘争に突入、二〇％減産 日教組全国一斉教育危機突破大会 日駐労第九回定期大会（十九日） 社会保障制度審議会、国民年金制 度試案を発表	三〇日	私鉄大手一一社、無期限七割集改 札ストに突入
十一日	社会保障制度審議会、国民年金制 度試案を発表	三十一日	私鉄大手一一社、無期限七割集改 札ストに突入
十三日	総評春闘第二次統一行動 炭労第一波一四社二四時間スト 日教組愛媛勤評抗議全国職場集会 炭労第二波一四社二四時間スト 炭労第二波続行二四時間スト 総評春闘第三次統一行動 炭労第三波一四社四八時間スト 最低賃金制連絡会議、意見対立で 解散	四月	合化労連第二波二三組合スト フランス官公労働者二四時間スト 総評、最賃制確立・ILO条約批 准促進統一行動デー 公労委、公労協に仲裁裁定案提示 全鋁大手無期限重点スト突入 政府、仲裁裁定実施の方針で公労 協は第五波闘争を中止 総評第五次統一行動、炭労・合化
十五日	炭労第二波一四社二四時間スト 炭労第二波続行二四時間スト 総評春闘第三次統一行動 炭労第三波一四社四八時間スト 最低賃金制連絡会議、意見対立で 解散	一日	合化労連第二波二三組合スト フランス官公労働者二四時間スト 総評、最賃制確立・ILO条約批 准促進統一行動デー 公労委、公労協に仲裁裁定案提示 全鋁大手無期限重点スト突入 政府、仲裁裁定実施の方針で公労 協は第五波闘争を中止 総評第五次統一行動、炭労・合化
十七日	炭労第二波続行二四時間スト 総評春闘第三次統一行動 炭労第三波一四社四八時間スト 最低賃金制連絡会議、意見対立で 解散	二日	合化労連第二波二三組合スト フランス官公労働者二四時間スト 総評、最賃制確立・ILO条約批 准促進統一行動デー 公労委、公労協に仲裁裁定案提示 全鋁大手無期限重点スト突入 政府、仲裁裁定実施の方針で公労 協は第五波闘争を中止 総評第五次統一行動、炭労・合化
十九日	炭労第三波一四社四八時間スト 最低賃金制連絡会議、意見対立で 解散	三日	合化労連第二波二三組合スト フランス官公労働者二四時間スト 総評、最賃制確立・ILO条約批 准促進統一行動デー 公労委、公労協に仲裁裁定案提示 全鋁大手無期限重点スト突入 政府、仲裁裁定実施の方針で公労 協は第五波闘争を中止 総評第五次統一行動、炭労・合化
二十三日	私鉄大手一一社二四時間スト	四日	合化労連第二波二三組合スト フランス官公労働者二四時間スト 総評、最賃制確立・ILO条約批 准促進統一行動デー 公労委、公労協に仲裁裁定案提示 全鋁大手無期限重点スト突入 政府、仲裁裁定実施の方針で公労 協は第五波闘争を中止 総評第五次統一行動、炭労・合化
		五日	合化労連第二波二三組合スト フランス官公労働者二四時間スト 総評、最賃制確立・ILO条約批 准促進統一行動デー 公労委、公労協に仲裁裁定案提示 全鋁大手無期限重点スト突入 政府、仲裁裁定実施の方針で公労 協は第五波闘争を中止 総評第五次統一行動、炭労・合化
		六日	私鉄総連大手九社中小一二社第三 波二四時間スト突入まもなく中止 電機労連二四組合二四時間スト 電機労連二三組合二四時間スト 全鋁大手四社重点スト加重 全鋁三井全山無期限スト突入 総評第九回幹事会、春闘長期体制 全鋁三鋁連スト中止 全造船第一九回大会（一九日） 全司法浄書拒否闘争に処分 労働法学者ら最賃法案に反対声明 東鉄春闘処分一六〇〇人 日経連定時総会 全駐労第一三回大会（二〇日） 衆院本会議、原水爆実験禁止決議 私鉄大手七社スト突入後妥結 参院本会議、原水爆実験禁止決議 日ソ漁業交渉妥結 都教組、勤評反対一斉休暇 社会党、岸内閣不信任案を提出 日本労働協会法案、参院で成立 衆議院解散 全通処分二万、全電通八万に及ぶ 全炭鋁四八時間スト 自動車労連第四回全国大会

五 月	
一日	第二九回メーデー、大会参加人員 実行委調全国四六〇万中央五九万 労働省調全国一七八万中央二三万 総評、組織綱領草案を決定 炭労第一九回臨時大会
四日	東京地裁、公安条例は違憲と判決 福岡県教組一〇割休暇闘争実施 日中貿易全面停止の入電
六日	社会党単独で非核武装宣言 アルジェリア反政府暴動
七日	全蚕労連第一七回定期大会（一 六日）
一〇日	社会保障審議会、国民年金答申案 要綱を決定
一三日	全学連、原水爆実験反対動評反対 総決起大会
一五日	ソ連人工衛星第三号打上げ 総評第二メーデー「生活と権利、 教育を守る総決起大会」
一七日	職種別等賃金実態調査昭和三二年 度分発表
一八日	フランス三大労組、ドゴール出馬 に反対ゼネスト用意指令

六 月	
一日	市銀連第三回定期大会（二〇日） 地銀連第三回定期大会（二二日） 第二八回衆議院総選挙 ソ連首相、総評の公開質問状に返 書「基地撤廃すれば攻撃せず」 全銀総連第二回総会
二日	炭労重点スト六五日の長期記録 日建協第六回定期大会（二五日） 全国ガス第一四回大会（二六日） 全日通第一三回定期大会（二日） 電機労連第六回大会（三〇日） 最高裁、ピケを業務妨害罪と判決 経団連定時総会
三日	八学者、憲法問題研究会結成準備 全金同盟第八回大会（三一日） 化学同盟第八回大会（三一日） 全食品同盟第一二回大会（三二 日）
四日	日高教第五回定期大会（三日） フランス議会、ドゴール首相信任 全特定第七回定期大会（五日） ILO第四二回総会（二六日） 造船総連第八回大会（六日）
五日	

六日	最高裁、朝日新聞レッドページに 無効判決
八日	日教組第一七回大会（一一日） 全機金第九回定期大会（九日） 菅生事件交番爆破に無罪判決
九日	総評・官公労、夏季手当獲得不当 弾圧反対労働者総決起大会
一〇日	国際電電第一三回大会（一二日） 第二九特別国会召集
十一日	電産第一三回中央定時大会 日教組大会、無期休会となる
十二日	第二次岸内閣成立
一六日	炭労争議、労使ともあっせん案を 受諾したが協定草案対立スト続行 ハンガリア・ナジ元首相らの処刑 発表さる
一七日	炭労争議解決、重点スト九〇日で アルコール専売第七回大会（二 〇日）
一八日	総評第一〇回幹事会、一七五八年 度運動方針案発表
一九日	原水爆禁止平和行進、広島を出発 東証労組全面スト突入
二〇日	全印総連第六回大会（二二日） 社会党、総選挙の自己批判を発表 日教組全国代表者会議、大会対策
二一日	
二二日	

二三日	全石油第六回定期大会(一、二五日)	一四日	共産党、椎野悦郎らを除名	八 月	日教団連第二回大会(一、三一日)	
二五日	全日農など米価要求全国農民大会 日教組、勤評阻止の全国統一行動 再建自治団体九県で給与引下げ	一五日	イランにクーデター、共和国宣言 合化労連第一六回大会(一、一八日)			
二六日	高知県教組一〇割休暇闘争	一六日	米軍、レバノンに上陸			
二七日	機労第八回定期大会(一、一日)	全炭鉱第五回定期大会(一、一九日)	全専売第一一回大会(一、一九日)		一日	共産党大会、党章不採択で閉会
二九日	新聞労連第一〇回大会(一、三〇日)	人事院、国家公務員給与で勧告	都市交通第一二回大会(一、一八日)		三日	共産党中央幹部会員選出結果発表
三〇日	日教組全国代表者会議(一、一日) で大会再開を決定	英軍、ヨルダンに進駐	王子製紙労組、無期限ストに突入		四日	毛沢東・フルシチョフ会談(北京)
	全港湾第一三回大会(一、二日)	共産党、全学連グループ幹部除名	全国一般合同第四回大会(一、二〇日)		六日	共同声明発表
	平事件に騒乱罪適用で判決	総評第一〇回定期大会(一、二五日)	日本共産党第七回全国党大会(一、八月一日)		七日	全電通大会、執行部総辞職し休会
七月		経済企画庁「経済白書」を発表	日教組第一七回大会再開		八日	全化同盟第七回大会(一、七日)
二日	炭労第二〇回定期大会(一、四日)	官公労、組織解体方針を決定	全労働単一結成大会(一、二九日)		九日	総評第一回幹事会、秋闘方針決定
四日	総評第一一回幹事会、勤評問題	日教組第一八回臨時大会(一、二九日)	勤評反対闘争方針	一一日	王子製紙苦小牧に第二組合結成	
八日	全通第一〇回定期大会(一、二二日)	第二九特別国会閉会	三鉱連、機械導入に伴う完全雇用協定に調印	一二日	国連緊急総会開く、中東問題	
九日	三鉱連、機械導入に伴う完全雇用協定に調印	国鉄労組第一八回大会(一、一四日)	労働省「昭和三二年労働経済の分析」を発表	一五日	官公労第一〇回定期大会、組織を解体し単産ごとに総評加盟へ	
一〇日	建設省「建設白書」を発表	総評、日中関係打開労働者大会		一六日	広島・東京間平和行進、東京着	
一二日				一七日	原水爆禁止日本大会(一、一四日)	
				一九日	総評、勤評反対民主教育を守る国民大会(一、一六日・和歌山)	
					第四回原水爆禁止世界大会(一、二〇日・東京)	
					和歌山の勤評阻止大会で流血事件	
					社会党、和歌山乱闘調査結果にも	
					とづき警察非難声明	
					総評中央討論集会(一、二〇日)	
					王子製紙第一、第二組合が衝突	

二二日	全農林第八回大会、連合を解体 全国セメント第一三回大会（一、二三日） エリコン荷上阻止共闘会議、六五〇〇人動員で阻止を決定 国連緊急総会、中東問題でアラブ一〇カ国提出決議案を可決閉会 私鉄総連第二一回大会（一、二五日） 全農林単一結成大会（一、二四日） 全林野第八回大会（一、二六日） 自治労第六回大会（一、二八日） 鉄鋼労連第一三回臨時大会（一、二九日） 国鉄職労連第二回大会（一、三〇日） 全交運第五回定期委員会 全駐労臨時全国大会、スト権確立 日駐労臨時大会、スト権確立	一二日 一五日	総評第二回幹事会、勤評闘争対策 日教組勤評反対全国統一行動 全日自労第一三回大会（一、一八日） 日本労働協会創立 全鉱連第三〇回大会（一、一九日） 総評中央賃金討論集会（一、一九日） 関東経営者協会臨時総会 民放労連臨時大会（一、二二日） 社会党機構改革案成る 全駐労・日駐労、解雇反対で全国一斉四時間スト 炭労第二一回臨時大会（一、三〇日） 全電通第一一回大会再開（一、二九日） 電労連第五回大会（一、二六日） 全通、ILOに団結権問題で提訴 第三〇臨時国会召集 総評第三回拡大幹事会、勤評闘争	二二日 二五日 二四日 二五日 二八日 二九日 三〇日 三〇日	九 月	四日 六日 一〇日	全学連第一二回臨時大会（一、五日） 勤評闘争でスト決定 日銀、公定歩合一厘引下げ決定 文部省の道徳教育講習会に総評、日教組がピケ 小西六人員整理争議ロックアウト
二二日	社会党、警職法改正に反対表明 警職法改正案、衆院に提出さる 警職法審議をめぐって国会の運営ストップ、社会党労組協力会議は同法改正に反対の共同声明 東京地評、警職法改正反対で「非常事態宣言」を発す 全郵政従組結成大会 和歌山県教組第五波実力行使 警職法改悪反対国民会議結成 三洋電機、労組結成を認めず 総評第四回拡大幹事会、警職法改悪反対闘争方針 日教組第一九回臨時大会（一、一六日）、国際自由労連を脱退 全映演第一五回定期大会 共同製本解雇反対争議に暴力団日経連臨時総会 総評、警職法改悪反対国会陳情 日教組教育課程研究大会開催 社会党第一回中央委（一、一九日） 警職法改正反対で文化人らも声明 紙パ労連、王子争議支援時限スト 鐘紡合理化案妥結し労使共同発表 総同盟第一三回大会（一、二五日） 土建総連第七回大会（一、二三日）	七日 八日 九日 一〇日 一日 二日 三日 四日 一七日 一八日	一〇月	二二日 二五日 二四日 二五日 二八日 二九日 三〇日 三〇日	九 月	四日 六日 一〇日	全国金属第九回定期大会（一、六日） 安保条約改定日米交渉開始 海員第一七回定期大会（一、九日） フランス第五共和制発足 全駐労第二波二四時間スト



二三日 日本水素合理化反対無期スト突入 新産別第一〇回大会（二四日） 総評第一一回臨時大会、警職法改 悪反対闘争方針を決定 二四日 警職法改悪反対国民大会、各地で 近江絹糸労組統一大会 二五日 総評、生活と権利を守る国民大会 総評第三次統一行動、警職法で抗 議集会・時限ストなど実施 二八日 日教組勤評闘争第二波、群馬・高 知で一〇割休暇 二九日 全労会議第五回大会（三一日） 三〇日 合化労連第一七回大会（三一日） 鐘紡合理化協定に調印	七日 警職法改悪反対国民会議、会期延 長を認めない国民集会 社会党、会期延長無効の党声明 社会党の登院拒否で国会変則化 八日 国際自由労連、アジア繊維労働者 一〇日 大会（一二日・東京） 松川公判口頭弁論に諏訪メモ提出 一二日 日本社会党第一五回臨時大会、警 職法改悪粉砕闘争方針決定 ソ連、経済七カ年計画を発表 総評、警職法反対全国討論集会 一四日 全国労働組合生産性中央討論集会 （一五日） 一五日 全日通第一一回臨時大会（一六 日）	起大会 総評などILO条約批准で声明 自社両党首会談で警職法改正案を 審議未了とする話合いつく 二四日 総評第六回幹事会、戦術協議 二五日 全金融解散 二六日 総評第五次統一行動、戦術転換 二八日 日教組第四次統一行動 炭労長期計画協定闘争解決 労働省、昭和三三年労働組合基本 調査結果発表、組合員数六八八万 一五八一人で戦後最高 王子製紙労組、中労委にあっせん 案受諾を回答 二九日
四日 政府与党が国会会期延長を強行決 議、社会党は八日以降審議拒否 五日 警職法改悪反対統一行動、五三組 合四〇〇万が参加 紙パ労連第二一回臨時大会、王子 争議同情スト第二波を決定 国会両院の審議ストップ 六日 総評第五回幹事会、第五次統一行 動を協議	一七 日 警職法改悪反対国民会議、民主主 義を守る国民大集会 一八 日 紙パ労連王子争議支援時限スト 二〇 日 経済企画庁発表、昭和三二年度国 民所得一〇兆〇四六四億円 王子製紙苦小牧電源スト 共産党第三回中央委総会（二三 日）、党生活確立に関する決議 ILO理事会、公企体労組の権利 侵害で日本政府に注意勧告を採択 総評、警職法改悪案撤回中央総決	一 日 厚生省「厚生白書」を発表 四 日 高知県教組、処分反対一〇割休暇 国際電第一四回大会（六日） 総評第七回幹事会、春闘方針決定 五日 総評、一九五八年度賃金白書発表 中労委、王子製紙スト解除申入れ 第三〇国会閉会 七日 王子製紙争議一四五日目に解決 九 日 総評第六次全国統一行動 一〇 日

二五日	一〇月一日現在総人口九二〇〇万	二〇日	総評第八回幹事会、春闘戦術協議	二日	働かせろ食わせろ失業者大会 東京地評、最賃制闘争で声明 社会党・総評懇談会、最賃法案修 正闘争で協議
二四日	総評、全労の戦線統一提唱に対する態度を決定	一九日	三井炭鉱、企業再建案を提示 社会党第三回拡大中央委員会	四日	
二三日	衆院本会議、文相不信任案を否決 かけることを決定	一八日	日教組中央委（二〇日）、勤評神 奈川方式をめぐる意見対立	二日	
二二日	社会党、文相不信任案を提出	一七日	都教組、神奈川方式反対を決定	二二日	賃金問題」発表 社会保障制度審議会、国民年金法 案要綱を答申
二二日	全労、総評などに戦線統一を呼び かけることを決定	一六日	国鉄志免炭鉱部分スト突入	二四日	労働戦線統一懇談会初会合 炭労大手八社賃上げゼロ回答 日教組第八次全国教育研究集会 （二七日） 第一回日本青年労働者研究全国集 会（二六日） 自民党大会、岸総裁を再選 鉄鋼労連第一四回臨時大会（二 七日）、スト権確立 世界平和アピール七人委、世界新 秩序宣言を発表 第三一通常国会再開、開会式 米大統領、労働教書発表 国際自由労連、日本労組に公開メ ッセージ
二二日	政党論排撃を申合わせ	一六日	文相、勤評神奈川方式を認めず		
二二日	社会党左派・総評首脳会合、国民 政党論排撃を申合わせ	一六日	国鉄志免炭鉱部分スト突入		
二二日	社会党、文相不信任案を提出	一六日	文相、勤評神奈川方式を認めず		
二二日	全労、総評などに戦線統一を呼び かけることを決定	一八日	都教組、神奈川方式反対を決定		
二二日	衆院本会議、文相不信任案を否決 かけることを決定	一八日	日教組中央委（二〇日）、勤評神 奈川方式をめぐる意見対立		
二二日	総評、全労の戦線統一提唱に対す る態度を決定	一九日	三井炭鉱、企業再建案を提示 社会党第三回拡大中央委員会		
二二日	一〇月一日現在総人口九二〇〇万	二〇日	総評第八回幹事会、春闘戦術協議		
二二日	日教組第五波全国統一行動 公労協年末闘争妥結 第三一国会召集 経済企画庁「国民生活白書」を発 表 日教組小林委員長ら高知で闘争反 対の父兄に暴行さる 春闘共闘委設置、六〇単産参加 砂川事件に東京高裁判決、公務執 行妨害には無罪 鈴木社会党委員長、議会主義強調 の談話 社会党、勤評神奈川方式を支持 高知県教組、集団暴行事件と不当 弾圧に抗議一〇割休暇闘争 向坂九大教授、階級政党論で鈴木 委員長談話に反論 社会党左派・総評首脳会合、国民 政党論排撃を申合わせ 社会党、文相不信任案を提出 全労、総評などに戦線統一を呼び かけることを決定 衆院本会議、文相不信任案を否決 総評、全労の戦線統一提唱に対す る態度を決定 一〇月一日現在総人口九二〇〇万	二二日 一〇日 一二日 一三日 一六日 一七日 一八日 一九日 二〇日	と発表 欧州各国、自国通貨の交換性回復 を発表 自民党反主流派、刷新懇話会結成 日銀券発行高一兆円突破 一九五九年 一月 ソ連、宇宙ロケット打上げ成功 共産党第四回中央委総会（一二 日）、日本の中立化について決議 ソ連、対独平和会議開催を提案 日教組関東ブロック代表者会議、 勤評神奈川方式を支持 国鉄志免炭鉱所支部、民間払下げ 反対二四時間スト 国鉄志免炭鉱部分スト突入 文相、勤評神奈川方式を認めず 都教組、神奈川方式反対を決定 日教組中央委（二〇日）、勤評神 奈川方式をめぐる意見対立 三井炭鉱、企業再建案を提示 社会党第三回拡大中央委員会 総評第八回幹事会、春闘戦術協議	二二日 二二日 二四日 二五日 二六日 二八日 三〇日	日経連「わが国労働経済の現況と 賃金問題」発表 社会保障制度審議会、国民年金法 案要綱を答申 労働戦線統一懇談会初会合 炭労大手八社賃上げゼロ回答 日教組第八次全国教育研究集会 （二七日） 第一回日本青年労働者研究全国集 会（二六日） 自民党大会、岸総裁を再選 鉄鋼労連第一四回臨時大会（二 七日）、スト権確立 世界平和アピール七人委、世界新 秩序宣言を発表 第三一通常国会再開、開会式 米大統領、労働教書発表 国際自由労連、日本労組に公開メ ッセージ

九日	労働力調査昭和三三年度状況発表	三 月	二〇日	春闘第四次統一行動、炭労大手一
一日	社会党、最賃法案修正要綱を決定		二二日	四社・鉄連鋼管二四時間ストなど
一二日	総評第九回幹事会、最賃闘争行動		二三日	第四回働く婦人の中央集会
一四日	最低賃金制要求貫徹決起大会		二四日	炭労争議、無期限ストに突入
一六日	総評春闘決起大会、各地で		二五日	衆院本会議、国民年金法案可決
一七日	明治鋳業労連企業整備反対七二時	二日	二六日	春闘第五次統一行動、炭労・電機
一八日	間スト突入	三日	二七日	労連・全旅労連参加
一九日	労働法学者らILO条約批准問題	四日	二八日	全旅労連二四時間スト、タクシー
二〇日	で声明	五日	二九日	四千台がストツプ
二一日	日教組第二〇回臨時大会（一七	六日	三〇日	公労協賃上げに仲裁裁定提示
二二日	日）、勤評闘争岩手修正案を可決	七日	三一日	社会党、岸内閣不信任案を提出
二三日	国公労働者春闘総決起大会	八日		衆院本会議、内閣不信任案を否決
二四日	労働戦線統一懇談会第一回世話人	九日		東京地裁、砂川事件に無罪判決、
二五日	会開く	一〇日		外国軍駐留は違憲とす
二六日	日銀公定総会第三次引下げ発表	一二日		王子製紙苦小牧七社共闘、非常事
二七日	労働問題懇談会、ILO条約第八	一三日		態宣言発す
二八日	七号批准で答申	一四日		
二九日	衆院社会労働委、最賃法案を強行	一六日		
三〇日	採決	一八日		
三一日	キプロス独立協定仮調印	一九日		
三二日	春季闘争第一次統一行動、鉄鋼二			
三三日	四時間ストなど			
三四日	日高教第六回特別大会			
三五日	衆院本会議、最低賃金法案を可決			
三六日	総評、安保条約改定反対日中国交			
三七日	回復国民大会			
三八日				
三九日				
四〇日				
四一日				
四二日				
四三日				
四四日				
四五日				
四六日				
四七日				
四八日				
四九日				
五〇日				
五一				
五二				
五三				
五四				
五五				
五六				
五七				
五八				
五九				
六〇				
六一				
六二				
六三				
六四				
六五				
六六				
六七				
六八				
六九				
七〇				
七一				
七二				
七三				
七四				
七五				
七六				
七七				
七八				
七九				
八〇				
八一				
八二				
八三				
八四				
八五				
八六				
八七				
八八				
八九				
九〇				
九一				
九二				
九三				
九四				
九五				
九六				
九七				
九八				
九九				
一〇〇				

四日	の跳躍上告を決定 最低賃金法案、参院で修正可決 炭労争議、三鉦連合理化問題妥結 し賃金問題もあっせん案を受諾 炭労スト中止指令、大手解決 三鉦連、企業再建に関する協定書に調印	一六日	日経連第一二回定時総会 鉄鋼労連、富士・鋼管にスト中止指令	二日	主婦と生活社労組幹部九名逮捕 中小企業退職金共済法案、参院で可決、成立 第三一通常国会閉会
六日	炭労スト中止指令、大手解決 三鉦連、企業再建に関する協定書に調印	一九日	鉄鋼労連、賃金闘争の終熄を確認 ソ連首相、日本の一通信社の質問に回答、永世中立の保障など 統一地方選挙実施	三日	造船総連第九回定期大会（一五日） 石炭大手四社、希望退職募集の不況乗りきり案を組合に提示
七日	全造船第六波スト 政府与党、安保条約改定要綱決定 鉄鋼労連第六波富士二四時間スト 全旅労連第三波タクシー統一スト 衆院本会議、最低賃金法案を参院修正案で可決、成立	二二日	総評第一一回幹事会、一九五九年 度運動方針基本構想を確認 国鉄志免鉦業所長と労組が採炭可 能量で共同声明	六日	国鉄志免鉦調査委、埋蔵量調査実 施をきめる 公労委、国鉄労働時間問題で調査 実施を決定
八日	鉄鋼争議、八幡が妥結 紙パ労連第一波二四時間スト 衆院本会議で国民年金法案成立 全旅労連第四波スト	二六日	中国人民代表大会で国家主席に劉 少奇を選出 国鉄労組、志免炭鉦の「長期安定 経営可能」提案	七日	衆院決算委員長、志免炭鉦払下げ 不必要と言明 アルコール専売、小林工場の民間 払下げ政府決定に反対
九日	東京地裁、全電通千代田丸事件に 解雇処分無効の判決 紙パ労連第二波二四時間スト 春闘第六次統一行動、安保条約改 定反対で一斉職場大会	二七日	鐘紡不況対策労使協定に正式調印 共産党、全学連幹部七党員を除名 メトロ交通、ロックアウト通告	八日	労働省、昭和三三年賃金構造基本 調査結果を発表 ILO炭鉦委、世界的な炭鉦不況 対策決議を採択
一四日	砂川判決支持・安保体制打破中央 大会 主婦と生活社争議、立入禁止仮処 分をめくり衝突	二九日	鉄鋼争議、鋼管妥結で解決	九日	炭労、合理化反対闘争方針決定 国労、志免炭鉦払下げ阻止声明 メーデー公判、検察側が新たに八 二六人の証人調べを申請
一五日		三〇日	第三〇回メーデー、大会参加人員 労働省調全国七二三カ所一六一万 中央メーデー（雨）実行委発表三 〇万（労働省調一五万）参加	一二日	全太平洋アジア地域港湾労働者国 際会議（一三日） 東西外相会議開く

一二日	全織綿紡と一〇大紡の間に集団交渉協定調印 メトロ交通労組スト・キャラバン大阪を出発 日ソ漁業交渉妥結	二九日 三〇日	自民党、安保条約改定党見解発表 メトロ交通ロックアウト、会社側の雇人夫が労組員に暴行 シンガポール総選挙で人民行動党の圧勝	一二日	炭労四社合理化反対二四時間スト 平和大行進広島に向け出発 総評合理化反対安保改定阻止討論集会（一三日） 全駐労第一四回・統一第一回大会（一四日）
一三日	全蚕労連第一八回大会（一五日）	六 月	参議院議員選挙 ILO第四三回総会（二五日） 日教組、教科書の自主採択を指令 国鉄志免鉦、当局調査委の入坑拒否で衝突 鉄鋼労連第一五回臨時大会（八日） 志免鉦現地話し合い決裂、調査不能で打ち切り 総評第一二回幹事会、安保闘争全日自労第一四回大会（二二日） 全専売超勤拒否闘争解決で煙草不足の危機解消 全労、全官公職労と連絡会議設置を決定 労働戦線統一懇談会世話人会で総評と全労が第二組合論で対立 日教組第二一回大会（一五日）	一四日	全特定第八回大会（一四日） 日高教第七回大会（一七日） 全金同盟第九回大会（一五日） 合化労連第一八回大会（一八日） 全機金第一〇回大会（一六日） 太田総評議長ら共産党との原則的共闘を強調（下呂談話） 炭労第二二回大会（二〇日） 全造船第二〇回大会（一九日） 電産第一四回大会 第三次岸内閣成立 炭労四社合理化反対二四時間スト 王子製紙労使平和状態に復す 総評常任幹事会、共産党に対する態度決定 第三二臨時国会召集 全労、安保改定阻止共闘に不参加 安保条約改定阻止第二次統一行動 炭労四企連二四時間スト 全石油第七回大会（三〇日）
一四日	全学連、安保条約阻止岸内閣打倒学生中央集会			一五日	一六日
一五日	総評、安保条約阻止廃棄のための第二次統一行動日 化学同盟第九回大会（一八日） 大阪府教組に勤評闘争で大量処分 全駐労・日駐労・関西駐労統一合同大会			一六日	一六日
一六日	総評、主婦と生活社争議支援で同社出版物不買運動呼びかけ 文部省、新卒就職状況調査発表 雇用審議会、長期完全雇用の答申案大綱を決定			一七日	一八日
一八日	市銀連第四回大会（二〇日） 地銀連第四回大会（二〇日） 全銀総連第三回総会			一九日	一九日
一九日	国鉄職労連第三回大会（二四日） 出版労協、主婦と生活社争議支援 三〇分連帯スト			二〇日	二〇日
二二日	経団連総会、自主的体質改善決議			二二日	二二日
二六日				二三日	二三日
二八日				二五日	二七日

第一部 労働者状態

第一編 労働人口の構成

第一章 戦後一三年の人口

敗戦後、わが国の人口は著しい増加を記録した。それは復員・海外引揚等の社会増加のほか、出生・死亡差による自然増加が異常に高まったためである。まず社会増加についてみると、復員三〇〇万九千人、引揚者三一三万六千人、区別不明一〇万四千人計六二四万九千人で、このうちから外国人の退去一一九万四千人を差引いた約五〇五万五千人が純増加人口であった（一九五〇年九月まで、G H Q・ESS調査）。

一方、自然増加もまた出生増加と死亡減少によって、一九四九年には最高一七五万一千人に達した。しかし、その後の人口増加速度ははっきりと低減してきており、特に一九五〇～一九五五年の五ヵ年間の増加率は戦前一九三〇～一九三五年（昭和五～一〇年）のそれを更に下回っていることが認められる（第1表）。

このような人口の増加速度の低減、なかならず出生率の急激な低下に加えて、生産年齢人口の近い将来における激増、人口の老齢化傾向等、わが国人口は最近著しい転換期の様相を示しているといふことができる。そこで、以下人口問題審議会がとりまとめた「人口

白書案」（一九五九年六月刊）によって、その転換期人口の特徴を概観してみよう。

（注） 1 厚生省の付属機関である人口問題審議会は、従来ほとんど組織的な研究が行われなかった人口問題を各方面から検討するため、一九五三年八月に設置されたもので、「人口白書案」は同審議会特別委員会（会長野村兼太郎氏）が一年がかりでまとめたものである。それは総会で審議、採択の上、更にそれにとつぎ厚生、農林、労働各省大臣、経済企画庁長官など関係各省庁に人口問題について建議することになっている。

（注） 2 戦後の人口増加については、本年鑑第二六集、一九五四年版参照。

人口動態の転換 一九四七～一九四九年の三ヵ年にわたって出生率は異常に上昇した。それは第2表にみるとおり、戦前の水準を大きく上回るものであった。しかし、一九五〇年に戦前水準を割って以来、その後は急激な低下を続けた。人口一〇〇〇人について出生が一八人しかないという最近の出生率は、一〇〇〇人について一八・六人のフランス、一八・一人のイタリアに近い数字で、スエーデンの一四・八、イギリスの一五・五、西独の一六・〇（いずれも一九五五年）など世界の最低水準にも遠くない。一方、死亡率の低下は更に大きく、最近は人口一〇〇〇人についてわずかに八人前後

第1表 戦前戦後の国勢調査人口の推移 (単位 1,000人)

年次	I	II	III	年平均増加率
1920年(大正9年)	55,391	—	—	—%
25年(“14年)	59,179	—	—	1.34
30年(昭和5年)	63,872	—	—	1.54
35年(“10年)	68,662	68,882	—	1.47
40年(“15年)	—	72,540	—	1.05
45年(“20年)1)	—	75,551	72,147	0.79
50年(“25年)	—	—	83,200	2.90
55年(“30年)4)	89,275	—	89,108	1.39

〔備考〕 1) I：沖縄県を除く旧内地またはほぼそれに準ずる境域の人口
II：IまたはIIIにその境域外にいた軍人軍属を加えた人口
III：戦後1950年まですなわち奄美大島復帰以前の境域の人口
2) 各年とも10月1日現在の国勢調査による。年平均増加率は先立つ5ヵ年間の人口増加を前後同一の境域について計算したもの。
3) (1) 11月1日現在, (2) 在外兵力は総理府統計局の推計値による,
(3) 補正調査人口, (4) 境域は沖縄県を除いた旧内地とほぼ等しいが, なお調査の行われなかった小笠原, 千島その他の小島嶼の人口は1935年調査では総計2万5千余であった。

を記録し、英米独の一〇〇〇人につき九人ないし一二人を下回っている。この死亡率の低下が戦後の人口増加に及ぼす影響は、終戦直後の大量引揚げ者やないしは出生率の一時的反騰現象の影響に比べはるかに大きくかつ持続的なものである。白書はこの現象を「国

第2表 戦後の出生・死亡および自然増加 (単位 1,000人)

年次	出生	死亡	自然増加
1933～1937年平均	2,112	1,196	916
1947～1949年平均	2,686	1,011	1,674
1950～1952年平均	2,160	836	1,324
1953～1955年平均	1,880	753	1,128
1956年	1,665	724	941
1957年	1,567	752	814
1958年	1,650	684	966

率 (人口 1,000人につき)			
1933～1937年平均	30.8	17.4	13.4
1947～1949年平均	33.6	12.6	20.9
1950～1952年平均	25.6	9.9	15.7
1953～1955年平均	21.3	8.5	12.8
1956年	18.5	8.0	10.4
1957年	17.2	8.3	8.9
1958年	17.9	7.4	10.5

〔備考〕 1) 戦前の1933年～1937年は沖縄を除いた数である。
2) 1958年はなお未確定概数である。

民保健政策の充実と医療技術の進歩の賜”と呼んでいるが、いずれにせよ、以上の事実がわが国の人口動態が多産多死型から少産少死型へと決定的な転換運動をなしたことを示すものとして注目される。
ところで、人口妊娠中絶と出産抑制の手段としての避妊が、さきの出生率の低下に寄与していることは疑いないことといえよう。一九四八年六月「優生保護法」の施行により人口妊娠中絶が認められることになったのに伴ない、中絶件数は毎年増加し、最近では正式登録数だけでも年間一〇〇万件(出生数の七割前後)を突破する状態となった。また、避妊の普及率について白書は、最近の七年間に急激に増加し、過半数に近い夫婦が避妊の経験を持つようになったとみている。そこで、人口問題研究所が一九五七年一月一日現在

第3表 1957年出産力から計算された職業別
推計生涯出生児とその対戦前比較

職 業	戦 前 (1)	1957年 (2)	(1)-(2)	(2)÷(1)×100
事 務 労 働 者	4.5	2.1	2.4	47
自 営 業 主	4.9	2.8	2.1	58
筋 肉 労 働 者	4.8	2.9	1.9	60
日 雇(非農林)※	5.0	3.2	1.8	65
農 業 者	5.7	3.5	2.2	61
漁 業 者※	5.7	5.2	0.5	92
総 計	5.2	2.9	2.2	57

- 〔備考〕 1) 人口問題研究所の1957年第3次出産力調査による。なお、本表は、妻の結婚年齢30歳未満の夫婦のうち結婚当時と調査時とで夫の職業に異動のなかった21,307組の夫婦について集計された結果である。
- 2) 戦前は今次調査における結婚持続期間25年～29年（結婚次1928年～1932年）の夫婦の出産歴による。
- 3) ※印をつけた職業集団は他に比べて少数観察の誤差が大きい。なお総計には表記のもの以外の小集団も含まれる。

で実施した第三次出産力調査の結果でみると、一夫婦当り平均出生児数は二・九人、つまり戦前五・二人の半分に収縮した(第3表)。

生産年齢人口の増加 毎年生まれる子供の数は戦前の八割に減ったものの、死亡率の低下に伴って、その子供たちはほとんど途中で死なずに成長する。加えて、寿命の延長という現象が壮年および高齢人口をふやしていく。この結果子供の減少に反比例して労働力人口が急激にふくれ、深刻な雇用問題がおこってくる。すなわち、人口問題研究所が一九五七年五月に、一九五五年の国勢調査人口を

第4表 年齢3階級別人口増加の推移 (単位 1,000人)

	総 人 口	0 歳～14歳	15歳～59歳	60 歳 以 上
1930～1935年平均	958(100)	392(100)	493(100)	73(100)
1950～1955年平均	1,181(123)	101(26)	924(187)	156(214)
1955～1960年平均	819(85)	△479(△122)	1,091(221)	207(284)
1960～1965年平均	605(63)	△935(△238)	1,300(264)	240(329)
1965～1970年平均	636(66)	△458(△117)	859(174)	235(322)
1970～1975年平均	630(66)	△ 2(△ 1)	374(76)	258(353)

- 〔備考〕 1) カッコ内は1930年～1935年を100とした指数である。
- 2) △印は減少を示す。
- 3) 戦前1930年～1935年には沖縄を除き、戦後1950年～1955年には奄美大島を除いて計算してある。1960年以降は1957年5月人口問題研究所推計人口による。

基準として、そのころまでの出生率および死亡率の低下傾向を前提として計算した推計将来人口の年齢三階級別推移を示す第4表でみると、戦前の年平均増加人口九六万人のうち四割余、四〇万近くは一五歳未満の子供の増加であり、一五～五九歳の生産年齢人口の増加は、五〇万人にみたなかった。そして、ほかに六〇歳以上の高齢人口の増加が七万余人あった。これに対し、一九五〇～一九六〇年の増加人口は年平均八二万人に収縮しているが、一五～五九歳人口は年々一一〇万人に近く戦前の二・二倍もの増加をしていることになる。六〇歳以上人口の増加も実数は少ないが

対戦前の倍率は三倍に近い。一五歳以上人口を総計すると年一三〇万人の増加、戦前の二・三倍というふくれ方である。しかもこのような状況は一九六〇～一九六五年にかけて一段と強化され、総人口の増加は戦前の六割近くに収縮するのに、そのうち一五歳以上人口の増加は年平均一五四万、戦前の二倍半以上にも膨張する。この増勢は一九六五～一九七〇年にかけてやっと緩和しはじめたが、それでもまだ戦前水準よりはるかに高く、一九七〇年を過ぎてはじめて戦前水準を下回ることになる。もっともその場合でも六〇歳以上人口はかえってその増勢をまし、また別の社会問題を提起することになる。

就業構造のひずみ 一九二〇～一九四〇年（大正九年～昭和十五年）にわたる長期の推移傾向によれば、戦前の国民経済の発展は年平均約三二万の労働力の増加を消化しながらその産業構造を次第に高度化し、近代化してきた（第5表）。この構造的進化の原動力はいうまでもなく第二次産業部門、とりわけ製造工業の発展にあった。

全産業を第一次（農林漁業）、第二次（鉱工業と建設業）および第三次（商業サービスその他の諸産業）の三部門に分ける通例の分類法によって労働力の三部門別配分の推移をみると、第一次部門はほぼ保合い、一九三五年ごろからは農家数はむしろ微減傾向をとったのに対し、増加労働力は第二次と第三次部門で折半に近い割合で収容され、両部門とも二〇年間にその就業者数を約一倍半に拡大した。そして、その増加率はむしろ第二次部門の方が高めであった。

ところで戦後の推移をみると、敗戦後の過剰労働力は一九四七年の数字にみられるように大量に第一次部門に吸収され、これに反し第二次、第三次部門は大きく収縮した。その後、第一次部門は一九四七～一九五五年にかけて年平均二〇万を越える労働力を排除しており、この収縮運動は引続き今日に及んでいる。第一次部門の就業者数は戦前水準に比べてまだ過大のようではあるが、家族労働を主

第5表 産業3部門別就業者数の推移（単位 100万）

年 次	総 数	第 1 部 門	第 2 部 門	第 3 部 門
1920年	27.0(100.0)	14.4(53.6)	5.6(20.1)	6.9(25.8)
40年	33.3(100.0)	14.5(43.7)	8.4(25.3)	10.3(31.0)
47年	33.3(100.0)	17.8(53.4)	7.4(22.3)	8.1(24.3)
50年	35.6(100.0)	17.2(48.3)	7.8(21.9)	10.6(29.8)
55年	39.2(100.0)	16.1(41.1)	9.3(23.8)	13.7(35.1)
年平均増加（単位 1,000人）				
1920～40年	317	5	142	170
1947～50年	766	△201	128	838
1950～55年	705	△222	300	627

〔備考〕 国勢調査の結果による。戦前は全年齢の有業者数、戦後は1947年はかぞえ年10歳以上、50年は14歳以上、55年は15歳以上の就業者数。ただし1940年の数字は戦時体制下のかたよりをもっているもので、若干の修正をほどこしてある。すなわち、銃後人口中の有業者数に軍人軍属中の旧有業者（160万余）を加えるとともに、他方、銃後の有業人口の内の旧外地人で、平年時水準を越える部分（約30万余）と、日本人女子有業者で同じく平年時水準を越えると推定せられる部分（約20万余）を控除しそれを産業3部門に配分した推計数字である。

体とするこの部門では戦後の老齢人口増加の事実を考慮する必要がある。また男女別にみると、一九五五年の男子就業者数は戦前水準を下回るにいたっている。そういうわけで、戦後の増加労働力はその大部分が第二次および第三次部門に吸収されたことになるが、

第二次と第三次とへの配分関係は戦前の折半に近い割合を破ってほぼ三対七という割合で第三次部門へ押し込まれている。一九五五年の鉱工業生産指数（経済企画庁調）は、戦前一九四〇年（昭和十五年）に対し二割余も伸びていながら、この間の第二次産業部門の雇用の伸びが一割余にすぎないことはなによりも労働生産性の向上を物語るものであろう。しかし、産業間に配分されるべき総就業者数は二割近くも膨張しているのであるから、余分の労働力はいきおい就業のたやすい第三次部門の零細自営業分野へ殺到するという結果になる。そして、国民の生業の場がそのような零細自営業に大きく依存しているところに、労働力の過剰がすぐさまはつきりと顕在化されずに見えずごされてしまいがちながら、実際には国民生活水準の上昇に対する大きな死錘として作用してくる理由がある。それはまた知らず知らずのうちに過剰労働力を再生産している社会的背景でもあるわけである。

人口資質の劣悪化 戦後死亡率の改善は全国民的な共有物となっているが、乳児死亡率などの貧富間の格差はまだ相当に大きいし、病類別にみると改善の顕著な結核死亡についてもまた認められる。むしろ改善が顕著であるだけにその差異はいっそう目だってきたといつてよい。厚生行政基礎調査（一九五八年）の結果によると、一般世帯においては三・四％にすぎない世帯員の傷病率は、被保護世帯にあっては一九・八％という六倍近くの値を示しており、このうちの結核による疾患は一般世帯の〇・五％に対して、被保護世帯は七・三％、すなわち一五倍近くの高さにある。そのうえ、これら低所得層の結核患者は療養生活も長く続けることができずに、その病状を悪化させている傾向があるので、貧困と結核はここでは文字どおり悪循環のうずをまいている。傷病率を所得階層別にみた場合には、月収一万五千円を割るあたりで格段に高くなり、八千円を割る

第7表 世帯員1人当り支出額別にみた精神障害者出現率 (%)

区 分	総数	精神病	精神薄弱	その他
総 数	1.48	0.52	0.66	0.30
2,000 円 未 満	2.05	0.63	1.11	0.31
2,000 ～ 3,000円	1.46	0.58	0.57	0.31
3,000 円 以 上	1.10	0.39	0.41	0.30

〔備考〕 1954年7月1日現在、厚生省調。

第8表 地区別にみた精神障害者出現率 (%)

区 分	総数	精神病	精神薄弱	その他
総 数	1.48	0.52	0.66	0.30
農業漁業および農漁業混合地区	1.60	0.54	0.78	0.28
工業および住宅地区	1.33	0.49	0.52	0.33

〔備考〕 1954年7月1日現在、厚生省調。

第6表 世帯の収入階級別有病率（農家世帯及び事業世帯を除く）（1958年）

収 入 階 級(円)	傷病人員割合 (%)
総 数	3.52
2,000円未満	8.79
2,000～4,000円	10.71
4,000～6,000円	7.16
6,000～8,000円	5.50
8,000～10,000円	4.47
10,000～15,000円	3.87
15,000～20,000円	3.11
20,000～25,000円	2.64
25,000～30,000円	2.53
30,000～40,000円	2.56
40,000円以上	2.29

〔備考〕 厚生行政基礎調査による。なお、傷病率は調査時現在における傷病者数をとって計算されたものである。

ところでは最上層の二倍の数値を示している(第6表)。このような傷病多発の裏には栄養の不足があり、また労働の過重がある。それらはともに所得の不足に起因し、労働力過剰の労働市場と結びついた現象であるといえる。更にまた、人口の精神的素質に関する問題を、一九五三年に文部省が大阪、群馬、徳島の三府県下で行った精神薄弱児に関する実態調査の結果でみると、精神科医の診断によって精神薄弱と診断されたものは小学校児童の四・五%(内白痴〇・〇三、痴愚〇・六、魯鈍三・九%)という数字を示しており、この境界線にあるものはほぼその二倍に達していた。特に児童の素質別にその親の生活程度別の分布をみた場合に、それが下層の世帯に強くかたよって現われていることが注意をひく。厚生省が一九五四年に行った精神衛生実態調査の結果もまたそのことを確認させる。第7・8表にみるとおり精神薄弱の出現率は生活水準別にみると下に高く、地域別にみると都市地区よりも農漁村に高い。それは社会階層の階層秩序の中で進行する人口の再生産過程が人口資質の劣悪化を世代から世代へと累加させている危険を物語るものである。

第二章 人口の社会的構成

第一節 就業状態

わが国の労働人口に関する統計としては国勢調査の結果が最も基本的なものである。戦後にはそのほかに事業所統計調査と労働力調査とが実施されている。そのうち労働力調査はサンプル調査であって、人口の就業状態について毎月の変化を明らかにしうる便宜があ

るが、ここでは主として最近の国勢調査と事業所統計調査の結果によって、わが国労働人口の産業上の配置並びに構成をみよう。

国勢調査は統計法に依拠して一〇年ごとに行われ、またその中間年次には簡易方法によって実施される。「昭和三〇年国勢調査」はその中間年次における簡易調査ではあるが、本調査に近い内容をもち、その結果は同調査報告「第一巻、人口総数」、「第二巻、一%抽出集計結果」(三分冊)並びに都道府県別の報告書が逐次公表されている。国勢調査が全人口について、世帯を単位として調査するのに対して、事業所統計調査は農林水産業、公務などを除いた全事業所について「仕事の行われている場所」すなわち事業所を単位として調査するもので、一九四七年を最初に、一九五七年までに五回行われ、今後三年ごとに実施されることになっている。一九五四年の調査では、原則として、同一の会社または営業所に所属するものでも場所的に離れている支社、支店、分工場、出張所等をそれぞれ一事業所として調査するほか、農林水産業の事業所であっても、他の産業を兼営している従業者や、収支決算が分離できるものはその兼業だけを一事業所として調査するが、一方、一定の場所をもたない行商人、露店等は調査の対象から除かれることになっている。したがって、国勢調査との比較の上からいえば、事業所統計調査では零細自営業主や家族従業者について調査することが困難であり、同一人が二つ以上の事業所で働いている場合には重複して調査されてしまうおそれもある。

就業者数 戦後の国勢調査では一定の期間、すなわち、一九五五年の国勢調査では、同年九月二四日から三〇日までの一週間(調査週間という)の就業状態によって、就業者と完全失業者とが調査され、双方を含めて労働力人口と呼んでいる。ここで就業者とは調査週間に収入のある仕事に多少でも従事していたものをいい、農家

や零細小商工業の自営業主と家族従業者、臨時・日雇労働者その他の広範な不完全就業者など、ILOの公式見解のうちでも認められているいわゆる潜在失業者を含んでいる。

「昭和三〇年国勢調査報告、第二巻、一%抽出集計結果」(総理府統計局編)によると、わが国内地総人口は八九二万七千五百人で、満年齢一五歳以上の労働力総数は三九九〇万八千人である。右の労働力総数のうち就業者は三九一五万四千人で、その男女別数は男子二三八四万八千人、女子一五三〇万七千七千人とそれぞれ六〇・九%、三九・一%に当る。

一五歳以上労働力の状態(単位 千人)

区 分	総 数	男	女
労働力	三九、九〇八	二四、三八二	一五、五二六
就業者	三九、一五四	二三、八四八	一五、三〇七
従業中の者	三八、五七三	二三、四五四	一五、一一九
休業中の者	五八一	三九三	一八九
完全失業者	七五四	五三四	二一九

また、完全失業者七万五千四百人のうち、三万九千九百人(四二・三%)は前職のないもので、失業前の職業、産業などを申告しなかった「未就業」の失業者であり、かつ失業者の年齢別割合では一五〜一九歳二一・六%、二〇〜二四歳二四・三%と年齢の比較的若い層に多い点からみて、この完全失業者というものは主として学校を卒業して未就業の子弟であり、女子では家庭内職を求めている主婦を多く含むものと考えられる。

就業者の産業別数 第9表によって就業者を産業別にみると、農業就業者が一四八万六千人で最も多く、就業者総数の三七・九%を占め、ついで製造業の一七・八%、卸売および小売業とサービス業がそれぞれ一三・八%、一一・二%の順で多い。更に男女別にみ

第9表 産業別就業者数(1955年)(15歳以上, 単位 1,000人)

産 業	総 数(同割合)	男	女
総 数	39,154(100.0)	23,848	15,307
第1次産業	16,099(41.1)	8,067	8,032
農業	14,856(37.9)	7,088	7,768
林業	525(1.3)	403	123
漁業	718(1.8)	577	141
第2次産業	9,313(23.8)	7,007	2,306
鉱業	533(1.4)	485	48
建設業	1,812(4.6)	1,684	129
製造業	6,968(17.8)	4,839	2,130
第3次産業	13,739(35.1)	8,771	4,968
卸売および小売業	5,403(13.8)	3,191	2,212
金融、保険、不動産業	608(1.6)	409	200
運輸、通信、郵便業	2,027(5.2)	1,780	247
サービス業	4,375(11.2)	2,284	2,091
公務	1,326(3.4)	1,108	218
分類不能の産業	3(...)	2	...

〔備考〕 「昭和30年国勢調査報告第2巻その2」による。

ると、農業以外の産業はいずれも男子就業者が女子よりも多く、特に漁業および水産養殖業、鉱業、建設業、運輸通信およびその他の公益事業、公務の各産業では八〇%以上が男子である。しかし、農業では男子七〇万八千人、女子七七万八千人と女子のほうが六九万人だけ多く、女子就業者総数一五三〇万七千七千人のうち農業女子就業者で五〇・八%を占めている。

就業者の職業別数 就業者を職業上の分類によって、専門的技術的職業と管理的職業を合わせて頭腦的労働とし、また事務・販売従事者とサービス職業に対応するものを軽労働、上記以外の職業すなわち農夫、猟師、漁夫などから、採鉱採石の職業、広範の生産行程従業者、運輸的職業を包括して筋肉労働に分けてみると(第10表)、全就業者のうち頭腦的労働は七・一%、軽労働は二五・四%、筋肉労働が最も多く六七・五%に及ぶ。もっとも一口に軽労働といっても上級と下級、職種によつては頭腦的、肉体的にかなりの開きがあり、ことに頭腦的労働を除けば軽労働や筋肉労働のうちには安定性に乏しい職種が多数ある。サービス職業の中ではたとえば料理屋、待合、旅館などに固有の職種である女中・給仕人(三八万七千人)、芸妓・ダンサーなど(二三万一千人)、また娯楽場・競技場などの従業者(八万六千人)や携帯品頂り・下足番(一万六千人)、掃除夫など(五万五千人)、これらに女中・派出婦など家庭サービス従業者(三四万七千人)を加えればサービス職業中四〇%以上を占めることになる。販売従業者にも行商人、露店商人、呼売人、外交員(保険を除く)などがあって、これらの職種だけでも四二万三千人、一〇・一%を占めている。筋肉労働のうちではたとえば土工、道路工夫、仲仕・運搬夫、配達夫、人夫雑役など合わせて一五六万九千人で、「他に分類されない単純労働者」一八四万三千人の大半を占める。

第二節 就業者の従業上の地位

「昭和三〇年国勢調査報告、第二巻」では就業者を従業上の地位によって、雇用者のある個人業主、雇用者のない個人業主、家族従業者、民間の雇用者、官公の雇用者に区分している。そして、その雇用者のうちには会社団体の役員、高級官公吏をも含んでいるが、こ

第10表 職業別就業者数 (1955年) (15歳以上, 単位 1,000人)

職 業 別	総 数(同割合)	男	女
総 数	39,154(100.0)	23,848	15,307
専門的技術的職業従業者	1,940(5.0)	1,342	598
管理的職業従業者	809(2.1)	787	22
事務的職業従業者	3,393(8.7)	2,240	1,153
販売的職業従業者	4,185(10.7)	2,539	1,646
農林漁業従業者および類似職業従業者	15,844(40.5)	7,921	7,924
採鉱、採石従事者	345(0.9)	323	23
運輸従事者	845(2.2)	812	33
技能工、生産工程従事者および他に分類されない単純労働者	9,432(24.1)	6,959	2,473
サービス職業の従業者	2,362(6.0)	926	1,435
分類不能の職業	...(...)	...	...
農林水産関係作業 ²⁾	15,844(40.5)	7,921	7,924
その他の生産労働作業 ²⁾	10,622(27.1)	8,093	2,528
その他の職業 ²⁾	12,689(32.4)	7,834	4,855

〔備考〕 1) 「昭和30年国勢調査報告第2巻その3」による。
2) 『農林、水産関係作業』は「農林漁業従事者および類似職業従事者」,「その他の生産労働作業」は「採鉱、採石従事者、運輸従業者」,「技能工、生産工程従事者および他に分類されない単純労働者」,『事務、販売その他の職業』は「専門的、技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」「販売従事者」「サービス職業従事者」「分類不能の職業」をそれぞれ合計したものである。

の区分を手がかりとして人口の社会的構成、いいかえれば雇用労働者のわが国人口中における地位を知ることができよう。すなわち、雇用者というのは、大体において無産者であって、その生活は主と

して自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金給料その他これに準ずる報酬によって維持されるものと考えられる。第12表は就業者の職業（中分類）別従業上の地位別数によってその社会的構成を示しうるように組みかえたものである。

なお、国勢調査の結果にその他の資料を加え、それによってわが国人口の社会的構成を推計しようとする試みには次のものがある。

一、豊田四郎他「日本国民の社会階級的構成」〔経済評論〕一九五二年一〇月号掲載）。

二、日本の階級構成についての参考統計〔日本資本主義講座第一〇巻、一〇三頁付表、岩波書店一九五五年二月刊〕。

三、島田利英「日本の階級構成」〔前衛〕一三四号、一九五七年一月号掲載）。

四、労働統計研究会「戦後日本の「中間層」について―その統計による分析―」中の「国民諸階層の構成」〔経済評論〕一九五七年一月号掲載）。

五、階級構成とその変化（日本統計研究所編「日本経済統計集」三五二頁、日本評論社一九五八年四月刊）。

六、大橋隆憲「社会階級構成表の意義と限界―統計にあらわれる資本家階級について―」（京都大学経済学部創立四〇周年記念「経済学論集」掲載）。

まず就業者を従業上の地位別にみると（第11表）、雇用者のない業主八二万九千人、家族従業者一一九七万五千人で、就業者総数に対する割合は前者二一・一％、後者三〇・六％である。両者で五一・七％を占め、これに雇用者のある業主を合すると就業者総数の五四・五％に及ぶ。個人業主総数のうち、その五二・七％が農業に含まれ、卸売および小売業一九・五％、サービス業一〇・七％、製造業八・〇％を占め、この三業主で個人業主総数中の三八・二％に

第11表 従業上の地位別就業者数

（単位 1,000人）

従業上の地位別	1955年 1)			1950年 2)
	総 数(同割合)	男	女	総 数(同割合)
総 数	39,154(100.0)	23,848	15,307	35,575(100.0)
業 主	9,350(23.9)	7,610	1,740	9,279(26.1)
雇用者のある業主	1,091(2.8)	940	152	769(2.1)
雇用者のない業主	8,259(21.1)	6,671	1,588	8,528(24.0)
家 族 従 業 者	11,975(30.6)	3,483	8,492	12,248(34.4)
雇 用 者	17,829(45.5)	12,754	5,075	13,967(39.3)
民間の雇用者 3)	14,680(37.5)	10,401	4,279	11,138(31.4)
官公の雇用者 3)	3,149(8.0)	2,353	796	2,829(7.9)
不 詳	1(...)	1	...	61(0.2)

〔備考〕 1) 15歳以上。「昭和30年国勢調査報告第2巻その2」による。

2) 14歳以上。1950年国勢調査結果による。

3) 1950年は「進駐軍要員」（258,000人）は「官公の雇用者」に含まれていたが、1955年との比較のためこれを「民間の雇用者」に移した。

当る。また、家族従業者総数のうちその七九・四％が農業に属し、一四・〇％は卸売および小売業、製造業に属している。次に第12表の示すところによって、人口の社会的構成を区分して

第12表 人口の社会的構成 (1955年) (単位 1,000人)

労働力人口	総数	同割合	男	女
15歳以上労働力人口	39,908	100.0	24,382	15,526
全失業者	754	1.9	534	219
就業者	39,154	98.1	23,848	15,307
管理的職業従業者	734	1.8	715	19
民間	630	1.6	612	18
官公庁	104	0.3	103	1
個人業主および家族従業者	21,324	53.4	11,093	10,231
雇用者のない業主	8,259	20.7	6,671	1,588
雇用者のある業主	1,091	2.7	940	152
農林業	143	0.4	131	13
農林業以外	948	2.4	809	139
家族従業者	11,975	30.0	3,483	8,492
(独立の専門的技術的職業) 1)	271	0.7	188	83
雇用労働者	17,095	42.8	12,039	5,056
専門的技術的職業従事者	1,634	4.1	1,142	492
技術者	359	0.9	358	1
医療保健技術者	278	0.7	88	189
教員	731	1.8	474	257
芸術家	28	0.1	20	8
その他	240	0.6	203	37
事務従事者	3,343	8.4	2,220	1,123
民間	2,283	5.7	1,431	852
官公庁	1,060	2.7	789	271
(警察官, 自衛官, 消防員) 2)	308	0.8	307	1
生産労働者	8,958	22.4	6,964	1,993
農林業従事者	533	1.3	384	149
漁業従事者	266	0.7	252	13
採鉱, 採石従事者	330	0.8	308	22
技能工, 生産行程従事者および	7,063	17.7	5,286	1,777
他に分類されない単純労働者				
運輸従事者	766	1.9	734	32
販売従事者	1,409	3.5	1,000	409
サービス職業従事者	1,753	4.4	711	1,042
家事サービス従事者	337	3.3	6	331
保安サービス従事者	431	1.1	429	3
その他	986	2.5	277	709
世帯主の従業上の地位別普通世帯数 および世帯人員	世帯数	世帯人員		
		実数	同割合	
全従業上の地位	15,551,100	79,257	100.0	
業主および家族従業者	8,069,000	45,440	57.3	
民間の雇用者	5,889,200	26,796	33.8	
官公の雇用者	1,529,500	7,020	8.9	
従業上の地位不詳	400	1	...	

〔備考〕 1) 総理府統計局編「昭和30年国勢調査報告 (1%抽出集計結果) その三」による。

2) カッコの1)は個人業主中の再掲, 2)は保安サービス職業従事者中の再掲。

みよう。
すでに述べように農家と商工零細小営業個人業主は九三五万人、その家族従業者は一一九七万五千人、合わせて労働力人口総数中の

五三・四%を占め、その比重が著しく高く、これらの中間階級人口は更にそれぞれの経済上の位置に応じた諸階層を形成している。資本家若しくは資本家的機能のない手と目すべき会社、団体の役員

並びに官公庁の高級官吏(課長以上)、その他の管理的職業従事者は七三万四千人(労働力人口総数中の一・八%)で、資本家階級にはこれに無職業者としての資本の所有者(注)、雇用者のある個人業主中の一部、また雇用者中に含まれている管理的職業従事者が加わる。

雇用労働者と完全失業者とからなる労働者階級人口は一七八万九千人、雇用者のみでは一七〇九万五千人で、労働力総人口中の四二・八%を占める。そのうち製造業を中心とする生産労働者が最もく八九万八千人、また、専門的技術的職業従事者と事務従事者とを合わせて四九七万七千人(保安サービス職業従事者中の警察官・海上保安官・鉄道公安官、自衛官、消防員を加えれば五二八万五千人)でそれぞれ労働力総人口中の二二・四%、一二・五%を占める。そして、この階級の人口中には後述する臨時・日雇労働者を含めて、販売職業従事者および単純労働者など不安定な就業状態のものがかなり多い。

雇用労働者中、労働組合に組織されている人員は六二八万五千人(一九五五年六月末現在)で、雇用労働者総数一七〇九万五千人に比した場合の組織率は三六・七%に当る。

(注) 国勢調査の職業分類では、地代、家賃、株式配当(いずれも仕事を伴なうものを除く)等の財産収入によるものは無職業者として扱われる。したがって資本家たることの決定的な要件が資本所有にあるとすれば、職業分類統計では資本所有を明らかにしえない。一九五〇年国勢調査用「職業分類」(一頁)は次のごとく述べている。

「収益はあっても、仕事を伴わないものは有業者とはならない。すなわち、恩給、年金、予金利子、小作料、地代(仕事を伴うものを除く)、家賃(同上)、株式配当(同上)等の財産収入によるもの、あるいは生活保護をうけるもの、在監人、乞食等

の不労所得によるものは無職業者である」。

第三節 雇用者

雇用者の産業別数 雇用者を産業別にみると第13表のごとく、製造業五六八万二千人(雇用者総数の三一・九%)で最も多い。次いで、サービス業三〇八万六千人(一七・三%)、卸売および小売業二

第13表 産業別雇用者数 (1955年)

(15歳以上, 単位 1,000人)

産業別	総数(同割合)	男	女
総第1次産業	17,829(100.0)	12,754	5,075
農林業	960(5.4)	754	206
漁業	410(2.3)	250	160
狩猟	240(1.3)	214	26
養殖	310(1.7)	290	20
第2次産業	7,505(42.1)	5,638	1,867
鉱業	512(2.9)	465	46
建設	1,311(7.4)	1,188	123
第3次産業	5,682(31.9)	3,985	1,698
卸売	9,364(52.5)	6,362	3,002
小売	2,436(13.7)	1,554	882
金融	574(3.2)	385	189
保険	1,942(10.9)	1,701	241
通信	3,086(17.3)	1,614	1,472
その他	1,326(7.4)	1,108	218
サービス	1(0.0)	1	...
分類不能の産業			

- 〔備考〕 1) 「昭和30年国勢調査報告第2巻その2」による。
 2) 1950年には「進駐軍事務」は「公務」に含まれていたが(216,100人), 1955年との比較のため「サービス業」に移した。

第14表 職業別雇用者数 (1955年) (15歳以上, 単位 1,000人)

職業別	総数(同割合)	男	女
総数	17,829(100.0)	12,754	5,075
専門的, 技術的職業従事者	1,634(9.2)	1,142	492
管理的職業従事者	734(4.1)	715	19
事務従事者	3,343(18.8)	2,220	1,123
販売従事者	1,409(7.9)	1,000	409
農林, 漁業従事者および 類似職業従事者	798(4.5)	636	161
採鉱, 採石従事者	330(1.9)	308	22
運輸従事者	766(4.3)	734	32
技能工, 生産工程従事者および 他に分類されない単純労働者	7,063(39.6)	5,286	1,777
サービス職業従事者	1,753(9.8)	711	1,042
分類不能の職業	... (...)	...	...

四三万六千人(二三・七%)、運輸通信その他の公益事業一九四万二千人(一〇・九%)、公務、建設業がそれに続いている。農業における雇用者は四一万人(二・三%)、農業就業者中に占める割合も二・七%にすぎない。

雇用者の職業別数 職業別の雇用者数は第14表のとおりで、このうち直接生産行程に従事する雇用者

〔備考〕 「昭和30年国勢調査報告第2巻その3」による。

者ともみなされる職種は技能工・生産行程従事者および単純労働者、農林・漁業従事者および類似従業者、採鉱・採石従事者、運輸従事者であって、この職種のものを雇用者総数の五〇・三%を占める。しかし、職業

第15表 従業者の従業上の地位別数 (単位 人)

区分	民 公 営	国 営 公 社
総数	17,618,479	1,169,825
会社または団体の役員	1,316,545	40
個人業主	2,588,587	—
家族従業者	1,580,041	—
常雇の従業者	11,191,697	1,096,715
臨時または日雇の従業者	941,609	73,070

〔備考〕 1) 臨時または日雇の従業者とは日々または30日未満の期間を定めて雇用されている人、1954年7月1日(当日休みの場合は6月末日)に事業所に現在した者に限る。なお、国営の事業所では役務費などから報酬の支払を受ける臨時の人夫、公社では在職2ヵ月未満の臨時または日雇の者などがこれに当る。

2) 「昭和29年、事業所統計調査報告」による。

右の雇用者のうちま
ず民公営の
雇用者一二
一三万三千
人について
みると、従
業者九万人
以下の小規
模事業所の
雇用者は七
九三万五千
人、全雇用
者の六五・
五%にもなる。
そのうち二三
五万七千人が
個人経営に属
し、九万人

を小分類によって更に検討してみると、技術的職業従事者のうちかなりのものも直接生産行程に従事していると思われる。
また、管理的職業従事者七三万四千人のそのほとんどは、従業上の地位からいえば高級官公吏(課長以上)、会社団体の役員もしくはそれに準ずべき人たちであるが、しかも、職業分類上の管理的職業においては「専ら管理的業務に従事しているとき」に限られているので、その地位のすべての人たちを抱括しているわけではない。
雇用者の経営組織別、常用と臨時・日雇別数 「昭和二九年事業所統計調査報告」(総理府統計局編)による従業者の従業上の地位別

第16表 有業者の従業上の地位別数 (単位 1,000人)

産 業 別	自営業主	家 族 従業者	雇 用 者			
			総 数	常 雇	臨 時	日 雇
総 数	10,536	11,623	17,703	15,744	960	999
農 業	5,769	9,599	726	415	67	245
林 業	4,762	2,024	16,941	15,329	892	719
漁 業	206	174	255	203	36	16
水産食殖業	18	5	580	524	34	22
鉱 業	436	87	1,349	776	132	441
建設業	814	442	5,783	5,312	346	125
製造業卸売小売業	2,086	1,036	3,003	2,864	110	29
金融保険不動産業	68	20	2,034	1,913	80	42
運輸通信その他業	1,134	259	2,869	2,709	121	38
公益サービス業	—	—	1,069	1,029	33	7
公務業務	4	0	36	0	1	35
分類不能の産業						

〔備考〕 1) 臨時とは1ヵ月以上1年以内の期間を定めて雇用されている者、また日雇とは日々雇用されている者および1ヵ月未満の期間を定めて雇用されている者である。

2) 「昭和31年就業構造基本調査報告」による。

以下事業所雇用者の二九・七％に当たっている。また、雇用者のうち臨時・日雇の従業者は九四万一千人、全雇用者の七・七％に当る。国営、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の雇用者

は一一七万人、そのうち七万三千人が臨時・日雇の従業者である。民公営の臨時・日雇の従業者を合わせると一〇一万四千人で、産業のうちでは、建設業において最も大きな割合四〇・七％を占めている。製造業における割合も大きく、両者で全臨時・日雇の従業者の七二％に達する。

また「昭和三十一年、就業構造基本調査報告」(一九五七年三月刊)による雇用者中の常用、臨時および日雇別有業者数は第16表のとおり(就業構造基本調査については第二編第四章参照)。

第三章 主要部門別労働者

第一節 工業労働者

通産省調査統計部編「昭和三十一年工業統計表、総括編」(一九五八年一二月刊)によると、一九五六年末の製造業事業所総数は四三万三三三三、従業者数は六〇四万八千人で、それぞれ前年に比べて六八(〇・二％)、五三万一千人(九・六％)を増加している(第17・18表)。

工業統計調査は日本産業分類による製造業に属する工場、作業所等(国および公共団体に属するものを除く)を対象として毎年実施されており、その従業者とは常用労働者と個人業主および家族従業者を合せたものをいう。すなわち、(一)常用労働者―継続して三〇日以上雇用している臨時・日雇のものを含み、また職員と労働者の区別は従事する職務による。会社または団体の役員であっても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねているものは、その

第17表 製造業の従業者規模別構成
(1956年12月末日現在)

規模別	事業所数(同割合)	従業者数(同割合)
合計	433,373(100.0)	6,047,664(100.0)
3人以下	237,807(54.9)	541,373(9.0)
4～9人	84,624(19.5)	547,802(9.1)
10～19人	59,495(13.7)	800,892(13.2)
20～29人	20,579(4.8)	489,051(8.1)
30～49人	14,810(3.4)	557,859(9.2)
50～99人	9,152(2.1)	619,968(10.2)
100～199人	3,739(0.9)	514,979(8.5)
200～299人	1,237(0.3)	299,918(4.9)
300～499人	901(0.2)	341,943(5.7)
500～999人	590(0.1)	409,192(6.8)
1000人以上	439(0.1)	924,687(15.3)

総数	個人業主および家族従業者	職家個人総	労働者
一九五六年	五、五〇六	一、六三三	四、八七一
一九五五年	一、六四七	一、〇八九	二、七五八

職務に従って職員または労務者のいずれかに含まれる。
(二)個人業主および家族従業者―実務にたずさわっている個人業主およびその家族で無報酬で常時従事しているもの。
また、従業者四人以上の事業所の労務者、職員別数は左のとおり(単位千人)。

〔備考〕「昭和31年，工業統計表総括編」による。

第18表 製造工業の業種別事業所数および従業者数 (1956年12月末現在)

男女および産業区分	事業所数	従業者4人以上の事業所			
		従業者数			
		計	うち常用労働者		
			計	職員	労務者
総数	195,566	5,506,291	5,343,746	891,399	4,452,347
食料品製造業	34,724	582,451	550,842	95,468	455,374
繊維工業	33,738	1,038,289	998,333	93,551	904,782
衣服および身のまわり用品製造業	7,074	135,800	128,770	15,208	113,562
木材および木製品製造業	23,506	341,517	324,582	52,572	272,010
家具および装備品製造業	8,377	112,683	105,703	14,328	91,375
パルプ、紙および紙加工品製造業	5,515	182,559	177,355	29,345	148,010
出版、印刷および関連産業	8,854	237,617	232,509	77,430	155,079
化学工業	4,717	370,441	368,716	83,118	285,598
石油および石炭製品製造業	702	29,740	29,470	7,799	21,671
ゴム製品製造業	943	88,400	87,927	11,045	67,882
皮革および皮革製品製造業	1,801	33,107	31,751	4,935	26,816
窯業および土石製品製造業	11,970	289,977	276,091	35,720	240,371
鉄鋼製品製造業	4,029	302,252	300,737	49,292	251,445
非金属製品製造業	1,795	110,102	109,444	20,919	88,525
鉄金製品製造業	12,415	259,255	251,248	39,530	211,718
武器製造業	38	5,674	5,653	796	4,857
機械製造業	13,418	445,988	439,128	82,854	356,274
電気機械器具製造業	4,877	305,546	303,564	72,073	231,491
輸送用機械器具製造業	4,764	353,510	351,113	65,894	285,291
計量器精密機械器具製造業	2,601	89,901	88,551	15,898	72,653
その他の製造業	9,708	191,482	182,259	23,624	158,635

〔備考〕通産省「工業統計表，産業編」の1950年および1951年版による。

従業者を産業別にみると、繊維工業の一八・七％が最も多く、食料品製造業の一二・〇％がそれに次ぎ、機械製造業七・七％、木材および木製品製造業七・四％、化学工業六・三％の順に多い。前年に比べて製造業全体で九・六％増えているが、特に電気機械器具製造業で三二・五％、機械製造業で二〇・九％と、その対前年増加率の高いことが目立ち、一方武器製造業では四三・三％を減少している。

第二節 鉱山労働者

通産省調査統計部編「昭和三二年、本邦鉱業の趨勢」(一九五八年一二月刊)によってみると、金属・非金属、石炭・亜炭鉱山、鉱山製錬所、石油採油所等各鉱業に従事する労働者数は左のごとくで、総数約五三万九千人のうち七一・五％を石炭鉱業労働者で占めている(一九五七年末現在、単位人)。

	労働者	職員	臨時・請負	計
金属鉱山	五七、〇三八	九、三九〇	八、三三五 (二、八五〇)	七四、七九三
非金属鉱山	三三、〇六七	四、九五〇	六、四四〇 (三、三六六)	四三、四七七
製錬所	一四、二三八	二、八〇六	二、一九八 (七九)	一九、一三三
石炭鉱山	三三〇、九九〇	三九、〇三五	三三、五三五 (三、七三四)	三八五、五五〇
亜炭鉱山	九、五三三	九四六	：	一〇、四六八
石油採油所	四、三三八	一、二五〇	：	五、五九八

(注) 亜炭鉱山は各月末現在の年平均。カッコ内は請負夫のみを示す。

次に日本石炭鉱業経営者協議会編「炭鉱労働統計」(月刊)によつ

第19表 炭鉱労働者数
(年末現在、単位 人)

区 分	1958年	1957年
常用労働者	夫 150,082	夫 157,656
	間 56,135	間 57,160
	計 206,217	計 214,816
	坑内 91,482	坑内 96,174
臨時労働者	外 21,056	外 23,106
	女 21,056	女 23,106
	計 297,699	計 310,990
	坑内 9,802	坑内 11,801
請負労働者	内 1,871	内 1,912
	坑 24,749	坑 23,724
	負 13,329	負 12,525
	坑 37,539	坑 39,035
職内	員 14,526	員 14,791

〔備考〕 1) 常用労働者には長期欠勤者1957年9,328人、58年9,405人を含む。
2) 通産省統計調査部「石炭統計月報」による。

て炭鉱労働者についてみると(第19表)、一九五八年末現在の常用労働者は二九万八千人、臨時夫は約一万人で、それぞれ前年に比べて三二・九一人(一・一％)、一九九九人(一六・九％)の減少である。ほかに職員三万八千人、請負夫二万五千人がいる。請負夫のみは前年にくらべて一〇二五人(四・三％)を増加している。

第三節 運輸・通信労働者

交通協力会編「交通年鑑」並びに運輸省調べによる運輸交通関係従業者数は次のとおりである。

日本国有鉄道職員数(一九五八年九月末現在、第20表) 四四九、八八九(内女子一二、三八八)人
地方鉄道、軌道従業員数(一九五八年三月現在) 一二四、〇八九(内女子五、八四二)人

陸運関係従業員数(自動車局所管、一九五七年三月末現在)

第20表 日本国有鉄道機関別
職員数（9月末現在）

区		分		職 員 数	
1957	年	総	計		人
1958	年	総	計	449,404	
本			社	449,889	
附			関	2,370	
支	属	機	社	1,802	
管			局	3,114	
船	理		部	372,037	
地	管	理	車	924	
工	自	動	部	11,121	
自	資	材	場	5,799	
工	車	工	場	41,522	
電	事	事	局	861	
給	工	務	局	4,061	
鉦	業		所	1,824	
				1,264	
				3,190	

〔備考〕 1) この場合の職員数には役員および休職者，組合専従者を除き，国鉄法上の職員ではないが試みの試用期間中にある試用員を含む。

第 21 表 郵政省機關別職員數
(4 月 1 日現在)

職 員 數	分	區
人	計	總
257,815	計	年
260,922	計	年
123,774	吏員	官
137,148	局	雇
2,394	局	內
2,896	局	附
255,632	局	地
995	局	支
6,675	局	分
2,079	局	局
17,386	局	局
5,426	局	局
(13,493)	局	局
100,303	局	局

〔備考〕 1) 郵便局，カッコ内は
特定局長の再掲。
2) 郵政省編「昭和32年郵政統
計年報，総括編」(1958年12月
刊)による。

貨物自動車運送事業一八五、六九〇（内事務員四二、四六六）人
通運事業一一〇、一三五（内事務員四〇、二三七）人
別に臨時従事員三六、〇四六人
船員数（船員法適用船員、一九五六年六月三〇日現在）
職員五五、五〇一人

第22表 国家公務員の総数（単位 人）

区 分		1957年 9 月 1 日現在	1958年 6 月 1 日現在
一	般 職	1,001,218	934,494
常勤職員	{ 定員法適用職員 定員法非適用職員 常 勤 勞 務 者 計	646,177	676,185
		10,824	11,557
		61,683	38,051
		718,684	725,793
非 常 勤 職 員 1)	282,534	208,701	
特 別 職	250,919	270,186	
国 会 議 員	717	717	
議 員 秘 書	717	717	
常勤職員	{ 立 法 部 司 法 部 行 政 部 計	3,179	3,244
		22,173	22,248
		223,697	242,918
		249,049	270,186
常 勤 勞 務 者	476	342	
合 計	1,252,137	1,204,680	

(備考) 1) は人事院調べ。
2) 行政管理庁行政管理局調査による。

国家公務員、地方公務員および政府関係機関の職員総数は約三三三〇万八千人で、その内訳は左のとおりである（一九五八年六月一日

第四節 公務労働者

属員一八五、八二八（内乗組員一七四、六三一）人
 また、郵政、電気通信関係職員数は次のごとくである。
 郵政省職員数（一九五八年四月一日現在、第21表）二六〇、九二
 二人
 日本電信電話公社職員数（一九五八年三月末日現在）一七四、四
 一九（内女子五七、二〇九）人

国家公務員

一二〇万四八〇人

地方公務員
政府関係機関職員
国家公務員は特別

職員は特別職二十七万人、一般職九三万四千人、合わせて二〇万五千人であつて、第22表の特別職のうちには、その約九〇％に當る防衛庁の常勤職員、いいかえれば自衛

一四二万五一十四人
六七万八二八八人

— 19 —

隊員を含む。また、一般職のうちには、約二〇万九千人の非常勤職員（一九五七年一〇月一日現在、人事院調べ）を含めてあるが、それらのいわゆる臨時職員については、第二編第四章第二節を参照されたい。

なお、一九五八年度末国家公務員機関別予算定員並びに五七年度地方財政計画による地方公務員数の内訳は第23・24表のとおり。

第五節 教育労働者

一九五八年五月一日現在の学校基本調査結果（文部省編「文部統計速報」八五、八六号）によると、全国の大学および短期大学五〇二、高等学校四五八六（分校を含む、以下同じ）、中学校一万三三九二、小学校二万六九六四、幼稚園六八三七、育・ろう・養護学校二〇五校に勤務する教職員総数（本務者のみ）は九三万五九八六人、そのうち教員は七五万七千人、職員は一七万九千人で、それぞれを学校種類別にみると第25表のとおりである。

以上の本務教員のほか兼務教員が大学および短期大学に二万一七八一人、高等学校以下に三万六四二一人いて、高等学校以下の内訳は幼稚園四二六三人、小学校二二八一人、中学校九一〇一人、高等学校二万四二九人となっている（高等学校以下の計には別に盲・ろう・養護学校合わせて三四七人を含む）。

第25表 学校別本務教・職員数（5月1日現在，単位 人）

学 校 別	教 員						職 員
	学校園 長 長	教 授 教 諭	助 教 助 諭	講 師	助 手	計	
1957 年 総 計	39,612	614,342	56,806	20,737	14,158	745,655	175,182
1958 年 総 計	39,762	636,865	45,454	20,581	14,285	756,947	179,039
小 学 校	21,832	321,115	17,784	3,253	—	363,984	55,482
中 学 校	10,739	170,239	3,908	2,504	—	187,390	26,418
高 等 学 校	3,186	111,923	2,105	6,059	—	123,273	32,748
大学・短期大学	403	12,825	11,982	8,073	14,285	47,568	57,534
幼 稚 園	3,432	15,862	9,396	510	—	29,200	4,568
特 殊 学 校	170	4,901	279	182	—	5,532	2,289

〔備考〕 特殊学校は、盲・ろう・養護学校の集計。教諭には養護教諭（女）を，助教諭には養護助教諭（女）を含む。

第二編 労働移動と失業

第一章 一般的考察

労働力調査と毎月勤労統計調査とは、いずれも標本調査ではあるが、ともにわが国における就業状態の毎月の変化を明らかにするための主要調査である。以下両調査の結果によって、一九五八年中における雇用の動向を概観しよう。

労働力調査における就業者ならびに完全失業者、その両者を含めた労働力人口の規定は、国勢調査の場合とおおむね同じであつて、更に就業者中における「追加就業希望者」を、また非労働力人口中の「非求職の就業希望者」を分かつなど、その区分がやや詳しくなっている。すなわち、労働力調査では就業者ことに「従業者の就業者」を「調査週間中収入をとまなう仕事に一時間以上従事したもの」と規定し、また、完全失業者を、(1)調査週間中に一時間も収入を伴なう仕事をしなかつたもので、(2)休業中のものは除き、(3)就業が可能で、(4)就業を希望し、(5)求職活動をしているものときわめて厳密に定義して、不完全就業者ないしは広範な低所得層を含むいわゆる潜在失業者のすべてを、その就業者中に数え上げてしまっている。しかし、わが国の現状においては、

失業者といえどもその日々の生活を営むために、収入の多少をとわず、どんな種類の仕事にでも就業せざるをえないのが実際であるから、それらの不完全就業者をとらえるためには一週間という限定された期間によってではなく、平常の就業状態によって調査する必要があるといえる。この意味で、一九五六年七月には全国約二〇万世帯を対象とする就業構造基本調査が実施されて、国勢調査や労働力調査によって明らかにしえないわが国失業の実際について知るうえにいつそう役だつものとなった。

ところで労働力調査、なかならずその完全失業者の規定については、従来からそれが厳密にすぎるという批評も行われていたが、その月々の増減の推移はわが国雇用指標の代表とも目され、かなりの関心をひいてきたといつてよい。しかるに、経済企画庁経済研究所研究所シリーズとして刊行された「景気変動と就業構造」(至誠堂、一九五九年三月発行)では、一九五七年春にはじまる景気後退下の雇用動向を同調査の結果により分析し、(一)失業率がいわゆる摩擦的失業の限度より低い水準で推移したこと、(二)失業者の急増がみられず、ほぼ保合に近い状況にあること、(三)非農林業就業者中の雇用がかなりの増加を続けたこと、(四)短時間就業者、追加就業希望者、非求職の就業希望者など不完全就業者の指標とみなされている就業者が減少傾向にあることなど、「わが国においては経済動向と雇用指標

との間に先進資本主義諸国におけるような一義的な関連性がみられない」とし、雇用指標の再検討を試みている。そして、特に完全失業者については、そのうちに異質的な二つの層、すなわち非労働力から労働力化するさいに失業者として現われる第一の層と離職後再就職するまでの間失業者として数えられる第二の層を含むとし、不況下でも完全失業者ないし不完全就業者が増加しない理由、不況下において雇用者が増加する理由をそれぞれ次のように述べている。

一、不況下でも失業者、不完全就業者が増加しない理由——非労働力から労働力化するさいに失業者としてあらわれる第一の層は家庭の主婦や通学している子女（非労働力）が新しく就業しようとする（労働力化する）場合にみられるものである。家事、通学などの婦女子、学生などのうちには、好況期に労働需要が増加し、賃金その他有利な条件の仕事がふえ始めると、自分も新しく仕事を始めたいと思い求職活動をおこなうものが増加するので、それが就業するまでのあいだ失業者として取扱われ、いきおい失業者もふえることになる。不況期はちょうどその逆になって、家庭に戻るものがふえるばかりでなく、新しく仕事につこうとするものが少なくなり、求職活動をおこなうものも減少するため、かえってこの種の失業者は減ってしまう。このような、非労働力から労働力化する就業者は、就業機会の増減、労働条件の変化によって家庭の中に非労働力として止まったり、仕事を求めて労働力化したり、さらに、仕事をやめて家庭に戻り非労働力化したりする、いわば非労働力と労働力との間を流動する層であって、好況期においては増加し、不況期においては減少するのである。したがって、その変動は離職者の動向（不況期において増加し、好況期には減少する）とはちょうど逆の動きを示すわけで、この両者が互に相殺し合うため、完全失業者の内容は変化するが、合計量

の幅は少ないという結果になる。しかも、景気の後退によって増加する離職者も一部非労働力化するものは別として、長く完全失業者に止ることができない。このうち失業保険をうけているものは大部分受給期間内一杯失業者として計上され第二の層を形づくるが、それ以後は何らかの形（多くは離職時よりも劣った労働条件）で再就業する。このことは失業者が累積しない事情を説明すると同時に、労働供給の条件を切り下げさえすれば、何らかの形で就業する機会が存在することを意味する。すなわち離職者の生活難と低賃金労働需要の存在とが結びついて、景気後退にも米国などにみられるような完全失業者の急増がおこらないということができる。

また不況期にいわゆる不完全就業者が減少するのは、やはりそのなかに非労働力と労働力との間を流動する層がかなり含まれていて、これらの就業者が不況期に非労働力化するためであり、完全失業者の減少と同じような原因にもとづいているものと考えられる。

二、不況下においても雇用者が増加する理由——好況期には当然のことながら労働需要が量的に拡大するほか、高い労働条件の雇用機会が増大する。このため新しく学校を卒業した新規労働力がこれらの雇用機会に集中するほか、これまで就業していたものの就業条件も向上する。この動きは、低い労働条件の雇用需要に対する労働力不足をひきおこし、非労働力の労働力化を中心とする不完全就業者などによって部分的に補充されるという形をとる。ところで不況期には高い労働条件をもつ雇用機会が減少するので、そうなると離職者、生活困窮者や新しい学校卒業者は従来よりもより低い労働条件に甘んじなければならなくなる。さらにこの圧力は家内労働、内職など生産性の低い部門にまで伸び、これ

第26表 就業状態別人口 (単位 万人)

年	月	14歳以上人口	労働力人口			非労働力人口
			総数	就業者	失業者	
1954年	平均	5,969	4,057	3,998	59	1,907
1955年	平均	6,101	4,199	4,131	68	1,892
1956年	平均	6,241	4,274	4,210	64	1,958
1957年	平均	6,369	4,371	4,319	53	1,989
1958年	平均	6,508	4,400	4,343	57	2,100
1958年平均	男女	3,148	2,603	2,570	34	541
	女	3,360	1,797	1,773	23	1,559
1958年	1月	6,443	4,102	4,049	53	2,333
	2月	6,459	4,122	4,065	57	2,329
	3月	6,473	4,324	4,238	85	2,135
	4月	6,486	4,381	4,326	55	2,098
	5月	6,496	4,569	4,518	51	1,922
	6月	6,505	4,588	4,528	59	1,911
	7月	6,514	4,507	4,450	57	1,996
	8月	6,524	4,433	4,375	58	2,082
	9月	6,536	4,439	4,387	53	2,089
	10月	6,546	4,536	4,487	49	2,001
	11月	6,556	4,464	4,415	49	2,086
	12月	6,562	4,332	4,279	53	2,221

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。

らの部門においてさえ質的にすぐれた労働力によって代替されるという傾向が強まる。

その結果、不況期でも雇用者は増加することになるが、半面で非労働力と労働力との間を流動するような層ははみでてしまい、いっそう低い条件でなければ就業をつづけることができなくなる。いうまでもなく、これらの就業者の中にはたとえ労働の供給条件をひきさげても就業をつづけなければならない層がかなり含まれ、不況期にはこの種の就業が増大する。

就業動向 総理府統計局編「労働力調査報告」によると(第26表)、

一九五八年平均の全国就業者数は四三四三万人、前年に比べて二四

第27表 産業別就業者数 (1月～12月平均, 単位 万人)

産 業	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年
全 産 業	3,998	4,131	4,210	4,319	4,343
農 林 業	1,679	1,718	1,675	1,633	1,570
非 農 林 業	2,319	2,413	2,536	2,686	2,773
漁 業	56	54	58	63	54
鉱 業	60	52	46	59	53
建設 業	168	178	181	198	205
製造 業	703	715	763	812	863
卸 小 売 金 融 業	637	672	701	732	755
運輸 通信 公益 事業	189	194	206	217	217
サ ー ビ ス 業 務	379	428	463	489	501
公 務	126	117	116	114	123

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。

業者二九万減、雇用者二三万減となり、家族従業者の減少が最も大

万人(〇・五%)の増加にすぎず、一九五四～一九五八年の一カ年平均増加数八六万人をかなり下回っている。

一方、完全失業者数は、前年水準をおおむね上回ったが、その年平均増加は僅に四万人にとどまり、年平均五七万人となった。しかし、非労働力人口中における非求職の就業希望者並びに現に就業しているものの追加就業希望者は、前年比年平均でそれぞれ六万人、一〇万人を減少している。

就業者を農林業、非農林業に分け、まず農林業についてみると、

一九五六年以降毎年減少を続け、一九五八年には前年平均を六三万(三・九%)下回る一五七〇万人となり、更に業従上の地位別数では自営業主一〇万減、家族従

第28表 農・非農従業上の地位別就業者数

(1月～12月平均, 単位 万人)

従業上の地位	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年
全 産 業	3,998	4,131	4,210	4,319	4,343
農 林 業	1,679	1,718	1,675	1,633	1,570
自 営 業 主	549	559	562	559	549
家 族 従 業 者	1,073	1,105	1,051	1,005	976
雇 用 者	57	54	62	69	46
非 農 林 業	2,319	2,413	2,536	2,686	2,773
自 営 業 主	498	514	521	535	520
家 族 従 業 者	337	340	332	337	321
雇 用 者	1,483	1,556	1,682	1,811	1,931

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。

た産業分類の変更に（このときから農業協同組合の雇用者の分類を農林業から非農林業のサービス業に移した）の影響による部分があり、その点を考慮すると雇用者の減少は、ほぼ自営業主と同程度と思われる。

これに対し非農林業就業者は一九五四年以来逆に増加しつつ

け、一九五八年では更に前年より八七万（三・二％）を増加して二七七三万となった。しかし、従業上の地位別にみると、増加したのは雇用者だけで（二二〇万）、自営業主、家族従業者はそれぞれ一五万、一六万を減少した。

そして、雇用者の増加は前記産業分類の変更を考慮すると一〇〇万前後になり、一九五六、五七年の対前年増加一二六万、一二九万に比べれば、その増加のテンポはいくぶん鈍化しているとみてよい

大きく、雇用者もかなりの減少を示している。しかし、この雇用者の減少のうちには、一九五八年一月に行われ

第29表 就業時間別就業者数(1月～12月平均, 単位 万人)

就 業 時 間	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年
休 業 中	56	57	56	51	52
従 業 中 ¹⁾	3,942	4,074	4,155	4,268	4,291
1～34時間	918	1,015	987	940	903
35～48時間	1,141	1,148	1,154	1,212	1,261
49時間以上	1,880	1,908	2,013	2,113	2,125

〔備考〕 1) 就業時間の不詳を含む。

2) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

であろう。

次に、非農林業を各産業別にみると、減少した漁業水産業（九万、一四・三％減）、鉱業（六万、一〇・二％減）、停滞を示した運輸通信公益事業を除けば、製造業五一万（六・三％）、卸小売金融業二三万（三・一％）、サービス業（一二万（二・五％）など、いずれも増加を示した（第27・28表）。

次に、週労働時間三五時間未満の短時間就業者についてみると（第29表）、農林業では一九五六年以降毎年減少し、一九五八年平均で五五四万、対前年二万（三・五％）を減

少しているのに対し、非農林業では一九五七年平均はほぼ一九五六年と同水準に推移したが、一九五八年では一七〇万（四・六％）を減少し三四九万となり、その減少率が農林業に比べて高い。

次に労働省統計調査部編「毎月勤労統計結果表」から算出された「雇用指数」によって、一九五七年中における雇用の推移を月別にみると第30表のとおり。

毎月勤労統計調査は雇用、給与および労働時間について毎月の変動を調査するためのもので従来もっぱら常用労働者三〇人以上の事業所を対象として調査してきたが、一九五七年七月から常用

第30表 常 雇 雇 用 指 数 (1955年=100)

年 月	総 数	鉱 業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融業 保険業	運輸業 通信業	電気 水道業
1955年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1956年平均	106.9	104.6	99.5	109.5	113.0	104.3	103.7	94.7
1957年平均	116.9	110.1	109.2	122.3	129.0	107.7	109.7	90.2
1958年平均	118.8	109.2	116.5	122.5	135.4	113.2	112.8	89.5
1958年 1 月	117.0	111.2	111.5	121.4	130.6	108.4	111.0	89.1
2 月	116.6	110.4	112.6	120.5	130.5	108.9	111.3	88.8
3 月	117.6	109.8	115.0	121.5	133.5	110.3	111.7	88.6
4 月	119.8	108.9	113.8	124.7	137.0	113.6	112.9	89.7
5 月	119.5	108.6	115.1	124.0	136.7	113.8	113.0	89.8
6 月	119.3	109.3	114.1	123.5	137.2	114.6	113.1	89.9
7 月	119.4	109.2	116.3	123.2	137.5	114.5	113.3	89.8
8 月	119.2	108.7	118.7	122.7	136.8	114.4	113.2	89.8
9 月	119.3	108.6	120.4	122.6	136.2	115.2	113.3	89.7
10月	119.1	108.7	120.1	122.2	136.2	114.8	113.4	90.0
11月	119.2	108.9	121.1	122.1	136.4	115.0	113.6	89.7
12月	119.1	108.5	119.8	122.1	136.8	115.0	113.6	89.5

労働者五人以上三〇人未満規模の事業所にまで対象の範囲を拡大して調査するようになり、また五人未満規模の事業所についても

- 〔備考〕 1) 月末推計労働者数（常用労働者30人以上を雇用する民官公営の全事業所）より算出せるもの。
2) 1954年より事業所統計調査の結果を考慮して改訂された新雇用指数を掲載してある。
3) 「毎月勤労統計調査結果」による。

毎年一回特別調査を実施して、毎月勤労統計調査の結果を補完することになった。常用労働者および臨時・日雇労働者の定義は次のとおり。

常用労働者―常用の雇用労働者であり、重役や理事者であっても事務職員を兼ねて一定の職務に従事し、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けるものは常用労働者に含められる。また、臨時および日雇労働者であっても、前二ヵ月の各月において一八日以上、あるいは前六ヵ月に通算して六〇日以上同一事業主に雇用されたものも常用労働者に含められる。

臨時・日雇労働者―三〇日以内の期間を定めて雇用されるものおよび日々雇用されるもの。

雇用指数 まず「常用労働者雇用指数」（一九五五年＝一〇〇）によってみると（第30表）、全産業平均は一八・八と前年に比べ一・六％を上昇したが、一九五七年の対前年増加率九・三をかなり下回り、建設業の六・七％増を最高として、金融・保険業の五・一％増、卸売・小売業の五・〇％増加がそれに次いでいる。製造業はわずかに〇・二％増にとどまる。一方、鉱業、電気ガス水道業ではともに〇・八％を減少した。

製造業内の各業種のうちでは、食料品製造部門で七・二％と最高の増加率を示し、以下精密機器七・〇％、輸送用機器六・四％、電気機器五・七％がいずれも五％以上の増加である。しかし、この間に操短、人員整理の行われた繊維部門では六・四％の減少を示し、このほか化学（二・六％減）、鉄鋼（〇・六％減）、機械（〇・五％減）もそれぞれ減少となった。

区 分	一九五七年平均	一九五八年平均	増減率
食 料	一二二・四	一三一・二	七・二％
織 維	一一四・一	一〇六・八	△六・四％

第31表 臨時・日雇雇用指数
(1955年=100)

年 月	総 数	建設業	製造業
1955年平均	100.0	100.0	100.0
1956年平均	113.3	104.4	133.2
1957年平均	119.2	97.8	136.4
1958年平均	102.3	96.0	91.2
1958年 1 月	103.1	92.3	92.6
2 月	106.4	100.9	104.4
3 月	112.0	107.4	95.2
4 月	91.6	86.3	87.5
5 月	89.9	88.6	80.2
6 月	90.9	87.9	86.9
7 月	97.8	93.0	89.8
8 月	105.9	97.6	97.8
9 月	97.7	97.2	83.6
10月	98.0	91.9	83.6
11月	101.0	93.5	87.6
12月	133.4	115.7	105.4

- 〔備考〕 1) 月末推計労働者数（常用労働者30人以上を雇用する民官公営の全事業所）より算出せるもの。
2) 1954年より事業所統計調査の結果を考慮して改訂された新雇用指数を掲載してある。
3) 「毎月勤労統計調査結果」による。

また、臨時・日雇労働者月間延人員の推移を示す「臨時・日雇労働者雇用指数」（一九五五年＝一〇〇）でみると（第31表）、一九五七年で対前年五・二％を増加したのに対し、一九五八年では対前年一四・二％を減少し、その振幅がはなはだしく、ことに製造業における対前年減少率は三三・一％に達し、経済動向の推移を著しく反映している。

（注）△印は減少。

化学	一〇七・六	△二・六％
鉄鋼	一一七・二	△〇・六％
金属製品	一三七・五	四・六％
機械	一二七・九	△〇・五％
電気機械器具	一四一・一	五・七％
輸送用機械器具	一二四・六	六・四％
精密機器	一四〇・八	七・〇％

第32表 企業整備実施状況（1958年計）

年 月	整備事業所数	整理前従業員数	整理人員
1957年計	4,154	1,395,762	181,471
1958年計	6,451	1,927,372	260,472
1 月	810	273,072	41,703
2 月	586	188,948	19,829
3 月	621	173,422	23,775
4 月	581	181,702	26,231
5 月	787	197,222	28,519
6 月	633	164,052	24,186
7 月	584	136,258	20,940
8 月	433	138,279	14,006
9 月	340	148,999	16,925
10月	376	142,152	17,193
11月	299	88,550	10,798
12月	401	94,716	16,367

〔備考〕 労働省「労働市場年報（1958年）」による。

整備状況は第32・33表のとおり。
（注）「企業整備状況」は各地の公共職業安定所の係員が特に大量の労働異動が発生し、または発生するおそれのある事業所をそのつど訪問して調査した結果であって、雇用主訪問が大企業にかたよっているために、比較的小規模の事業所の企業整備状況を網羅していない。特に大都市においてその傾向が強く、したがってこの数字はわが国における企業整備の全体を示すものではなく、大体の動向を知るためのものである。
一九五八年一ヵ年間の企業整備事業所数は六四五一、整理人員は二六万人で、それぞれ一九五七年より二二九七（四八％）、七万九千人（四一％）を増加している。そして、企業整備を実施した理由をみると、合計六四五一のうち最も多いのが事業不振によるもの五二七四（八二％）、次いで一時的なもの一〇三一（一六・一％）、企業合

第33表 企業整備実施状況（産業別、1958年計）

区 分 産業名	規 模 別 事 業 所 数					整理人員
	計	500 以 上	499人～ 100人	99人～ 15人	14人 以下	
合 計	6,451	713	1,414	3,347	977	260,472
農 業	13	—	—	10	3	259
林業	43	3	29	10	1	6,561
漁業	12	5	4	3	—	2,051
水産業	515	50	145	268	52	26,541
建設業	486	12	104	311	59	21,896
製造業	4,312	432	943	2,247	690	114,665
卸売業	366	3	26	223	114	6,904
金融業	19	—	1	17	1	310
不動産業	2	—	2	—	—	206
運輸業	248	30	92	109	17	11,862
その他のサービス業	430	178	67	147	38	39,140
公務	5	—	1	2	2	77
分類不能の産業	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 労働省「労働市場年報（1958年）」による。

理化によるもの一四六（一・九％）であり、事業不振によるものうち七一・五％は需要減、資金難によるものであった。

整理人員についてみると、製造業が最も多く一四万五千人（総数の五五・五％）、次いでサービス業三万九千人（二〇・八％）、鉱業

二万七千人（九・八％）、建設業二万七千人（九・八％）、運輸通信およびその他の公益事業一万二千人（五・一％）の順に多く、更に製造業のうちでは、紡績業三万八千人、次いで化学工業一万八千人、輸送用機械器具製造業一万七千人、機械および武器製造業一万二千人、食料品製造業一万一千人などで整理人員が多い。

以上みるように、神武景気が去って一年余、景気がナベ底をはっている間に、不況はデコボコにやってきた。繊維、化学、鉄鋼、造船、石炭部門などで特に悪く、電機、自動車、食料品製造部門などではそれほどでもない。人員整理の状況も、このような事情をよく写し出しており、大企業よりは中小企業で、本工よりは臨時工や下請工の解雇の多いことが注目される。人員整理の実態は次のとおり（一九五八年九月一七日付朝日新聞「ふえる失業」）。

まず、大手筋の繊維会社の人員整理でみると、一月東洋レーヨン、三月帝国人絹、七月は倉敷紡績がそれぞれ女工中心に千人以上を希望退職させた。次に紙、パルプ業界では興国人絹パルプが二月に部課長、臨時工を含む千四百人を解雇、三月には北越製紙が百六十人を解雇、四百二十人を希望退職させた。同じころ硫黄では日本一の松尾鉱業が二百八十人の解雇を発表したが、四〇日間のストにあつて、整理案を撤回している。七月にはカリン酸石灰で日本一の日産化学が、五百八十人の希望退職案を発表、八月にはさくら、フィルムで有名な小西六が五百人の解雇を発表、さらに九月に入って日本碍子と日本水素が相次いで人員整理案を発表して人目を引いた。……

本工のクビ切り、特に大会社のそれが世間の注目を集めるのに対して、臨時工の整理は目立たぬうちにどしどし行われている。

まず、神武景気のキツカケをつくった造船の場合、昨年の一〇月までに全国二四造船所で二万四千人までふえた臨時工が、この

七月末で一万九千人足らずに減り、臨時工に準ずる下請工は四万四千人から二万七千人に激減している。特に船台の空き出した中小造船会社では、進水式がそのまま臨時工のクビ切りにつながる場合が多いようだ。このような整理に対して、臨時工組合が単独または、本工組合と共同闘争をするようになったのが最近の傾向で、この六月以来浦賀船渠、飯野重工、石川島重工、三菱日本重工など相次いで臨時工クビ切り反対闘争が行われ、一部はまで解決していない。

次に不況産業の代表格である石炭では、小中山の休、廃山が目立っているが、中流以上のヤマでも、臨時夫、請負夫、それにひとからヤマを借りて掘っている斤先（きんさき）掘り業者のクビ切り傾向がはっきりしてきたという。炭労（日本炭鉱労働組合）の話によると、三井、三菱、住友のような大手でもこれが始まり、臨時夫などが労働組合に泣きついていて例が多いそうだ。

化学もこの春から臨時工の整理が始まった。大手では日本曹達が六月、富士フイルムと日本カーボンが七月、多木肥料が八月にそれぞれ臨時工を切ろうとして本工組合との共同闘争にあい、日本曹達と富士フイルムでは希望退職に切りかえた。実体はつかみにくい、昭和電工などでも臨時工の整理が行われているといわれる。

鉄鋼も今春からまず中小どころで臨時工の整理が始まり、日経連では三万人いた臨時工が二万人に減ったとみている。銅、鉛などの非鉄金属でも今春臨時夫、組夫の整理がいつせに行われ、全金属（全日本金属鉱山労働組合連合会）によると、全国で一万ないし一万五千人いた臨時夫はほぼ全部整理されたと推定している。……

景気とは関係ないが、特需労務者のクビ切りも最近ふえる一方

だ。特需労務者には、特別調達庁が米軍との間に立って雇うのや、基地や接収地で民間企業が作業要員を雇うのなどいろいろある。このうち特別調達庁が雇ういわゆる「政府雇用労務者」は、朝鮮戦乱のころ雑役、警備員、運転手を中心に約三〇万人もいたが、米軍の移動や撤退につれて年々一万人以上減り続け、いまは八万人そこそこ、特にここ一、二年の減り方が激しく、去年は四万人、今年は毎月五千人ぐらいつつ整理されている。一方基地内で民間企業が人を雇って行う作業は、自動車、飛行機、兵器の修理が大部分だが、この従業員も減る一方。最盛時には約七万人いたが、いまは一万五千人に過ぎない。それも、横須賀市追浜兵器所の閉鎖と、東京都赤羽作業所の米軍作業打切りで、富士自動車四千人、日本飛行機三千人、日本製鋼所千六百人の従業員が近く全員解雇の運命にある。

第二章 労働移動

労働移動の状況を労働省労働統計調査部編「労働異動調査結果報告（昭和三二年分）」（一九五八年六月刊）によってみよう。

労働異動調査 毎月勤労統計調査の補足的調査として、主要産業における常用労働者の入職、離職状況すなわち労働異動の実態を明らかにするためのものである。一九五八年一月に一九五七年一月から一二月までの一カ年間の事実について実施された同調査の対象事業所は、建設業およびサービス業を除く毎月勤労統計調査全国調査の対象事業所から一定の割合で抽出された約三五五〇事業所であり、そのうち集計されたのは未回答および記入不備を除いた三三七三事業所（九五％）であった。

第34表 労働移動率

(単位 %)

年	入 職 率		離 職 率	
	常 用 者 労働者	うち常用 名義の者	常 用 者 労働者	うち常用 名義の者
1956年	19.6	14.2	14.8	11.6
1957年	20.2	15.8	15.9	12.8

- 〔備考〕 1) 常用名義の常用労働者とは常用労働者のうち、雇用契約期間に制限なしに「本雇」、「本雇」、「本雇」等の名称で呼ばれるものである。なお、試用または見習期間中、試用名義の常用労働者として扱う。
- 2) 入職率 (離職率) = $\frac{[1957年中の入職者数 (離職者数)]}{56年12月末労働者数} \times 100$ 。

の入職率は学卒者の入職期である四月を中心とした一、五月に、おいて一、九五六年の同期をかなり上回っているが、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月の後半期

では、逆に前半の上昇を相殺するほどの下回りをみせ、一方、離職率は各月とも、おおむねわずかながら一九五六年を上回っている。更に実数でみると、調査産業総数の一九五七年における新規入職者数は約一一六万人、離職者数は約九二万人(いずれも推計数)で、一九五六年に比べ前者では九万人(八%)、後者では一〇万人(一三%)の増加となっており、入職者では常用名義として入職した者が一九五六年より一二万人増加しているのに対し、臨時・日雇名義で入職した者(いわゆる臨時工、臨時雇)は一九五六年より三万人減少するという結果になっている(第34・36・37表)。

一九五七年一カ年間に於ける調査産業総数の入職率は二〇%、離職率は一六%であり、一九五六年に比べては、後者でわずかに高くなっているにすぎない。しかし、これを月別でみると、一九五七年

第35表 新規入職者の前職経歴

(単位 %)

年	計	未就業者		既 就 業 者 (うち有経験者)	
		新学卒者	その他		
1956年	100	32	13	55	(24)
1957年	100	36	11	53	(24)

〔備考〕 労働省「労働異動調査結果報告」による。

未就業者と、既就業者がおおむね半々の比率を示し、一九五六年と比べると新規学卒者の比率の増大が目だつ(第35表)。

離職状況 一九五七年の離職者数は一九五六年の数を約一〇万人上回っているが、その大半の九万人は常用名義の離職者であり、臨時・日雇名義の者は一万人の増加にとどまっております。常用名義の者の入職率および離職率がそれぞれ一九五六年を上回っているのに対し、臨時・日雇名義の場合は実数で減少している入職者についての入職率の低下はいうまでもなく、実数で若干増加している離職者についての離職率も在籍する臨時・日雇名義の者の増加のため一九五

入職状況 既述のように、一九五七年の入職者数は、一九五六年に比べて常用名義の者が増加し、臨時・日雇名義の者が減少しているが、しかし、入職者の約四分の一は依然として臨時・日雇名義で

入職した者であり、食料品、化学、第一次金属、電気機器および輸送用機器の各製造業部門では四割以上が臨時・日雇名義の形で入職したものである。特に五〇〇人以上の事業所では、入職者の半ばが臨時・日雇名義の入職者であり、八割に近い食料品製造業をはじめとして、電気機器および輸送用機器部門でも入職者の六、七割を臨時・日雇のもので占めていた。また前職経歴別にみると、新規学卒者を主体とした

第36表 産業および前職経歴，入職経路別新規入職者の構成（1957年）（単位 %）

業 産		計	前 職 経 歴					入 職 経 路						
			未就業者		既 就 業 者	農林，水産業にいた者	製造業，建設業にいた者	その他の産業者にいた者	安定所 経 由	学校 紹 介	縁故	新聞広 告，門 街の 貼紙		その他
			新 学 卒 者	そ の 他								そ の 他		
総 産 業 数		100.0	36.4	10.9	8.2(2.2)	22.3(13.1)	22.2(8.6)	31.6	15.3	35.2	8.2	9.8		
鋁 業 業		100.0	7.3	6.6	23.5(8.6)	51.5(39.5)	11.1(2.7)	22.1	2.2	59.1	1.1	15.5		
製 業 業	造	100.0	37.8	-11.1	7.8(1.9)	25.3(14.3)	17.9(4.3)	37.9	14.3	32.7	7.1	8.0		
卸 業 業		100.0	55.8	10.8	0.8(0.4)	3.1(1.4)	29.5(13.9)	16.7	32.6	27.9	16.2	6.6		
金 融 業 業		100.0	51.2	16.8	5.1(2.2)	3.4(0.4)	23.5(6.1)	4.9	41.4	37.1	7.2	14.4		
運輸通信	お よ び そ の 他 の 公 益 事 業	100.0	27.2	11.0	7.4(1.4)	6.4(2.6)	48.0(34.2)	17.9	9.5	42.1	12.6	17.9		

【備考】 1) () 内の数字は有経験者を示す。2) 労働省「労働異動調査結果報告」による。

第37表 産業および勤続年数，離職理由別離職者構成（1957年）（単位 %）

産 業	計	勤 続 年 数						離 職 理 由						
		6 ヶ月未 満	6 ヶ月9 月未 満	9 ヶ月1 年未 満	1 年2 年未 満	2 年5 年未 満	5 年10 年未 満	10 年 以上	雇用契約の終了	事業経営上の理由による解雇	死亡，傷病等による離職	本人の不適格による解雇	本人の都合による解雇	任意退職
総 産 業 数 鉄 産 業 製 産 業 造 業 卸 産 業 金 融 業 輸 送 業 の 他 の 公 益 事 業	100.0	30.5	13.6	8.8	12.9	16.5	11.1	6.5	9.5	10.1	5.7(3.3)	1.7	3.7	69.4
	100.0	34.1	12.4	14.0	10.5	10.3	8.0	10.6	3.8	12.7	9.6(5.1)	2.1	5.4	66.5
	100.0	31.0	14.4	8.8	13.8	16.5	10.9	4.6	11.0	9.8	4.0(2.2)	1.4	3.6	70.2
	100.0	27.6	8.0	8.3	15.1	24.0	13.3	3.7	3.8	5.0	4.2(2.1)	1.6	2.9	82.4
	100.0	16.7	13.0	5.6	9.2	20.7	20.1	14.7	2.3	6.8	12.0(8.5)	11.8	2.4	64.6
	100.0	30.0	13.1	5.9	8.3	15.2	11.4	16.1	9.4	14.8	12.8(8.9)	1.2	3.4	58.3

【備考】 1) () 内の数字は停年による離職者を示す。2) 労働省「労働異動調査結果報告」による。

第38表 一般労働職業紹介状況

年 月	新規求職者 件数	有効求職者 千人 A	新規求職者 千人	有効求職者 千人	就職件数 千人 D	就職率 D/A
1954年平均	376	1,166	196	348	146	12.5
1955年平均	390	1,283	206	353	158	12.4
1956年平均	406	1,199	259	458	188	15.7
1957年平均	431	1,180	297	572	207	17.5
1958年平均	474	1,407	297	547	212	15.0
1958年1月	996	1,706	765	880	310	18.2
2月	415	1,600	294	789	276	17.2
3月	425	1,488	291	734	241	16.2
4月	457	1,435	277	651	215	15.0
5月	406	1,144	268	613	200	17.4
6月	365	1,075	240	497	193	17.9
7月	487	1,399	248	405	200	14.3
8月	397	1,343	249	385	166	12.3
9月	419	1,330	286	452	181	13.6
10月	410	1,318	267	466	189	14.4
11月	370	1,240	228	432	183	14.7
12月	400	1,234	183	365	169	13.7

〔備考〕 1) 一般とは常用労働（雇用期間の定めなきと
き、または4ヵ月以上の期間ある仕事）と臨時労働
（1ヵ月ないし4ヵ月の雇用期限ある仕事）を合
いう。

2) 「職業紹介業務月報」による。

六年を下回る結果をみせている。離職の理由をみると、一九五六年同様七割近くが一応任意退職（自発的離職）の形をとっているが、臨時・日雇名義の場合に事業所の都合による解雇の増加していることが目につく。

一般職業紹介 一九五八年の一般職業紹介状況を労働省職業安定局の業務報告（第38表）によってみると、公共職業安定所における新規求職は月平均で四七万四千人、一九五六年に比べて四万三千人（一〇・一％）を増加した。また、月間有効求職でも月平均二二万六千人（一九・二％）を増加して一四〇万七千人となり、過去三年の

各月に比較しても常に高い水準を維持した。一方、月間有効求人月平均で五万七千人、前年に比べて二万五千人（四・四％）を減少して、経済界の不況を反映したので就職率も前年の一七・七％から一五・〇％に低下した。そして就職件数年間二五三万九千のうち臨時就職は四〇万九千（一六％）にすぎないといえ、この年における就職件数の増加は季節的雇用の多い農業（対前年二一・％五増）、林業（同三四・三％増）、建設業（同一八・七％増）、食料品製造業（同八・九％増）などで目だち、その他の産業部門では年間就職件数の対前年減少を示したものが多かった。

日雇職業紹介 一九五八年中の公共職業安定所登録日雇労働者数は月平均で二万九千人（六・一％）を前年より増加して四九万九千人となり、月別の推移でみると七月以降毎月過去三年の実績を上回るに至っている。失業対策事業紹介適格者は月平均で一人（三・二％）増で三万五千人、それは全登録日雇労働者数の六七・一％に当る。そして、これら日雇労働者の求職のための出頭延数も前年より月平均一二万六千（一・三％）を増加し、九九八万四千となった（第39表）。

しかし、その就労実績についてみると、月平均延数で八一九万九千と、前年に比べて四万六千（〇・六％）を減少している。そのうち一般失業対策事業、地方失業応急事業、臨時就労対策事業、特別失業対策事業などの一連の失業対策事業への就労率は六〇三万六千で、前年より一九万八千（三・四％）を増加し、全日雇就労延数の七三・六％を占めていたことになる。一方、民間事業への就労は前年より三〇万九千（一六・九％）を減少して一五二万六千にすぎなかった。就労数の減少は当然に月平均二五万九千（対前年比二一・一％）の「あぶれ」増加となり、「あぶれ」は月平均延数一四九万三千に達した。

第39表 日雇労働職業紹介状況 (単位 1,000人)

年 月	求 職 総延数	新規求人 数(延数)	就 職 実 人	失業対策 事業就労 実 人	月間不就 労者延数
1954年平均	7,520	6,436	337	251	1,111
1955年平均	9,099	7,616	400	290	1,492
1956年平均	9,920	8,557	435	311	1,372
1957年平均	9,857	8,632	435	299	1,233
1958年平均	9,984	8,493	439	308	1,493
1958年1月	9,490	7,935	448	313	1,552
2月	9,495	8,199	444	299	1,287
3月	10,174	8,876	442	304	1,289
4月	9,403	7,607	417	304	1,791
5月	9,533	7,725	417	306	1,807
6月	9,329	7,703	420	306	1,625
7月	10,219	8,723	432	310	1,499
8月	10,096	8,631	438	307	1,464
9月	9,936	8,336	434	301	1,596
10月	10,537	8,805	444	302	1,744
11月	10,125	8,851	452	306	1,309
12月	11,468	10,521	474	340	952

〔備考〕 1) 日雇とは日々改めて紹介され、あるいは、
1ヵ月未満の雇用期限を定めて紹介される仕事をいう。

2) 「職業紹介業務月報」による。

第40表 新規学校卒業者職業紹介状況 (1958年6月末) (単位 人)

区 分	中 学 校			高 等 学 校		
	計	男	女	計	男	女
求 職 者 実 数	429,045	221,337	207,708	210,415	104,874	105,541
新規求職申込件数	578,019	304,878	273,141	354,219	168,908	185,311
新規求人数	667,447	359,120	308,327	323,919	185,784	138,135
就 職 件 数	405,819	203,115	202,704	197,475	99,183	98,292
職業訓練所入所者数	20,769	17,034	3,735	3,221	1,490	1,731
就 職 率 (%)	99.4	99.5	99.4	95.4	96.0	94.8

は中学五七万四千八千人、高校四
三万一千人、合わせて一〇〇
万五千人の多きに達してい
た。これを前年同期の見込数
に對比すると、卒業見込者は
中学では一〇万人の減少であ
るが、高校では逆に五万人の
増加で、差引き全体で五万人
の減少であるにもかかわら
ず、雇用労働希望者は三万三
千人を増加した。そして縁故
就職希望者を除き、一九五八
年六月末までに公共職業安定
所並びに職業安定法第二五条
の三の規定による学校（職業
紹介に関する業務の一部を負
担している学校）において取
り扱った求人、求職、就職等
の状況は第40表のとおりであ
る。その状況を前年度と対比
すると、中学校では求職者実
数、求人数、就職件数（職業
訓練所入所者を含む、以下同
じ）とも減少しているが、高
校では求職者実数一一・七％
求人数一〇・二％、就職件数
一〇・六％とそれぞれ増加を

第41表 中学校・高等学校卒業者の産業別求人、就職状況

産 業 別	求 人			就 職			充足率
	求 人 数	全数に 対する 百分比	対前年 増減	就業者数	全数に 対する 百分比	対前年 増減	
中 学 校	農林漁業および鉱業	人 3,573	% 0.5	% 20.1	人 2,466	% 0.6	% Δ2.7 69.0
	建設業	15,236	2.3	24.3	8,605	2.1	19.1 56.5
	製造業	448,803	67.2	Δ9.3	279,446	69.5	Δ17.9 62.3
	卸売および小売業	128,214	19.2	15.4	65,895	16.4	13.8 51.4
	運輸通信および事業	10,407	1.6	12.1	7,563	1.9	14.2 72.7
	その他のサービス業	60,362	9.0	14.4	36,860	9.2	9.8 61.1
	その他(金融、不動産、公務)	1,420	0.2	Δ5.6	1,062	0.3	Δ12.0 74.8
計			668,015	Δ1.9	401,897		60.2
高 等 学 校	農林漁業および鉱業	4,039	1.2	Δ1.0	2,857	1.5	Δ8.1 70.7
	建設業	8,950	2.8	15.3	5,673	2.9	8.1 63.4
	製造業	118,211	36.4	Δ2.2	70,282	36.0	Δ3.3 59.5
	卸売および小売業	111,708	34.4	18.2	65,944	33.7	15.5 59.0
	金融保険および不動産業	30,866	9.5	29.9	17,029	8.7	28.8 55.2
	運輸通信および事業	25,587	7.9	23.3	16,065	8.2	24.0 62.8
	その他のサービス業	19,634	6.0	13.8	12,689	6.5	9.2 64.6
計			6,070	1.9	4,886	2.5	41.7 80.5
計			325,065		195,425		

〔備考〕 対前年度増減欄の△印は減少を示す。

第42表 事業所の規模別就職状況

規 模 別	中 学 校	高 等 学 校
	就職者(同割合)	就職者(同割合)
14 人 以 下	人 147,822(36.8)	人 42,968(22.0)
15～99人	139,697(34.8)	71,568(36.6)
100～499人	71,011(17.7)	44,222(22.6)
500 人 以 上	43,367(10.7)	36,667(18.8)

示したが、経済界の不況に伴う雇用状況の推移を反映して、公共職業安定所の取り扱いのみでも、求人、就職の取消が中学において一四万七千人、高校において三万二千人の多きに達し、更に求職取消も中学九万二千人、高校五万九千人の多きを数えた。就業率中学九九・四％、高校九五・四％は前年度よりも前者において〇・三％減、後者一・一％減である。

中学校 求人の総数は六六万八千人(対前年比一・九％減)であり、その紹介によって就職した者の数は四〇万二千人である。その主要産業別求人、就職状況は第41表のごとく、製造業を筆頭に卸小売業、サービス業の順で、この上位三産業で求人、就職総数それぞれ九五・四％、九五・一％を占めている。各産業の求人、就職数を前年度と比べると、製造業のみが求人において九％減、就職において一八％の減少で、その他の主要産業はともに増加を示しており、卸売・小売業の増加(求人一五％、就職一四％)がその実数において最大である。これは前年度における経済の推移を如実に反映したもので、製造業の減少は繊維業界の操短実施に伴う雇用事情の悪化から、紡績業の求人、就職数が前年度よりもそれぞれ二九・〇％、三・五％という著しい減少を示していることが最も大きな原因の一つになっており、一方、卸売、小売の増加は最近注目され

示したが、経済界の不況に伴う雇用状況の推移を反映して、公共職業安定所の取り扱いのみでも、求人、就職の取消が中学において一四万七千人、高校において三万二千人の多きに達し、更に求職取消も中学九万二千人、高校五万九千人の多きを数えた。就業率中学九九・四％、高校九五・四％は前年度よりも前者において〇・三％減、後者一・一％減である。

中学校 求人の総数は六六万八千人(対前年比一・九％減)であり、その紹介によって就職した者の数は四〇万二千人である。その主要産業別求人、就職状況は第41表のごとく、製造業を筆頭に卸小売業、サービス業の順で、この上位三産業で求人、就職総数それぞれ九五・四％、九五・一％を占めている。各産業の求人、就職数を前年度と比べると、製造業のみが求人において九％減、就職において一八％の減少で、その他の主要産業はともに増加を示しており、卸売・小売業の増加(求人一五％、就職一四％)がその実数において最大である。これは前年度における経済の推移を如実に反映したもので、製造業の減少は繊維業界の操短実施に伴う雇用事情の悪化から、紡績業の求人、就職数が前年度よりもそれぞれ二九・〇％、三・五％という著しい減少を示していることが最も大きな原因の一つになっており、一方、卸売、小売の増加は最近注目され

(单位 人)

学 校 種 別	卒 業 者	進 学 者	就 職 者	就職しつ つ進学し ている者	無 業 者	死亡 者	不 詳	
中学 校	1957年 3 月	1,997,931	960,121	797,507	67,129	148,293	314	24,567
	1958年 3 月	1,895,967	959,938	716,653	58,322	139,194	298	21,562
高等 学校	1957年 3 月	731,036	111,670	420,879	6,019	164,122	163	28,193
	1958年 3 月	776,753	122,987	442,270	5,153	177,509	137	28,697
短期 大学	1957年 3 月	31,903	2,938	16,277	947	8,903	6	2,832
	1958年 3 月	31,096	2,560	15,964	684	9,045	10	2,833
大学	1957年 3 月	113,622	5,411	86,924	421	9,521	15	8,265
	1958年 3 月	116,055	5,350	89,528	250	9,154	72	8,726
大学 院	1957年 3 月	2,825	967	1,389	19	128	—	322
	1958年 3 月	2,980	964	1,448	45	229	—	294

〔備考〕 1) 「文部統計速報」による。

2) 大学卒業者には別にインターン 3,065 (1957年), 2,975 (1958年) がある。

ている集團
 求人方式の
 影響等によ
 るものと思
 われる。
 次に就職
 の状況を規
 模別にみる
 と、一四人
 以下の事業
 所に対する
 就職が最も
 多く、女子
 の紡績業に
 おける大規
 模事業所へ
 の就職を除
 けば、大部
 分が中小企
 業の事業所
 に就職して
 いることが
 うかがわれ
 る。これを
 前年度と対
 比すると、
 九九人以下

第44表 学校種別卒業者のうち就業者の産業別数

(1958年度, 単位 人)

産 業 別	中 学 校	高等学校	短期大学	大 学
総 数	774,975	447,423	16,648	89,778
農 業	139,432	45,834	317	535
林 業 お よ び 狩 猟 業	2,848	1,519	12	141
漁 業 お よ び 水 産 養 殖 業	13,018	2,250	33	163
鉱 業	2,381	3,806	81	887
建 設 業	15,606	13,976	396	3,553
製 造 業	365,415	129,794	3,532	26,146
卸 売 お よ び 小 売 業	103,592	111,352	1,602	12,539
金 融 お よ び 保 険 業	1,510	27,875	919	7,400
不 動 産 業	188	865	26	278
運 輸 通 信 業	10,236	29,570	701	4,290
電 気, ガ ス, 水 道 業	2,597	4,761	208	842
サ ー ビ ス 業	84,283	32,731	5,713	24,116
公 務	2,249	26,079	2,171	5,314
そ の 他	31,620	17,011	937	3,574

〔備考〕 「文部省統計速報」による。

の事業所への就職者が七・九%増加し、一〇〇人以上の事業所への就職者がそれだけ減少している(第42表)。

高等学校 求人総数は三二万五千人(対前年度比一〇・九%増)であり、就職者数は一九万六千人であつて、ここでも製造業は最高の求人をしてゐるが全体の三六・四%にすぎず、卸売および小売業の三四・四%と大差がない。また金融保険および不動産業が全体の九・五%、公務が全体の一・九%を占めてゐることも、中学校の

場合にはこの二産業の求人が全求人数の〇・二％にすぎなかったのに比べてはなはだしく相違する。前年度との増減をみると、求人、就職数ともに農・林・漁業および鉱業の各産業がわずかに減少し、製造業が大きな減少（求人二・二％、就職三・三％減）を示しているほかは、いずれも増加で、金融および不動産と卸売および小売業の増加が目だっている。就職の状況を規模別にみると一五〇九九人の事業所に対する就職が最も多く、次に一〇〇〇四九九人の事業所が多い。中学卒業者の最も多い一四人以下の事業所への就職が三位にあることは、中学卒業者が小企業、零細企業に主として住込として就職するのが多いのに比し、高校卒業者の場合はその多くが通勤として就職すること等によるものと思われる。

なお、一九五八年七月一日現在における同年三月学卒者の状況を文部省編「文部統計速報」(八七号、一九五八年一二月刊)によって総括してみると第43・44表のとおりである。

中小企業と集団求人 「集団求人」という言葉が新聞紙上に現われはじめから、すでに二年近くの期間が経過した。それは新規学卒者の雇用について、同一地域、同一事業の多数の求人者が協同して集団的に求人を申込み、雇用条件も統一して改善向上を図り、その充足を容易にしようとするもので、中小企業特に商店の求人では前年に引き続き、一九五八年度においてもこの方式によるものが増加している。すなわち、集団求人の実施状況に関する労働省職業安定局の調査結果(一九五八年六月底現在)によると、前年度において団体数六一、加盟店数一万八千店であったものが、一九五八年では団体数二五七、加盟店数五万四千店と、その増加が飛躍的であり、これを業態別にみると、地域団体(日専連、〇〇商店会等のもの)七二、業種別団体(美容師組合、製パン組合等のもの)一八五となっている。業種別団体が圧倒的に多いのは、求人者の業種が同

じであるところから雇用条件等の協定が地域団体に比べて容易に行われることなどによるものと考えられるが、また一方には、従来から組織されている組合をそのまま集団求人団体として活用できるという点にもあるとみられている。更にこれを都道府県別にみると、東京が七六団体で最も多く、次いで大阪(三八団体)、福岡(二五団体)、愛知(二〇団体)、兵庫(一五団体)等の順で都会地周辺に集中し、以下一県七団体から一団体に三都府県にわたっている。

求人申込状況は、それらの団体に加盟している五万四千店のうちの一六・二％に当る八八〇〇店が利用し、これらの求人者から約二万二千人(一九五七年は五四〇〇人)の求人が申込まれた。平均求人数についてみると、織物業、紡績業等の製造部門に属する業種で一社(店)当り六〇一〇人程度の求人をしていのに対し、商店関係業種では二・三人平均の求人をしてい。一方、これに対する充足状況(就職状況)は部分的には一〇〇％充足の業種もあるが、総体では四一・三％の充足率を示し約九千人(一九五七年は二三〇〇人)が就職している。各業種によって充足率の高低がはげしく、看護婦見習(八六・四％)、理容師見習(七三・七％)、美容師見習(五三％)等手に職を得られる業種が平均して高い充足率を示しているのに反し、飲食店、一般商店に雇用される店員等の充足率は低い。

第四章 失業

第一節 概況

我国のような経済的事情のもとでは、失業者は国勢調査や労働力

調査で定義する「完全失業者」は含まれない、いわゆる不完全就業者ないしは潜在失業者として広範囲に存在する。そこで、一九五六年七月一日現在で実施された就業構造基本調査は人口の就業状態を両調査の場合のように一週間という限定された期間によって調査するのではなく、平常の状態によって調査し、また、転職希望、追加就業希望といった主観的希望意識のほかに、就業時間、所得など客観的な事実の面からの就業状態の把握を試みるなど、わが国における潜在失業の状況を明らかにすることを目的としたものであった。従来この意味の調査としては、労働力調査に付帯する臨時的な調査が約四千世帯、その常住者一四歳以上のもの一万五千人を対象として行われていたが、その規模がきわめて小さかった。

ところで、ここでいう不完全就業者もしくは、潜在失業者とは何かという概念規定については、わが国でも種々研究されてきており（「潜在失業の概念について」、労働省労働統計調査部編「労働統計調査月報」第八巻第一号所載参照）、更に、第二次大戦後では後進国開発の問題と関連して後進国の失業—不完全就業問題が、国際的視野において広範にとりあげられるようになった。たとえばILOの公式報告—一九五〇年の action against unemployment（労働統計調査部訳「各国の雇用及び完全雇用政策」）—では、失業の主要形態を分類し、資本設備または他の補助手段の不足により生ずる失業が、未開発諸国での慢性的不完全就業の原因であるとしている。また、各国におけるこの問題についての諸成果の発展と問題の重要性にかんがみて、ILOでは第九回労働統計家会議（一九五七年四月）で「不完全就業の測定に関する決議」を採択し、その中で不完全就業の定義あるいは存在形態について一応の結論を示している。すなわち、その決議では「不完全就業とは、フルタイム労働を行っていない就業者が、現在の労働以上に働くことができ、且つその意

思を有する場合か、あるいは労働者が改善された生産条件下で労働するか、または技能度を考慮した他の職業に転職すれば、その者の所得ないし生産性が向上するといった場合に生ずるもの」（労働統計調査部海外労働係訳による）とし、その形態を次のように分類した。

一、顕在的不完全就業（visible underemployment）—正常な就労期間より短い期間の就業を意味し、不本意にパートタイム労働に従事している者。

二、非顕在的不安全就業（invisible underemployment）

(イ) 偽装的に不安全就業（disguised underemployment）—労働時間は異常に短縮されていないが、その者の所謂が異常に低いか、あるいはまたその者の仕事が能力ないし技能度を十分に活用することを許さない場合。

(ロ) 潜在的に不完全就業（potential underemployment）—あるいはまたその者が、生産性の異常に低い事業所ないし経済単位に雇用されている場合。

失業者の推計数 総理府統計局編「昭和三十一年就業構造基本調査報告、上・下二巻」（一九五七年三月刊）によってみると、平常の状态が有業者であって、転職を希望するそのもの二一八万人、追加就業を希望するもの一一一万人、また、無業者のうちでその理由として「失業しているから」と答えた者は七九万にとどまるが、転職を希望しているもの五七二万人、以上に合わせて約九〇〇万人がなんらかの仕事我希望していることが明らかになった（同調査の要領および調査結果の詳細については本年鑑、一九五八年度版参照）。

また、第45表によって、失業者の推計数を導き出してみると、最も表面化しているもの五三万人の第一次グループと三五〇～五〇〇万人の第二次グループ、最も広い範囲では明らかに一千万人を越えるグループの三つを示すことができる。

14歳以上人口 1)	14歳以上人口 労働力人口 就業者 失業者 非労働力人口			6,370 4,371 4,318 53①	第一次失業 ①	53
年所得額 2)	自営者	雇用者	計		第二次失業 A ①	53
年5万円以下	114	180	294②		②	294 } 347
年10万円以下	293	623	916③		" B ①	52
労働時間数 3)	農 業	非農業	計		④	51 } 429
休 業 中	21	29	51④		⑤	325
1 ~ 19 時 間	280	145	325⑤		" C ①	53
1 ~ 34 時 間	570	386	956⑥		④	51 } 437
現職評価 4)	転 職 希 望 追 加 就 業 希 望 非 就 職 で あ る が 就 職 希 望 計	182 69 82 333⑦			⑦	333
求職活動 5)	職 安 求 職 者 職 安 利 用 率 全 求 職 者	143 25~30% 393⑧			" D ①	53
					④	51 } 497
					⑧	393
					第三次失業 A ①	53
					③	916 } 969
					" B ①	53
					④	51 } 1,060
					⑥	956

〔備考〕 1) 1)は労働力調査、1957年平均。14歳以上の内訳が計と一致しないのは「不詳」があるため。2), 4)は労働力臨時調査(1957年3月)。3)は労働力調査(1958年4月)、ただし1～19時間は1958年3月。5)は職業安定業務月報(1958年4月)。

2) 松尾均「失業人口をどうつかむか」(「エコノミスト」1958年7月26日号掲載)による。

ごとく要約し、その概況については、
「仮りに現在国の公的扶助の対象となつてゐる被保護世帯とほぼおなじ程度、またはそれ以下の生活をしてゐる低消費水準世帯だけを取りあげてみると、その総数は、昭和三一年四月の厚生行政基礎調査の結果によると、被保護世帯も加えて二四六万世帯、その世帯人員は一一一三万人で総人口の一二パーセント余に及んでゐる。そしてこれら低消費、低所得世帯内で何らかの収入活動に従事してゐる労働力の総数は四三〇万人余と概算されるが、それはわが国の全労働力の約一一％を占めて、その龐大な底辺を形成してゐる」と述べてゐる。

一、農業では、その労働力吸収の母胎である耕地面積が、戦後縮少している。多角経営への進歩、土地利用の高度化はこれを大きく相殺してはいるが、耕地面積が実質的に拡大されたとはまではいえま

働力の過剰が新しく濃化している証拠といえよう。戦後農業技術は格段に進歩し、農業生産力は著しく上昇した。それは新しく農家の階層分解をおし進め、農業からの離脱を必要とされる非生産的農家を増大させている。その一部は最近急速に脱落しはじめるに到ったが、しかし彼らの大部分はまだ完全に離農あるいは離村できずに、猫額大の土地にしばらくつけられている。

二、林業と漁業では賃労働の占める比率が大きい、これらの賃労働にはまだ多分に旧い雇用関係が残っている。それと平行してまた双方とも農業との兼業が著しく多い。特に漁業における就業者総数の三割は、潜在失業状況といわれているが、家族全員の雑多で且つ不完全な労働所得をよせ集めて生計を立てている。そのような零細漁家の生活体制はその過剰労働力を近代工業その他の産業の労働力に転化させるのに極めて困難な事情にある。その点は零細兼業農家の場合もまたおなじである。

三、戦後は農林漁業部門も、経営合理化の必要に駆り立てられるに至ったので、戦前のような都市の失業を吸収する貯水池的な役割は最早はたさなくなった。それだけに都市での潜在失業は戦後とくに深刻な様相を呈するようになったといえる。都市での中小企業、零細企業の比重は戦後も圧倒的に高く、雇用の吸収を担当しているのは主としてこれらの部門である。しかし工業の分野をとってみても、低賃金層にぞくしているものは大きい。また戦後増加した就業者の大半を吸収した商業とサービス業での就業のうちには、合理的な雇用形態とはみなされない部分がはなはだ多い。なお、主として自己の住居で内職に従事している家内労働では委託者側からの一方的な契約に束縛され、余りにも低い報酬が支払われている。労働は著しく苛酷であるにもかかわらず、それから得られる報酬は家計収入のほんの支えにしかたっていない。しか

もこのような部面が今や都市生活の底辺に漸次拡がりつつある。

四、今や広汎に、潜在失業的な症状が一般化しつつある。その全貌を単一の指標によって計量することは多少問題はあるが、労働力調査の結果によれば、全就業者のうち、週三五時間ないし四八時間というもつとも正常な形の就業者はあまり増加せず、週二〇時間未満あるいは週六十時間以上の短時間就業者と長時間就業者が年々著しく増加している。特に非農林業の自営部門ではこのような傾向が著しい。潜在失業的就業増加の一端はここにもはつきりうかがわれよう。

五、以上のような傾向は中小あるいは零細企業部門において典型的に現われているが、正常な就業を保持している大企業もしくはこれに準じる部門でも、たとえば臨時労働者にみられるような潜在失業的な現象が普及しつつある。これらの臨時労働者は、今では、季節的労働者や見習工、あるいは退職後の老令者の労働というようなものではなく常用労働者と同じ労働力が同じ労働に従事しながら、異った賃金と労働条件におかれているのである。すなわち臨時労働者として採用されたために、雇用関係が不安定であり、退職金その他の保障的制度からも除外されていることが多い。

六、またこうした臨時労働者のうちで最も窮迫した層が職業安定所の窓口にあられる登録日雇労働者である。日雇労働者は戦前は主として農村の零細層から横すべりの形で移動してきたものであった。それが現在では、主として都市の諸産業からの落層人口によって占められるに至った。且つそれは一時的、待期的なものではなく、恒久的な形に変化し、失業対策事業の就労者にみられるように、一種の常時定職化の傾向を示すに至っている。

七、こうした潜在失業はやがて公的扶助の対象として沈没して

いく。もちろん、被保護層は働く能力としての労働力からみれば失業とは異なる性格のものであろう。本来は貧困と失業とは区別すべきものである。しかしわが国のように、失業が失業として顕在化しないところでは、経済的にも肉体的にも労働能力上のけじめは明かでない。いいかえれば貧困と失業とが隣り合せ、且つ、重なり合っているといえる。潜在失業の日本的形態の一端にこうした被保護層があることも忘れてはなるまい。

八、最後に、新規学校卒業者についてみると、日本の産業は、既就業の経験者よりも未就業者として新規学校卒業者を需要する度合が大きいために、新規学校卒業者の就業率は比較的好調を辿っている。農業その他の自家営業の家族従業者として残る者も最近はいちじるしく減ってきた。しかし自家以外で就職する新規学校卒業者の大部分は中小及び零細企業に吸収されているのであることを忘れてはならない。

失業保険業務状況 失業者数の動きを示す別の資料「公共職業安定所失業保険業務状況」(労働省職業安定局調べ)をみると第46表のごとく、まず一般失業保険受給者実人員は一九五八年平均四万五千人で、前年より一四万六千人(四七・三%)を増加し、特に七月以後は過去三年間中で最も高い水準を示した。一方、日雇失業保険の支給延人員もいわゆる「あぶれ」の増加に伴ない、前年比月平均一九万二千人を増加して、六九万二千人となった。

第二節 臨時工・社外工

戦後の臨時工制度に転機をもたらしたものは、一九四七年末に施行された(実質的には一九五八年二月)職業安定法にもとづく労務供給業の禁止である。それは、従来の組人夫に臨時工という身分を

第46表 失業保険業務状況(一般・日雇)

年 月	一 般 失 業 保 険				日 雇 失 業 保 険		
	離職票 受付件数	受給者 実人員	支給 終了者	受給期 満了者 数	初回受 給回数	給付延人員	1人平均 受給日数
1954年平均	94,424	456,364	39,600	29,326	93,490	466,861	4.99
1955年平均	78,841	469,282	47,566	36,262	125,816	626,850	5.0
1956年平均	65,607	330,525	40,300	28,930	119,364	575,936	4.8
1957年平均	69,982	309,211	34,112	24,018	107,880	499,496	4.6
1958年平均	93,155	455,244	49,216	26,722	146,918	692,179	4.6
1958年 1月	154,274	446,044	36,561	24,915	203,540	1,452,438	7.2
2月	94,480	480,957	35,571	21,122	97,571	356,492	3.7
3月	84,316	504,394	57,364	27,524	123,405	485,815	3.9
4月	102,085	495,721	82,949	25,375	171,879	739,431	4.3
5月	100,886	449,120	52,263	22,860	197,232	1,129,704	5.7
6月	87,626	447,187	40,564	18,949	166,910	647,263	3.9
7月	82,658	466,818	42,832	21,075	125,672	557,581	4.4
8月	67,784	456,863	43,972	22,173	140,594	610,743	4.3
9月	71,367	448,048	50,919	25,898	172,571	761,359	4.4
10月	76,554	433,577	53,510	27,092	157,802	732,053	4.6
11月	71,119	407,932	47,179	25,115	129,445	471,436	3.6
12月	124,709	426,267	46,907	58,570	76,397	361,820	4.7

〔備考〕 「失業保険事業月報」による。

第47表 臨時の常用に対する百分比

産 業 別	管 理 部 門		生 産 部 門	
	男	女	男	女
総 数	6.0	19.8	24.3	41.3
食 料 品 製 造 業	5.4	14.1	17.0	49.3
織 維 工 業	8.3	13.2	6.8	14.8
化 学 工 業	1.3	8.2	11.8	23.6
ゴ ム 製 品 製 造 業	6.1	14.1	10.4	13.1
鉄 鋼 業	1.3	5.6	15.7	71.9
金 属 製 品 製 造 業	3.8	3.1	11.2	25.2
機 械 製 造 業	16.9	45.6	28.6	54.3
電 気 機 械 器 具 製 造 業	3.1	27.2	18.9	44.9
輸 送 用 機 械 製 造 業	10.1	27.1	37.7	193.2
鉄 道 業	0.8	—	6.8	3.4
運輸に付帯するサービス業	—	—	58.4	160.9

与え、直雇として採用されるようになった大量の臨時工を発生させた。次いで経済九原則の強行は、合理化過程を通じて定員超過人員、被解雇者を臨時工として採用し、あるいは常用工の減員を臨時工で補填するなどにより、それも主として基幹的生産行程に臨時工を増加させることになり、特に朝鮮戦争を契機として臨時工が急激に増大した。その後においてはゆる神武景気のもとにおいての臨時雇用の増大が目立ち、また最近では臨時工とともに社外工の問題が脚光をあびて登場してきている。

第48表 従業員の年次別推移
(1954年=100%)

年次別 職 種 別	管 理 部 門		生 産 部 門	
	常 用	臨 時	常 用	臨 時
1954年11月	100.0	100.0	100.0	100.0
1955年11月	97.8	123.9	99.8	112.9
1956年11月	102.4	207.4	103.6	175.0
1957年11月	125.5	318.4	123.3	284.0

臨時工 神奈川県労働部労改課では県下における臨時従業員の実態について調査し、その結果を同課編「昭和三二年十一月末現在、臨時従業員実態調査結果について」としてとりまとめた。以下同資料によってみよう。

同調査は一一六の民間事業所を任意に抽出しておこなったもので、製造業（一〇四事業所）に重点をおき、人員の規模別では各規模とも二〇事業所内外を対象としている。なお、この調査は生産部門だけでなく管理部門を含む全臨時従業員について行われており、その臨時従業員のうちには、試用期間中であって、一定の期限がくれば常用従業員に登用されることが約束されているものはふくまず、日々雇入れのものを含んでいる。

また、同県下の臨時工についておこなわれた調査には、一九五

三年二月に神奈川県労働基準局給与課が、常時五〇人以上雇用している全民間事業所五九四を対象としたものがある。

(1) 雇用状況 一口に臨時従業員といってもその呼名は千差万別である。生産部門の人達では、臨時工、臨時工員、臨時従業員、日雇、臨時労務者、臨時員、臨時雇、臨時人夫、臨時、臨時雇労務者、臨時傭員、定期従業員等の名称が割合多く使われていて、一一六事業所だけでも四一種類に及んでいる。一方管理部門でも臨時工、嘱託、臨

第51表 常用100.0%に対する臨時工の賃金比率

産業別及び 支払形態別	職別 性別	生産部門	
		男子	女子
食料品製造業	月給	115.6	—
	日給	50.8	49.1
繊維工業	月給	87.7	—
	日給	57.8	75.1
化学工業	月給	118.1	—
	日給	74.1	79.7
ゴム製品製造業	月給	—	—
	日給	52.8	70.9
鉄鋼業	月給	48.7	—
	日給	51.2	127.6
金属製品製造業	月給	—	—
	日給	45.6	42.4
機械製造業	月給	120.2	87.4
	日給	47.3	67.0
電気機械器具製造業	月給	—	—
	日給	46.7	64.6
輸送用機械器具製造業	月給	38.3	38.4
	日給	61.3	71.8
運輸に付帯するサービス業	月給	—	—
	日給	100.0	100.0
鉄道業	月給	—	—
	日給	100.0	100.0

〔備考〕 月給および日給は賃金の支払形態による月給者と日給者の区分。

雇用契約期間では管理、生産ともに一ヵ月から四ヵ月未満の人が最も多く、管理と生産部門の相違点は「日々雇入」が生産部門ではるかに多いことである。比較的長期の契約者が最も多い業種は繊維工業で、管理、生産部門ともに、六ヵ月以上一年未満の契約をしているものが約三分の二いる。次いで鉄鋼業と輸送用機械器具製造業で多い。これに反し「日々雇入」という契約をしている人が最も多いのは化学工業であって、生産部門では半教近くを占めている。とこ

第49表 臨時工の雇用契約期間

期間別	職種別	管理部門	生産部門
		%	%
総数		100.0	100.0
日々雇入		2.8	14.3
1ヵ月未満		1.0	0.5
1～2ヵ月未満		31.7	23.7
2～4ヵ月未満		28.4	33.6
4～6ヵ月未満		17.2	4.5
6～1年未満		18.8	23.5

第50表 臨時工の就業期間

期間別	職種別	管理部門	生産部門
		%	%
総数		100.0	100.0
1ヵ月未満		3.6	8.8
1～2ヵ月未満		5.9	7.0
2～4ヵ月未満		10.7	7.6
4～6ヵ月未満		9.7	9.5
6～1年未満		35.2	30.0
1～3年未満		27.5	26.7
3年以上		7.4	10.2

どの業種でも管理部門より生産部門の方がはるかに高い比率になっており、輸送用機械製造業と運輸に付帯するサービス業の生産部門女子労務者は常用よりも臨時の方がはるかに多い。また、一九五四年一月を一〇〇とするその後の雇用の推移を常用と臨時とでみると(第48表)、常用のほうは管理、生産両部門とも一九五五年で雇用量が減少しているのに対し、臨時は三年間を通じて相当の雇用の伸びをみせている。その間臨時が最も増加しているのは、電気機械器具製造業、輸送用機械製造業で生産部門についてはそれぞれ八倍、七倍という倍率を示している。

時員、臨時従業員、臨時職員、臨時雇、臨時事務員をはじめとして二五種類の呼称が用いられている。その雇用状況を常用に対する百分比で示すと第47表のとおりで、

そして、同じ期間に前者では常用も二倍以上に増加しているが、後者では常用はほとんど増加していない。

(2) 雇用契約期間と就業期間

第52表 日給者の一ヵ月分平均賃金

(1957年12月末, 単位 円)

産 業	生 産 部 門			
	男 子		女 子	
	常 用	臨 時	常 用	臨 時
食 料 品 製 造 業	20,755	10,549	14,126	6,942
織 維 工 業	13,676	7,901	6,961	5,230
化 学 工 業	12,517	9,276	7,414	5,907
ゴ ム 製 品 製 造 業	15,396	8,128	8,358	5,923
鉄 鋼 業	27,432	14,036	7,358	9,392
金 属 製 品 製 造 業	25,957	11,826	17,748	7,526
機 械 製 造 業	29,056	13,748	10,737	7,198
電 気 機 械 器 具 製 造 業	22,273	10,412	10,392	6,718
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	20,630	12,636	10,506	7,541
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	21,008	8,387	9,072	5,319
サ ー ビ ス 業	—	12,749	—	6,148

〔備考〕 賃金は基準内・外の両方を含む。

ろで、第49・50両表を比較してみると、雇用契約が六ヵ月以上の人は管理部門一八・八%、生産部門二三・五%であるのに対し、実際の就業期間では六ヵ月以上の人は管理部門七〇・一%、生産部門六六・九%という高い比率になる。このことは臨時の場合、契約期間が過ぎると、それをたえず更新して、相当長期にわたって就業していることを物語るものといえる。就業期間の長い人の多い業種は、鉄鋼業、金属製品製造業で、この二つに次いで化学工業、電気機械器具製造業、輸送用機械製造業であり、化学工業は雇用契約期間の

第53表 鉄鋼業における雇用の動き

区 分	一般常用労働者		臨 時 工 (日雇工を含む)	
	1951年基準	前年基準 (前年比)	1951年基準	前年基準 (前年比)
1951 年	100.0	—	100.0	—
1952 年	99.7	99.7	99.3	99.3
1953 年	102.0	102.3	101.5	102.2
1954 年	98.1	96.2	85.2	83.9
1955 年	96.2	98.0	96.9	113.7
1956 年	99.6	103.6	119.7	123.5
1957 年6月	105.7	106.2	147.9	123.6
1957 年	105.8	100.1	128.2	86.7

〔備考〕 日本鉄鋼連盟労働局調「従業員数調査」による。

次に退職金をみると、支給事業所は一〇事業所中わずかに七事業所(六・四%)で、最も支給率の高い金属製品製造業でも三〇%に当る事業所で支給されているにすぎない。一九五七年に退職した人で退職金の額が最も多か

最も短い部類であるのに、そこでの実際の就業期間は相当長期にわたっている。
(3) 昇給および退職金 対象事業所一一六のうち昇給・退職金について記入のあったのは一一一事業所であり、そのうち、臨時従業員に対して昇給を行っている事業所は五一、全体の四五・九%に当る。そして全臨時従業員に一率同額昇給を行っている事業所が五あった。昇給を行っているのはどの業種でも三五%から五〇%だが、運輸に付帯するサービス業ではまったく昇給が行われていない。昇給額は一率昇給を行っている事業所では年間二五〇〜五〇〇円、一率でないところでは大体四〇〇〜五〇〇円である。

第55表 臨時工の勤続期間別数
(1957年12月末現在)

区 分	人 員
2 カ 月 以 内	786
2 カ月を越え 4 カ月以内	735
4 カ月を越え 6 カ月以内	962
6 カ月を越え 1 年 以 内	4,071
1 年を越え 2 年 以 内	4,343
2 年を越え 3 年 以 内	1,136
3 年を越え 5 年 以 内	867
5 年を越え 10 年 以 内	1,381
10 年 以 上	11
合 計	14,292

〔備考〕 この集計には員数記載のない工場（10工場）を除いてある。

第54表 臨時工数（1957年12月末現在）

	生産部門	補助部門	管理部門	合 計
	人	人	人	人
男	9,691	3,905	682	14,278
女	286	795	420	1,501
計	9,977	4,700	1,102	15,709

ったのは、食料品製造業（八・六％）、鉄鋼業（二一・八％）、鉄道業（九・〇％）、化学工業（一一・八％）、賃金 臨時の賃金は常用の大体六割程度で、常用との賃金格

ったのは八万円、その人は金属製品製造業のA社に一〇年間臨時従業員として就業していた。

(4) 常用への登用 一九五六年一月現在で一一六事業所一万五二七人の臨時従業員のうち、一九五七年一月までの一年間に常用に登用されたものは四〇六四人（登用率二六・九％）であった。登用率の最も高いのは繊維工業（六六・一％）で、次いで、ゴム製品製造業（四六・六％）、機械製造業（四六・二％）、電気機械器具製造業（四〇・〇％）となっている。これに反し登用率の最も低

差の比較的少ないのは繊維工業、化学工業であり、比較的多いのは食料品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業である（第51・52表）。

次に日本鉄鋼連盟の臨時工実態調査結果によって、鉄鋼業における臨時工の推移とその勤続期間別数をみると第53・54表のとおり。

同調査は、日本鉄鋼連盟会員会社の主要八七工場における臨時工について、その雇用、待遇に関する取扱状況を主に調査しよもので、臨時工を（一）期間を定めて雇用する者、（二）日々雇入れる者で継続使用一ヵ月以上の者と定義し、調査期間中（一九五七年一月一日から三十一日までの一ヵ月間）に右に該当する者がいないとする一三工場を除き、四七工場について結果がとりまとめられた（「鉄鋼労務通信」、六〇〇号一九五八年五月刊による）。

官公庁の臨時職員 行政機関に勤務する一般職の国家公務員は、行政機関定員法の適用の有無によって定員内職員と定員外職員とに分かれる。定員外職員は更に常勤労務者と非常勤職員とに分かれ、非常勤職員の中には本来の非常勤職員といわゆる常勤的非常勤職員とがある。これらのうち、常勤労務者とは、事実上相当長期間にわたる継続雇用を予定しうる職員で、雇用期間につき行政機関定員法第一条との関係から形式的に二ヵ月更新による形式で任用せられたものであり、また非常勤職員のうちいわゆる常勤的非常勤職員については格別判然とした定義はないが、常勤労務者同様事実上相当長期にわたって継続雇用される職員で、雇用期間につき日々雇入れの形式で任用せられたものである。いまこれらの区分を生ずるに至った経緯についてみると、およそ次のごとくである。

一九五九年六月行政機関定員法が制定され、一般職の国家公務員で行政機関に常時勤務する者の定員は、同法律によって規制されることとなり、常時勤務しない者（二ヵ月以内の期間を定めて雇用さ

れる者)は、非常勤職員として定員法の規制の外におかれることになった。そのさい、人夫・作業員等単純な労務に従事する者で、雇用の形態が現業部門における仕事の規模・永続性・繁閑等により、短期間の雇用を必要に応じて更新する実情にあったものは、非常勤職員として定員に含まれないことになり、同時に制定せられた人事院規則一五―四(非常勤職員の勤務時間および休暇)によって、一週間の勤務時間が常勤職員のその四分の三を越えない範囲に制約されることになったため(いわゆるパートタイム職員)、現業官庁とともに公共事業実施官庁である農林、運輸、建設等の各省庁では、労働力の確保が不可能となり事業の運営に支障を生ずるに至った。そこで、人事院は一九五〇年二月上記の規則一五―四を一部改正し、任用形式を日々雇入れとし、一日の勤務時間を八時間とすることにより、それらの職員をフルタイムの職員となしうることとし、更に同年九月人事院通達によって、肉体的また機械的労務に服する者で、一般職の職員の給与に関する法律第一四条の規定による勤務時間で勤務することを要し、かつ職務の性質上同一人が実質的に二ヵ月を越えて勤務することを例とする官職にある者は、出来高払制により給与を受くる者を除き、その雇用期間が二ヵ月以内で定められている者であっても、常勤職員として取り扱うこととし、これらの者を「常勤労務者」と称することとした。これにより、公共事業に従事する非常勤職員の相当数のものが常勤労務者に切り替えられたが、当初は常勤労務者の切替は公共事業費支弁の者のみに限られていた。しかるに、一九五一年三月に至り、人事院が支弁費目のかん、事務・労務の別にかかわりなく常勤労務者を認めるに及んで、その適用範囲は逐次公共事業実施官庁以外の一般各省庁にされた。そして、定員法制定以来数次にわたり行政整理が行われたが、いずれも定員整理を目途とし、行政事務の廃止または簡素化を考え

なかったのに加えて、事務量の増加・行政の複雑化等に伴う定員の増加は財政的乃至政治的見地から抑制されたため、各省庁は常勤労務者または常勤的非常勤職員によって要員を確保せざるをえず、その実情を反映して、常勤労務者給与の科目が予算上設けられた一九五二年度に二万七七八八人であった常勤労務者は、逐年増加の一端途をたどり、一九五七年度には実に六万〇六二五人に達した。常勤的非常勤職員の推移は適確には把握しがたいが、一九五七年一〇月一日現在の各省庁調によると三万二八七八人に達している。

このようにして、常勤労務者および常勤的非常勤職員の数が増大するにつれて、これらの職員と定員内職員との身分上の差異が注目されるようになり、これらの職員の処遇の改善さらに定員化を求める声が高くなった。そもそも相当長期間にわたり継続雇用する職員を定員内と定員外とに分けておく合理的な基準はなかったのみならず、同一の勤務に対しては同一の処遇を与えるという国家公務員法の理念からも、このような定員外職員の存在ないし制度の運用は不合理と考えられたのである。

そこで、政府はついにこれに応じて、一九五八年度において一部定員外職員の定員化を暫定措置として行うこととし、定員化されるべき人員を一万九九五六(国会・裁判所および人事院におけるもの一〇二人を加えると二万〇〇五八)人とする政府案を作成した。その政府案は「行政機関定員法の一部を改正する法律案」により国家に提出されたが、参議院において、定員外職員の定員化数を七千人増加することに修正され、衆議院の同意を得て法律として成立した。その結果、二万六九五六(国家・裁判所および人事院におけるもの一一三人を加えると二万七〇六九)人が定員化されることになり、そのうち公共事業一万七六〇五人、非公共九三五一人であり、また行政機関定員法関係の者二万九二四九人、地方自治法付則第八

第56表 定員内職員と定員外職員（常勤的非常勤職員）との労働条件の異同

区 分	定 員 内 職 員	常 勤 的 非 常 勤 職 員
採 用	選考によることが認められている場合を除き、提示された任用候補者のうちから行う (公務員法第36条 規則8—12)	常勤職員と同様である
雇 用 期 間	期間の定めはない	1. 日々雇い入れる形式をとる 2. パートタイムの形式をとる
給 与 (1)俸 給 (2)諸 手 当 (3)そ の 他	給与法第6条の俸給表を適用する扶養手当・暫定手当・特殊勤務手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当・石炭手当・薪炭手当等を支給する（給与法第11条以下） 月給制である。昇給制度がある	常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給し、他の法律に別段の定めがない限り他のいかなる給与も支給しない（給与法第22条） 日給制である。昇給制度は確立していない
勤 務 時 間	原則として1週44時間（給与法第14条 規則15—0）	1日につき8時間をこえない範囲内において任命権者の定めるところによる（規則15—4）
退 職 手 当 (1)普通退職 の場合の退 職手当 (2)傷い疾病 による退職 の場合の退 職手当 (3)整理退職 の場合の退 職手当	支給される（退職手当法第3条） 支給される（退職手当法第3条） 支給される（退職手当法第5条） （普通退職の場合の退職手当の額の2倍に相当する額）	支給される ただし、常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が22日以上ある月が通算して6月あるものに限る（退職手当法施行令第8条） 支給される ただし、常勤の職員について定められている。勤務時間以上勤務した日が22日以上ある月が通算して6ヵ月あるものに限る（退職手当法施行令第8条） 普通退職の場合と同様である
恩 給	官にある者のみ恩給法の適用がある	ない

〔備考〕 公務員法(国家公務員法)，規則(人事院規則)，給与法(一般職の職員の給与に関する法律)，退職手当法(国家公務員等退職手当暫定措置法)，退職手当法施行令(国家公務員等退職手当暫定措置法施行令)。

条関係の者四〇七人であり、更に常勤労務者よりの定員化数二万五〇五八人、常勤的非常勤職員よりの定員化数一八九八人となっている。

なお、常勤労務者の処遇は、制度発足以来逐次改善され、現在では、給与、勤務時間、休暇、分限・懲戒および保障、社会補償、退職手当等については、定員内常勤職員と実質的にほとんど変りないまでに同じ扱いを受けているが、雇用期間が形式的に二ヵ月更新による任用を取っていること、および雇用期間満了によって退職せざるという意味において、身分の保障がない点が異なる。他方、常勤的非常勤職員の処遇は、定員内職員のそれに比して著しく劣っており、定員内常勤職員に適用される勤務条件がきわめて例外的、制限的に適用されているにすぎない(第56表)。

社外工 社外工とは親会社から仕事を請け負った会社で使用される労働者であって、親会社との間に直接的な雇用関係はないが、単なる下請会社の労働者と異なり、親会社の構内で労務に服する労働者であるといつてよい。そして、ここ数年間の統計によると、本工よりも臨時工のほうが大きく、また臨時工の数より社外工の数が増えてきている。まず、本工と臨時工の数の推移では、一九五七年一月の全造船調査によると、三三事業所における本工数の総計が一九五四年七月においては七万三四四一人であったのに対して、二年後の一九五六年七月においては七万三七九九人であり、造船のブームだといわれたさいに、その人員をほとんど増加している。一方、臨時工は一九五四年七月においては五九八五人であったのに対して、一九五六年七月においては一万八六四人というふうに二倍近く増えている。ところが、運輸省船舶局の統計によると、一九五六年七月の臨時工数一万二八五四人(七五事業所)は、朝鮮戦争による特需景気のさなかにあった一九五一年六月当時の一万四五二

第57表 造船業の雇用推移

(6月現在)

区 分	1953年	1954年	1955年	1956年
本 工	69,914	68,616	66,867	67,528
臨 時 工	8,357	5,415	3,994	10,441
社 外 工	10,464	8,938	12,065	25,724

〔備考〕 全造船、第18回定期大会資料による。

八人(七〇事業所)に比べて下回っている。全造船では生産量の増加においては、一九五六年のほうがはるかに上回っているのに、臨時工の増加がそれほどでもないのは、社外工の急増によって補われているからである。と推測する(「労働法令通信」、一〇巻五号—一九五七年二月一五日発行—による)。試みに運輸省船舶局が三三事業所の工員について調べた結果(第57表)によると、社外工の増加は一九五四年六月に比べて一九五六年同月ではほぼ三倍近くに達している。

増加が著しく理由として、一、臨時工を募集するよりも簡単に所要の労働力が得られること、一、全体的にみて労務費が安いこと、労務管理がほとんど不要なことなどをあげている。

かくして、社外工は臨時工に代替するものとして登場するに至った。全セメント労連の調査によると、「東洋では昇格、新規採用拒否の要求に対して人夫請負の範囲を拡大しようとしてきているし、敦賀においては、今回「臨時工」と呼ばれる者の全員昇格をもちと、臨時工制度そのものは一応解消したが、その肩替りとして、最近会社は、包装、出荷設備の増設に伴い、その人員充當を本工をもつて当てず、下請の組にやらせようとしている(むろん将来包装、出荷は全部下請にやらせようとしている)。このように臨時工と呼ばれる存在は一応なくなったが、そのかわりに下請の組労働者を大量

に雇うことであっては、いっこう問題の解消になっていない」と評価している（「労働法令通信」一〇巻一四号）。

合化労連も、「日産鏡、宇部曹達、多木製肥、日本水素、住友化学、東洋高圧などのように、積極的に臨時工運動をやっているところでは、運送、出荷、工作などを、下請や「日通」に切り替えるという資本家が現われてきています」と述べ、全造船も、「最近の傾向としては、臨時工よりも社外工に重点が移されつつあることがわかる。すでに川崎、桜島造船などでは臨時工はほとんどなく、社外工一本でやっている」と報告し、更に「また最近では特に、入夫供給的な業者も可成りあり、貸工、互換工などの名称で、本工と同一の職場で、また同一の作業をしているものが多くなっている」と述べている（以上、合化労連の報告も含めて、一九五七年四月第一八回全造船定期大会資料による）。

（注） 参考資料。

- 一、労働省基準局監督課編「臨時工」日刊労働通信社、一九五八年三月刊。
- 二、後藤清「臨時工・社外工の法律問題」労働法学研究会報三二八号（一九五八年四月）。
- 三、「臨時工の労働事情と問題の動向」、労働統計調査月報一〇巻の八号（一九五八年八月）。
- 四、「臨時工の現況」、労働基準一〇巻の七号。
- 五、松岡三郎「社外工の法律上の問題点」月刊労働問題（一九五八年七月号）。
- 六、北海道立労働科学研究所「炭鉱における組夫の労働事情」一九五四年一月刊。
- 七、行政管理庁編「行政管理年報、第七巻」、一九五八年九月刊。

第三節 日雇労働者

労働省職業安定局編「昭和三十二年一月実施、日雇労働者生活実態調査結果報告書」（一九五八年七月刊）によって公共職業安定所登録日雇労働者の状態、特にその構成についてみると以下のとおり。

日雇労働者生活実態調査は失業対策審議会によって、一九五〇年に第一回の調査が実施され、その後毎年継続して行われているが、五二年度以後は労働省が調査を担当するようになった。五七年の調査対象は、日雇求職者二〇人未満の市町村と一部の市町村を除き五六年一〇月末現在当該管轄公共職業安定所に求職している者約三五万二千人のうちから選ばれた三九九八人である。従って本調査の結果は主として市部に居住している者の生活実態を示すものといえる。そして、抽出調査であるのでここに掲載する結果は就労日数を除きすべて比率であらわされている。

なお、公共職業安定所業務報告（労働省職業安定局調べ）による日雇有効求職者数の推移次のとおり（単位 人）。

	計(A)	男	女(B)	B-A
一九五四年一〇月	三六、九二〇	二三、一八〇	一三、七三〇	三五・六
一九五五年一〇月	四六、三九八	二九、一九〇	一七、二〇八	三三・七
一九五六年一〇月	四七、六五八	二六、七三九	二〇、九一九	三四・五
一九五七年一〇月	四三、二四九	二五、九七六	一七、二七三	三五・五

(1) 年齢 六大都市では年齢三〇歳代以下のもの二六・八%、四〇歳代二九・二%、五〇歳以上のもの四四%（うち、六〇歳以上一四・八%）、その他の地域でもそれぞれ二七・七%、三一・二%、四一・一%であり、五〇歳以上の逐年の推移をみると七大都市で一

第58表 前職の有無別構成 (単位 %)

区 分	総 数	定職のあ った者	その他業 就と その こい	たな の者
全 国	100.0	69.9	6.9	23.1
計 男	100.0	88.1	7.1	4.7
計 女	100.0	37.7	6.6	55.7
六 大 都 市	100.0	73.9	6.1	20.0
計 男	100.0	90.2	5.6	4.2
計 女	100.0	30.8	7.3	61.9
そ の 地 域	100.0	67.9	7.4	24.7
計 男	100.0	86.9	8.1	5.0
計 女	100.0	40.0	6.3	53.7

した経験)を持っているのに対し、女子では定職経験のある者は全国平均で三七・七%にすぎない(第58表)。前職のなかった者の割合は男女別に著しい差異があり、その大部分を女子で占め(全国平均八六・九%)、ことに三〇歳代以上の女子では非就業の状態より直ちに日雇になっていいる者が大部分であるが、その求職理由をみると、「夫の死・離別」によるものが多く五二・五%(全国平均)の高率を示し、次いで「生計担当者の失業または収入減」一八・一%、「世帯員に傷病者の発生」一三・〇%の順になっている。定職のあったものについて、日雇になる前に従事していた産業をみると、製造業部門から日雇になったものが最も多く、六大都市で三五・八%、次いで卸小売業一六・九%、運輸通信一三・〇%の順になっているのに対し、その他の地域では製造業二八・五%、建設業一七・五%、

九五〇年二八・九%であったのに対し、一九五七年には四四%と一五%の増加を示し、また、その他の地域で一九五五年の三四・一%に対し一九五七年は四一・一%と登録日雇労働者の高齢化傾向が顕著である。

(2) 前職 男子ではほとんどの者が定職経験(一ヵ月以上継続して仕事に従事

第59表 離職してから日雇になるまでの期間の構成 (単位 %)

区 分	総 数	6 月 未 満	6 月 ~ 1 年 未 満	1 ~ 2 年 未 満	2 年 以 上	平均期間	1956 年 平均期間
全 国	100.0	54.2	18.9	11.5	15.4	11.2 月	11.1 月
六 大 都 市	100.0	56.2	17.0	11.7	15.1	11.8 月	9.2 月
そ の 他 の 地 域	100.0	53.1	19.9	11.4	15.6	10.9 月	12.1 月

卸小売業一五・三%の順に多く、特に建設業が高率を示すが、これらのうちには屋外単純労務に従事していたものが少なくないと思われる。前職の従業上の地位で雇用者だったものは六大都市七五・七%に対し、その他の地域七八・九%で、その大部分を常用労務者で占めている。

(3) 前職を離職してからの状況 前職の離職理由は、企業整備による解雇が最も多く総数の一七・六%を占め、自営業の不振一四・九%、希望退職一四・五%、家庭的事由によるもの一一・四%、企業閉鎖一一・三%となっており、男女別には、男子の企業整備による解雇一八・六%、女子の家庭的事由によるもの二六・九%が最も多い。離職してから日雇求職者になるまでの期間についてみると(第59表)、一年未満に日雇になった者が比較的に多く、全体の七〇%を上回り、更にそのうちの七割以上の者は六ヵ月未満の短期間に日雇登録したもので、一年以上二年未満一一・五%、一年以上一五・四%となっており、その平均期間は、全国平均一一・二ヵ月、六大都市一一・八ヵ月、その他の地域一〇・九ヵ月である。離職してから日雇になるまでの期間の生活維持方法は第60表のとおりで、浮動的

第60表 おもな生活維持方法の構成 (単位 %)

区 分	総 数	失業保険	生活保護	被扶養者 または 送り	財産収 益また は売食	浮 動 的 (不特定 的) 職業	その他	直ちに日 雇となっ た者
全 国	100.0	17.9	2.7	9.0	21.5	22.1	9.6	17.2
六 大 都 市	100.0	15.5	1.9	9.9	22.5	19.3	9.8	21.1
その他の地域	100.0	19.2	3.0	8.5	21.0	23.6	9.5	15.2

第61表 日雇になってからの期間の構成 (単位 %)

区 分	総 数	3 月 未 満	3 ～ 6 月 未 満	6 ～ 1 年 未 満	1 ～ 2 年 未 満	2 ～ 3 年 未 満	3 ～ 4 年 未 満	4 ～ 5 年 未 満	5 ～ 6 年 未 満	6 年 以 上
全 国	100.0	5.7	5.3	6.8	12.2	13.6	10.5	9.0	7.7	29.2
六 大 都 市	100.0	4.4	6.3	7.7	12.3	11.5	11.5	8.7	5.9	31.7
その他の地域	100.0	6.4	4.9	6.4	12.2	14.6	9.9	9.2	8.6	27.8

職業二二・一％、財産収益・売食二一・五％、失業保険の受給一七・九％、直ちに日雇となった者一七・二％、離職時期別では、離職時期以前に離職したもの、浮動的職業によった者が二六％で最も多いが、一九五二～五四年の間の離職者では失業保険金の受給および財産収益・売食によって生活を支えたもの、ともに二〇・三％、一九五五年以降の離職者では失業保険の受給二〇・三％、財産収益・売食一九・七％とその生活維持方法は離職時期によ

て差異がみられる。

(4) 日雇になってからの期間 日雇になってからの期間構成をみると、第61表のとおり二年以上七〇％、五年以上の者三六・九％を占め、これを年齢別にみると、日雇になってからの期間三年以上の者の割合は、全国平均で六〇歳以上層の七七・四％、五〇歳代の六四・八％を占め老年層ほど停滞性が強い。また、六大都市、その他の地域を対照すると老年層の停滞性は六大都市で濃く、日雇になってからの期間三年以上のものについて五〇歳代を例にとると、六大都市では六七・八％であるが、その他の地域では六三・一％、更に六〇歳以上ではより以上の開きがみられ、前者八二・四％、後者七四・六％となっている。

第三編 労働条件と労働者の生活

第一章 賃 金

第一節 名目賃金、労働の価格

および実質賃金

一九五八年の名目賃金の平均は、「毎月勤労統計調査」による調査産業総数二万一一六一円、製造業一万九一八〇円であるが、一九五八年一月に毎月勤労統計のサンプルの改訂を行ったため、前年と実額の比較を行うことはできない(注1)。ただ労働省算出の指数(注2)によると、調査産業総数では三・五%、製造業では二・七%の上昇となっている。同指数では前年の上昇率が四・七%、三・五%であるから、一九五八年の賃金の騰勢はさらに下回っていることになる。これは前年以來の不況による臨時給与の伸びなやみ、労働時間減少や生産低下に伴う能率給(奨励給)の減少などが原因になっている。また一九五八年の春季賃金闘争で、前年の闘争における賃金引上率の六〇・七〇%にとどまったことも、賃金の上昇が鈍化した一因といえるであろう。

(注1) 毎月勤労統計調査のうち常用規模三〇人以上の事業所に
関する調査は、一九五七年事業所統計調査の結果にもとづき調
査対象事業所の抽出替および母集団労働者数の更新を行い、一
九五八年一月分より新調査対象によって調査を実施している。

(注2) 労働省賃金調査課は、一九五八年一月に毎月勤労統計調
査のサンプルを更新したので、この機会に同時に賃金指数の算
定方法を改め、一九五一年までさかのぼって、従来の賃金指数
を改訂した。算式については「労働統計調査月報」第一〇巻第
八号を参照されたい。なお本章における前年との比較は、すべ
てこの労働省算出の指数によるものである。

前年に対する賃金上昇率を産業大分類別にみると、鉱業(二・八
%)、製造業(二・七%)、卸売・小売業(五・三%)、金融保険業
(六・一%)、運輸通信業(四・四%)、電気・ガス・水道業(八・
六%)、建設業(六・〇%)となっており、鉱業および製造業の上
昇率が最も低い。鉱業および製造業は、不況の影響を深刻に受けた
結果だといえるであろう。

次に産業中分類別にみると、最も上昇率が高いのは、たばこ(七・
八%)であり、次いで化学工業(六・三%)、家具・装備品(六・
〇%)の順となっており、また最も低いのはパルプ・紙・紙加工品
(マイナス五・八%)、次いで金属製品(マイナス一・三%)、食料

品（マイナス一・一％）の順である。一九五八年度においてもたばこなどの公共企業体の賃金が比較的堅調であり、まだ化学工業が比較的好況だったことを物語っている。一方パルプ・紙・紙加工品、食料品などの消費財産業部門の生産過剰は、依然として解消されず賃金の停滞をもたらしている事情が看取される。前年度において最も上昇率の高かった石炭鉱業の賃金上昇の純化は顕著であり、不況の深刻さを示している。

次に鉱業・製造業別の名目賃金の月別推移は、第62表のとおりで

第62表 鉱業・製造業における平均現金給与総額の対前月比（規模30人以上）

産業別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鉱業	20,417 -51.5	19,631 -3.8	18,567 -5.5	18,728 +0.9	19,106 +2.1	21,676 +13.4	25,447 +17.5	35,103 +37.9	22,840 -34.9	21,865 -4.2	20,798 -4.9	41,258 +98.4
製造業	16,590 -51.3	16,296 -1.8	15,889 -2.4	16,336 +2.8	16,149 -1.2	21,537 +33.4	25,181 +16.9	17,262 -31.5	16,475 -4.6	16,473 0.0	17,024 +3.3	34,943 +105.3

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

2) 対前月増減比は名目賃金指数によって計算してある。

五八年は五月まで一万円台がつづいている。製造業は、前年と同様に下期の賃金が停滞をみせていることが特徴である。また鉱業、製造業とも一二月における上昇は、プラス九八・四％、プラス一〇五・三％にとどまっており、前年のプラス一〇四・八％、プラス一一三・三％に比べるとはるかに少ない。不況のため年末一時金の支給が少なかったことを示している。

次に名目賃金の推移を労働の価格（単位時間当り賃金）の観点から検討してみよう。一九五八年における常用労働者一人平均月間総実労働時間数は、調査産業総数で〇・三時間の減少となっており、なかならず鉱業は二・九時間のかなり大幅な減少となっている。こ

あり、製造業の月別推移の型は前年と異なっていないが、鉱業は若干変っている。すなわち、前年度鉱業は三月がプラス四・一％であったのに対して、一九五八年はマイナス五・五％であり、また四月は前年プラス一五・七％とかなり大幅な増加であったにもかかわらず一九五八年はわずかにプラス〇・九％にしかすぎない。これは、炭労のストによる大幅な減産（三月における前月比二一・八％減）の影響である。また前年鉱業は、三月までは一万円台で四月から二万円台となり、下期にはいって賃金はほとんど低下しなかったが、一九

のような労働時間の減少が、賃金停滞の一因であるといっている。しかし労働時間の減少にもかかわらず、名目賃金が若干増加していることは、労働の価格が引上げられていることを意味するものである。

実質賃金指数を労働省算出の資料（第63表）によってみると、一九五八年の調査産業総数の平均は一九五七年に比べると四・〇％の上昇となっている。前年の上昇率はわずかに一・五％にすぎなかったことからみれば、いくらかもち直してきているといえよう。名目賃金の上昇が低かったにもかかわらず、実質賃金の改善がみられた原因は、消費者物価指数（総合）が前年より〇・五％低下したため

第63表 調査産業総数および製造業における実
質賃金指数の推移 (1955年平均=100)

年 月	調査産業総数		製 造 業	
	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率
1955年平均	100.0	—	100.0	—
1956年平均	107.1	+7.1	108.9	+8.9
1957年平均	108.7	+1.5	109.3	+0.4
1958年平均	113.0	+4.0	112.8	+3.2
1958年1月	96.3	+2.0	97.5	+1.1
2月	94.5	+3.7	96.5	+1.4
3月	97.3	+0.6	94.5	+2.2
4月	97.2	+1.7	96.8	+1.3
5月	95.3	+4.7	95.7	+2.8
6月	130.3	+1.9	126.2	+0.5
7月	134.7	+8.4	148.3	+8.6
8月	104.3	+5.2	100.6	+2.7
9月	99.4	+6.1	96.4	+4.8
10月	96.4	+5.2	95.7	+4.8
11月	98.5	+5.5	99.8	+6.2
12月	211.5	+3.0	205.3	+2.3

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査」による。
2) 実質賃金指数は名目賃金指数を総理府統計局
「消費者物価指数」(全都市総合)で除したもの
より算出。

である。製造業の実質賃金は、一九五五年を一〇〇として一九五八年は一二・八であり、前年よりも三・二％の上昇を示しているが、前年に引き続いて停滞ぎみだといってよい。

実質賃金の月別の対前年同期増加比率を検討してみると、調査産業総数においても、また製造業においても、いずれの月も前年同期より上回っており、特に下期における増加率の大幅なことが特徴である。前年においては下期における消費者物価の騰貴があったため、停滞傾向が顕著であったが、一九五八年はかえって逆の現象を

呈している。このことは、景気が下期にはいって若干もち直したと、および下期の消費者物価が対前年同期に比べて九九・二と低落したことにもとづくものである。対前年同期増加率が最も高かったのは、調査産業総数においても、また製造業においても夏季一時金の出された七月であり、前者は八・四、後者は八・六の増加を示している。しかし年末一時金の出された一二月における増加率はそれほどでもない。

第二節 賃金の産業別・規模別・

地域別格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると(第64表)、製造業を一〇〇とすれば、鉱業一二四・〇、建設業九三・八、卸売・小売業一〇五・〇、金融保険業一五〇・六、不動産業一二九・三、運輸通信業一二九・六、電気・ガス・水道業一六六・三となっている。最も高いのが電気・ガス・水道業、次いで金融保険業であり、製造業が一番低い。

次に製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、指数の最も高いのは鉄鋼業(一五三・九)、次いで石油製品・石炭製品製造業(一三九・八)、輸送用機械器具製造業(一三六・四)の順となっている。指数が最も低いのは、衣服・その他の繊維製品製造業(五〇・六)であり、次いで繊維工業(六〇・二)、その他の製造業(六五・八)、木材・木製品製造業(六七・二)の順となっている。

一九五八年における賃金の規模別格差をみると(第65表)、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇とすれば、一〇〇〇〜四九九人の規模の賃金は六九・七、三〇〇〜九九人の規模の賃金は五四・七、五〜二九

人の規模の賃金は四三・六である。年次別の推移をみると、一〇〇〇四九九年および三〇〇九九年の規模の企業は、比率が年々低下している。いかえれば、企業規模別賃金格差は年々拡大しているのである。一九五八年は、特に三〇〇九九年の規模の賃金の比率低下が大きい、これはこの規模の企業が不況の影響を最も強く受けたことを示すものであろう。

規模別の現金給与額の推移を第66表と第67表によってみると、まず鉱業では五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇〇四九九年の規模

の企業の場合、前年は大体七〇％から七九％程度を上下していたのに対して、一九五八年には三月、四月が八〇％以上になっていることが目だっている。これは大企業が炭労のストライキの影響で賃金が低下したにもかかわらず、中小企業はストライキの影響を受けなかったためである。また六月が八七・八とかなり高く、八月が逆に六三・八と低いのは、中小企業の一時金が六・七・八月にわたって出されているのに対して、大企業の場合はほとんどが八月に支給されたからであろう。

第64表 産業別1人平均月間現金給与額（規模30人以上）

年 別		1957年 平 均	1958年 平 均
産 業 別			
調 査 産 業 総 数		21,324	21,161
鉱 業		23,660	23,786
建 設 業		17,279	17,994
製 造 業		19,259	19,180
食 料 品 製 造 業		17,022	16,476
た ば こ 製 造 業		23,262	23,701
織 維 工 業		11,638	11,546
衣服, その他の繊維製品製造業		9,357	9,713
木 材, 木 製 品 製 造 業		12,229	12,883
家 具, 装 備 品 製 造 業		13,324	13,766
パルプ, 紙, 紙加工品製造業		23,793	21,894
出 版, 印 刷, 同 関 連 産 業		22,470	23,102
化 学 工 業		22,708	24,114
石 油 製 品, 石 炭 製 品 製 造 業		28,243	26,823
ゴ ム 製 品 製 造 業		14,546	14,356
皮 革, 同 製 品 製 造 業		16,060	16,729
窯 業, 土 石 製 品 製 造 業		18,927	18,539
鉄 鋼 業	}	*27,223	29,522
非 鉄 金 属 製 造 業			23,639
金 属 製 品 製 造 業			17,182
機 械 製 造 業		20,623	20,605
電 気 機 械 器 具 製 造 業		20,428	19,662
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		25,723	26,161
計 量 器 等 精 密 機 械 製 造 業		19,254	18,407
そ の 他 の 製 造 業		12,643	12,616
卸 売 業, 小 売 業		19,839	20,138
金 融, 保 険 業		28,586	28,885
不 動 産 業		24,694	24,805
運 輸 通 信 業		24,832	24,858
電 気, ガ ス, 水 道 業		30,744	31,897

- 〔備考〕 1) 労働者「毎月勤労統計調査結果表」による。
 2) 1958年1月以降調査方法改正のため、それ以前の実額と直接比較することはできない。
 3) *印は旧産業分類による第一次金属製造業の数字である。

第65表 製造業規模別賃金格差

給与額 年	現金給与総額		
	規模 100～499人	規模 30～99人	規模 5～29人
1955年	74.3	58.8	
1956年	72.1	56.1	
1957年	70.8	56.0	(42.9)
1958年	69.7	54.7	43.6

- 〔備考〕 1) 規模5～29人の調査は、1957年7月から開始。
 2) () 内は7～12月平均。
 3) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

る時期には、四二・〇、五二・三と低下が著しい。これはいうまでもなく一時金の企業規模別格差が大きいためである。

製造業の場合、五〇〇人以上を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人の規模の企業は、前年において七〇～七六の間を上下していたのに対して、一九五八年には六五～七五の間を上下しており、格差の拡大が顕著である。特に一月、六月、七月、十二月は、六〇台に低下していることがめだっている。三〇～九九人の規模の企業になると六月(四七・三)、七月(四二・七)、十二月(四四・二)と極端に比率が低下しており、一時金の企業規模別格差が小規模になればなるほど多いことを物語っている。

賃金の地域別格差(第68表)は、東京を一〇〇として鉱業において最も高いのは北海道五八・六(前年は六三・三)、新潟五六・二(前年は五七・一)、佐賀五五・八(前年は五〇・六)、福岡五五・二(前年は五六・七)の順となっており、炭鉱地帯の賃金は一般に

三〇～九九人の規模の企業は、前年六〇％から六九％程度を上下していたが、一九五八年度は一〇〇～四九九人の規模の場合と同様に三月、四月が七〇％台になっっている。ただし前年と同様に、八月、十二月等の一時金の支給され

第66表 鉱業における規模別1人平均月間現金給与額

(単位 円)

月 別	規模別 500人以上	100～499人	30～99人
1958年 1月	22,812 (100.0)	16,685 (73.1)	13,683 (60.0)
2月	21,699 (100.0)	16,265 (75.0)	14,167 (65.3)
3月	19,830 (100.0)	16,921 (85.3)	14,246 (71.8)
4月	20,183 (100.0)	16,610 (82.3)	14,237 (70.5)
5月	20,787 (100.0)	16,427 (79.0)	14,514 (69.8)
6月	22,991 (100.0)	20,190 (87.8)	16,446 (71.5)
7月	28,437 (100.0)	20,330 (71.5)	17,551 (61.7)
8月	40,936 (100.0)	26,132 (63.8)	17,196 (42.0)
9月	25,841 (100.0)	17,296 (66.9)	15,889 (61.5)
10月	24,297 (100.0)	17,877 (73.6)	14,974 (61.6)
11月	22,837 (100.0)	17,377 (76.1)	15,259 (66.8)
12月	46,337 (100.0)	34,031 (73.4)	24,231 (52.3)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

高い。低い地域は長野三〇・一、徳島三〇・八、広島三一・六、熊本三三・三、愛知三三・三などであるが、前年には最も低い愛知が二九・五、広島が二九・八であったから、地域別賃金格差は若干縮小したといつてよい。しかし北海道、佐賀、福岡などの炭鉱地帯の賃金は、前年よりも比率が低下している。製造業で最も高いのは福岡一三・四で、次いで長崎二〇・〇、神奈川一一・五・七、山口

第67表 製造業における規模別1人平均月間現金給与額

(単位 円)

月 別	規模別	500人以上	100～499人	30～99人
1958年 1 月		22,048 (100.0)	14,532 (65.9)	11,978 (54.3)
2 月		20,365 (100.0)	14,926 (73.3)	12,700 (62.4)
3 月		19,906 (100.0)	14,644 (73.6)	12,286 (61.7)
4 月		20,353 (100.0)	15,179 (74.6)	12,707 (62.4)
5 月		20,509 (100.0)	14,803 (72.2)	12,312 (60.0)
6 月		29,595 (100.0)	19,478 (65.8)	14,010 (47.3)
7 月		36,050 (100.0)	22,031 (61.1)	15,385 (42.7)
8 月		21,194 (100.0)	16,281 (76.8)	13,553 (63.9)
9 月		20,523 (100.0)	15,339 (74.7)	12,770 (62.2)
10月		20,642 (100.0)	15,350 (74.4)	12,595 (61.0)
11月		21,336 (100.0)	15,838 (74.2)	13,025 (61.0)
12月		48,752 (100.0)	31,721 (65.1)	21,562 (44.2)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

第68表 鉱業・製造業における府県別平均賃金指数

—1958年—

(東京=100)

府 県 別	鉱 業	製造業	府 県 別	鉱 業	製造業
北海道	58.6	99.4	三重県	45.5	73.8
青森県	44.1	72.8	滋賀県	42.6	71.0
岩手県	48.3	109.8	京都府	44.5	77.9
宮城県	42.6	63.9	大阪府	*	91.7
秋田県	48.8	73.9	兵庫県	49.6	100.2
山形県	35.0	55.5	奈良県	36.0	62.2
福島県	50.8	72.0	和歌山県	48.0	80.8
茨城県	45.1	83.1	鳥取県	48.5	60.5
栃木県	45.4	70.0	岡山県	32.6	69.9
群馬県	41.0	57.5	山梨県	48.9	70.1
埼玉県	50.4	67.9	広島県	31.6	90.3
千葉県	34.7	88.0	山口県	54.1	111.1
東京都	100.0	100.0	徳島県	30.8	58.8
神奈川県	41.0	115.7	香川県	*	65.2
新潟県	56.2	73.2	愛媛県	51.1	81.0
富山県	*	74.8	高知県	46.1	68.4
石川県	44.9	59.5	福岡県	55.3	123.4
福井県	39.2	53.1	佐賀県	55.8	62.9
山梨県	44.7	45.0	長崎県	49.5	120.0
長野県	30.1	59.4	熊本県	32.3	80.8
岐阜県	52.7	62.4	大分県	36.5	77.6
静岡県	49.7	76.6	宮崎県	47.5	78.2
愛知県	32.3	71.7	鹿児島県	50.0	56.5

〔備考〕 1) *印は調査事業所四以下のため、本表には掲載しないものである。

2) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

一一・一の順となっている。前年には神奈川が一一・五で最も高かったが、一九五八年は福岡といれ替わっている。賃金が低いのは、山梨四五・〇、福井五三・一、山形五五・五、群馬五七・五、長野五九・四などであるが、前年は最高、最低の開きが七三・〇であったのに対して、一九五八年は七八・四と開きが大きくなっていることからみても、製造業の賃金の地域的格差はやや拡大していること

第三節 賃金の労働者種類別・男女別・年齢別・学歴別格差

賃金を労働者の種類別にみると(第69表)、まず現金給与総額では管理・事務および技術労働者を一〇〇として、生産労働者鉱業六四・六、製造業五六・〇となっている。前年は、鉱業六二・八、製

第69表 常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1ヵ月現金給与額ならびに臨時・日雇労働者1人1日平均現金給与額
(規模30人以上, 1958年平均, 単位 円)

産業別	労働者の種類	労働者の種類別・給与内訳別1人平均1ヵ月現金給与額									
		常用労働者					臨時・日雇労働者				
		計	生産労働者	管理, 事務および技術労働者	臨時給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	臨時・日雇労働者の1日平均現金給与額
現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与
総計	21,161	17,563	3,598	*	*	*	33,551	25,640	7,911	419	378
製造業	23,786	20,005	3,782	21,696	18,805	2,891	28,644	22,909	5,735	367	367
鉱業	19,180	16,055	3,125	16,398	14,044	2,354					

【備考】 1) *印は労働者の種類別の調査を行っていない。
2) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第70表 常用と臨時・日雇労働者の賃金格差

年次	調査産業総数			製造業		
	常用労働者(A)	臨時・日雇労働者(B)	B/A	常用労働者(C)	臨時・日雇労働者(D)	D/C
1955年平均	661	374	56.5%	614	345	56.3
1956 "	691	387	56.0	644	359	55.7
1957 "	733	414	56.5	673	380	56.5
1958 "	732	419	57.2	669	376	56.2

造業五五・五であった。臨時給与の開きはいつも大きく鉱業三六・五、製造業四一・〇である。前年は、前者が四六・一、後者が五二・三であるから、一九五八年は格差がますます拡大しているといえるであろう。

次に常用労働者と臨時・日雇労働者の一人一日当り賃金格差をみると(第70表)、まず調査産業総数においては、常用労働者を一〇〇とすると、臨時・日雇労働者の賃金は五七・二であり、また製造業では五六・二となっている。賃金格差の歴年の推移をみると、産業総数、製造業ともに大きな変化はみられない。賃金の男女別格差をみると(第71表)、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子鉱業四二・五、製造業三七・六であり、前年が四二・七、三七・五であったから、たいした違いはないといえよう。

きまって支給する給与は、鉱業四二・二、製造業三九・二であり、また特別に支払われた給与は鉱業四四・二、製造業三〇・一である。したがって、特別に支払われた給与、の格差が前年にくらべて若干開いてきている。前年は、鉱業四五・一、製造業三一・九であった。

学歴別に賃金をみると(第72表)、鉱業、製造業ともに学歴が高くなるにつれて賃金は、高くなっているが、企業の規模が一〇〇九人の場合には旧制・新制大学卒の賃金が特に高いのが目だつ。なか

第71表 常用労働者の性別1ヵ月平均現金給与総額

(1958年, 単位 円)

性 別 産 業 別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
総 数	25,051	10,617	20,728	8,991	4,323	1,626
鉱 業	24,944	10,600	20,985	8,851	3,959	1,749
製 造 業	24,251	9,130	20,172	7,901	4,079	1,229

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第72表 学歴別賃金格差

学 歴 別	鉱 業		製 造 業	
	1,000人以上	10～99人	1,000人以上	10～99人
計	28,441 (100.0)	17,660 (100.0)	29,533 (100.0)	21,875 (100.0)
小学・新中卒	25,118 (88.3)	15,728 (89.1)	26,058 (88.2)	20,086 (91.8)
旧中・新高卒	26,765 (94.1)	17,331 (98.1)	28,054 (95.0)	20,825 (95.2)
旧高専・短大卒	32,354 (113.8)	19,581 (110.9)	31,306 (106.0)	23,901 (109.3)
旧大・新大卒	31,410 (110.4)	30,327 (171.7)	32,038 (108.5)	25,064 (114.6)

〔備考〕 1) 30歳以上35未満の男子職員。

2) 労働省「賃金構造基本調査結果報告書」による。

んずく鉱業は一七・七となっているが、これは中小企業において大学出の技術者が優遇されているためである。一般的にいて学歴別の賃金格差は、中小企業ほど大きいといつてよいであろう。

年齢別賃金格差をみると(第73表)、まず鉱業の労働者においては、一〇〇人以上の大企業の場合、三五〇歳未満の賃金が一二・一と最も高く、それ以上の年齢になると次第に低下している。これは鉱業の場合、請負給が採用されているから、三五〇歳未満の最も働きざかりである者の賃金が高くなるのである。一〇〇九人の中小企業の場合は、四〇〇歳未満の賃金が一〇・〇と最も高い。製造業の労働者においては、一〇〇人以上の大企業の場合、五〇歳以上の賃金が一四・二と最も高く、賃金はいゆる完全な年功序列賃金になっている。しかし一〇〇九人の中小企業の場合は、三五〇歳未満の賃金が一三七・二と最も高く、必ずしも年功序列の形をとっていない。したがって労働者の場合に年功序列賃金が典型的な形をとっているのは製造業の大企業だということになるであろう。

次に鉱業の職員においては(第74表)、一〇〇人以上の大企業の場合、四〇〇歳未満の賃金が一二・二で最も高く、労働者の場合と違って年功序列的性格が顕著である。一〇〇九人の中小企業の場合もまったく同様の傾向がみられるが、ただし最高は四〇〇歳未満の一七・二であり、大企業の最高よりも低い点に特徴がある。つまり年齢別賃金格差は大企

第73表 年齢別賃金格差（労働者，男）

年 齢 別	鉱 業		製 造		業	
	1,000人以上		10～99人		1,000人以上	
	平均勤務年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額
計	9.8	22,141 (100.0)	3.9	13,736 (100.0)	9.3	22,489 (100.0)
18歳以上	1.2	5,059 (22.8)	0.9	7,281 (53.0)	1.5	6,929 (30.8)
20歳以上	1.4	14,311 (64.6)	1.0	10,987 (80.0)	2.0	10,322 (45.9)
25歳以上	3.1	17,908 (80.9)	2.2	11,760 (85.6)	3.4	13,079 (58.2)
30歳以上	7.8	21,087 (95.2)	2.9	13,995 (101.9)	7.6	19,099 (84.9)
35歳以上	9.6	23,157 (104.6)	3.9	15,001 (109.2)	10.0	24,361 (108.3)
40歳以上	10.9	24,595 (111.1)	4.6	15,051 (109.6)	11.6	27,617 (122.8)
45歳以上	13.5	24,332 (109.9)	5.9	15,241 (111.0)	14.3	31,160 (138.6)
50歳以上	14.9	21,558 (97.4)	5.7	13,362 (97.3)	16.9	31,536 (140.2)

〔備考〕 労働省「賃金構造基本調査結果報告」による。

第74表 年齢別賃金格差（職員，男）

年 齢 別	鉱 業		製 造		業	
	1,000人以上		10～99人		1,000人以上	
	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額
計	14.1	32,644 (100.0)	5.9	17,970 (100.0)	11.6	31,767 (100.0)
18歳以上	1.9	5,177 (15.9)	—	— (—)	1.6	7,356 (23.2)
20歳以上	1.1	9,834 (30.1)	1.7	8,013 (44.6)	1.1	10,442 (32.9)
25歳以上	3.3	14,926 (45.7)	2.4	11,588 (64.5)	3.2	14,551 (45.8)
30歳以上	7.1	20,952 (64.2)	4.8	16,091 (89.5)	6.5	21,179 (66.7)
35歳以上	11.2	28,441 (87.1)	5.1	17,660 (98.3)	10.7	29,533 (93.0)
40歳以上	14.3	33,371 (102.2)	5.6	19,516 (108.6)	13.5	37,237 (117.2)
45歳以上	18.1	39,883 (122.2)	7.4	21,056 (117.2)	17.7	45,269 (142.5)
50歳以上	20.9	39,424 (120.8)	7.7	19,465 (108.3)	21.0	46,670 (146.9)

〔備考〕 労働省「賃金構造基本調査結果報告書」による。

業のほうが大きいのである。製造業の職員においては、一〇〇〇人以上の大企業の場合、最も高いのが五〇歳以上の一四六・九であり、これまた典型的な年功序列賃金である。一〇〇〜九九人の中小企業では、四〇〜五〇歳が一三一・九と最高であり、五〇歳以上になると賃金がかなり大幅に低下している。

第四節 賃金支払形態

労働省の最新の「給与構成調査結果報告」(一九五七年九月)によれば、産業別の給与構成比率は、第75表のとおりである。すなわち、まず総数では、基本給の比率がますます増大し、一九五七年九月においては七九・六%を示している。このような基本給の比率の増大は、手当の基本給繰入れ、基本給の職務給化の現われとみてよいが、この傾向は製造業において特に顕著であり、鉱業の基本給は五八・三%と相変わらず低位におかれている。

能率給の縮小傾向は更に促進され、一九五六年の総数二・三%から、一九五七年の総数一・九%となっている。このような能率給の縮小は、不況にもとづく生産低下を反映したものといえよう。しかし鉱業は一九五六年三二・一%から一九五七年三二・二%とわずかながらも増加をみせている。鉱業においては出来高給を基本的な賃金形態としているのであるから、当然な現象といつてよい。家族給は、総数において一九五六年の五・〇%から、一九五七年の四・五%に低下し、賃金総額全体の中での比重が低下しつつあることが注目される。地域給及び超過勤務給も総数においては減少の傾向にあるが、ただ鉱業においては超過勤務給が一九五六年の一七・

第75表 産業別の給与構成比率(労職計・規模計)(単位 %)

産業・年月	計 ¹⁾	基本給	奨励給			生活補助給			超過勤務給	その他 ³⁾
			計	皆勤給	能率給	計 ²⁾	家族給	地域給		
総数										
1953年9月	100.0	74.2	16.4	1.5	14.9	9.4	5.9	1.9	13.0	1.5
1954年9月	100.0	75.9	14.9	1.2	13.7	9.2	5.8	1.9	11.5	1.6
1955年9月	100.0	78.2	13.6	1.2	12.4	8.2	5.4	1.4	12.5	1.4
1956年9月	100.0	78.4	13.5	1.2	12.3	8.1	5.0	1.2	14.4	1.4
1957年9月	100.0	79.6	13.0	1.1	11.9	7.4	4.5	1.2	14.2	1.2
鉱業										
1953年9月	100.0	60.5	30.7	2.1	28.6	8.8	7.0	1.4	12.9	3.6
1954年9月	100.0	58.4	31.9	1.3	30.6	9.7	7.0	2.4	13.3	3.8
1955年9月	100.0	59.8	31.5	0.7	30.8	8.7	6.6	1.7	13.9	3.2
1956年9月	100.0	58.7	33.4	1.3	32.1	7.9	6.4	1.1	17.0	3.6
1957年9月	100.0	58.3	33.5	1.3	32.2	8.2	5.5	2.1	19.0	3.3
製造業										
1953年9月	100.0	74.7	17.2	1.8	15.4	8.1	5.3	1.0	14.3	1.6
1954年9月	100.0	76.9	15.3	1.5	13.8	7.8	5.2	1.2	11.6	1.7
1955年9月	100.0	79.4	13.5	1.5	12.0	7.1	4.8	0.9	13.6	1.6
1956年9月	100.0	79.6	13.3	1.6	11.7	7.1	4.4	0.8	16.1	1.4
1957年9月	100.0	81.7	11.8	1.4	10.4	6.5	4.1	0.6	15.5	1.3

- 【備考】 1) 基本給，奨励給，生活補助給の計である。
 2) 単身者世帯主別給，通勤給，住宅給，税・保険料事業主負担給，その他の生活補助給を含む。
 3) 臨時作業給，不就業給，その他の給与のことである。
 4) 超過勤務給と，その他の数字は，基本給，奨励給，生活補助給の計を100としたものの比率である。
 5) 労働省「給与構成調査結果報告」による。

第76表 規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合（製造業，労働計）（単位 %）

規模別・年月 給与の種類	500人以上					100～499人					30～99人				
	1953年 9月	1954年 9月	1955年 9月	1956年 9月	1957年 9月	1953年 9月	1954年 9月	1955年 9月	1956年 9月	1957年 9月	1953年 9月	1954年 9月	1955年 9月	1956年 9月	1957年 9月
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総事業所数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給	20.3	17.0	18.6	17.5	19.2	12.8	14.6	10.3	10.4	7.4	4.1	4.3	4.1	3.5	2.7
年齢給	1.5	1.4	1.7	2.2	0.9	2.6	2.4	2.2	1.7	1.0	1.0	0.6	1.2	0.3	0.6
学歴給	26.4	30.2	26.8	24.5	24.6	23.5	21.6	20.9	20.4	19.2	13.0	13.6	10.2	11.4	11.1
勤能給	15.6	8.7	5.8	6.0	1.0	11.5	9.6	5.4	6.7	1.4	6.9	6.4	3.1	4.2	0.8
役職給	56.3	63.7	65.2	65.6	68.8	59.6	62.4	65.2	67.4	71.4	46.4	42.3	41.8	44.8	50.4
特任給	28.4	25.9	22.0	21.9	15.8	12.8	6.5	5.3	5.6	3.7	3.7	1.0	1.0	1.0	0.7
決定給	83.1	86.1	81.4	82.0	84.6	50.8	51.1	52.4	52.8	51.6	24.2	25.5	26.6	29.1	30.4
総額給	16.1	26.8	23.7	24.4	23.9	19.0	28.9	22.0	22.6	22.3	16.5	23.1	14.8	15.5	14.8
奨励給	93.0	95.5	97.2	97.3	98.6	94.5	97.1	98.6	98.9	99.6	97.4	98.8	99.3	98.5	99.7
生活補助給	21.7	23.4	25.8	26.9	25.6	50.7	46.7	53.2	55.6	55.0	57.6	57.6	58.1	59.1	62.2
家族世帯主別給	58.7	60.2	51.5	50.5	47.8	47.7	48.0	43.8	43.3	39.8	40.0	40.3	37.5	36.9	34.2
単身者勤宅給	98.0	98.2	97.2	97.0	96.6	88.6	84.3	84.1	84.0	82.0	65.7	63.1	55.9	56.3	57.0
通住地域給	6.7	4.9	7.8	5.5	4.2	10.5	8.1	6.9	5.9	5.9	6.5	6.0	4.8	5.1	5.3
地租，保険料事業主負担給	39.7	50.3	41.4	73.1	75.3	35.9	38.8	34.6	56.4	56.1	29.2	32.7	28.3	41.7	45.7
その他の生活補助給	22.9	23.7	22.1	21.3	20.0	13.0	11.8	7.6	9.6	8.5	4.3	2.9	4.1	3.9	3.1
	30.0	24.9	22.5	22.0	18.7	9.9	12.5	10.9	11.8	9.7	3.9	2.7	2.7	2.8	3.1
	8.6	9.6	7.5	7.7	6.8	5.5	6.6	5.7	6.1	5.0	5.8	5.0	4.2	4.8	4.0
	17.9	17.9	16.9	15.3	17.0	14.6	11.1	9.8	9.2	13.1	7.4	9.3	7.5	5.3	8.0

〔備考〕 労働省「給与構成調査結果報告」による。

○から一九五七年の一九・〇％に増大している。

次に規模別の各種給与支給事業所数の割合をみると（第76表）、まず五〇〇人以上の規模の企業においては学歴給、能力給、職務給、能率給等が減少しており、役付給、特殊作業給、総合決定給などが増加している。特に職務給の採用が年々減少していることは注目し値する現象であろう。一〇〇～四九九人の規模の企業では、年齢給、学歴給、勤続給、職務給、能率給が減少し、役付給、総合決定給などが増加している。五〇〇人以上の規模の企業と異なっている点は、職務給の比率が低いことである。すなわち、五〇〇人以上が一五・八％であるのに対して、わずかに三・七％にすぎない。また住宅給、地域給なども比率が低い。三〇～九九人の規模の企業では大体の傾向は一〇〇～四九九人の規模の企業と同じであるが、職務給の比率が〇・七％とまったく少なく、精皆勤給のときいわば原始的な刺激給与の比率がかなり高く年々増大する傾向にある。

ところで一九五八年においても資本の賃金形態対策の重点は、定期昇給制度の導入におかれているが、定期昇給制度をまったく個人給的に運用しようとする方向が打ち出されてきた点は注目に値するといつてよい。その代表的な事例は、国鉄当局が一〇月二一日、組合に対して提案した給与制度の改訂案である。その内容は次のようなものである。

給与制度改正案

現在の昇給制度、職群制度、勤務地手当等について、これを次のように改正することとし、なお、各職名の各職群への格付等については、将来職務評価によって再検討することとする。

一 基本給

① 標準基本給 各職名ごとに仕事の質、現在の平均基本給、民間賃金の傾向線等を考慮して、標準基本給を別表のように定め

る。標準基本給には、勤務地手当の組入れ五％相当分を含むものとする。なお、標準基本給の設定に伴い、調整号俸の制度はこれを再検討する。

② 最低最高号俸 一応現状のままとする。

③ その他 動力車乗務員の標準基本給には、二〇〇円又は三〇〇円の賃金格差を考慮してあるが、なお、非乗務員から乗務員となる場合には、機関士等については三〇〇円、機関助手等については二〇〇円の調整を行う。船員医療職員については別に定める。

二 昇給

① 昇給額 各職群ごと、各基本給金額ごとに昇給額を別表二のように定める。標準基本給以下のものに対しては、欠格者を除き、昇給額（甲）をもって昇給する。標準基本給をこえたものについては、欠格者を除き、昇給額（乙）の最低昇給額及び最高昇給額の範囲内において昇給する。各人の昇給額は、資金の範囲内で定め、かつ、職務の内容及び勤務成績に応じて決定する。基本給表はこれを廃止し、各人の基本給額は一〇〇円単位をもって表示する。（以下略）

昇給実施要領（案）

一 昇給は、予算の範囲内で各人の職務の内容及び勤務成績とに応じてこれを行う。

二 別に定める欠格条項に該当するものは、昇給できない。

三 標準基本給以下のものにあつては、別表二に表示された二種の金額のいずれかによって昇給する。この際職員のうち、おおむね八〇％は高い金額によって、おおむね二〇％は低い金額によって昇給するものとする。

四 標準基本給をこえたものにあつては、表示された最高及び最

別表一 職名別標準基本給表（主要職名のみ、客車区以下は全部省略）

	標準基本給	最低基本給	最高基本給	非現業	駅	車掌区	機関区	電車区
1 職群	A	12,100	6,200 6,200 6,200	16,700 17,500 19,200	給仕 雑務手		整備掛（2級）	整備掛（2級）
	B	12,600	6,200 6,800 6,800 6,800	17,500 19,200 22,200 23,200	技工見習 料理手手伝 電話掛	駅手（担務） 列車結手 列車給仕	整備掛（1級）	整備掛（1級）
	C	13,400	6,800 7,200	22,200 22,200	踏切警手 転てつ手荷扱手	荷扱手	燃料掛	
2 職群	A	14,300	7,900	25,200	課員（3級） 技術掛（"） 事務掛（"）	踏切警手1級 乗客札係掛 改札出掛 庶務掛（3級）	庶務掛（3級）	諸機掛 事務掛（3級）
	B	15,300	8,500	25,200	汽か人掛 自動車運転士	車号掛 小荷物掛	燃料指導掛 機関車掛	整備指導掛 電車電
	C	16,300	9,100 動9,300	25,200 動25,500		車掌	機関助手 電気機関助手	

〔備考〕昇給額は年額を表わす。

五 昇給の実施は、各人につき毎年一回とする。その時期は一月一日付とするが、現行制度との関連上経過措置を考慮する。

一九五八年における臨時給与（特別に支払われた給与）が、現金給与総額に占める比率（第77表）は、年平均において鉱業一五・九％、製造業一六・三％である。前年は前者が一七・三％、後者が一

六・四％であったのに比べると比率が低下している。ことに鉱業における比率の低下が大きい、これは不況によって一時金の支給が押さえられたためだといつてよい。

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第78表 定期給与に対する臨時給与の比率

規 模 別	定期給与 (A)	臨時給与 (B)	B/A
規 模 計	16,055	3,125	19.5
500 人以上	20,144	4,962	24.6
100~499人	14,797	2,713	18.3
30~99人	12,404	1,336	10.8

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による。

生産労働者は二・〇一ヵ月である。

第六節 賃金不払の状況

一九五八年における賃金不払事件件数は、第79表のように当年把握した件数では一九五七年が一万六四〇五件であるのに対して、一万七二二五件であり、五・〇%の増加となっている。また総不払件数からみても、一九五七年は二万〇五六三件であるのに対して、二万〇九七一件と二・〇%の増加を示している。差引不払件数は、三

次に臨時給与が現金給与総額中に占める比率を月別にみると、まず鉱業では六月(二一・七)、七月(一七・六)、八月(四二・四)、十二月(四八・七)が大きな比率を占めているが、前年と比べると一二月の比率が五二・一から四八・七に低下している。また製造業も六月二四・九(前年二六・三)、七月三六・八(前年三四・〇)、一二月五二・〇(前年五三・六)となっている。

製造業規模別に「定期給与」に対する「臨時給与」の比率をみると(第78表)、企業の規模が大きいほど、臨時給与の比率が高くなっている。なお労働別に臨時給与の支給率を毎月勤労統計調査から算出すると、一九五八年においては、管理、事務及び技術労働者は三ヵ月であり、

第79表 賃金不払事件件数

項 目 年 月	前年(月)より 未解決の件数	当年(月)把握 した 件 数	総不払件数	解 決 件 数	差引不払件数
1951年	5,429	19,170	24,599	20,798	3,801
1952年	3,801	17,880	21,681	18,749	2,932
1953年	2,932	20,180	23,112	20,216	2,896
1954年	2,896	25,086	27,982	23,227	4,755
1955年	4,755	27,110	31,865	26,748	5,117
1956年	5,117	19,442	24,559	20,401	4,158
1957年	4,158	16,405	20,563	16,817	3,746
1958年	3,746	17,225	20,971	16,865	4,106
1958年 1 月	3,746	1,302	5,048	1,276	3,772
2 月	3,772	1,357	5,129	1,243	3,886
3 月	3,886	1,387	5,273	1,362	3,911
4 月	3,911	1,332	5,243	1,279	3,964
5 月	3,964	1,317	5,281	1,146	4,135
6 月	4,135	1,525	5,660	1,448	4,212
7 月	4,212	1,452	5,664	1,325	4,339
8 月	4,339	1,504	5,843	1,391	4,452
9 月	4,452	1,518	5,970	1,425	4,545
10月	4,545	1,407	5,952	1,337	4,615
11月	4,615	1,395	6,010	1,442	4,568
12月	4,568	1,729	6,297	2,191	4,106

〔備考〕 労働省「賃金不払事件の状況」による。

第80表 賃金不払事件金額

(単位 1,000円)

項目 年 月	前年(月)より未 解決の不払金額	当年(月)新た に増加した不 払金額	総不払金額	解 決 金 額	差引不払金額
1951年	1,212,400	6,246,970	7,459,370	6,869,910	589,460
1952年	589,460	4,733,233	5,322,693	5,007,795	314,898
1953年	314,898	3,895,032	4,209,929	3,766,520	443,409
1954年	443,409	9,162,392	9,605,801	8,129,987	1,475,814
1955年	1,475,814	7,382,052	8,857,866	7,692,360	1,165,507
1956年	1,165,507	2,507,843	3,673,350	3,079,778	593,572
1957年	593,572	1,067,110	1,660,681	1,281,577	379,104
1958年	379,104	1,556,020	1,935,124	1,434,883	500,240
1958年 1 月	379,104	108,626	487,729	80,186	407,544
2 月	407,544	81,664	489,208	86,565	402,643
3 月	402,643	139,891	542,534	112,255	430,279
4 月	430,279	129,397	559,675	104,578	455,097
5 月	455,097	141,479	596,577	88,304	508,272
6 月	508,272	142,068	650,340	147,193	503,147
7 月	503,147	138,530	641,677	132,810	508,867
8 月	508,867	149,403	658,270	132,314	525,956
9 月	525,956	120,175	646,131	117,207	528,924
10月	528,924	124,952	653,876	105,997	547,879
11月	547,879	141,446	689,325	111,501	577,824
12月	577,824	138,389	716,212	215,973	500,240

〔備考〕 労働省「賃金不払事件の状況」による。

第81表 賃金不払事件規模別状況

規模別 年 月	300人以上		100～299人		10～99人		1～9人		計	
	件数	%	件数	%	件 数	%	件 数	%	件 数	%
1958年 1 月	13	0.3	71	1.9	1,151	30.5	2,537	67.3	3,772	100.0
2 月	11	0.3	71	1.8	1,177	30.3	2,627	67.6	3,886	100.0
3 月	16	0.4	72	1.8	1,180	30.2	2,643	67.6	3,911	100.0
4 月	16	0.4	72	1.8	1,235	31.2	2,641	66.6	3,964	100.0
5 月	17	0.4	80	1.9	1,288	31.2	2,750	66.5	4,135	100.0
6 月	17	0.4	77	1.8	1,328	31.6	2,790	66.2	4,212	100.0
7 月	15	0.3	73	1.7	1,395	32.2	2,856	65.8	4,339	100.0
8 月	18	0.4	81	1.8	1,406	31.6	2,947	66.2	4,452	100.0
9 月	19	0.4	75	1.7	1,418	31.2	3,033	66.7	4,545	100.0
10月	21	0.5	70	1.6	1,466	31.8	3,058	66.2	4,615	100.0
11月	20	0.4	75	1.6	1,418	31.1	3,055	66.9	4,568	100.0
12月	19	0.5	67	1.6	1,185	28.9	2,835	69.0	4,106	100.0

- 〔備考〕 1) 件数は各月末現在未解決件数である。
2) 労働省「賃金不払事件の状況」による。

七四六件から四一〇六件に増加した。このように賃金不払事件件数が増加しているのは、いうまでもなく不況が深刻化したためである。

賃金不払金額では、第80表のように、まず当年新たに増加した不払金額が、一九五六年の一〇六万七一一〇円から、一九五七年の一五五万六〇二〇円と四五・八%増加しており、また総不払金額では、一六六万〇六八一円から一九三万五二四円と一六・五%増加している。更に差引不払金額も一九五六年の三七万九一〇四円から五〇万〇二四〇円に増加した。

次に企業規模別の賃金不払発生件数の月別推移をみると(第81表)、規模が小さくなるほど不払が多いことがわかる。すなわち三〇人以上の規模の企業では、全件数のわずか〇・三〇・五%にすぎないが、一〇～九九人の規模になると三〇・三三%、一～九人の零細企業になると六五・七〇%にものぼっている。そこで三〇人以上の規模の企業の不払件数の月別推移をみると、下期に若干増加の傾向がみえ、〇・四%以上になっている。一〇〇～二九九人の規模の企業は逆に下期にやや好転し、上期が一・八%以上だったのが、一・五～一・六%にまで低下している。一〇～九九人の規模の企業は一、二、三月に三〇%程度であったのが、下期には比率が若干増加し三一%以上となっている。一～九人の規模の企業は上期と下期にほとんど違いはないが、下期のほうがいくらか良くなっている。なお総件数で最も多かったのは、一〇月の四六一五件、次いで二月四五六八件、九月四五四件の順となっており、一、二、三月は三〇〇〇件台である。

第二章 労働時間

第一節 労働時間の概況

一九五八年中における労働時間の推移を、まず毎月勤労統計結果表によってみると第82・85表のとおりである。

(注) 実労働時間数とは調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。

また、休暇時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間および運輸関係労働者の手持時間は含める。なお、本来の職務外としておこなわれる当宿直の時間は含めない。

すなわち、調査産業総数の月間総実労働時間数の一九五九年平均は一九八・〇時間で前年平均より〇・三時間減少を示し、それを所定内外別にみると、所定内労働時間数は一七九・六時間で、前年平均より一・二時間増、所定外労働時間数は一八・四時間で、前年平均より一・五時間減となっており、一九五八年平均出勤日数の増加に伴う所定内労働時間数の増加にもかかわらず、所定外労働時間数の減少がそれを上回るものであったために、けっきょく、総実労働時間数は減少を示した。なお、所定外労働時間数は上半期に前年に引き続き減少傾向を示し、下半期になって増加に転じたが、年間平均では卸売および小売業を除き各産業とも前年のそれに比べて減少している。

労働時間制度 労働省労働統計調査部編「昭和三二年一月、労働

第三編 労働条件と労働者の生活

第82表 常用労働者1人平均月間総労働時間・出勤日数
および1人1日平均実労働時間

区 分		全 産 業	鉱 業	製 造 業	卸売およ び小売業	金融およ び保険業	運 輸 通 信 そ の 他 の 公 益 事 業
総 労 働 時 間	1954年平均	時間 193.6	時間 190.2	時間 195.9	時間 188.4	時間 175.9	時間 194.4
	55年 "	194.8	191.3	198.0	190.9	176.1	193.7
	56年 "	199.3	193.8	204.4	194.4	178.2	194.8
	57年 "	198.3	194.6	102.9	293.1	177.4	194.1
	58年 "	198.0	191.6	201.4	196.7	178.7	195.4 180.3
出 勤 日 数	1954年平均	日 23.7	日 23.3	日 23.7	日 24.5	日 23.8	日 23.8
	55年 "	23.9	23.3	23.8	24.7	23.9	23.8
	56年 "	24.2	23.3	24.2	25.1	24.3	24.0
	57年 "	23.9	23.1	23.0	24.9	24.1	23.8
	58年 "	24.0	22.8	24.0	25.1	24.2	23.8 23.7

〔備考〕 1958年の「運輸通信その他の公益事業」は運輸通信業、電気ガス水道業に区分す。

第83表 総実労働時間数 (単位 時間)

産 業	1956年 平 均	1957年 平 均	1958年		
			年 平 均	1～6月平均	7～12月平均
調 査 産 業 総 数	199.3	198.3	198.0(△0.2)	194.5	201.5
鉱 業	193.8	194.6	191.6(△1.5)	186.5	196.7
製 造 業	204.4	202.9	201.4(△0.7)	197.9	205.0
卸売および小売業	194.4	193.1	196.7(1.9)	193.4	200.1
金融および保険業	178.2	177.4	178.7(0.7)	175.4	181.9
運 輸 通 信 業	} 194.8	} 194.1	195.4(△0.2)	193.0	197.8
電気・ガス・水道業			180.3(△1.3)	176.0	184.7

〔備考〕 カッコ内は対前年増減率，△印は減少を示す。以下各表同じ。

第84表 所定内労働時間数 (単位 時間)

産 業	1956年 平 均	1957年 平 均	1958年		
			年 平 均	1～6月平均	7～12月平均
調 査 産 業 総 数	180.1	178.4	179.6(0.7)	176.3	182.8
鉱 業	172.9	171.1	169.4(△1.0)	164.5	174.2
製 造 業	182.0	180.1	181.1(0.6)	178.0	184.2
卸売および小売業	182.7	181.5	184.6(1.7)	181.7	187.6
金融および保険業	165.7	164.1	165.8(1.0)	162.5	169.0
運 輸 通 信 業	} 180.0	} 178.3	180.1(4.1)	177.5	182.8
電気・ガス・水道業			165.6(6.5)	161.4	169.9

第85表 所定外労働時間数 (単位 時間)

産 業	1956年 平 均	1957年 平 均	1958年		
			年 平 均	1～6月平均	7～12月平均
調査産業総数	19.2	19.9	18.4(△7.5)	18.2	18.7
製造業	21.3	23.5	22.2(△5.5)	22.0	22.5
卸売業	22.4	22.8	20.3(△11.0)	19.9	20.8
金融業	11.7	11.6	12.1(△4.3)	11.7	12.5
運輸業	12.5	13.3	12.9(△3.0)	12.9	12.9
電気・ガス・水道業	14.8	15.8	15.3(△3.8)	15.5	15.0
			14.7(△3.9)	14.6	14.8

時間制度調査結果報告」(一九五八年六月刊)によって、労働時間、休日についてみると次のごとくである。

(注) 労働時間制度調査は一九五七年十一月一日現在で、全国における製造業のうち紡織業、化学工業、第一次金属製造業、電気機械器具製造業および輸送用機械器具製造業に属する常用労働者三〇人以上の事業所で、「昭和三二年給与構成調査」の対象となった一二二九事業所(所属労働者約六三万人)を対象として実施された。

調査事項は、(1)勤務制度、所定労働時間、所定休憩時間および常用労働者数(労働基準法第四一条の規定により許可を受けた監視または断続的労働に従事する者を除く、以下同じ)、(2)時間外労働時間の限度、(3)時間外

労働、深夜労働および休日労働の賃金割増率、(4)休日(週休を除く)、年次有給休暇およびその他の休暇、(5)所定労働時間、所定休憩時間、休日および休暇制度の過去一カ年間における変更の有無および内容。

なお、同調査は一九五三年五月、一九五五年十一月に引き続き三回目の調査である。

(1) 所定労働時間および所定休憩時間 事業所の労働者の大多数に適用されている所定労働時間を、その事業所の労働時間とみて、事業所の分布をみると、規模五千人以上においてはほとんどの事業所が七時間台の所定時間である(統計表第86表のそれぞれの時間区分に属する事業所の大部分は区分の上限の時間を所定労働時間としているものとみてさしつかえない)が、規模が下がるに従って八時間とする事業所の比率が高くなっている。また、労働者の所定労働時間別分布をみると、規模五千人以上の事業所においては紡織業を除き各産業とも半数以上の労働者が七時間の勤務であり、七時間を越える所定労働時間で勤務する者は三〇%以下(電気機械器具製造業は約四八%)であるが、小規模事業所ほど七時間を越える所定労働時間で勤務する労働者の比率が高くなり、規模三〇〇～九九人の事業所においては八時間勤務の労働者が過半数を占めている。産業別にみると、紡織業は一般に他の産業よりも所定労働時間が長く、この産業では八時間勤務の労働者が五千人未満の規模の事業所において九〇%前後、規模計でみて六一・五%を占めている。他の産業の八時間勤務労働者は機械製造業において三五・九%、その他の四産業においては一〇・〇～一四・九%であり、これら五産業の労働者の過半数は所定労働時間七時間～七時間三〇分の勤務である(第86表)。

次に所定休憩時間を労働者の分布でみると、四五分と六〇分の所

第三編 労働条件と労働者の生活

第86表 所定労働時間別労働者の分布の比率（1957年）

区 分	計	～6.59	7.00	7.01 ～7.27	7.30	7.31 ～7.59	8.00	8.01
	%	%	%	%	%	%	%	%
紡 織 業	100.0	—	3.8	2.0	4.7	27.3	61.5	0.6
化 学 工 業	100.0	1.0	61.9	13.0	10.6	2.2	11.3	—
第 一 次 金 属 製 造 業	100.0	0.8	58.6	11.3	13.8	2.1	13.5	—
機 械 製 造 業	100.0	0.5	30.7	15.5	7.4	9.9	35.9	0.1
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	0.1	42.9	6.7	35.5	4.8	10.0	—
輸送用機械器具製造業	100.0	0.2	60.9	16.0	5.1	2.9	14.9	0.0

第87表 所定休憩時間別労働者の分布の比率（1957年）

区 分	計	～44分	45分	46～59分	60分	61分～
	%	%	%	%	%	%
紡 織 業	100.0	0.2	73.4	0.8	24.3	1.3
化 学 工 業	100.0	0.3	19.5	2.3	74.5	3.4
第 一 次 金 属 製 造 業	100.0	0.1	22.4	3.4	71.8	2.3
機 械 製 造 業	100.0	0.1	36.7	5.2	56.2	1.7
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	0.5	42.6	4.7	51.4	0.9
輸送用機械器具製造業	100.0	0.1	34.6	3.2	60.1	1.9

第88表 休日の種類および定めの有無別事業所の分布比率（1957年）

区 社	計	休日についての定めのあるもの					
		国民の祝日	メーデー	年末年始	盆	会社・社日・記念日	その他
	%	%	%	%	%	%	%
紡 織 業	100.0	90.9	49.8	98.6	88.5	18.7	52.2
化 学 工 業	100.0	98.3	51.7	98.3	43.0	50.0	36.5
第 一 次 金 属 製 造 業	100.0	91.3	63.6	98.4	49.5	44.6	23.9
機 械 製 造 業	100.0	95.3	58.3	99.2	55.4	36.7	30.4
電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	96.6	54.9	100.0	31.4	47.4	14.3
輸送用機械器具製造業	100.0	92.1	56.5	98.4	45.4	36.6	20.9

定休憩時間に属する労働者が大多数を占めている両者の比率をみると、まず紡織業では四分五分に七三・四％、六〇分に二四・三％が属しているが他の産業においては労働者の半数以上が六〇分制である（第87表）。

(2) 休日 週休以外に国民の祝日、メーデー、年末年始等に休日进行を設けない事業所は調査事業所のうちわずか三事業所である。休日を設定している事業所について、どのような日を休日とするかを調査区分によってみると、国民の祝日、年末年始については九一・三％

一〇〇%の事業所が休日とし、メーカーについては四九・八・六三・六%、盆、会社記念日を休日とするのは繊維業においては前者について八八・五%、後者について一八・七%であるが、そのほかの産業においては三一・四・五〇・〇%である。なお、これらの日以外に休日をつけているものも繊維業の五二・二%を最高にかなりの数がある。これらの休日の年間通算日数をみると、繊維業においては五・九・五日、その他の産業では一〇・一四・五日とする事業所が多い(第88表)。

次に年次有給休暇についてみると、勤続一年ないし一〇年の場合は労働基準法に定められている最低日数を上回った日数を定めている事業所がかなりあるが、勤続一五年またはそれ以上勤続した場合の最高日数は二〇日とする事業所がほとんどで、二日以上とする事業所はごくわずかである。更に年次有給休暇以外の休暇として調査した生理休暇、産前産後休暇、結婚休暇および忌引休暇についてみると、定めのある事業所は最低八三・二%(生理休暇、輸送用機械器具製造業)から最高九八・七%(忌引休暇、化学工業)で、一般に結婚、忌引休暇のある事業所が多い。

第二節 商店従業員の週休制

労働省労働基準局が把握している問屋商店街における週休制の実施状況は、一九五八年八月一日現在、第89表のとおりであって、週休制の実施をみている府県は、東京、大阪をはじめ全国二〇都府県、問屋商店の事業場数は八万七九〇三事業場、労働者数二万七四三五人である。これを同年六月一日現在の実施状況と比較すると、約一ヵ月半の間に一三都府県において二万五八七三事業場、労働者四万八五八四人の増加をみており、これに未把握のものおよび現在

道府県労働基準局で未実施の業者団体に対し勧奨指導中のものを加えると、問屋商店街における週休制の実施状況は、将来更に拡大するものと思われる。

次にこれら週休制の実施形態をみると、同じ販売業にあっても、問屋と小売商店により、休日の定め方、実施率等かなりの差異がみとめられる。まず、休日の定め方についてみると、問屋街はおおむね毎日曜日を一せい休日とする完全週休制をとっているが、これに対し、商店街の場合には、業種別あるいは地域別に、月一日ないし三日の一せい休店制とし、他の一日ないし三日は同種商店の交替により、あるいは開店のまま店員が交替で休日をとる方式を採用しており、一せい休日としては月一日ないし二日とするものが圧倒的である。このように、問屋と商店街によって休日の定め方が異なるのは、問屋は比較的資力もあり、取引相手が主として小売商であってその範囲が限られているので、週休制の採用その他労働条件の改善、経営方法の変更を行いやすいのに対し、一般商店においては、資力も弱く、百貨店等の大資本との競走による圧力をうけていることと、顧客が一般消費者であるため、休日の増加、営業時間の短縮等を行うことは、直接消費生活に及ぼす影響が少なくないためといえよう。更に、問屋街には地域による差異はあまりみられないが、商店街における実施率は地区によってかなりの差異がある。すなわち、顧客の中心を一般消費家庭におき、販路が概して固定し、安定している営業者の多い地域、住宅地域においては実施率は高く、歩遊客、見物客等浮動性の多い顧客層を主たる対象としている繁華街、盛り場地域の商店街は全般的に実施率が低い。

次に日本商工会議所が、一九五八年七月一日現在で実施した、商店街、問屋街の休業日および営業時間に関する調査の結果についてみよう。

第89表 問屋商店等における週休制実施状況 (1958年8月1日現在)

局名	商店会(街)名	商店会数又は組合数	事業場数	労働者数	実施期日	実施内容
秋田	秋田繊維製品卸商組合	1	9	107	1958.4	毎日曜日一せい、
宮城	気仙沼市商店街連合会	11	366	494	1958.5	月1回全市一せい休日、他は交替
栃木	水戸、日立、土浦以下県下11市町において、一般商店、飲食店、美容業、理容業 }	51	2,560	3,672	1954～1958.7	おおむね月1回ないし2回一せい、他は交替、毎火曜日一せい、
群馬	前橋、桐生、伊勢崎、館林各市において、一般商店、美容業、理容業 }		3,955		1958.1～1958.6	月1回ないし2回一せい、(おおむね1回)、他は交替週休制
埼玉	各商業組合、市場組合	198	8,100		1958.1～1958.6	月1回ないし4回(おおむね2回)、他は交替
千葉	市川、船橋両市において、全業種、美容、理容、食料鮮魚商等	42	2,050 839	5,800 1,720	1958.4～1948.5 従来より	月1回一せい、他は交替 月2回ないし4回一せい、他は交替
東京	問屋街商店街	34 912	4,152 53,089	49,604 109,107	1957.9～1958.4 1957.9～1958.6	毎日曜日一せい、他は……………28 月2回一せい交替……………6 おおむね月1回一せい、他は交替
神奈川	各商店会、連合会	106	5,626	10,623	1958.1～1958.7	月1回一せい、他は交替
山梨	甲府、塩山以下県下11市町において、商店街				従来からの 1958.5	”
岐阜	織維問屋街 理容、美容、クリーニング		750 2,779	3,000 7,648	1957.2 1958.8～1958.9	毎日曜一せい、ただし9～12月月2回一せい週休制あるいは、月3回一せい、他は交替
愛知	名古屋織維問屋街		593	10,000	1956.7～1956.10	月2回一せい、他は交替
京都	室町織維商社		650		1958.6	毎日曜日一せい、
大阪	松屋町地区、御藏跡町、松屋町筋、南久宝寺、船場各問屋街		2,327	20,400	1956.5～1958.2	毎日曜日一せい、
兵庫	神戸菓子問屋協会 各商店連合会 旅館、クリーニング	1 27	44 2,748 395	200 8,266 2,925	1958.1 1958.1～1958.6 1957.4～1958.8	毎日曜日一せい、 月1回ないし2回一せい、他は交替 月4回交替制、あるいは月3回一せい、他は交替
和歌山	新通商店街(織維問屋) 各商店街					月2回一せい、他は交替 月1回一せい、他は交替

根	卸商組合、美容師組合、クリーニング組	15	466	1,518	1958.6~1958.7	週休制
島	各卸商組合連盟	19	409	3,040	1958.3~1958.7	おおむね月2回一せいで、他は交替
山	カメラ販売外全県下18業種		1,468	5,166	1958.4	週休あるいは月1回一せいで、他は交替
愛媛	松山市卸商協会 食品部会 松山市大街道漆町商店街		27 309	237 1,050	1958.5 1958.8	おおむね月2回一せいで、他は交替 月1回一せいで、他は交替
高知	高知市問屋商店街 中村市、安芸市その他において、一般商店		897 394		1958.5 1958.6~1958.7	おおむね月2回一せいで、他は交替 おおむね月1回なしで2回一せいで、他は交替
合	計		87,903	227,435		

(1) 一斉休業の普及状態 回収した調査票商店街七六八、問屋街七三の一せい休業実施状況は第90表のとおりで、商店街では実施しているものが三割弱であるが、問屋街では八割強にのぼり、六大都市とその他の都市別にみると、問屋街、商店街ともに六大都市のほうが実施率が高い。しかし、これを更に詳細にみると、商店街の場合、六大都市のうちでも東京では実施しているものが、九割弱にのぼるのに対し、横浜、神戸では三割前後であり、京都、大阪、名古屋は更に少ない。また、六大都市以外の都市をブロック別にまとめれば、実施している商店街の割合は関東、四国が四割前後、信越、北陸と近畿が二割台、中部、北海道が一割台、中国、九州は一割未満となっている。都市により地方によって調査票の回収状況に違いがあるにしても、一せい休業の普及状態には相当の差があるものとみてさしつかえなからう。また、商店街においては実施しているものの八三・三%が一九五八年一～六月の半年間に開始しており、問屋街においては一九五八年一～六月中に開始したものが四三・二%、同年中に開始したものが三一・八%である。

(2) 一斉休業の休業日数と参加状況 一せい休業を実施している場合の休業日数は、実施している商店街の九五・三%までが一カ月一日、二日のものが四・七%で、三日以上の休業日数をもつものは調査範囲に一件もなかった。これに対して、問屋街は七三・八%が週休制で、商店街に比し休業日数の多いものの割合が著しく高い。また、休業日は商店街の場合日付できまっているものが九割弱で二〇日前後が多いが、問屋街では曜日できまっているものが八割強で全部日曜を休日としている。

次に、これらの商店街にある商店、サービス事業所の一せい休業に対する参加状況をみると、まず商店街においては、商店数の八五・〇%、サービス事業所数の三八・七%が参加している。逆にいえば、商店に比べサービス業は一般に参加しているものの割合が非常に少ない。問屋街は一〇〇%が参加している。

商店街においてサービス業の一せい休業参加率が商店より低いのは、別に定められた休業日との関係によるものと、サービス業では別に休業日がある場合、一せい休業にも参加しているという

第90表 一せい休業実施の有無別商店街，問屋街数

区 分	商 店 街					問 屋 街				
	合計	実施している		実施していない		合計	実施している		実施していない	
		実数	比率	実数	比率		実数	比率	実数	比率
合 計	768	204	26.6%	564	73.4%	73	61	83.6%	12	16.4%
6 大 都 市	156	70	44.9	86	55.1	51	47	92.2	4	7.8
そ の 他 の 都 市	612	134	21.9	478	78.1	22	14	63.6	8	36.4

事例は商店に比しきわめて少なく、大部分が参加していない。その傾向は特に理髪美容業に顕著である。理髪美容業は大部分が週休制をとっており、このため一せい休業に同調しにくいと思われる。またパチンコ、旅館、映画館のごとく別に休業日の定めもなく、一せい休業にも参加していない事業所数も、サービス業のほうが商店の場合よりは高率である。商店の中では、鮮魚、青果物小売業に、別に休業日の定めがあるため一せい休業に参加していない傾向がみられる。その休業日数は三日で、日付によって休日をきめているが、卸売市場との関係から休日を変更しがたいものとみえる。

(3) 開店時刻、閉店時刻および営業時間 開店時刻、閉店時刻の協定または申合せを実施しているものの割合は、一せい休業に比べてなおきわめて低い(第91表)。協定し

第91表 開店時刻，閉店時刻の協定の有無別商店街，問屋街数

区 分	商 店 街					問 屋 街				
	合計	協定がある		協定がない		合計	協定がある		協定がない	
		実数	比率	実数	比率		実数	比率	実数	比率
合 計	768	40	5.2%	719	43.6%	73	5	6.9%	66	90.4%
6 大 都 市	156	5	3.2	146	93.6	51	2	3.9	47	92.2
そ の 他 の 都 市	612	35	5.7	573	93.6	22	3	13.6	19	86.4

〔備考〕 商店街は開店時刻，閉店時刻，協定の有無不明9（6大都市5，その他の都市4）問屋街は協定の有無不明のもの2（6大都市）が表から除いてある。上段が開店，下段が閉店。

た開店時刻は商店街では夏冬ともに七時過ぎ八時までのものが多く、冬は夏に比し八時過ぎ九時までのものが増加し、閉店時刻は夏冬共に九時過ぎ一〇時までのものが多く、冬は夏に比し八時過ぎ九時までのものが増加する。これら商店街にある商店の協定参加率は九割以上にのぼり不参加のものは少ないが、不参加の業種としては飲食店、青果物、

鮮魚、精肉小売業があげられる。また協定の例外として認めている業種には飲食店、浴場、理髪業、遊技場がある。協定または申合せのない場合、商店街の開店、閉店時刻は協定のある場合と大差ないが、問屋街では商店街に比して一般に開店時刻がおそく、閉店時刻が三〜四時間早い。

開店時刻と閉店時刻から、およその営業時間を推定すると、商店街は協定の有無にかかわらず、夏は一四時間以上一五時間未満、冬は一三時間以上一四時間未満のものが多く、問屋街は協定のあるものがわずかであるが、夏は最短八時間から最長一三時間、冬は最短八時間から最長一二時間であり、協定のない場合は九時間以上一一時間未満、冬は九時間以上一〇時間未満のものが多くなっている。開店時刻、閉店時刻の協定または申合せのある場合の営業時間を、それのない場合に比べても、右のとおり大差はないが、協定のある場合は、各商店街の営業時間の差が減少し、営業時間の長い夏期はいくぶん短縮されているようである。

第三章 労働災害と職業病

第一節 労働災害の概況

一九五八年中における労働災害の発生状況を、労働省労働基準局の資料（「安全の指標」——一九五九年五月刊——その他）によってみると次のとおり。

（注）以下の数字（度数率、強度率を除く）は、労働基準法施行規則第五七条にもとづく事業主からの労働者死傷報告を労働基準局でまとめたもので、いわゆる「産業安全」監督のための参

考資料として作成されている。災害によってうける身体の被害とその程度はさまざまであるが、災害のために休業したものを休業傷害といい、治療をうけて休業するまでもなかった軽度の怪我を不休傷害と呼び、ここでは死亡事故と休業傷害についてだけ述べられる。そして休業傷害のうちでも休業八日未満の負傷者については、労働基準法施行規則の改正によって、従来毎月報告する建前になっていたものが、四半期ごとに報告するよう改められた結果、報告もれが多くなった。もともと休業八日未満の負傷災害の報告率が多くなかった上に、この改訂によって、いっそう報告もれが多くなってきたので、八日未満の休業傷害については統計的観察が不可能になっている。

全国的な規模の労働災害統計には、そのほかに「労働災害統計結果表」（労働省労働統計調査部調査）がある。これは労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害の発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、その結果は産業別の度数率、強度率として公表されるが、第94表はそれである。両統計共に未報告・調査もれがあつて、その実数は必ずしも業務上災害発生の全体を示すものとはいいがたく、労働者災害補償保険法による労災補償申請件数と合わせて、わが国における労働災害の大体の動向を示すにすぎない。また鉱山における災害に関しては、特に通産省鉱山保安局で調査した統計がある。なお、度数率、強度率の計算方法は次のとおり。

労働災害発生件数 $\times 1,000,000$
 総労働時間数
 労働損失日数 $\times 1,000$
 総労働時間数

死傷者数 一九五八年中に鉱業を除く全産業で発生した死亡者数および休業八日以上の重傷者数は第92表によると約三四万三千人

第92表 産業別死傷災害発生状況

区分 産業別	死 傷 計			死 亡			休業 8 日以上 傷害		
	1958年	1957年	増 減 数	1958年	1957年	増 減 数	1958年	1957年	増 減 数
合 計	401,760	398,190	+3,570	5,368	5,612	-244	396,392	392,578	+3,814
鉱 業 を 除 く 計	340,498	343,402	-2,904	4,453	4,625	-172	336,045	338,777	-2,732
製 造 工 業	135,075	143,329	-8,254	1,032	1,175	-143	134,043	142,154	-8,111
鉄 道 業	61,262	54,788	+6,474	915	987	-72	60,347	53,801	+6,546
建 設 事 業	112,185	103,926	+8,259	1,846	1,910	-64	110,339	102,016	+8,323
運 輸 事 業	20,120	20,356	-236	334	353	-19	19,786	20,003	-217
貨 物 取 扱 事 業	30,211	36,152	-5,941	241	278	-37	29,970	35,874	-5,904
農 林 業	28,191	27,152	+1,039	451	491	-40	27,740	26,661	+1,079
漁 業	5,213	4,320	+893	245	195	+50	4,968	4,125	+843
その他の事業	9,503	8,167	+1,336	304	223	+81	9,199	7,944	+1,255

〔備考〕 1～12月間に発生した休業8日以上死傷災害で翌年3月末日までの未報告は含まれていない。

で、前年に比べて、〇・八％の減、そのうち死亡者数は四四五三人で、同じく三・七％の減少を示している。産業別にまず死亡者数についてみると、建設事業が一八四六人で最も多く、次いで製造業一〇三二人、農林業、運輸業の順に多い。

また、重傷者数では製造業が一三万四千人で最も多く、建設事業一万人、以下貨物取扱事業、農林業、運輸事業の順となっており、以上を前年に対比すると、死亡者数は漁業、その他の事業を除

き各産業ともわずかず減少し、また、重傷者数は製造業八一一人（五・七％）、貨物取扱事業五九〇四人（一六・五％）をそれぞれ減少しているのに対し、建設事業では八三三三人（八・二％）の増加をみた。

ところで、鉱業を除く主要産業の年千人率（労働者千人当り一年間に発生した死傷者の割合）を労働者一〇〇人以上を使用する事業場と一〇〇人未満の中小事業場とに分けてみると、中小事業場では一九五二年以降年とともに増加の一途をたどっていたものが対前年三％を減じ、一九五八年においてはわずかではあるがはじめて減少に転じた。しかしながら、大規模事業所と中小規模事業所とはなお大きな開きのあることが注目される。

一九五三年	一九五四年	一九五五年	一九五六年	一九五七年	一九五八年
一〇〇人以上事業所	三〇・二	二九・七	二六・一	二四・八	二三・一
一〇〇人未満事業所	三六・七	四〇・九	四一・七	四四・七	四六・〇
規 模 計	三三・五	三六・八	三五・三	三七・〇	三六・五

(注) 本表は労働基準法第八条によって製造業、建設事業、運輸事業、貨物取扱事業、農林業の該当事業場について調査したものである。

重大災害の発生状況 一時に三人以上の死傷者を伴った重大災害は、一九五八年年間二三二件で前年に比べて五件の減少、死傷者数も一三二二人から一二九三人へとわずかに減少したとはいえ、死亡者数で三八一人から四二一人に四〇人の増加をみたことは、一件当り傷害の強度が高くなったことを示すものといえる。これら重大

災害を産業別にみると、建設事業が最高で総数の四五・三%を占め、製造工業(二九・七%)がそれに次いでいる。また、事故の種類別に分けると(第93表)、発破、引火性料品その他による爆発事故五六件、自動車等の車両事故が五五件、土砂または岩石の崩壊等が四五件で、前年に比べては土砂または岩石の崩壊を引火性料品、煙火の事故が増加し、落盤、雪崩、発破、軌道車、火災等による事故で減少している。

更に、これを発生した事業場の規模別にみると、労働者一〇〇人

第93表 重大災害発生状況

事故の種類別																					
年 別	死 傷 者 数	(死 亡 者 数)	合 計 件 数	事 故 の 種 類																	
				爆 発						破 裂	崩 壊			倒 壊	墜 落	車 輦		火 災	中 毒 ・ 薬 傷	海 難	そ の 他
				小 計	発 破	煙 火	引 火 料 品	ス ク ャ ッ プ	そ の 他 の 爆 発		土 砂 石 崩 壊	落 盤	雪 崩			自 動 車 (含 踏 切 車)	軌 道 車 (含 轢 車)				
1958年	1,293 (421)		232	56	17	5	10	4	20	5	34	8	3	18	4	53	2	5	4	11	29
1957年	1,312 (386)		237	52	21	1	5	3	22	8	18	16	10	22	6	49	7	9	6	11	23

〔備考〕 重大災害とは一時に3人以上の死傷者を伴った事故である。

以上を使用する大規模事業場では約三分の一の七五件、労働者一〇〇人未満の中小規模事業場では三分の二に当る一五七件となっており、一件当りの死者数では大規模事業場の一・二七人に対して中小規模事業場は二・〇八人で傷害の程度により深刻なことを示す。重大災害の中小規模事業場で占める割合を産業別にみると、土石採取事業、漁業、その他の事業ではいずれも一〇〇%、林業では八九%、運輸事業七七%、貨物取扱事業七〇%、建設事業六三%、製造

工業五八%となる。

プレス工の労働災害 政府では以上のような労働災害の発生を防止するため、「産業災害防止総合五カ年計画」(一九五八年八月八日発表)を樹立し、その計画推進のため産業災害防止対策審議会を設置した。東京向島労働基準監督署が同計画にもとづき管内業者を指導するためとりまとめた災害白書の概要次のとおり(一九五九年六月九日付朝日新聞「指なし工員をなくそう」による)。

第94表 産業別災害率

産 業	度数率	強度率
調査産業総数	20.29	2.05
林業	25.80	3.42
鉱業	80.98	7.17
建設業	37.69	5.92
製造業	11.11	0.92
運輸通信業	14.56	1.49
電気、ガス、水道業	4.58	1.65
サービス業	16.77	1.61

- 〔備考〕 1) サービス業は自動車修理業、機械修理業、屑鉄処理業、清掃業のみ。
2) 「昭和33年労働災害統計結果表」による。

東京輸
出玩具工
業協同組
合に加盟
する東京
都内約二
百四十軒
のオモチ
ヤ業者の
うち八〇
％が同署
管内の墨
田、葛飾

両区内に密集している。去年の輸出総額は百億円を突破し、ドイツをリードして世界のトップになるという進出ぶり。またライターの場合でも、両区に家内工場が密集し、東京喫煙具協同組合に加盟するメーカーが輸出する製品は、一ヵ月さつと十五万ダースに達するという。だが、同署の調べによると、これらメーカーの下請として金属の型を打抜くプレス工場は約二千四百軒で、従業員は家族が主体となり、五、六人のところが多い……。

去年中は約一万四千四百人の工員のうち、プレス機械の作業中に誤って指を負傷した事故が千四百四十四件あり、そのうち指を切り落した事故が三百二十五件もあった。五本の指をそっくり落しても一件だから、失われた指の数は、はるかに件数を上回る。こ

り、ある工場の全従業員が片輪である場合も珍しいことではないという。古いプレス工は「五本の指がそろっているうちは、プレス工として一人前ではない。指なし」はプレス工の免許証だ」とさえいつているほどだ。

同署の指導方針によると、プレス機械には必ず安全器を取りつけ、違反者には五千円以下の罰金ときまっているが、事故を起した機械の七〇％以上に安全器のないことが指摘されている。安全器は一基分七千円から三万五千円だというが、その経費も惜しんで取りつけない業者が多い。

国分同監督署長の談「安全器を取りつければ、事故の八〇％は減るだろう。古い工員のプレス工は指を切り落しても仕方ないと思っているらしいが、防止法はいくらでもある。まず、業者の頭の切替えが必要だ」。

第二節 炭鉱の労働災害

通産省鉱山保安局「昭和三十三年一・一二月、鉱山保安統計年報（概報）」によって、一九五八年中における炭鉱の労働災害発生状況を見ると第95表のとおりである（同表中、一九五八年の数字は「災害月報」の速報集計で後日追加訂正されることになっている）。

同表によってみると、死亡六三二人、重傷二万五一八一人、軽傷三万六八三七人で、前年に比べて死亡で二人減少し、重軽傷合わせで五九二二人を増加している。なお、通産省では北海道で一九五九等一月に死者一五人もあり、前年一月の三倍にもなっている点、また二月には歌志内鉱業所（北海道住友）で死者一四人にのぼるガス爆発のあったことを重視し、特に石炭大手一八社のうちで平均事故数を大きく上回る住友、日本炭鉱、日鉄鉱業、麻生産業の四社に対

第95表 石炭鉱山災害調

年	年末鉱山 労働者数	災害回数	罹 災 者 数			
			死 亡	重 傷	軽 傷	計
1954年	350,851	63,315	709	25,881	37,281	63,871
1955年	320,583	52,380	666	22,277	29,923	52,866
1956年	332,624	52,536	612	22,014	30,301	52,927
1957年	350,474	56,402	653	22,943	33,154	56,750
1958年	357,792	61,966	632	25,181	36,837	62,650

〔備考〕 1) 鉱山労働者数は各年末鉱山労働者数の平均である。
2) 「鉱山保安統計年報」による。

第96表 石炭鉱山事由別災害調 (1958年)

事 由 別		回 数	罹 災 者 数			
			死亡	負 傷		合 計
				重 傷	軽 傷	
坑 内	落盤または炭じん	17,650	307	7,535	10,117	17,959
	ガスまたは毒ガス	27	36	97	19	152
	ガス破坑	19	15	7	6	28
	立坑巻揚機	106	10	107	30	147
	装置のため	12	—	4	8	12
	前項以外	25	2	25	19	46
	運搬装置	36	10	21	13	44
	ため	1,221	45	537	661	1,243
	出機電飛石	3,751	60	1,840	1,861	3,761
	工落取転	2,381	24	1,101	1,280	2,405
	そ坑	15	40	2	1	43
	機械具	801	3	373	426	802
	のたの	85	11	35	39	85
	は倒壊物等	4,920	1	1,742	3,183	4,926
	のた	2,961	—	913	2,057	2,970
坑 外	岩運機	3,078	2	1,324	1,756	3,082
	盤搬電	9,019	7	3,578	5,443	9,028
	の置気の外	3,670	1	1,456	2,214	3,671
	崩れた	7,495	13	2,485	5,042	7,540
	壊れ他計	57,272	587	23,182	34,175	57,944
総 計	岩運機	3	2	4	—	6
	盤搬電	932	21	450	469	696
	の置気の外	316	9	172	146	571
	崩れた	3,443	13	1,373	2,047	3,433
		4,694	45	1,999	2,662	4,706
総 計		61,966	632	25,131	36,837	62,650

〔備考〕 「鉱山保安統計年報」による。

第97表 石炭鉱山重大災害調 (1958年)

災害発生 月 日	炭 鉱 名	災 害 の 種 類	罹 災 者 数		
			死 亡	重 傷	軽 傷
1.10	多田 (福岡)	ガス爆発	0	5	0
1.10	紋珠岳 (福岡)	ロープ切断	2	1	2
2. 4	西川内 (福岡)	落盤	2	1	2
2. 6	小城 (福岡)	落盤	3	1	0
3. 6	宰府 (福岡)	ガス爆発	1	4	0
3. 6	大之浦 (福岡)	運搬	0	2	21
4. 4	赤平 (札幌)	落盤	3	0	0
4.12	大峯 (福岡)	機械	1	2	2
4.25	大和田 (札幌)	ガス突出	3	0	0
4.29	小城 (福岡)	火薬類	0	5	0
5. 7	江口 (福岡)	坑内出水	29	0	0
5. 8	日曹赤井 (平)	坑内出水	5	0	0
5.13	築別 (札幌)	ガス爆発	1	22	0
5.30	江口 (福岡)	落盤	2	1	2
6. 9	三井砂川 (札幌)	ガス爆発	10	8	3
6.11	上清 (福岡)	ガス爆発	0	11	0
6.27	本田 (福岡)	坑内出水	3	1	1
7.31	新矢の倉 (平)	ガス爆発	2	11	7
9.10	豊里 (札幌)	ガス突出	3	0	0
9.25	大昇 (福岡)	ガス爆発	14	4	0
10. 2	木城 (福岡)	ガス爆発	0	9	0
10. 7	山野 (福岡)	ロープ切断	2	1	2
11.10	新方正 (福岡)	ガス爆発	4	0	4
11.15	久恒志岐 (福岡)	落盤	3	0	0
11.25	御堂 (福岡)	ガス爆発	3	2	2
12.22	第二豊州 (福岡)	落盤	4	1	1
12.31	新屋敷 (福岡)	運搬	0	4	6
計			100	96	55

〔備考〕 1) 炭鉱内のカッコ内は鉱山保安監督部名。

2) 「鉱山保安統計年報」による。

長に対しても保安が十分でない炭鉱を監督するよう指令した。大手一八社の一九五八年死亡数を一九五七年（カッコ内）と比べると次のとおり。

住友二九（二五）、日炭二六（一七）、麻生一三（九）、日鉄一三（五）、三井三八（四〇）、三菱二七（三〇）、北炭一七（三一）、常磐七（二三）、大日本三（四）、明治一六（一七）、古河一四（一五）、大正五（三）、松島五（二）、雄別七（六）、杵島六（四）、太平洋四（四）、宇部一〇（四）。

(五)、具島四(一九)、以上合計二四四(二五九)。

原因別災害の発生状況 原因別に災害の発生状況をみると(第96表)、災害回数約三割、死亡者の半ば以上は坑内における落盤、または側壁の崩壊もしくはガス、または炭塵の爆発によるもので、次いで比重の大きいのは運搬関係の事故で、災害回数の一・九%、死亡者の二割以上を占める。死亡者は少ないが災害回数でこれに次ぐものは取扱中の器材鉱物等のため、飛石または転石、転倒、工具のためというのが高い割合を示す。以上いずれも坑内におけるもので、坑外における比率は災害回数で七・六%、死亡七・一%と坑内に比べれば著しく低い。

重大災害の発生状況 第97表で重大災害(同時に死亡者三人以上、または罹災者五人以上生じたもの)を示す。

第三節 職業病

業務上疾病 一九五八年中における「業務上疾病(職業病)発生状況」(労働省労働基準局労働衛生課調べ)は第98表のとおりである。業務上疾病総数一万九〇二三件のうち、件数が多いと考えられるものは主として災害性の疾病、たとえば負傷に起因する疾病(一号、五九五九件で最高を占める)、熱傷、凍傷、結膜炎その他の眼疾患、重激な作業による筋肉や関節の疾患である。しかし、労働衛生に関する資料が完備していない現状からいって、職業病という名称で呼ばれる一連の疾病はその報告件数がはなだ少ないが、実際には意外に広範囲にわたって労働者の間に浸潤しているといわれており、第98表の件数にしても、七日以内の治療、一千元以下の治療費のものは除かれているから、われわれは実際に発生している疾病の何分の一かを数字として把握しているにすぎない(統計表記載の

各号該当疾病名については労働基準法施行規則第三五条もしくは本年鑑第三一集を参照されたい)。

以下、「けい肺および外傷性せき髄障害に関する特別保護法にもとづいて労働省が関係労働者全般についてけい肺健康診断を実施した結果と特殊健康診断の結果によって主要な職業病についてみよう。

なお、特殊健康診断は、事業場の自主的な実施を勧奨したものであり、関係労働者全般に及ぶにいたっていないが、従来業務上の疾病として集められた数字が、実際にはなんらかの療養を必要とするに至った者が、病院等において医師の診断を受けたことから明らかになったことと違って、積極的に発見につとめた結果であるから、それだけ利用価値のたかいものといえる。一九五七年中にこの特殊健康診断をうけた労働者数は約一五万人である。

けい肺 けい肺とは「遊離けい酸じんまたは遊離けい酸を含む粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化およびこれと肺結核の合併した疾病」(特別保護法の定義)であって、俗にょろけともいい、鉱業、窯業、石工業等がこのような粉じんを発散する職場の代表として知られている。労働省労働基準局編「けい肺健康診断結果報告書、昭和三四年」(一九五九年四月刊)によれば、全国でけい肺にかかるおそれのある作業に従事している労働者約三四十万のうち、けい肺にかかっている所見を示しているものは約一割であり、療養が必要であると認められた者(けい肺第四症度)の人数は一二八五人であった(第99表)。なお、療養を必要とする者のうちには、現に療養をしているためけい肺健康診断を受けない場合があるもので、そうした者を加えると二二七七人となる。また、けい肺り患者およびけい肺第四症度の産業別分布は第100表のとおりである。

第98表 職務上疾病（職業病）調 (1958年1～12月)

区分	農林 および 水産業	鉱業	建設工業	製造業										ガス 電気 および 水道	商業 および 金融業	運輸 通信業	その他 の産業	合計
				金属 工業	機械 器具工業	化学 工業	窯業 および 土石工業	繊維 工業	製材 および 木製品 工業	食品 工業	印刷 および 製本業	その他 の工業						
1号	518	765	1,807	488	506	209	120	82	232	181	56	64	23	58	611	239	5,959	
2号	78	547	424	110	129	57	26	17	57	35	12	10	6	5	145	50	1,708	
3号	151	1,144	850	452	568	210	132	33	101	49	6	36	8	10	220	63	4,033	
4号		3	1	3	3	1	2	1	1			1			1	4	19	
5号		109	1	3	1	1	1	1	1						1	2	121	
6号	35	127	569	1,516	759	499	104	179	44	229	19	106	35	20	206	129	4,576	
7号		286	10	8	10	4	80		1						4	1	403	
9号	4		16	2	1		1	378		2	1	3			2	4	34	
10号			8	2	6	2	2					2				3	406	
12号		13	12	7	6	2									3	1	44	
14号		1	17	2	1	3					2					32	58	
15号		18	3			5											26	
21号		3	1	7		6									1	1	19	
24号	4	19	21	13	4	7	2			4	1	2	4	1	7	9	98	
26号	1	30	64	68	28	118	11	14	1	9	1	4	3	1	55	18	426	
27号		1	7	3	5	38						38					92	
29号		1	2			11		2		1		1			1	3	22	
30号	54	7	45	7	20	12	4	7	2	3		2			21	9	193	
32号	3	17	18	1	17	32	2	6	5	6	1	7	2		17	3	137	
38号	17	257	162	9	29	7	6	22	6	9		11	2		26	20	583	
その他		5	17	11	9	18	1						1	1	2	1	66	
合計	865	3,353	4,055	2,712	2,102	1,242	494	742	450	528	99	287	84	96	1,322	592	19,023	

第三編 労働条件と労働者の生活

【備考】 1) 8, 13, 16, 19, 37号には該当なし。
2) その他とは, 11, 17, 18, 20, 22, 23, 25, 28, 31, 33, 34, 35, 36号の計である。

第99表 珪肺健康診断結果表（その1）

健診実施者数 労働者数 (A)	(A)一診査 不能者数	正常者数	有 所 見 者 数				
			第Ⅰ症度	第Ⅱ症度	第Ⅲ症度	第Ⅳ症度	小 計
339,345	337,875	299,246	31,839	3,702	1,803	1,285	38,629
	100%	88.57%	9.42%	1.10%	0.53%	0.38%	11.43%

〔備考〕 労働省労働基準局編「けい肺健康診断結果報告書，昭和34年」（1959年4月刊）による。

第100表 珪肺健康診断結果表（その2）

業 種 別	有所見者数 %	第四症度 %
金 属 精 錬 業	3.1	1.8
金 属 物 造 業	12.9	9.4
船 舶 製 造 業	2.5	1.1
金属工業および機械器具製造業	8.6	4.6
化 学 工 業	0.5	0.4
セメント製造業	0.2	0
ガラス製造業	0.8	1.4
陶磁器製造業	4.3	6.0
耐火煉瓦製造業	1.4	1.5
その他の窯業	4.2	5.0
土石炭工	4.0	19.6
金 属 炭 工	30.5	15.0
亜 炭 工	17.3	17.4
の 他 の 炭	0.8	1.0
の 他 の 炭	0.6	0.5
砂 切	0.0	0
石 採 取	2.4	3.7
土 力 発 電 建 設 事 業	2.2	5.1
水 道 建 設 事 業	0.6	0.8
の 他 の 土 木 建 築 事 業	2.5	5.4
の 他 の 土 木 建 築 事 業	0.3	0.2
の 他 の 土 木 建 築 事 業	0.2	0.1
の 他 の 土 木 建 築 事 業	0.2	0.1
の 他 の 土 木 建 築 事 業	0	0
業 合 計	100.0	100.0

放射線障害 放射線障害とは
エックス線、アルファ線、ガンマ線等の電離作用を有する放射線にさらされることによつて、皮膚、眼、造血器官、生殖腺等の器官が受ける障害であるが、その原因となる放射線が五感によつて感知することができないこと、障害の発生が必ずし

も放射線にさらされた直後に起るとはかぎらず、多くは一定期間がたつて起ること、単にさらされた労働者だけにとどまらず、遺伝因子にも影響すること等特殊なものとして注意すべきである。その特殊健康診断の結果（一九五七年度分）による作業別の異常者発見率は第101表のごとくで、約一六％の者に異常所見があり、(イ)の作業により多くの発見率がみられる。産業別には（第102表）、機械器具工業、金属工業および化学工業が問題産業であることを示し、その他の産業では保健衛生の事業、研究調査の事業が特に注目されよう。職業性難聴 職業性難聴とは、職場の強烈な騒音を受けることに

第101表 特殊健康診断結果表
(放射線障害, 1957年度, その1)

職場の種類	受検者数	異常者数	発見率
非破壊検査医療	3,575	589	16.5%
実 験	909	113	12.4%
計	4,484	702	15.6%

第102表 特殊健康診断結果表
(放射線障害, 1957年度, その2)

産 業 別		受検者数	異常者数	発見率
農 林	お よ び 水 産 業	0	0	0
	業 業	257	49	19.0
	建 設 工 業	0	0	0
製 造 工 業	金 属 工 業	298	37	12.4
	機 械 器 具 工 業	1,281	245	19.0
	化 学 工 業	426	41	9.6
	窯業および土石工業	35	0	0
	紡 織 工 業	106	12	11.3
	製材および木製品工業	0	0	0
	食 料 品 工 業	12	3	25.0
	印 刷 お よ び 製 本 業	5	2	40.0
業	そ の 他 の 工 業	2	0	0
	ガ ス, 電 気, 水 道 業	14	0	0
	商 業 お よ び 金 融 業	0	0	0
	運 輸 通 信 業	24	3	12.5
	貨 物 取 扱 業	3	1	33.3
そ の 他 の 産 業		2,021	309	15.2

よって、労働者の内耳が受ける障害であるが、通常長期にわたって同種職場に勤務する場合に多い。このためいたみを感じること
は少ないが、重篤な場合はろう者にひとしく、生活に受ける影響は
深刻なものがある。また現在の医学では治療の方法がなく、したが
って予防に重点が注がなければならないものである。その作業別
の異常者の発見率は第103表のとおりである。すなわち、約一四％の
者は異常所見があり、(ホ)の作業が最高、次いで(ハ)の作業がはなはだ
しい。産業別には第104表のとおり。

鉛中毒 鉛中毒とは、鉛の粉じんや蒸気を吸入したり、体表面に
付着した鉛の粉じん等が体内に侵入して起る職業病であり、頭痛、
めまいを訴え、便秘腹痛を起し、貧血をはじめとする血液の変化等

こともある危険な職業病の一つである。作業別の異常者の発見率は
第107表のとおりで、(ホ)の作業が最高であり、次いで(ハ)の作業と続い
ている。また特に注目すべきは、他の職業病に比して異常者の発見
率が高く、しかもほぼ平均して異常者を出していることであらう。
産業別には第108表のとおり。

を生ずる。職業病としては古
くから知られ、鉛鉱山、鉛管
製造業、活字鑄造業に多く発
生した。作業別の異常者の発
見率は第105表のごとく、(ト)の
作業は受検者は少ないが、驚
くべき高率を示し、(ホ)、(ハ)の
作業がそれに続いている。産
業別には第106表のとおり。

ベンゼン中毒 ベンゼン中
毒とは、ベンゼンのガスまた
は蒸気の吸入によって生ずる
障害であり、頭痛、めまい、
吐気、食欲不振などの症状を
呈し、赤血球、白血球が減少
し、はなはだしくなれば出血
しやすい体質になり死亡する

第104表 特殊健康診断結果表
(職業性難聴, 1957年度, その2)

産 業 別	受検者 数	異常者 数	発見率 %
農 林 お よ び 水 産 業	0	0	0
鉱 建 設 工 業	17,371	530	3.0
	1,113	71	6.3
製 金 属 工 業	8,221	1,346	16.3
造 機 械 器 具 工 業	23,834	5,480	22.9
工 化 学 工 業	3,232	562	17.3
窯 業 お よ び 土 石 工 業	898	117	13.0
紡 織 工 業	4,501	597	13.2
工 製 材 お よ び 木 製 品 工 業	2,984	280	9.3
業 食 料 品 工 業	29	0	0
印刷 お よ び 製 本 業	9	0	0
そ の 他 の 工 業	66	0	0
ガ ス, 電 気, 水 道 業	375	80	21.3
商 業 お よ び 金 融 業	0	0	0
運 輸 通 信 業	342	45	13.1
貨 物 取 扱 業	84	23	27.3
そ の 他 の 産 業	38	1	2.6

第103表 特殊健康診断結果表
(職業性難聴, 1957年度, その1)

職場の種類	受検者 数	異常者 数	発見率 %
掘 さ く	16,916	519	3.1
破 砕	630	73	11.6
磨 砕	1,542	161	10.4
密 集 破 砕	409	39	9.5
鋳 打	8,111	2,349	29.0
ハンマー鍛造	2,421	570	23.5
グライNDER	5,690	733	12.9
成型加工	10,969	2,718	24.8
丸 鋸	4,910	478	9.7
衝 撃 音	9,686	1,235	12.8
試 運 転	1,813	257	14.2
計	63,097	9,132	14.5

第106表 特殊健康診断結果表
(鉛中毒, 1957年度, その2)

産 業 別	受検者 数	異常者 数	発見率 %
農 林 お よ び 水 産 業	0	0	0
鉱 建 設 工 業	297	161	54.2
	15	6	40.0
製 金 属 工 業	1,476	410	27.7
造 機 械 器 具 工 業	2,001	615	30.7
工 化 学 工 業	930	230	24.7
窯 業 お よ び 土 石 工 業	82	9	10.9
紡 織 工 業	1	0	0
工 製 材 お よ び 木 製 品 工 業	0	0	0
業 食 料 品 工 業	0	0	0
印刷 お よ び 製 本 業	4,880	957	19.6
そ の 他 の 工 業	34	0	0
ガ ス, 電 気, 水 道 業	122	2	1.6
商 業 お よ び 金 融 業	0	0	0
運 輸 通 信 業	46	1	2.1
貨 物 取 扱 業	0	0	0
そ の 他 の 産 業	2,200	130	5.9

第105表 特殊健康診断結果表
(鉛中毒, 1957年度, その1)

職場の種類	受検者 数	異常者 数	発見率 %
精 錬	699	239	34.2
溶 解	3,450	663	19.2
粉 砕	337	110	32.6
焼 成	177	54	30.5
蓄 電 池	350	132	37.7
文 選 植 字	5,509	861	15.6
絵 付 転 写	124	68	54.8
溶 接	1,438	394	27.4
計	12,084	2,521	20.9

第108表 特殊健康診断結果表
(ベンゼン中毒, 1957年度, その2)

産 業 別	受検者 数	異常者 数	発見率 %
農 林 業	0	0	0
建設業	89	01	11.1
製造工業	349 4,548 1,994 97 157 18 0 443 111	76 1,196 589 38 39 4 0 77 48	21.7 26.2 29.5 39.1 24.8 22.2 0 17.3 43.2
ガス, 電気, 水道, 金融, 通信, 運輸, その他	68 0 107 7 11	18 0 12 2 10	26.4 0 11.2 28.5 90.9

第107表 特殊健康診断結果表
(ベンゼン中毒, 1957年度, その1)

職場の種類	受検者 数	異常者 数	発見率 %
分留再留注入	1,211	315	26.0
顔 料	1,074	265	24.7
内 部 塗 装	561	140	25.0
人 工 乾 燥	1,537	370	24.1
噴 霧 塗 装	3,544	1,020	28.8
計	7,927	2,110	26.6

第四章 労働者の生活

第一節 家 計

物 価 まず卸売物価(経済企画庁「週間卸売物価指数」)は、一九五七年四月～五月を境に、不況を反映して大幅な下落を続けたが、一九五八年にはいつてからはこの下落傾向がややゆるやかになり、九月ごろからは停滞の動きもみせている。各品目の騰落率を平均で見ると、一九五八年においては前年に比べて、総合(一六・七、食料一・一%、繊維(五・八、燃料(四・〇%、金属(二一・六%、機械(三・八%、建材(二・一%、化学品(五・四%、雑品(三・八%となっており、金属の下落が最も大きかったのをはじめ、繊維、化学品、燃料などがこれに次いで相当の下落をみせている。

消費者物価(総理府統計局「消費者物価指数」)の動きは第109表のとおりで、一九五八年の前年に対する騰落率は、全都市の総合(一〇・五%(東京一・〇)、食料(一・三%、穀類二・八%、その他の食料(三・四%、被服(二・九%、光熱(二・五%、住居一・八%、雑費一・九%となっており、各品目とも一斉に騰貴した前年と比べると、食料、被服、光熱費などは下落したが、総合では〇・五%の下落にとどまり、穀類、住居、雑費などは依然として騰貴傾向を示している。東京都は全体としてこの騰貴の動きが更に強くなっている。これを各費目別にみると次のようである(前年対比一%)。

食料費——穀類二・八、その他の食料(三・四、(魚介四・八、肉類(一・〇、乳卵(四・三、野菜(一二・〇、乾物一四・〇、加

第109表 消費者物価指数（全都市，1955年平均＝100）

年 月	総 合		食 料			被 服	光 熱	住 居	雑 費
	全都市	東 京	計	穀 類	その他 の食料				
1948年平均	59.4	63.6	67.0	60.6	71.7	88.7	46.5	45.4	38.4
1949年平均	78.3	79.7	84.1	69.6	95.6	120.0	58.9	59.2	58.3
1950年平均	72.9	74.0	75.2	69.3	79.5	94.8	63.9	60.4	61.5
1951年平均	84.9	85.9	86.6	78.1	93.0	120.8	73.7	75.4	71.5
1952年平均	89.1	89.5	89.9	85.8	93.1	103.3	87.2	82.3	83.5
1953年平均	95.0	96.2	95.3	94.8	95.7	102.9	97.8	90.9	91.1
1954年平均	101.1	101.5	103.1	102.5	103.5	103.9	100.4	96.1	96.9
1955年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1956年平均	100.4	101.0	98.8	94.7	101.3	99.7	101.7	108.4	101.7
1957年平均	103.5	103.9	102.5	98.8	104.6	100.1	110.7	114.5	103.2
1958年平均	103.0	104.9	101.2	101.6	101.0	97.2	107.9	116.6	105.2

〔備考〕 1957年12月から指数が改正され、基準時を1955年（旧指数は1951年）とするなど変更が加えられた。本表は1955年基準の新指数。総理府統計局調査。

工食品（一・九、調味料（二・二、菓子果物（九・三％、酒類（一・九、飲料〇・一
 住居費——家賃地代九・七、住宅修繕（六・一、水道料二・七、
 家具什器（一・三
 雑費——保健衛生九・〇、交通通信七・四、教育四・五、文房具
 三・一、修養娯楽二・八、煙草〇
 総理府統計局「家計調査」 （一）調査世帯 この調査は全国で六大都市（東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）および中小都市二二を選び、そこで抽出した勤労者その他の世帯を対象としている。勤労者世帯は、一九五八年平均総数二六一六人（前年二六〇四人）、世帯人員平均四・四人、うち有業人員一・五人で、実収入三万四六六三元となっているが、その内訳は次のようである（一九五八年九月、「家計調査参考資料」）。世帯主の勤め先収入階級別では、二万円～二万四千円未満の層一六％が最も多いが、概括すると八千円未満八％、八千円～一万六千円未満一八％、一万六千円～二万円未満一三％、二万円～二万四千円未満一六％、二万四千円～三万二千円未満二二％、三万二千円～四万円未満一二％、四万円～四万八千円未満五％、四万八千円～六万円未満三％、六万円以上三％となっている。職業別では常用労務者一〇三八人、臨時・日雇労務者七〇人、民間職員九九三人、官公職員五一七人で、一般労務者と比べて平均収入が相当高い職員層が、対象としても多く、五八％を占める。また常用労務者や民間職員の雇用企業規模は、従業員一千人以上の企業が二六％で最も多く、一〇〇人以上企業四八％、一〇～一〇〇人未満企業三〇％、一〇人未満一〇％となっている。職業別実収入額は（一九五七年平均）、常用労務者二万三九八一円、臨時・日雇労務者一万四五三八円、民間職員三万二三〇八円、官公職員三万〇七三〇円となっている。前年と比較すると民間職員の増収が著しい。

第110表 勤労者世帯実収入の推移——全都市

(単位 円)

年 月	家収入 総 額	世 帯 主 収 入			妻の収入	その他の 世帯員の 収 入	事 業 お よ び 内職収入	その他の 実 収 入
		計	定 期	臨 時				
1951年平均	16,532	13,793	12,384	1,396	1,735		250	754
1952年平均	20,822	17,320	15,274	2,025	2,219		317	966
1953年平均	26,025	21,341	18,121	3,185	290	2,606	516	1,272
1954年平均	28,283	23,030	19,747	3,232	359	2,916	514	1,464
1955年平均	29,169	24,065	20,909	3,124	395	2,620	610	1,479
1956年平均	30,776	25,545	21,681	3,825	602	2,420	635	1,574
1957年平均	32,664	27,341	22,853	4,432	642	2,435	669	1,577
1958年平均	34,663	28,861	24,170	4,628	683	2,718	664	1,737
対 前 年 比 (%)	6.1	5.6	5.8	4.4	6.4	11.6	-0.7	10.1
1951年平均	100.0	83.4	74.9	8.4	10.5		1.5	4.6
1952年平均	100.0	83.2	73.4	9.7	10.6		1.5	4.7
1953年平均	100.0	82.0	69.6	12.3	1.1	10.0	2.0	4.9
1954年平均	100.0	81.4	69.8	11.4	1.3	10.3	1.8	5.2
1955年平均	100.0	82.5	71.7	10.7	1.4	9.0	2.1	5.1
1956年平均	100.0	83.0	70.5	12.4	2.0	7.9	2.1	5.1
1957年平均	100.0	83.7	70.0	13.6	2.0	7.5	2.0	4.8
1958年平均	100.0	83.3	69.7	13.4	2.0	7.8	1.9	5.0

〔備考〕 世帯主収入の計には定期・臨時収入のほか、副業収入を含む。
総理府統計局「家計調査」による。

第111表 勤労者世帯状況（実収入・実支出以外の収支内訳）

(1958年平均，前年対比—全都市)

世 帯 数	2,616 (1957年2,604)				
世 帯 人 員 数	4.46 (" 4.44)				
有 業 人 員 数	1.48 (" 1.45)				
収 入 総 額	円 50,060	6.3	支 出 総 額	円 50,060	6.3
実 収 入 総 額	34,663	6.1	実 支 出 総 額	30,638	5.8
実収入以外の収入	5,448	8.7	実支出以外の支出	8,968	9.1
貯金引出・保険取金	2,928	12.4	貯 金・保険掛金	5,525	11.0
借 入 金	501	5.7	借 金 返 済	800	18.3
掛 買	1,769	5.2	掛 買 払	2,182	6.7
そ の 他	250	0.4	そ の 他	461	-13.3
前月からの繰越	9,943	5.5	翌月への繰越	10,448	5.2
記入不備	6	—	記入不備	6	—

〔備考〕 総理府統計局「家計調査」による。

第112表 勤労者世帯実支出の推移——全都市

(単位 円)

年	平均 世帯 人員	実支出 総額	消 費 費 出														非消費支出			
			飲 食			食 費			住居 費	光熱 費	被服 費	そ の 他 の 諸 費				租税	社会 保障 その他			
			計	穀類	魚介	肉乳卵	野菜	加工食品 調味料等				その他	保健 衛生	交通 通信	教育 費			教養 文化	その他	
1951年平均	4.68	16,235	7,554	2,835	862	624	1,975	1,258	723	723	2,017	3,603	781	221	311	709	1,581	1,615	—	
1952年平均	4.77	19,992	8,767	3,302	934	752	2,096	1,683	948	933	2,691	4,822	951	323	431	971	2,146	1,831	—	
1953年平均	4.79	24,687	9,774	3,691	1,015	900	768	1,681	1,719	1,292	1,128	3,103	6,430	1,180	395	676	1,093	3,086	2,204	
1954年平均	4.80	26,428	10,501	3,916	1,060	1,003	834	1,851	1,837	1,345	1,160	2,891	7,170	1,274	789	1,224	3,454	2,456	905	
1955年平均	4.71	26,786	10,465	3,841	1,017	1,064	784	1,804	1,955	1,434	1,185	2,861	7,568	1,339	824	1,280	3,671	2,365	908	
1956年平均	4.47	27,543	10,399	3,595	991	1,214	769	1,780	2,050	1,748	1,174	3,050	7,860	1,357	772	1,274	3,961	2,365	947	
1957年平均	4.44	28,946	10,937	3,716	1,034	1,318	824	1,818	2,227	1,993	1,278	3,306	8,578	1,425	837	1,351	4,434	1,855	999	
1958年平均	4.46	30,638	11,444	3,739	1,064	1,443	811	1,888	2,499	2,489	1,286	3,353	9,227	1,477	865	1,731	4,552	1,807	1,032	
対前年比 (%)	—	5.8	4.6	0.6	2.9	9.5	-1.6	3.9	12.2	24.9	0.6	1.4	7.6	3.6	13.4	3.3	28.1	2.7	-2.6	3.3
1951年平均	—	100.0	51.7	19.4	5.9	4.3	13.5	8.6	5.0	4.9	13.8	24.6	5.3	1.5	2.1	4.9	10.8	10.0	—	
1952年平均	—	100.0	48.3	18.2	5.2	4.1	11.5	9.3	5.2	5.2	14.8	26.5	5.2	1.8	2.4	5.3	11.8	9.1	—	
1953年平均	—	100.0	45.0	17.0	4.7	4.1	3.5	8.0	5.9	5.2	14.3	29.6	5.5	1.8	3.1	5.0	14.2	8.9	3.1	
1954年平均	—	100.0	45.5	17.0	4.6	4.4	3.6	7.9	5.8	5.0	12.6	31.1	5.6	1.9	3.4	5.3	14.9	9.3	3.4	
1955年平均	—	100.0	44.5	16.3	4.3	4.5	3.3	8.4	6.1	5.0	12.2	32.2	5.7	1.9	3.5	5.5	15.6	8.8	3.4	
1956年平均	—	100.0	42.9	14.8	4.1	5.0	3.2	8.5	7.2	4.9	12.6	32.4	5.6	2.0	3.2	5.3	16.3	8.6	3.4	
1957年平均	—	100.0	42.0	14.2	4.0	5.1	3.2	8.5	7.6	4.9	12.7	32.9	5.5	2.0	3.2	5.2	17.0	6.4	3.5	
1958年平均	—	100.0	41.2	13.5	3.8	5.2	2.9	9.0	9.0	4.6	12.1	33.2	5.3	2.2	3.1	6.2	16.4	6.5	3.7	

〔備考〕 現金のみの数字である。消費支出各項目の比率は、消費支出総額を100とする。
総理府統計局「家計調査」による。

(二) 収入、支出構成 まず実収入についてみると(第110表)、一九五八年平均、世帯人員四・五人、有業人員一・五人で総額三万四六六三元、前年に比べて六・一%増加している。世帯人員、有業人員とも前年とほとんど変りはないが、臨時収入の増加率は四・四%(一九五六年二七%、一九五七年一六%)で、近年における大幅な増加傾向と比べてきわめて低く、これに対して世帯主や妻以外の世帯員収入、およびその他の実収入(財産収入など)の増加率が大きくなっている。実収入構成のうち世帯主収入は前年まで増加傾向を示してきたが、一九五八年は八三・三%で前年よりやや減少し、定期収入の比率は一九五六年以降減少、臨時収入は一九五七年を頂点にやや減少をみせている。また妻の収入、事業・内職収入の比率は停滞しているが、世帯主や妻以外の世帯員収入、およびその他の実収入の比率が再び増加している。次に実収入以外の収入は五四四八円で前年より八・七%の増加となっているが、これは貯金引出分や前月からの繰越などが増加したことによる(第111表)。

実支出の状態については(第112表)、総額三万六三八円、前年より五・八%の増加である。消費支出のうち飲食費は野菜を除いて各費目とも増加しているが、特に肉・乳・卵九・五%、その他の飲食費(外食費、飲料など)の増加が大きく、また住居費(設備修繕、家具什器など)二四・九%、交通通信費一三・四%、教養文化費二八・一%などがそれぞれ増加している。前述のような物価変動の状況と対比させてみても、これらの消費は実際相当に伸びたものとみられる。また各費目の構成比では、肉・乳・卵、外食費、飲料、住居費、教養文化費、社会保障その他の諸費などの実支出に占める比率が年々増加する傾向をみせ、飲食費全体、穀類、魚介、野菜、加工食品・調味料などは減少傾向を示している。

次にこうした収支状況を、収入階層別にみよう(第113表、五分位

階級別——対象世帯を収入の低いものから高いほうへ順に並べて五分等分し、下から五分の一の世帯グループをⅠ階級としてⅤ階級までの各階級内の収支の平均を示したものの)。Ⅰ階級とⅤ階級とは実収入総額で約五倍の開きがあるが、まず勤め先収入では上層ほど臨時収入の比率が大きく、Ⅰ階級では四%、Ⅴ階級では二一%で、Ⅴ階級の臨時収入額はⅠ階級の二六倍に達している。実支出総額ではⅤ階級はⅠ階級の約三・三倍であるが、このうち食料費では一・九倍、穀類以外の食料費二・二倍、家具什器費六倍、被服費四・四倍、諸雑費四・三倍となっている。またⅠ階級では消費支出総額に対して食料費が五一%を占め、このうち穀類が四〇%を占めるが、Ⅴ階級ではこれがそれぞれ三四%、二八%となっていて、これらの状態から各収入階層における消費の量・質とも較差がみられる。これを前年と比較すると、実収入総額ではⅣ階級六・八%をはじめそれぞれ増加したが、Ⅰ階級の増加率はやはり最も低い。勤め先収入のうちの臨時収入の増加率はⅠ階級とⅤ階級の両端で高く、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ階級では定期収入の増加率がかえって大きい。実支出総額でもⅣ階級の六・五%をはじめ各階級とも増加をみせたが、Ⅰ階級の増加率がやはり最も低く、また消費支出総額の増加率でも収入の低い階級ほど低くなっている。消費支出では、上層ほど穀類以外の食料費、住居費(家具什器費)などをはじめ、穀類を除いて各費目とも増加率が高い。低所得層ではその速度がより遅い上に、物価騰貴により支出額の増加も実質的な消費の増加となりにくい。こうして低所得層では実質的な生活改善はほとんど困難であるとともに、上下階級の較差がますます増大することが示されている。

資料 以上のほか、家計や生活実態調査には次のようなものがある(一九五八年中に調査され、あるいは発表されたおもな資料)。

(一) 家計調査(毎年定期的に継続してなされているもの)

第113表 勤労者世帯5分位階級別収支状況(1958年平均)(全都市)

		I	II	III	IV	V
実 数 (円)	実収入総額	13,207	23,089	30,351	39,755	66,939
	勤め先収入	11,907	21,513	28,404	37,253	62,259
	定期	10,406	18,392	23,148	28,274	40,644
	臨時	500	1,586	3,094	5,122	12,845
	家支出総額	16,040	21,966	27,462	34,362	53,379
	消費支出総額	15,572	20,870	25,607	31,348	45,611
	食料費	8,006	9,816	11,155	12,721	15,523
	穀類	3,130	3,473	3,678	3,995	4,417
	その他	4,876	6,343	7,477	8,726	11,106
	住居費	1,252	1,729	2,246	2,829	4,393
	(家具什器)	355	577	952	1,311	2,213
	光熱費	822	1,038	1,217	1,435	1,916
	被服費	1,420	2,236	3,001	3,871	6,238
	雑費	4,072	6,051	7,988	10,492	17,541
	勤労所得税	23	133	460	1,082	4,225
	貯金	741	1,674	2,915	4,537	11,355
対 前 年 比 (%)	実収入総額	5.3	6.1	6.7	6.8	5.7
	勤め先収入	5.1	6.5	6.7	6.9	5.4
	定期	4.4	6.3	7.2	6.6	4.5
	臨時	6.2	-2.0	4.3	4.9	5.1
	実支出総額	4.6	5.6	6.1	6.5	5.8
	消費支出総額	4.8	5.8	6.1	6.9	7.5
	食料費	2.9	4.2	4.6	5.9	4.9
	穀類	1.3	1.0	0.0	1.3	-0.3
	その他	3.9	6.0	7.0	8.1	7.1
	住居費	17.1	17.7	19.7	27.8	31.7
	(家具什器)	22.8	31.4	35.4	42.2	27.0
	光熱費	-0.7	-0.7	-0.2	2.9	0.7
	被服費	1.9	1.6	1.9	-0.6	2.3
	雑費	7.6	8.3	7.7	7.1	7.6
	勤労所得税	-25.8	-8.3	9.8	-0.2	-7.0
	貯金	11.8	2.3	12.9	10.8	10.0
実収入—実支出 1958年		-1.7	15.3	12.2	8.7	5.4
1957年		-6.5	-1.2	5.9	9.9	18.6

〔備考〕 総理府統計局「家計調査」による。

(1) 東京都庁「東京都標準世帯家計調査」 一九四八年四月以降、調査対象などに多少変更があったが、継続して実施。標準勤労世帯とは次の条件を満たすものをいう——世帯主が二八〜四〇歳の男子、世帯員は四人または五人、世帯主が妻および二〜三人の子と居住し、主として世帯主の勤労収入で生活を営むもの。一九五八年度の調査世帯は約五〇〇(都区市内三〇〇、八王子市と立川市各一〇〇)。職種では、作業労務者が四八%、事務労務者が五二%で後者の比重が高い。

(2) 日本石炭鉱業経営者協議会「炭鉱労働者生計調査」 一九四七年七月以来実施。九川、北海道、常磐、山口の炭鉱地帯において坑内労務者四五炭鉱、約一五〇世帯、坑内労務者四七炭鉱、約三八〇世帯を対象。調査世帯は本人を含む三〜五人世帯。

(3) 日本国有鉄道「日本国有鉄道職員生計費調査」 一九四〇年から実施され、一九四四年までで中断、戦後一九四七年より復活。調査対象は国鉄職員(男子) 世帯一七五〇および独身一五〇、副業世帯一〇〇。主として国鉄収入により生計を維持し、永年使用人、同居人および病弱者など特に出費を要するものがない世帯。三人世帯で二六〜三五歳、基本給一万〇二〇〇円〜一万五七〇〇円など、独身者から五人世帯まで、世帯人員、年齢、基本給のそれぞれにおける標準世帯を選出(対象者は一九五七年の実績)。

(4) 郵政省「郵政省職員生計調査」 一九三八年九月から実施され、一九四五〜四七年中断、戦後一九四八年より復活。調査対象は、郵便局、地方簡易保険局に勤める公労法適用職員(男子) 世帯約一千。次の条件の該当者から抽出——主として職員の本収入で生活している。耕地経営は一反未満。なるべく借家、借間居住者。また病弱者など特に出費を要するものがない世帯。

(5) 日本私鉄労働組合総連合会「私鉄労働者生活費調査」 一九四八

年十一月より実施。帝都高速度交通営団、名古屋鉄道、京阪神急行の三社組合員約三〇世帯。

(二) 労働者生活実態調査等

(1) 日本鉄鋼産業労働組合連合会「賃金世論調査——その二、わたしたちの賃金と生活」 一九五八年十一月、傘下各企業の組合員を対象に現在の賃金と家計、持物、住居の状態調査。一万一一三一名の結果を集計。

(2) 日本私鉄労働組合総連合会「私鉄労働者(運転士)生活実態調査報告」 一九五八年末、家計、食生活、被服・生活用品の所持、住宅などの状態について、全国三八組合、五三二世帯の結果を集計。

(3) 全林野労働組合「国有林労働者の生活白書」 一九五八年二月、全国の組合員四五五五名(全組合員の六〇%)について、家計、食生活、煙草と酒、被服、生活用品、住居、子供の教育などの状態を集計。

(4) 国鉄労働組合「国鉄労働者の生活白書——第二次生活実態調査報告」 一九五七年九月の第一回調査(本年鑑第30集で紹介)に次いで、一九五八年実施された。調査対象者は旭川、秋田、東京、名古屋、米子、鹿児島各地方本部で選定された四三八五人。家計、食生活、布団・衣類や生活用品所持状況、住宅、子弟の教育などについて調査。

(5) 全国繊維産業労働組合同盟「生活実態調査」 一九五八年七月、羊毛、化繊、綿紡など一一工場一万五一四人の約一〇%、一五〇〇名を対象に、賃金、支出状況、預・貯金、家庭への送金、月賦の利用状況などを調査。

(三) 日雇労働者

労働省職業安定局「日雇労働者生活実態調査」 総理府失業対策審

議会の一九五〇年、五一年における「日雇労働者の稼動及び収入実態調査」を引き継いで一九五二年以降実施。年一回定期。一九五八年は一月全国の職業安定所から約四千人を抽出、生計費調査。東京都でもこれに応じた調査報告を毎年発表している（「東京都日雇労働者生活実態調査結果報告書」）。また全日本労働組合京都支部、同志社大学社会学教室等「日雇労働者の実態」は京都の日雇労働者一九八名（男子一二一、女子七七）を対象に、日雇になった経緯、労働と家計、住居、疾病などの窮乏状態を調査。

(四) その他の主な資料としては、内閣総理大臣官房審議室「国民生活に関する世論調査」——一九五八年二月、満二〇歳以上の男女約一六〇〇人について、現在生活状態に対する判断や生活上の不安・不満などの意見を集計。東京都内職公共職業補導所「内職の総合的考察」——一九五九年三月発表、内職発注事業所の実態、内職の種類、工賃、収入、内職従事者の実態などについて、東京や大阪など各地の内職公共職業補導所の調査資料により分析。理論生計費では全倉運の全物量式、三人世帯（三一歳）一カ月当り七万〇五二五円、五人世帯（四〇歳）一〇万五〇三九円（一九五八年四月作成）など。また地方的な調査として、尼崎市社会保障審議会「尼崎市民の生活実態調査報告書」一九五七年七月、が発表されている。

第二節 栄養

国民栄養調査 厚生省の国民栄養調査によれば、全国消費者世帯の栄養摂取状況は第114表のようである。

(注) 厚生省の国民栄養調査の調査区分はたびたび変更され、一九五七年度から「厚生行政基礎調査」の区分に依拠して、生産者世帯（耕地三反以上）、消費者世帯（耕地をまったく有しない）

——最多収入者により事業経営者（経営上の資産五万円以上または雇用者一人以上の企業）、常用労働者（会社の幹部、役員など）もこれに含まれる）、日雇および家内労働者、その他、の四世帯——、およびその他の世帯にそれぞれ区分している。これによって従来の六大都市あるいは市部・郡部の区分は廃止されたため、本年鑑で昨年まで掲げてきた六大都市、あるいは市部の栄養摂取量の動きは打ち切られることとなった。なおこの調査でも全国平均の数値は一九四九年以降継続して掲げている。

栄養摂取量を消費世帯種類別にみると（第114表）、常用勤労者世帯の摂取量が全般に最も多いが、この世帯には、役員層をはじめ、すべての賃金生活世帯が含まれている。事業経営者世帯がこれに次ぎ、日雇・家内労働世帯が最も低い。特に熱量、蛋白質、脂肪などの摂取量にその開きが大きく、熱量の食品別摂取状況でも肉・卵・乳類や果実・野菜からの摂取率にその差が大きく現われ、低所得層ほど食物内容が貧弱で澱粉性食品に対する依存度の高いことが指摘されている。一九五八年の摂取量を前年と比べると、常用労働者、事業経営者世帯ではそれぞれ増加しているが、日雇・家内労働者世帯では熱量、蛋白質などの摂取量は前年より減少している。また一九五八年の摂取量を基準栄養量と比べると、常用勤労者世帯においても熱量や脂肪、含水炭素などはこの基準に達せず、日雇・家内労働者世帯にあつては熱量、動物性蛋白質、脂肪などいずれも基準量の三分の二程度にとどまっている。

なお栄養欠陥による身体症候発現状況については、一九五八年五月、貧血、口角炎、腱反射消失、腓腸筋圧痛、毛孔性角化症、浮腫などの有症者が、消費者世帯平均で二二%、事業経営世帯二三%、常用勤労者世帯二一%、日雇・家内労働世帯二六%となっている。

第114表 摂取栄養量（消費世帯種類別）

（1人1日当り）

区分	消費者世帯平均		事業経営者世帯		常用勤労者世帯		日雇および家内労働者世帯		その他の消費者世帯		基準
	1957年5月	1958年5月	1957年5月	1958年5月	1957年5月	1958年5月	1957年5月	1958年5月	1957年5月	1958年5月	
熱量 (Cal)	2,033.7	2,041.8	2,006.6	2,049.2	2,052.0	2,054.8	2,018.7	1,965.6	2,008.1	2,008.7	2,180
蛋白質 (g)	69.7	70.9	69.1	71.1	70.6	72.0	66.8	64.8	68.9	70.3	—
動物性	25.0	26.5	25.0	26.5	25.8	27.8	21.3	20.5	23.8	23.9	22以上
植物性	44.7	44.5	44.1	44.6	44.8	44.2	45.5	44.3	45.1	46.3	51
脂 肪 (g)	23.8	25.1	23.3	24.6	25.4	26.7	18.2	19.0	21.5	23.0	30
含水炭素 (g)	385.2	383.2	380.2	386.1	385.6	381.9	397.6	384.0	382.7	380.2	405
カルシウム (mg)	393	383	386	389	402	378	353	376	394	414	100
無機質 磷 (mg)	1,309	1,340	1,278	1,318	1,321	136.1	1,315	1,291	1,315	1,319	—
鉄 (mg)	15	14	15	14	15	14	13	14	15	14	10
A (I. U.)	1,549	1,615	1,460	1,514	1,601	1,644	1,379	1,587	1,730	1,874	3,700
B ₁ (mg)	1.03	1.05	1.01	1.05	1.04	1.06	1.05	0.98	1.02	1.02	1.2
B ₂ (mg)	0.74	0.77	0.74	0.77	0.75	0.78	0.69	0.71	0.75	0.76	1.2
ビタミンC (mg)	68	69	65	69	71	70	57	63	66	74	60

【備考】 1) 基準栄養量は総理府資源調査会1953年決定によるもの。
2) 厚生省「国民栄養の現状」による。

収入階層別食品摂取状況 労働科学研究所「主食消費の階層別分析（第三年度）」によると第115・116・117表のようであり、収入階層別により食品摂取の質的・量的較差の大きいことが示されている。この調査は総理府統計局「家計調査」の東京都勤労者世帯および東京都被保護世帯生計実態調査の資料にもとづいて、一九五六年一月〜一九五七年一月および一九五八年二月の状態の階層別分析を行ったものである。穀類費の消費単位当りの状態は（調査期間中一二

月、七月を除く一〇ヵ月平均）、米類は低所得層、高所得層ともほとんど変化がないが、麦類は低所得層は多く、パン類、外食、穀類以外の飲食物費は高所得層は多い。また穀類の消費数量では、内地米、外米、押麦、干麺、うどん、そば、コッペパンなどが低所得層に多く、外食飯、食パンなどが高所得層は多いことが指摘されている。また動物性食品費は穀類に比べて収入階層差がはるかに大きいのが特徴であり、そのうち特に肉・乳・卵の支出額の差が目

第115表 消費単位当り穀類費の内訳 (1957年平均, 比率)

消費単位当り生活費	穀 類 費					外 食	穀類以外 の飲食物
	米 類	麦 類	パン類	その他	計		
Ⅲ(3,000円台)	100	100	100	100	100	100	100
Ⅳ(4,000円〃)	109	119	122	94	109	105	122
Ⅴ(5,000円〃)	118	91	138	92	117	116	137
Ⅵ(6,000円〃)	116	88	155	97	117	204	161
Ⅶ(7,000円〃)	111	63	153	89	112	238	177
Ⅷ(8,000円〃)	114	72	168	81	115	304	195
Ⅸ(9,000円〃)	105	60	158	84	107	355	207
X(10,000～11,999円)	105	54	170	89	108	395	232
XI(12,000～13,999円)	104	37	185	85	108	475	258
XII(14,000～15,999円)	103	35	183	90	107	543	288
XIII(16,000以上)	102	25	183	91	106	733	303

〔備考〕 労働科学研究所「主食消費の階層別分析 (第3年度)」による。

第117表 動物性食品の消費量
(1957年平均, 比率)

	卵	肉 類	魚介類	合 計
Ⅲ	100	100	100	100
Ⅳ	119	139	104	113
Ⅴ	132	142	110	119
Ⅵ	159	172	113	129
Ⅶ	182	192	119	139
Ⅷ	206	216	121	149
Ⅸ	226	230	117	150
X	246	252	127	162
XI	257	290	127	168
XII	323	307	125	178
XIII	283	312	134	180

〔備考〕 労働科学研究所「主食消費の階層別分析 (第3年度)」による。

第116表 消費単位当り動物性食品費
(1957年平均, 比率)

	生鮮魚介	塩干魚介	肉乳卵	合 計
Ⅲ	100	100	100	100
Ⅳ	106	130	133	122
Ⅴ	114	128	151	134
Ⅵ	125	149	200	164
Ⅶ	143	151	240	191
Ⅷ	146	162	268	207
Ⅸ	155	159	320	234
X	165	173	362	261
XI	176	198	482	326
XII	186	188	518	347
XIII	211	190	499	346

〔備考〕 労働科学研究所「主食消費の階層別分析 (第3年度)」による。

だ
っ
て
い
る。
魚
介
類
で
は
生
鮮
魚
介
に
そ
の
差
が
大
き
い。
こ
れ
ら
の
消
費

量でみても肉類、卵の階層別較差がやはり大きいが、魚介類も生鮮魚介などのように収入階層によってその質の差が大きく、肉・乳類では豚・牛・鶏肉、牛乳、バター、チーズなどが高所得層に多く、消費量の上下較差が大きく、鯨肉などは低所得層に多いことなど、その質的較差の状態が指摘されている。

第三節 住 宅

住宅建設状況 戦後の住宅建設の動きは第118表のとおりである。

一九五一年～五四年ごろ停滞した建設戸数も、一九五五年頃から年増加傾向をみせており、一九五八年度においては総数五〇万三千戸となっている。ただし、これには増築分も含まれているので、新築戸数では総数四五万三千戸、このうち民間自力建設二八万四千戸が最も多く、全体の六三%を占める。また政府計画住宅では公営住宅四万七千戸（第一種二万戸、第二種二万七千戸）、公庫住宅六万七千戸、公団住宅三万戸、厚生年金住宅等二万五千戸となっている。民間自力建設戸数は前年度より二万三千戸の増加で、近年は毎年増加をみせている。一方、政府計画住宅では公庫住宅の比重が最も大きく、建設戸数は年々増加し、一九五八年度は前年度より三千戸増加しているが、家賃が比較的安く、低所得層の入居資格のある公営住宅は一九五六年度以来四万七千戸で増加せず、かえって一九五五年当時より約五千戸も減少している。またこれに次ぐ公団住宅も一九五八年度は前年より五千戸の減少となっている。

これを持家、貸家、給与住宅など利用関係別の住宅新設状況についてみると（住宅着工統計——建築基準法による新設届出戸数で床面積が一〇平方メートルを越えるもの、建設省「建築統計年報」、持家は一九五八年（一月～十二月）一八万九千戸、一九五四年当時

の一六万戸から年々増加を続けてきたが、今年は前年に比べて約三千戸減少し、停滞している。この着工住宅全体に占める比率は一九五八年度において五六%、一九五〇年当時の八三%などから年々減少している。貸家は一九五八年一万戸、全体の三三%を占める。前年より約二万戸増加し、一九五〇年当時の二万戸から急速に増加している。給与住宅は一九五八年において二万戸であるが、一九五六年ごろから停滞状態にある（これについては「企業における住居施設の運営事情と実態」——『労政時報』第一五〇二号、などを参照）。また、住宅の広さは、持家が二戸当り平均約一八畳（市部、以下同じ）、貸家約一〇畳、給与住宅約一六畳となっている。

家賃 建設省住宅局「地代家賃実態調査結果報告書」一九五七年一〇月によってみると、一九五七年一〇月一日現在の六大都市における実際家賃は、総数で坪当り三五二円、借家三八二円（普通建専用住宅二〇五円、アパート専用住宅八四九円）、給与住宅五〇円、借間（直賃）五三九円となっている。東京都は総数四六六円、右の六大都市平均よりどれも高い。また入居時期別でみると、一九五七年の入居家賃は、六大都市平均で坪当り七三三円、東京八四九円で、入居時期が新しいものほど家賃が急速に高くなり、一九五七年入居家賃は一九四六年当時の五・三倍、一九五一年当時の三・一倍となっている。

住宅不足状況 住宅不足数は、住宅供給や新規需要増を見込んで一九五五年八月一日現在二七〇万八千戸（住宅事情調査）、一九五七年四月一日現在二三三万戸と推定されたが、一九五九年四月一日現在では一八〇万戸と推定されている。この不足数は、狭小過密、同居、老朽、非住宅居住（会社の宿直室、倉庫など）といった極端な住宅難世帯を推計したものもある。これを収入階層別にみると（第119表）、一万二千元～三万二千円の世帯に集中しており、また

第118表 戦後の住宅建設戸数 (単位 1,000戸)

種類	年度														計
	1945年	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	
政府計画住宅	公宅	81	49	42	43	27	32	27	33	58	53	52	47	47	638
	公庫住宅	—	—	—	—	—	62	49	55	56	42	54	73	83	566
	公営住宅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	23	35	108
	公庫住宅等計	24	106	73	44	24	26	21	23	22	17	26	23	25	479
	厚生年金住宅等計	105	155	115	87	51	120	97	111	136	112	152	166	190	1,791
民間住宅	民間住宅計	131	304	511	654	319	217	149	179	183	183	250	280	283	3,952
	民間住宅等計	236	459	626	741	370	337	246	290	319	295	402	446	473	5,743

【備考】 1) 本表は、住宅事情の緩和に役だつと考えられる増築を含み、その戸数は、公庫住宅では、1955年度から1958年度までの各年度それぞれ9千戸、19千戸、19千戸、25千戸であり、民間自力建設住宅では、1952年度から1958年度までの各年度それぞれ、17千戸、17千戸、17千戸、22千戸、16千戸、22千戸、25千戸である。

2) 「厚生年金住宅」の中には、入植者住宅、国家公務員宿舎、僻地教員宿舎、特別会計政府機関宿舎、国鉄、電電等宿舎などを含む。

3) 建設省「国土建設の現況」昭和34年版による。

二万四千円未満で全体の五五％を占める。政府では住宅建設五カ年計画を一九五七年度より実施し、民間自力建設のほか政府計画住宅として一九五七年度、五八年度それぞれ一九万九千戸、一九五九年度は二万一千戸の建設計画を立てている(第118表参照)。ただしこのなかには公庫住宅における増築分、一九五七年度一万九千戸、一九五八年度二万五千戸、一九五九年度三万戸がそれぞれ含まれている。勤労者の住宅対策の基本ともいうべき公営住宅(第一種一月収三万二千円以下の世帯を対象、家賃は耐火構造で東京約三九〇〇円、第二種一月収一万六千円以下、家賃は同右約二四〇〇円)については、公営住宅建設三カ年計画により第一種六万七千戸、第二種九万戸、計一五万七千戸の建設が計画され、第一年度の一九五八年

度はその三分の一の四万七千戸の建設が予定された。しかし、この公営住宅は政府計画住宅全体の二四％にすぎず、需要に対して建設戸数はきわめて少ない。またその規模が狭い(一戸当り九〜一四坪、平均一二坪)ことをはじめ、住宅の質の低さにも問題が多い。

住居の実態 国鉄労働組合の実態調査(前掲)によれば次のようである。住宅の種類では自宅居住者が最も多くて五五％、次いで借家居住者一五％、公舎居住者一二％、間借居住者八％など。一人当り畳数は三人世帯が三畳以下三五％、三畳以上五六％、四人世帯四七％、四七％、五人世帯四八％、四三％、六人世帯四八％、四四％、七人世帯五二％、四〇％、八人以上世帯五五％、三七％。次に私鉄労働組合総連合会の実態調査(前掲)では、全体で自宅が四八％、

第 119 表 収入階層別住宅難世帯分布状況
(1958年 4 月 1 日現在)

収入階層	分 布	累 積
円	%	%
～ 4,000	3.7	3.7
4,000～ 8,000	5.2	8.9
8,000～12,000	7.8	16.7
12,000～16,000	11.9	28.6
16,000～20,000	12.2	40.8
20,000～24,000	13.7	54.5
24,000～28,000	12.6	67.1
28,000～32,000	10.5	77.6
32,000～36,000	6.0	83.6
36,000～40,000	5.1	88.7
40,000～44,000	4.2	92.9
44,000～48,000	2.6	95.5
48,000～52,000	1.6	97.1
52,000～	2.9	100.0
平均収入	25,054円	

借家三六％、借間六％などであり、一人当り畳数では三畳の一九％、二畳の一六％などが多く、特に借家・借間居住者から、家賃が高くしかも六五％のものが自分の家を持つ見込みがないといった住宅困窮状態が訴えられている。

第四節 持ち物

東京都庁「東京都標準世帯手持耐久財調査」によると第120表のようである。この調査は、「東京都標準世帯家計調査」(前掲)の世帯を対象とする特別調査であるが、各世帯とも総じて一つ以上所有しているのは食卓、掛または置時計、アイロン、ラジオなどで、それに次いで所有の多いのは、和箆筒、食器戸棚、鏡台、ミシンなどとなっている。また寝具類では、世帯員一人一枚当り揃っているのは掛布団(冬)、敷布団、敷布および座布団などで、毛布、蚊帳など

〔備考〕 1955年 8 月 1 日の住宅事情調査の収入階層別住宅難世帯数を1958年 4 月の F.I.E.S. により補正したものである。大塩洋一郎「低額所得者に対する住宅供給について」『建設月報』1958年10～11月号。

はかろうじて充足されている程度である。経済企画庁の「消費者動向予測調査」によると、一九五八年二月現在の電気器具所持状況は、扇風機が全世帯(都市)の二二・六％(一九五八年九月二七・六)、ラジオ八九・一％(九一・七)、電蓄一八％七(一八・二)、テレビ一〇・四(一五・九)、電気ストーブ五・七％(五・九)、電機洗濯機二四・六％(二九・三)、電機釜九％(一五・六)、電気冷蔵庫三・二％(五・五)となっているが、これらの家財は、ラジオなどを除いて一般世帯ではほとんど所有せず、三万円未満世帯においては、寝具類をはじめ生活必需品がまだ相当不足しているのが実情である。なお国鉄労働組合の生活実態調査(前掲)によると、

その所有状況は次のようになっている(東京居住者)。ラジオ八五・九％、テレビ七・一％、ミシン五九・五％、電気洗濯機一五・一％、冷蔵庫七・七％、自転車八二・八％、カメラ三二・〇％。

第五章 婦人・年少労働者の状態

第一節 婦人労働者の状態

概況 (一)企業規模別婦人労働者数 労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査」によると(第121表)、常用婦人労働者数は一九五八年一二月末現在で、従業員五〇〇人以上の企業約五万四千人、一〇〇～四九九人企業七万三千六千人、三〇～九九九人企業七万四千八

第120表 職種別・実収入階級別手持耐久財（東京都，1世帯平均）

（1958年2月1日現在）

実収入階級別		事務 務者	作業 業者	18,000 \	21,000 \	26,000 \	30,000 \	34,000 \	38,000 \	42,000 \	50,000 以上
		21,999	25,999	29,999	33,999	37,999	41,999	45,999			
集計世帯数		171	124	13	35	53	53	51	34	22	14
世帯人員		4.27	4.32	4.23	4.43	4.23	4.34	4.25	4.29	4.36	4.36
世帯主年齢		36.9	36.1	35.7	35.5	36.0	37.0	3.65	37.7	36.5	38.2
住居 用家具 類	和洋整理	1.03	0.89	1.00	0.83	1.06	0.83	0.78	0.94	1.09	1.79
	だんす	0.72	0.60	0.31	0.51	0.60	0.66	0.84	0.56	0.82	0.86
	だんす	0.87	0.75	0.54	0.71	0.70	0.87	0.94	0.85	1.05	0.86
	茶だんす	0.53	0.55	0.46	0.60	0.55	0.55	0.49	0.50	0.77	0.50
	食器戸	0.92	0.85	0.92	0.86	0.94	0.75	0.94	1.00	0.95	0.71
	卓	1.25	1.02	1.15	1.26	1.02	1.02	1.22	1.24	1.32	1.07
	鏡台	0.83	0.85	1.00	0.80	0.87	0.81	0.84	1.74	0.95	0.93
	掛・置時計	1.50	1.32	1.15	1.34	1.28	1.42	1.47	1.47	1.68	1.14
	扇風機	0.18	0.18	—	0.11	0.21	0.19	0.18	0.21	0.23	0.14
台所用家具類	電気	0.04	—	—	—	0.02	—	0.02	0.03	0.05	0.07
	冷蔵庫	0.01	0.01	—	—	—	—	—	—	—	0.07
	ミキサー	0.31	0.17	0.23	0.14	0.19	0.26	0.16	0.29	0.45	0.64
	トースター	0.14	0.09	—	0.06	0.04	0.09	0.12	0.12	0.14	0.57
	パーコレーター	0.46	0.21	0.08	0.17	0.30	0.40	0.33	0.41	0.59	0.57
	電気釜	0.14	0.03	—	0.06	0.09	0.08	0.08	0.09	0.14	0.21
	電気ジャ	0.09	0.07	—	—	0.04	0.06	0.14	0.12	0.18	0.21
裁縫 および 洗濯 器具類	電気	0.15	0.06	—	0.06	0.08	0.08	0.18	0.06	0.18	0.29
	ミシン	0.04	0.02	—	—	—	0.02	0.08	0.06	0.05	—
	電動機	0.85	0.78	0.69	0.77	0.83	0.81	0.84	0.76	0.91	0.93
	毛糸編機	0.51	0.25	0.23	0.26	0.36	0.40	0.49	0.44	0.64	0.43
	電気洗濯機	0.53	0.26	0.15	0.17	0.23	0.36	0.47	0.62	0.86	0.79
娛 楽 用 品 類	アイロン(電気)	1.10	1.03	0.85	1.06	1.11	1.06	1.02	1.18	1.14	1.18
	ラジオ	1.07	1.00	1.00	1.00	1.11	1.08	0.94	1.09	1.00	1.00
	携帯ラジオ	0.13	0.05	0.15	0.09	0.08	0.04	0.06	0.15	0.18	0.14
	電蓄機	0.26	0.19	0.15	0.09	0.17	0.25	0.31	0.32	0.23	0.43
	テレビ受像機	0.22	0.15	0.08	0.06	0.11	0.11	0.25	0.26	0.32	0.50
寝 具 類	カメラ	0.77	0.53	0.23	0.43	0.57	0.53	0.86	0.79	0.91	1.14
	掛ふとん	6.57	5.88	6.08	4.89	6.09	6.51	6.43	7.03	6.86	7.07
	敷ふとん	2.26	1.49	1.69	1.51	1.57	1.94	1.90	2.53	2.77	2.29
	敷ふとん	5.86	4.88	4.31	4.51	5.19	5.38	5.69	5.71	6.64	6.86
	かい	1.31	1.01	0.78	1.20	1.09	0.96	1.20	1.26	2.09	1.36
	毛敷	4.58	4.10	3.23	3.29	4.17	4.96	4.61	4.50	4.86	5.14
	敷寝台	5.44	4.62	4.15	3.83	4.85	5.15	5.33	5.53	6.09	6.57
	寝か	0.07	0.05	0.15	0.03	—	0.09	0.16	—	0.05	—
	座ふとん	1.48	1.37	1.31	1.20	1.32	1.36	1.43	1.74	1.77	1.29
座ふとん		8.92	7.30	5.85	6.91	7.77	8.77	7.96	8.88	11.50	8.07

〔備考〕 東京都庁「東京都標準世帯手持耐久財調査」による。

職種別平均実収入は事務労務者世帯34,935円，作業労務者世帯30,758円（1958年2月）。

第三編 労働条件と労働者の生活

第121表 女子常用労働者産業別・規模別推計数

(1958年12月末現在・全国 単位 1,000人)

規 模 別		産 業 別			
		500人以上	100～499	30～99	5～29
総	数	554 (520)	736 (627)	744 (494)	1,107 (1,019)
鉱	業	19	11	6	7
製	造	411 (375)	483 (451)	464 (494)	548 (532)
食	料	14	50	46	78
煙	草	11	3	—	—
織	維	176	183	142	194
衣 服・そ の 他	織 維 品	2	22	43	45
木 材・木	製 品	1	5	21	45
家 具・装 備	品	(1)	3	7	9
パ ル プ・紙・紙 加 工	品	9	13	18	19
出 版・印	刷	7	8	19	19
化	学	37	31	17	14
石 油・石 炭	製 品	1	2	3	1
ゴ ム	製 品	24	17	6	7
皮 革・皮 革	製 品	(3)	2	2	5
窯 業・土 石	製 品	10	22	28	17
鉄	鋼	11	5	5	5
非 鉄 金 属	属 品	7	5	4	2
金 属	製 品	2	16	21	22
機	械	11	19	15	13
電 気 機 械 器 具	具	54	33	23	9
輸 送 用 機 械 器 具	具	17	10	8	5
精 密 機 械	械	12	8	10	4
そ の 他		5	26	29	37
卸・小 売	業	45	70	109	399
金 融・保 險	業	27	35	72	90
不 動 産	業	(4)	2	2	3
運輸通信その他の公益事業		34	98	70	36
電 気・ガ ス・水 道		3	3	3	1
建 設		13	18	18	24

〔備考〕 1,000人単位で4捨5入。()はそれに満たないため100位未満で4捨5入したもの。ただし総数と製造業の()は1957年12月の数字。労働者種類別には生産労働者と管理・事務および技術労働者別に調査されているが、ここではその総数のみ掲げる。労働省「毎月勤労統計調査」による。

五〇二九人企業一〇万七千人となっている。三〇人未満企業における労働者数が最も多く、ここで調査されていない五人未満企業の労働者の存在をも考慮すれば、小規模・零細企業における婦人労働者の比重はきわめて大きいものといえる。婦人労働者の多い産業は製造業においては繊維を最高に食料品、衣服・その他繊維品、木材・木製品、化学、ゴム製品、窯業・土石製品、電気機械器具など、それに卸・小売業、金融・保険業、運輸通信その他の公益事業などで、また小企業における婦人労働者数やその比重の大きい産業は、製造業における繊維、食料品、衣服・その他繊維製品、木材・木製品、出版・印刷、金属製品、および卸・小売業、金融・保険業などとなっている。

(注) 「毎月勤労統計調査」における「常用労働者」とは次のものを指す。(一)期間をきめず、または一ヵ月を越える期間毎に雇用されるもの、(二)月々または一ヵ月以内の期間を限って雇用されていたもののうち、本月と前月にそれぞれ一八日以上雇用されたか、また過去六ヵ月間に通算して六〇日以上雇用されたもの、などで、これ以外のものは「臨時および日雇労働者」に分類される。

(一)賃金・労働時間(一九五八年一〇月、全国平均、第122表) 賃金は五〇〇人以上企業が平均一七〇七〇円、一〇〇〜四九九人企業九二〇〇円、三〇〜九九人企業八四〇〇円、五〜二九人企業七一〇〇円で、小企業ほど低く、五〇〇人以上企業と三〇人未満企業とは平均三六〇〇円の差がみられる。小企業における婦人労働者数やその比重の大きい産業について、三〇人未満企業の平均賃金をみると、食料品、衣服・その他繊維品、木材・木製品などは五千円台、繊維、出版・印刷六千円台、金属製品、卸・小売業七千円台、金融・保険業九千円台、運輸通信その他の公益事業一万一千円台、などと

なっている。製造業における食料品、パルプ・紙・紙加工品、化学、窯業・土石製品、および鉱業、卸・小売業、金融保険業などは、賃金の規模別較差が大きく、三〇人未満企業においては五〇〇人以上企業の約二分の一にすぎない。また昨年(一〇月)に比べて賃金は総じて上昇しているが、衣服・その他繊維品、パルプ・紙・紙加工品、出版・印刷、化学、ゴム製品、および卸・小売業、運輸通信その他の公益事業の三〇人未満企業においては、かえって減少している。

労働時間は、こうした賃金の状態とは反対に、小企業ほど長く、三〇人未満企業は五〇〇人以上企業に比べて、一ヵ月平均三七時間長くなっている。食料品、繊維衣服・その他繊維品、パルプ・紙・紙加工品、出版・印刷、金属製品、機械、精密機械、および卸・小売業などは、労働時間の規模別の開きが大きく、また産業のうちでは長時間労働のものである。

労働状態 これを労働省婦人少年局「パン菓子製造業の女子労働者」によってみよう。これは一九五七年六月、全国で約一〇万に達する女子労働者(一九五五年国勢調査)のうち、従業員一〇人以上企業四五九、女子労働者三八〇五人(この外男子労働者五〇二八人)を抽出し、雇用・労働条件、保健・職場施設、日常生活、組合活動などを調査したものである。

(一)雇用状況等 女子労働者の職種は製造が六二%、事務一一・四%、販売二一・四%、その他五・二%、常用労働者がほとんどで九三%を占め、これは規模別の相違はない。また住込みのものは少なくほとんどが通勤者である。女子労働者の平均年齢は一般に低く(男子も共通)平均二四・三歳、このうち二〇〜二四歳が三八%で最も多く、二〇歳以下が三二%を占めている。勤続年数も男女とも一般に低く、女子労働者の平均は二・五年、このうち六ヵ月未満が二四

第122表 女子常用労働者産業別・規模別賃金および労働時間（1958年10月・全国）

規 模 別 産 業 別	現 金 給 与 総 額 (単位 100円)					総実労働時間 (月間・時)					
	計				生 産 勞 働 者						
	500人 以 上	499～ 100人	99～ 30人	29～5人		500人 以 上	100～ 499人	30～99人	500人 以 上	100～ 499人	30～99人
総 数	107	92	84	71	—	—	—	183	190	198	220
業 業 品 維 品											

【備考】 第121表のうち、女子労働者の多い産業について。労働省「毎月勤労統計調査」による。
29～5人規模は生産労働者種類別に調査されていない。

%で最も多く、一年未満全体では三五%、一～二年未満一五%、二～四年未満一二%、五～一〇年未満一七%などとなっている。またこの産業の女子労働者は異動の激しいことも特徴で、調査時期以前一カ年間の入職率が六一%、離職率が四七・六%となっている(男子は入職率四〇・三%、離職率三六・七%)。これはやはり小企業ほど高い。

(二)労働条件 就業規則を持つ事業場は全体の約七〇%であるが、三〇人未満企業においてはほとんどない。労働時間は一人一日平均九時間四六分(一九五七年六月)、このうち八～九時間未満一八%、九～一〇時間未満が最も多くて三七%、一〇～一一時間未満一七%更に一二時間以上が一三%となっている。小企業ほど労働時間が長く、三〇人未満企業では九～一〇時間未満二九%、一〇～一一時間未満一七%、一二時間以上一六%となっている。また四〇%の事業場で交替勤務や時差出勤を実施している。休憩時間は昼食時が平均四九分であるが、それ以外の休憩時間については、この規則のないものが平均七四%を占める。この状態は企業規模によって変化はない。休日は、週一回が事業場全体の五三%、一ヵ月二回が二〇%となっているが、休日のない事業場も五%みられる(事業主の回答)。一九五七年五月の実績では、休日のなかったものが女子労働者のうちの三%、休日一日四%、二日一四%、三日一一%、四日四三%、五日一三%、などとなっている。

賃金については、月給制が四二%で最も多く、日給制二〇%、日給と月給の併用一九%であり、一人一ヵ月手取額(一九五七年五月)は平均五四三七円、四千台が一九%で最も多く、五千円台の一七%三千円台の一五%、六千円台の一四%などがこれに次いでいる。長時間労働に対して非常な低賃金である。なお、これは小企業ほど低く、三〇人未満企業においては、平均四九五八円、四千円台が二三

%、五千円台一八%、三千円台一六%、六千円台一二%となっている。年齢と賃金との関係については、労働異動率が高いために、年齢が高くても必ずしも勤続年数は長くなく、年齢による賃金の差はほとんどみられないが、一八歳未満平均で四七二円、一八歳五四〇七円、二〇～二五歳未満六七二円、二五～三〇歳未満七五九三円、などとなっている。勤続年数別では六ヵ月～一年未満五〇五九円、一～二年未満五五四三円、二～三年未満六一八五円、三～四年未満六五二九円、四～五年未満七三八六円となっている。初任給規定のある事業場は全体の八四%、その金額は三千円台が二三%、四千円台一九%、五千円台一一%が多く、一千円未満の事業場も〇・五%みられる。昇給制度のある事業場は六三%、この制度がなくて昇給時や金額など企業主の自由裁量によっているものが二五%、就職一年後の昇給額の実績は、中学卒女子平均六〇四円、これは企業規模や各企業ごとに差が大きく、最高二〇八〇円、最低一二〇円となっている。

(三)生理休暇等 生理休暇の規定のない事業場が七〇%を占めており、この規定があっても有給の事業場は一二%にすぎない。生理休暇をとった女子労働者は少ないが(一九五七年五月)、その内訳は、いつでも請求すればとれる三二%、とろうと思えばとれるがとりにくい八%、請求しにくい一三%、とりたくても全然とれない三%、とる必要を感じない三六%、などとなっている。また産前・産後休暇については、出産経験者は少ないが、その実績では、産前休暇一週間以内が多くてきわめて短かく、産後休暇は七週間以上が多い。育児時間に関する規定もほとんどなく、子供を持つ母親はほとんど勤務できない。なお疾病についてみると、現職についてからの罹病者は二八%、このうち胃腸病九%、慢性疲労六%、脚気四%などが多い。作業環境や施設については、(一)仕事の関係上、工場内の温度が

高すぎるので疲労度が強い、(二)窓が少なく、換気、排水設備が不備なため、暗くてむし暑い、(三)バラック造りの土間やコンクリートの床上で作業するため冬季は相当冷え、生理不調、リューマチ、神経痛などが起きる。(四)立作業にもかかわらず休憩時間が短かいため腰を下ろす暇もなく、疲労が重なり、また専用の休憩室がないので気分が悪いときや急病のとき、落着いて休ませることができない、などをはじめ、多くの不備な点が指摘されている。

(注) この他のおもな資料としては、東京都労働局「婦人組合員の意識調査報告」(一九五八年三月)、同上「労働組合の婦人対策」(同上)。全国金属労働組合「婦人実態調査」、「結婚資金、生理休暇実態調査」(同組合「金属労働資料」一九五九・三一〇)、全通信従業員組合「母体保護に関する調査」(一九五七年)。全国繊維産業労働組合同盟「婦人の健康実態調査」(同組合「繊維労働」一九五九・三一五)。北海道立労働科学研究所「カニ罐詰女子工員の労働衛生学的調査」(同研究所「北海道労働研究」第七三号)。また労働省婦人少年局から発表されたものとしては、「女子保護の概況」昭和三二年分、「婦人労働統計資料」一九五七年分、「婦人関係資料集報」第一〇号、など。

第二節 年少労働者の状態

労働省婦人少年局「印刷及び製本業に使用される年少労働者の実態調査」によって、その労働状態をみよう。これは一九五八年九月一〇月、東京および大阪の従業員一〇〇人未満の事業場四一一(印刷業六五%、製本業三三%)、そこに働く年少者一三八九人(総労働者数の一五%)を対象として、雇用状況、労働条件、職場環境、

災害、疾病、福利・厚生施設などについて調査したものである。なお個人調査は七二一人。

(一)雇用状況等 調査年少労働者の五七%が住込者であり、年齢別構成は一七歳四五%、一六歳三七%、一五歳一八%で年齢は低く、勤続年数は二年以上一五%、一〜二年未満三二%、六ヵ月〜一年未満二九%、六ヵ月未満二四%で、これも一般に短い。職種は、印刷業では刷版、製本業では目通し、契印押し、帯掛けなどといった単純労働が多く、これらが約半数を占め雑役が二五%となっている。

(二)労働条件 労働時間は、拘束時間が平均九時間一二分、全事業場のうち一〇時間以上が約一〇%を占め、一二時間以上のもみられる。このうち印刷業の平均拘束時間は九時間四分、製本業は九時間三〇分で製本業のほうが長く、これらはまた小企業ほど長くなっている。これを年少労働者の個人調査の結果でみると平均九時間三〇分、一〇時間以上のものが一三%となっており、事業場の調査結果よりも長い。休憩時間については(個人調査)、四五分未満のものが二三%、一時間未満のものが全体で五三%となっているが、このうち休憩時間はあるが事業主や上役の私用に使われて休めないものが約三%あり、また休憩時間のないものも少数ある。これらの産業は定期的に繁忙期のあるものが多く、その時期には時間外労働や休日出勤が行われるが、そうでなくて、人員の不足から時間外労働などが常態化している。早出・残業・深夜業など時間外労働のあるものは調査対象者七二一名の七二%を占め、月平均一二回となっている。このうち、月五回以下のものが一三五名、六〜一〇回一二四名、一一〜二〇回一三七名、二〇日を越えるもの八八名(このうち六三名は毎日)である。また一回当り平均時間外労働時間は二時間四七分で、二時間以下のものが二〇一名、二〜三時間以下二一〇名、三〜四時間以下七四名、四時間を越えるもの二三名となっている。

る。休日はほとんどの事業所であり、その回数は週休が六一%、月二回が三〇%であった。

賃金については、調査事業場四一一のうち時間給が一〇九で最も多く、日給三二、日給月給六一、月給六一、時給・月給八七となっている。時間給は製本業など繁閑差の著しい企業で多く採用されており、また小企業ほど月給一本建のものが多く、これについては固定した月給制をとることにより、時間外・休日労働の割増賃金を支払わなかったり、あるいはそれを削減したりして、長時間に及ぶ時間外労働への反対給付を犠牲にした企業経営が小規模事業場に多くみられることが指摘されている。一ヵ月手取賃金は、これは上記のような長時間労働の結果であるが、通勤者平均六四〇三元で、五〇〇〇円〜七五〇〇円の属に集中しており、五〇〇〇円未満のものは一二%である。住込者の平均賃金は三五八二元で、三千円未満のものが四一%ある。また割増賃金の支給状況では、時間外労働において約二〇%の事業所、深夜業で約三五%の事業場が法定率（労働基準法第三七条）以下であり、これは小企業ほどはなほだしい。

（三）職場環境等 職場環境については、作業場が狭いというものが年少労働者の四〇%、採光・照明が暗い一四%、ほこり・ガスがひどい二六%、暑い五五%など。また住込年少者の寝室の状況は、事業主の家族と区別されていないもの八%、一人当り畳数は平均一・九畳であり、一人当り二・五平方米（約一・五畳）以下で狭いものは二五%、このなかでは二畳に六人、三畳に六人、四畳に八人というものもあり、南京虫や騒音で熟睡できないものも少数みられる。また住込年少労働者の約三〇%が、掃除や使い走り、雑用などの家事労働に使われている。更にこれらの産業では呼吸器系結核の発生が多くみられ、これによる休業者は、調査時に全体で一一六人（総従業者数の一・二%）であり、他方、厚生年金、健康保険、失業保

険、労災保険などの社会保険への加入率は低く、全事業所の六三%にとどまっている。

なお、長期欠席児童の状態については、文部省「長期欠席児童調査」昭和三二年版によってみると次のようである。一九五七年四月―五八年三月の一年間における長期欠席児童数（年間五〇日以上欠席）は小学校一〇万五〇六九名（在学者数に対する欠席率〇・八%）、中学校二万八三八八名（二・二%）、計二万三四五七名であり、前年度にくらべて約一万六〇〇〇名の減少を示している。しかしこのうち、家計の一部または全部を負担しなければならない、教育費が出せないなど直接家庭の貧困を原因とする欠席者は、小学校一万五六二四名（二四・九%）、中学校三万五二八四名（二九・九%）で、この欠席者数および比率とも近年の状態にくらべて激増している。この他にも家庭によるものでは、家庭の無理解によるもの（家計は維持できるが、保護者の学校教育に対する無理解によるばあい）が小学校一万四九〇七名、中学校二万二五五二名、その他小学校五五九二名、中学校八〇六二名となっており、また本人によるものうち、本人の疾病異常は小学校五万七八六一名、中学校二万八九二九名、学校ざらい（勉強・先生ざらい、不良化など）は小学校八五五一名、中学校一万九五〇六名などとなっている。さらに家庭の貧困による欠席率の高い地域は、北海道、青森、岩手、茨城、千葉、大阪、奈良、徳島、高知、福岡、熊本、などの各府県である。

（注）年少労働に関する総合的資料としては、労働省婦人少年局『年少労働統計資料』一九五八年版、中央青少年問題協議会『青少年白書』一九五八年版、などを参照。

第四編 農家の状態と農民の生活

第一章 農林漁家の人口の就業動向

資料 農林漁家世帯員の流出流入動向を明らかにする全国的調査資料としては、農林省の実施している「農村動態調査」(主として農家の就業状態について調査し、帰村者についてはふれない)、食糧庁「人口移動調査」および総理府の「労働力調査」の臨時調査がある。このほか一九五七年度『農家経済調査報告』は新たに世帯員の異動を集計しているので、これによって農村人口移動の大勢を知ることができる。しかし、これらの資料によっては、農家世帯員の農業外への流出、就業の大勢は推定できても、帰農者あるいは帰村者の動きを含めた農村人口の移動は十分に把握されないというらみがあった。ところが、一九五八年四月より農林省は「農林漁家就業動向調査」を実施し、最近その上半期分の結果概要を発表した。これは、農林漁家の労働力人口の構成と、それらの兼業、就業の動向、農林漁業と他産業との人口交流関係を中心に調査するもので、毎月その結果が統計調査部編『農林水産統計月報』に発表されている。更に前掲の『農林漁家就業動向調査結果概要』の内容にもとづき、農林省統計調査部の小林貞雄氏が「農林漁家の移動人口」を、また並木正吉氏が

「農家の就業構造」(いずれも『農林統計調査』一九五九年第九巻第五号および第四号所収)を発表している。以下の紹介は右の両氏の要約を利用したところが多い。

動向調査の調査方法 全国の農業集落(一九五五年臨時農業基本調査に規定する農業集落)のうちから、全農林漁家数の一〇〇分の一に相当する約六万戸の世帯を含む一二〇〇の集落を、層化確率比例法で抽出し、この調査集落内の全農林漁家を対象とした。統計調査事務所を通じ、集落ごとに就業動向調査員が各月末に移動のあった世帯から聞き取り調査した。以下、全国的数字として記述されるものは、右の調査結果から推定したものである。

世帯員数とその構成 一九五八年四月一日現在の、全国農林漁家世帯員総数は三四七五万四六〇〇人である(注)。うち男は一六九六万五五〇〇人(全体の四八・八%)、女は一七七八万九一〇〇人(五一・二%)で、この比率を全国人口(国勢調査)のそれに比べると農林漁家のほうが女の比率が高い。また年齢別構成では、後者のほうが、老人の比率が高く、青壮年の比率は低い。

(注) 調査集落の一部に調査もれがあるため、この数字に約三〇万人を追加したほうが、実際により近いであろう、と前掲小林「移動人口」は述べている。

人口移動 一九五八年四月と九月の半年間に、増加した世帯員三

第123表 農業就業人口の移動
(1958年4月～9月)

(単位 100人)

移動理由	増加 (農業者にな ったもの)	減少 (農業者から離 れたもの)
転出入による移動	630	1,359
内 { 出稼ぎ	265	448
出稼ぎ以外	365	911
在宅者の就業移動	81	237
合計	711	1,596

〔備考〕 家族のほか年雇も含んだ
総世帯員である。
資料は『農林漁家就業動
向調査結果概要』による。

八万九二〇〇人、減少したものの五七万七八〇〇人、差引き一八万八六〇〇人の減となった。この差引き減少人口のなかには出生および死亡者も移動として計上されているので、これらの自然変動を除いて「転出入による増減」をみると、二七万三六〇〇人の流出超過である。

農家人口の増減 この年の上半期間に、新たに農業に就業した者は七万一一〇〇人、農業から離脱した者は一五万九六〇〇人であり、差引き八万八六〇〇人が脱農した(第123表)。

このうちには出稼ぎに

第124表 新規学卒者の動向

	男	女	計
進学 { 実数 1,627 比率 41	1,627	1,644	3,271
就職 { 実数 989 比率 25	989	813	1,802
自営 { 実数 1,338 比率 34	1,338	1,345	2,683
計 { 実数 3,954 比率 100	3,954	3,802	7,765

〔備考〕 農林省『農林漁家就業動向調査結果概要』による。以下断りなければ同様。

第125表 農林漁家人口の職業的移動 (単位 100人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月～ 9月計
増加 (転入)	230	132	93	90	174	146	865
減少 (転出)	1,229	374	295	232	234	241	2,605
差引	△ 999	△ 242	△ 202	△ 142	△ 60	△ 95	△ 1,740
うち { 出稼増減	△ 130	△ 66	△ 92	△ 53	10	△ 20	△ 351
出稼ぎ以外増減	△ 869	△ 176	△ 110	△ 89	△ 70	△ 75	△ 1,389
差引に対する出稼 ぎ以外増減の割合	87%	73%	55%	63%		79%	78%

〔備考〕 資料は前掲と同じ。

よる移動と、出稼ぎ以外の恒久的職業移動のほかに、在宅のままでは就業先を変えたものも含まれている。

社会的移動 農林漁家人口の社会的移動(婚姻、遊学、入院および職業と無関係の転出入)は、転入(増加)が九万九八〇〇人、転出(減少)が一九万四三〇〇人、差引き九万四五〇〇人の転出超過(減少)となっている。社会的移動のなかで、遊学による転出者は約五万人(内男三万、女二万)である。第124表は新規の学校卒業者の動向を示すもので、これによると、農林漁家の中・高校卒業生総数七万六五〇〇人、このうち四二%が上級学校にはいり、二三%が就職し、残りの三五%が自営の仕事についたことがわかる。男女別にみると、進学率は女子が高く、就職率は男子が高い。

職業的移動 就職離村、出稼ぎ、離職帰村、転業帰村などによる職業的移動人数は、転入(増加)八万六五〇〇人、転出(減少)二六万〇五〇〇人、差引き一七万四〇〇〇人の転出超過と

なっている（第125表参照）。このうち、出稼ぎ（これは出稼ぎが終ると季節的に回帰する性質が強い）による転出が二二％、恒久的な職業移動の性質を持つものが七八％を占めている（その実数は一三万八九〇〇人）。これは、上半期の農林漁家人口の転出超過総数の約半ばに相当している。

右の職業的移動を年齢別にみると、男子転出者の四九％は一五～一九歳の青少年によって占められ、これに次いで二〇～三四歳層が四〇％を占めている。女子では転出者の七六％が一五～一九歳層によって、また二一％が二〇～三四歳層によって占められている。転入者は、男子二〇～三四歳が五五％、一五～一九歳が二二％をそれぞれ占めている。女子では、五五％が二〇～三四歳層、四二・七％が一五～一九歳層である。職業的転出者は男女とも年齢の若いものに比重が高く、おそらくはその多くが新規学卒者であろう。転入者も青少年の比重が高く、ことに女子は結婚のため離職帰村するものが多いと推定される。

右の動向を世帯上の地位別に観察すると（第126表）、経営主の職業的移動は当然のことながら最少で、しかもそれは出稼ぎによる転出が主である。経営主の職業的移動はあくまで農業経営に足をつけた一時的季節的出稼ぎの性格が濃いことを物語っている。これに対しあととり以外の家族（いわゆる次三男女）の移動は最も多数で、しかもこれは出稼ぎ以外の移動、すなわち恒久的な職を見つけての転出が圧倒的な比重を占めている。転入に対する転出の割合（回帰率）では、経営主六〇・三％に対し、一般の家族員は二五・六％を示し、あととりは四三・六％である。この後者は、いずれは村に帰って経営主の地位につくべき者ではあるが、この期間内でみるかぎり、移動者の六割程度が経営から離れて回帰していない、という事実は注視されてよい。

第126表 世帯上の地位別にみた職業的移動人口
（単位 100人）

		経営主	あととり	その他家族
総数	入	114	178	508
	出	189	408	1,986
	差	△ 75	△ 230	△ 1,478
出稼ぎ以外	入	9	54	379
	出	13	210	1,647
	差	△ 4	△ 156	△ 1,268
転出総数の1,000人に		3.19人	8.79人	8.28人
転出者中出稼ぎの割合		93.1%	48.5%	17.1%
同上出稼ぎ以外の割合		6.9	51.5	82.9
回帰率	総数	60.3	43.6	25.6
	出稼ぎ以外	69.2	25.7	23.0

〔備考〕 回帰率 = $\frac{\text{転入者数}}{\text{転出者数}}$ 資料は同上。

転出者の産業別就業先 出稼ぎを除く転出者がどのような産業に就業したかを示すものが第127表である。まず男子をみると、製造業が最も多く三四％（このなかでは機械工業が最多）、次いで卸・小売業一九・六％、建設業一二・八％の順である。女子はサービス業（農協を含む）が最も多く四〇・五％、次いで製造業三五・五％（このなかでは繊維関係が二六・二％で圧倒的）、卸・小売業一八・二％となっており、他はきわめて少ない。男女合計でみると、製造業に三四・五％、サービス業（農協を含む）に二三・二％、卸・小売業に一九％が就業し、その他は低率で、ことに農林漁業に就業転出したものは全体の二・一％にすぎない。製造業の内訳をみると、繊維

第127表 職業的移動（転出）者の産業別就業先（出稼ぎを除く）

（単位 100人）

男 女 別	総 数	非 就 業	就 業 者 数	農 林 漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業								卸小 売業	金融 及び 不動 産業	電 気 水 道 運 信 業	サ ー ビ ス		公 務
							小 計	食 料 品	織 維	木 材	化 学	金 属	機 械	そ の 他				農 協 等	そ の 他	
男 { 実構成比(%) 数	1,084 100.0	91.075 0.8	31 2.9	21 1.9	139 12.8	368 34.0	64 5.9	32 3.0	36 3.3	40 3.7	51 4.7	95 8.8	50 4.6	212 19.6	3 0.3	89 8.2	3 0.3	112 10.3	97 8.9	
女 { 実構成比(%) 数	787 100.0	11 1.4	9 1.1	2 0.3	5 0.6	279 35.5	23 2.9	206 26.2	6 0.8	12 1.5	6 0.8	11 1.4	15 1.9	143 18.2	1 0.1	11 1.4	— —	319 40.5	7 0.9	
計 { 実構成比(%) 数	1,871 100.0	201.851 98.9	40 2.1	23 1.2	144 7.7	647 34.5	87 4.6	238 12.7	42 2.2	52 2.8	57 3.0	106 5.7	65 3.5	355 19.0	4 0.2	100 5.3	3 0.2	431 23.0	104 5.6	

〔備考〕 資料は前表と同じ。

工業一二・七％で最も多いが、機械金属化学関係に一一・五％が就業していることは、農家労働力の就業先として重化学工業がきわめて重要な地位を占めていることを物語っている。

第二章 農家の経済状態

第一節 農家の現金収支概況

農林省の実施している「農家経済調査」(注)の結果によって、一九五八年一月から同年末までの一カ年間の全国平均一戸当り現金経済収支概況を記述しよう。

(注)「農家経済調査」の結果は、農林省刊行の『農林水産統計月報』に毎月発表されている。最近はその発表内容は整備され、

(一) 価値統計 (農家で取引される現金現物の収支と財産の増減を調査したもの)、(二) 物財統計 (農家の取引した諸商品の数量と価額を調査したもの)、(三) 農民栄養調査、(四) 農家生計費調査 (現物を含めた全国平均一戸当り家計費の調査) を含んでいる。また、会計年度間の農家経済収支を集計整理し、地域別、階層別に詳細に報告する『農家経済調査報告』は、一九五七年年度まで公刊されている。なお、以下の記述は暦年度における農家経済収支概況についてであり、会計年度のそれとは異なる。会計年度で集計すると、農家経済収支の余剰は、暦年度のものより少額になるのが普通である。

農業収入 一九五八年一カ年間に於ける農業現金収入は一八万三千六六二円で(第128表参照)、前年の一八万七八〇五円に比べ四二四三円の減少を示した(前年の収支概況は、本年鑑第三二集一〇一ページ以下に記録)。この農業収入のうち約半ばを占めるものは稲作で、この収入は前年の八万三二六三元より五二二四円、すなわち六％以

第128表 農家経済現金收支概要 (全府県平均農家1戸当り)

(単位 円)

項 目 年 月	農 業 収 入		農外事 業収入	農業以外の収入		収 入 合 計	農業支出		農外 支出	租税公 課諸負 担	家 支 計 出	支 出 合 計	収支 差引				
	稲 作			麦作	その他		計	内労賃 給 俸						内肥料			
	計	内政 府売															
1958年	1月	3,342	1,854	106	5,919	9,367	3,844	9,935	7,496	23,146	4,130	929	1,839	1,700	16,272	23,941	795
	2月	2,260	582	72	4,880	7,212	4,213	9,303	7,590	20,728	4,211	1,053	2,050	2,077	15,354	23,692	2,964
	3月	2,800	462	184	7,797	10,781	4,717	13,299	1,808	28,797	7,499	3,070	2,336	3,159	18,543	31,537	2,740
	4月	1,833	20	34	3,670	5,537	3,543	10,695	8,382	19,775	5,300	1,649	1,142	1,810	16,587	24,839	5,064
	5月	1,861	8	44	4,779	6,684	2,919	9,753	8,133	19,356	6,707	2,599	961	1,324	13,891	22,883	3,527
	6月	1,724	31	1,002	7,153	9,879	2,304	11,274	9,945	23,457	7,534	2,944	1,236	1,497	12,480	22,747	710
	7月	9,826	7,261	4,098	7,213	21,137	2,468	11,269	9,507	34,874	7,480	2,378	1,071	2,452	14,589	25,592	9,282
	8月	4,354	2,533	2,851	7,697	14,902	3,694	9,671	8,312	28,267	5,861	1,694	1,315	1,822	16,408	25,406	2,861
	9月	5,856	3,936	589	6,617	13,062	3,068	8,999	7,595	25,129	4,510	973	1,391	1,511	14,135	21,547	3,582
	10月	16,034	14,180	240	9,320	25,594	3,508	10,508	8,464	39,610	5,409	1,396	1,336	1,876	16,384	25,005	14,605
	11月	15,481	13,287	90	8,909	24,480	2,932	8,700	7,226	36,112	5,785	1,604	1,287	1,857	15,796	24,725	11,387
	12月	23,116	19,399	105	11,806	35,027	5,249	20,214	16,909	60,490	9,645	2,784	2,495	3,716	25,533	41,389	19,101
計		88,487	63,553	9,415	85,760	183,662	42,459	133,620	100,917	359,741	74,071	23,073	18,459	24,801	195,972	313,303	46,438

【備考】 1) 農林省統計調査部調べ。
2) △はマイナスである。
3) 内政府売は予約前渡金の受取額を含む。

上の増加となった。これは今年の米作が一一九万トンにのぼる豊作であったこと、生産者米価がほぼ前年水準を維持し、政府への売渡し量が増加したこと、さらに自由販売量も増大したこと等によるのである。麦作収入も前年（八八一四円）に比べ増加した。しかるに農業収入が全体として前年より減少したのは、米、麦、いも類、野菜、果実、牛乳等の収入が前年水準を維持するか、あるいは上回ったのに反し、雑穀、豆類、工芸作物、まゆ、鶏卵、肉畜類などの収

入が大幅に減少したためである。この収入減をまねいた作物のうちでは、たばこのように生産制限による減産にもとづくものもあるが多くの価格下落にもとづくものであった。特にまゆは価格暴落による減収が著しかった（麦、いも類、牛乳は価格低落にかかわらず、販売量が増加したため収入減とならなかった）。

農外収入 自営兼業における農業外の事業収入は四万二四五九円で、前年の四万四一八〇円に比べ一七二一円の減少となっている。

この収入減は、木材と薪炭の需要が停滞し、価格が伸びなやんだこと、漁業、小売業など、農家の自営業が市場の不利な条件により不振であったためとみられる（農林省統計調査部『農村経済四季報』第四号、一九五九年四月刊、九ページ参照）。

農業外事業収入のうち、労賃俸給等のいわゆる労働所得（年金、恩給、手当類を含む）一〇万〇九一七円で、前年の九万三九三十一円に比較すれば六九八六円（七・四％）の増加である。農家の労賃俸給収入は近年ますます増加の傾向をたどってきたが、いまや農家の総収入の三五・四〇％の比重を占めるにいたった。これは、賃労働兼業の量的増大を反映すると同時に、なかでも比較的収入の多いサラリーマン兼業が増加しているという質的变化をも反映するものである。今年の労賃俸給収入の増加について、前掲の『農村経済四季報』は、「この賃金収入の好調は、主としてサラリーマン、常用労務者として常用雇用の形態で勤務するものの給与収入の増加に起因したものである」（九ページ）と述べている。また、農家の兼業労働者数は、一般にわが国雇用状態が停滞しているといわれるこの年にも、四月から九月までの上期に常用雇用者数で六万九〇〇〇人程度増加しているとみられているので、雇用の量的増大が労働所得の増加の一因をなしたと推定しても誤りはないであろう。

農家の総収入 以上の農業および農外収入の合計は三五万九七四一円で、前年（三四万八九一七円）に比べ三・一％の増加である。農業収入が減少したにかかわらず、農家の総収入としてわずかに増大したのは、先に指摘したように、賃労働による兼業収入が比較的増大したためである。「史上二番目の豊作」といわれた一九五八年でも、この程度の収入増にとどまったことは注意されてよい。同時に、まゆその他商品作物の一般的価格低落にかかわらず、農業収入の減少がこの程度にとどまったのは、米作の収量増加と一万円米価

の維持が支柱として役だったからである。

農家の総支出 農業支出は七万四〇七一円（前年は七万四四八九円）このなかで肥料費は二万三〇七三元で、前年に比べるといくらか増えた。近年、農業の機械化近代化の発展に伴ない、農家の生産手段に対する支出は、相当のテンポで増勢をたどってきたのであるが、今年は右のように前年とほとんど変らぬ停止状態となったことは注目される。これは、農業生産手段の価格低落によるものと同時に、生産費の増大に悩む農家が生産手段の購入を手控へはじめたことにもよるであろう。

自営業その他に伴なう農業外の支出は一万八四四九円で、前年の一万八八三五円より減少した。農業事業収入の減少に見合うものである。

以上の農家の収入と農業および農外支出との差額が、家計費に回され、更に租税公課の支払いに当てられるわけである。租税公課諸負担は二万四八〇一円で、前年の二万五六二八円に比べ八二七円の微減を示した。そして家計支出は一九万五九七二円（前年は一九万一三四二円）で、前年より二％程度の微増を示している。この年には農村の消費財価格が一・三％ほど下っている（農林省「農村物価賃金調査」による）、実質的には三％以上の消費財購入増があったとみられるが、それにしても「豊作」をうたわれた農村の生活が、実質的にはこの程度の家計費増大に示される程度のものでしかなかったことは見のがすわけにいかない（この点、大蔵省『豊作の影響』を紹介した後述の部分参照）。

以上の支出の合計は三万三三〇三元で、前年の三万〇二九四円に対し三〇〇九円と、わずかの増となった。

農家経済の収支差引 農家の総収入と総支出を差引きすると、四万六四三八円の黒字である。前年の黒字三万八六二三円と比較して

七八一五円の増加である。

では、この余剰金は、どのような使途にふりむけられたか。前掲『農村経済四季報』は、一九五八年一二月末の状況について次のように述べている。すなわち、余剰金の二四・七％は固定資産投資に、六四・一％は貯蓄に、〇・五％が借金返済に、そして残りの一〇・七％は手持現金として農家に保有された、と。そして、この貯蓄の内訳をみると、有価証券投資二・八％、積立金一九・三％、預・貯金四五・六％、貸付金△三・六％となっている。これを前年の余剰金の使途に比較すると、投資振向けが減少し、貯蓄分が大幅に増えている。けっきょく、一九五八年は「増加した経済余剰が再生産の投資に向けられたというよりは、主として預貯金さらに保険などの積立金として貯蓄の形で保有されたのである。もっともこの傾向は三〇年（一九五五年）以降の一貫したすうせいである」（同上二〇～二一ページ）。

第二節 「豊作」下の農村経済

一九五八年の稲作は七九九五万石の生産（推定実収高）をあげ、一九五五年以来の「大豊作」といわれ、全国の農家には三〇〇〇億円以上の供米代金はいった。これは、不況下に停滞していた日本経済に対し明るい材料を提供するものとして、「豊作下の農家経済の好転」を指摘するものがあつた。大蔵省は、米代金の大部分が農家の手もとに渡る一二月現在で、財務局を通じて各地の農家経済を調査しその動向をとりまとめ発表した（注）。従来、官庁の農村調査は主として農林省が実施公表しているのに、大蔵省の調査というだけでも相当の注目をひいた上に、豊作下の農村経済も一般に想像さ

ほど農家の購買力は増大しえない、というその結論よりしても、大きな反響をよんだ。以下、その報告の要旨を紹介しよう。

（注）大蔵省大臣官房財務局監理官事務室編、特別調査「豊作の影響」一九五九年四月刊。なお、この報告の前半の部分（全国的状況）は全国農業会議所編『農政調査時報』第五三号、一九五九年五月刊に掲載され、後半の地域別状況はその要点だけが紹介されている。

稲作状況 一九五八年の稲作がきわめて高い生産量をあげた原因について、同報告書は、①自然的原因、②技術的原因、③社会経済的原因の三つを区別してあげ、気象的には悪条件の地域でも平年作を上回る収穫をあげたのは、主として技術的原因によるものであり、更にこれをささえる社会経済的原因によるものである、と述べている。そして、技術的原因としては、①土地改良の進捗、②品種改良、③早期栽培の普及、④施肥料の増大と施肥設計の合理化、⑤農薬の発展による防除技術の進歩、⑥耕作機械の普及の六点を指摘している。更に、これらをささえた基盤として「農地解放から結果した農家の研究意欲向上」と「価格支持制の存在」をあげている（もっとも、これは何も特別新しい指摘ではなく、すでに農林省の『農林白書』などには、ほぼ同じことが、より全面的に指摘考察されている）。

政府買上と代金支払状況 政府の米買入れは順調に進み、前年産米はもちろん、一九五五年産米よりも買入れ量は多くなった。すなわち、この年は、生産量の増加率を上回って買入量の増加率が大きかった。これは米の自由価格が下落したため、政府への売渡量が増大したためである。特に「東北などでは飯米に食い込んでも予約量だけは政府に売渡し、不足分を安いヤミ米で補おうとする動きさえある」という。米代金の支払状況は第129表のとおりで、年末までに

第129表 代金支払状況
(単位 100万円)

都道府県名	1955年 度 計	1957年 度 計	1958年 12月末 累 計
北海道	24,704	23,613	28,441
東北	85,110	87,841	84,184
関東	83,551	81,522	80,117
北陸	26,900	26,518	29,577
近畿	17,165	15,633	15,551
中国	19,782	17,603	19,004
四国	28,338	24,014	28,033
九州	10,067	8,175	10,283
北九州	18,464	15,868	19,255
南九州	20,871	17,139	23,757
計	334,952	317,926	338,202

〔備考〕 農林省食糧庁調べによる。

総額三三八二億円が支払われた。
米代金の使途 まず、農家の生産的投資についてみると、ここ数年来最も重要な動きを示すものは、大型農業機械器具の購入である。なかでも動力耕耘機、農用小型トラクター、動力防除機、農用オート三輪などの増加は著しい。たとえば、新潟県では小型トラクターは全農家の九%に普及し、四国では動力耕耘機が一町以上農家層の三四%にはいった。しかし、大農機具を購入しうる農家は中農上層以上に限られ、「その普及度はほぼ限界に達し、三三年に入ってからにはむしろ伸び率が落ちていく地方がふえている（近畿、北海道、東北、四国）。しかし三〇年における普及度が低かった地方では三三年度も機械化ブームが続いており（東海、北陸、中国、南九州）、とくに南九州のように、三〇年度はむしろ家屋、納屋などに対する投資が盛んであり、三三年度の豊作で機械化が進められているところもある。」他方、農機具メーカーの投資の動きをみると、近畿、北海

第130表 農家収入の内訳
(全府県1戸当り平均)

	1940年		1954年		1955年		1956年	
	円	%	円	%	円	%	円	%
農業収入	2,282	(84.8)	317,210	(69.7)	361,796	(72.9)	352,501	(71.2)
内 稲作	1,038	(38.6)	152,960	(33.6)	193,137	(38.9)	175,806	(35.5)
その他	1,244	(46.2)	164,250	(36.1)	168,659	(34.0)	176,695	(35.7)
農外収入	409	(15.2)	137,874	(30.3)	134,265	(27.1)	142,372	(28.8)
総収入	2,691	(100.0)	455,084	(100.0)	496,061	(100.0)	494,873	(100.0)

〔備考〕 農林省統計調査部調べ。

道、北陸、中国では受注量が伸びているが、他の地方はそれほどなく、需要が衰えている。
農家の家計費の動向をみると、一九五五年以来、農家の消費が増大しつつあり、ことに関東、近畿などの大都市近郊農家に顕著である。内容的には、教育費、交際費、娯楽費が伸びている。しかし、一九五八年の消費支出は必ずしも急激な増加を示さず、むしろ消費手控えの傾向がある（この点は、『農村経済四季報』にも同様な指摘がある）。
これを地域別にみると、消費支出が活発なのは、東北、北陸であるが、このなかでは東北のように「消費の規制合理化」の動きが見える。一般に農村では、電気器具の売行きが盛んで（特に関東、北海道、東海、北陸、中国、北九州、南九州）、特に中国では各種器具の普及度が一九五七年から一九五八年にかけて飛躍的に増加している（テレビ〇・二%↓〇・九%、洗濯機三・五%↓八・〇%、井戸ポン

プ二・九%↓九・四%)。しかし各地を全般的にみると、百貨店や小売の売上げは「低調」または「横ばい」である。

では、農家貯蓄はどうか。これを統計的に把握するのは困難であるとしているが、米代金の増加にもかかわらず生産的投資、消費的支出ともさほど伸びていないことから推定して、「あるていど貯蓄が増加するであろう」と推測している。

農家経済の動向 農業収入のうちで稲作収入の占める割合は四〇%以内であるが、一方、農外収入は年々増加している。また米以外の農業収入は減少傾向にある(第130表参照)。その結果、稲作収入は増加しても農業収入は横ばいまたは低下の傾向にあり、農外収入の増加によって「農家収入全体がや」と微増または横ばい状態を保っているのが全国的すう勢である(表、工芸作物、まゆ、野菜の価格低下で関東では農業収入が減少するであろう)。

豊作の影響をみると、米作中心の上層農(北陸一・五町以上、四国一町以上、南九州八反以上層)は経済的に好影響を受けている反面、農外収入の比率の高い小農は不況の影響で収入は振わない(東海、北陸、四国、南九州)ので、「豊作は結局農家の貧富格差を大きくしている。」

農業収入は右のとおりであるが、生産費の増加から農業所得は低下傾向にあり(関東、近畿、東北)、更に農家の消費水準の向上から経済余剰の減少している地方もある(近畿、東北)。北海道では一九五六年の凶作以来負債が累増し、一九五八年には六九〇億円(一戸平均三五万円)に達した。ここでは豊作も農家に経済的余裕を与えることはない。北九州でも、一九五八年一〇月に負債額は一八〇億円(前年比一九%増)となった。

要約(農村需要の停滞) 一九五五年以来、米の豊作で農村は潤ったが、購買力のある上層農家はすでに一九五七年ころまでに農用

機械や耐久消費財を買入れているので、一九五八年の米代金の流入は、消費面でも投資面でも「ブーム」をひきおこすことはないであろう。むしろ、米代金以外の農業収入の減少により、農業収入全体としては横ばい状態で、農村の需要は停滞しつつあるであろう。「従って昨秋までのリセッションの局面では、農家の支出も景気に対する下ささえ要因としてあるていどの力を持っていたということは否定できないが、景気が上昇に転じた現在においてはさほど積極的意義を持ちえず、いわんや米代金の流入が景気に対し刺激的に作用するようなことはないといってよいであろう。」

同報告は、右のように一九五八年の豊作下の農村経済を要約したのち、今後農村の需要を伸ばすには何が問題であるかという観点から、次のように述べている。すなわち、農家の約七割をしめる一町未満の小農層の所得をのばすにはどうするかを検討する必要がある、と。そして、このためには、近年の「豊作」を平年作化するように生産力を高め、生産費を切下げることが必要であるが、ここに農村の過剰労働力の増大という困難な問題に当面する、と指摘している。しかし、この点を深く考察することをさけ、過剰労働力問題の解決が「早急には困難であるとすれば、結局は米以外の収入即ち商品農産物のより一層の増産か若しくは兼業農家化の方向へ進まざるをえないことになり、今後たとえ三三年度並の豊作が続いたとしても農村の需要には余り大きな期待はもてないのではあるまいか」と結んでいる。

以上、大蔵省特別調査の内容を紹介したが、その要点は、一九五八年の「豊作」が全体として農村市場を特に大きく開拓するほどの経済効果をもたらえないこと、農家の生産的支出と消費的支出はほぼ限界点に到達したため需要は停滞気味であること、豊作は地域的階層的に農家間に経済的な格差を拡大したこと、等である。これらの

点は、農林省の「農家経済調査」による推定と大体一致するもので、ことさらに目新しい結論とはいえない。しかし観点を「農村の需要は伸びるか伸びないか」という資本の立場においているので、農林省調査にはみられない興味ある観察がときどき見うけられる。ただ、その観点からしても不十分なのは、農業金融の面がきわめてわずしか調査されていないことである。農家の農協等への貯蓄の行先がもうすこし克明に追求されると、「豊作」の日本経済に対する影響は、より具体的に全面的に解明されたであろう（なお、一九五八年四月～九月間の農村経済の動向については、農林省統計調査部『農村経済四季報』第四号、一九五九年四月刊が包括的な資料を提供している）。

第三章 農民消費生活の変貌

第一節 農民衣食住の変化

戦後、農地改革と農業協同組合の創設、農民的小商品生産の発展と資本主義的商品経済の農村への浸透、あるいは農業生産力の向上などの諸事情に規定されて、農民の消費生活はその水準・内容を大きく変化させた。農林省統計調査部では最近公にした「農民消費生活の変貌とその実態」（『農村経済四季報』第四号、一九五九年四月刊所収）において、農民生活を各方面から分析しているので、次にその要旨を記述することにする。

戦前における農民の消費生活 一九三四～三六年平均で農家一戸当り年間所得は八三八円であったが、これに対し都市生活者の年間

所得は一〇九九円であった。この数字から単純に推定すれば、農民の収入は都市生活者の七六％に相当する。また両者の一戸当り家計費を比較すれば、農民は都市生活者の四五％前後という低位にあった。これを農民層の内部についてみると、自作農の家計費に対し自作農はその八〇％あまり、小作農はその七〇％あまりという格差があった。都市生活者といっても、大都市と小都市ではその生活水準に大きな格差があることは当然であるが、小都市における労働者の家計費と農民のそれは、前者の一〇〇に対し後者は六〇前後と推定される。

戦後における農民消費生活の向上 戦前（一九三四～三六年）の農民の実質所得と戦後（一九五四～五五年）のそれを比較すると、前者の六六四円に対し後者は九九九円となり、消費水準を指数で表示すれば、戦前一〇〇に対し戦後は一二九・九となっている。所得の大きさが増大したと同時に、そのうちに占める貨幣部分の比率も増加した。戦前（一九三四～三六年）におけるその比率は五四％であったが、一九五五年には六四％となった。また農家経済調査から算定した農家の受取・支払価格指数によると、一九四九年を一〇〇とした一九五二年の受取価格指数は一四七となっているのに対し、支払価格指数は同じ年に一二九である。そのかぎりでは価格関係からみて農民経済は相対的に有利となった（注）。また農外所得、ことに賃労働兼業が拡大し、農外所得の増大から消費生活を向上させた。工業の発展による農村向け商品の価格低下、供給の増加も、農民の消費生活を豊富ならしめた。

（注）官庁報告はこのように、価格関係は相対的に農民に有利になったとしているが、このことは資本家的工産物に比して、農民の農産物の価格は根本的に低く決定されざるをえないという事実を否定するものではあるまい。右の報告の語るところは一

第131表 農民と都市生活者の1人当り年間
主食の消費量 (単位 kg)

品 目	農 民			都市生活者	
	1951年	1956年	1951年 を100 とした割 合(%)	1951年	1956年
米	166.81	161.81	97.0	83.2	101.0
精 麦	27.28	23.57	86.4	15.8	10.8
小 麦 粉	9.53	7.35	76.9	3.49	1.69
め ん	1.39	5.06	368.0	5.18	4.35
パ ン	0.50	0.40	79.0	5.9	3.1
甘 藷	33.19	28.61	86.1	?	?

- 〔備考〕 1) 農民は農家経済調査物財統計、全国平均である。
2) 都市生活者は総理府家計費調査全国都市平均である。
3) 都市の小麦粉はその他の粉類を含む。
4) 農林省統計調査部『農村経済四季報』第4号による。

九四九年を基準とすれば、一九五二年の価格関係は農民に有利となった、ということとどまる。また、農工生産力の発展テンポの開きを考慮すれば、これがどこまで真実であるかは、そう簡単に断定できないところである。

農民の食糧消費 第131表によれば、一九五一年を基準とした一九五六年農民の米の消費指数は九七で微減し、精麦、甘藷、パン等相対に減っているが、ひとりめん類だけは三倍以上に増加している。しかし、めん類消費の絶対量は僅少であるから、全体として農民の主食消費は減少しているとみなければならぬ。このことは、全体として都市生活者の主食消費構造に近よってきたことを示しているといえる。めん類が大幅に増加したのは、価格の点で有利な米はできるだけ多く販売して、割安の麦加工品の消費をふやしているもの

と推定される。いずれにせよ、米偏重の主食消費構造が複合的な構造に変化してきたことは事実である。

主食消費を農区別にみると、米は東北、北陸が最も多く、南海が最少(東北の六八%)である。精麦は北九州が非常に多く、南海、南関東がこれに次いでいる。小麦粉、めん類もほぼ精麦と同じ傾向をもっているが、米消費の多い農区と対照的である。これを更に、農家の経営耕地階層別にみると、東北では米は階層の上るにしたがって多くなり、東海、瀬戸内では米と精麦消費が階層の高まるにつれて増大するという傾向が看取される。いずれにせよ、主食消費量は経営耕地の大きい農家ほど大きい、という傾向がある。

農民の副食消費 魚、肉、牛乳など非主食品の消費量(一九五一年五六年)を表示したものが第132表である。これによると、魚介はじめ、すべての品目の消費量は増大しており、たとえば肉類は一九五六年は一九五一年の二倍以上、牛乳は三倍近くに増えている。従来、農民摂取食品としてその不足が強く指摘されてきた動物性蛋白質と脂肪の消費が、このような増加を示したことは、たしかに消費生活の向上を物語るものである。しかしまた、これを都市生活者の消費内容と比較すれば、農民の魚介や肉類の消費量はその五〇%以下、ものによっては二〇%程度であり、両者間にまだ相当の格差があることがわかる。ただ、戦後のこの期間において、農民の消費の伸びは都市生活者のそれより急速であること、したがって、都市農村の格差が次第に縮小しつつあることは注目されてよい。

農家の階層別にこれを見ると、魚介、肉類消費量は一町から一町五反層が少なく、これより上下に階層がはなれるにつれて消費量がふえている。上層農家は所得が多いのでこれら食品の消費が多く、また下層農家は多く兼業農家であり、毎月の現金収入があ

第132表 農民の非主食品消費量の推移
(年間1人当り)

品 目	単位	農 民			都市生活者	
		1951年	1953年	1956年	1951年	1956年
魚 介	円	1,120	1,412	1,565	2,244	2,823
肉 類	g	252.4	357.4	525.0	1,823	2,595
牛 乳	l	2.45	3.73	6.75	2.96	6.75
鶏 卵	g	1,488	2,147	2,711	1,975	3,743
食 用 油	l	0.07	0.12	0.13	0.75	0.96
砂 糖	g	3,375	3,795	4,005	3,203	4,024
豆 腐	g	1,684	2,482	3,224	7,964	9,280
バ タ 一	1/2 lb.	0.02	0.03	0.02	0.22	0.38
清 酒	l	1.48	2.24	2.81	1.34	2.77
焼 酎	l	0.76	1.14	1.08	0.84	0.71
油 あ げ	g	370	654	796	1,286	1,419

〔備考〕 1) 農民は農家経済調査物財統計による。
2) 都市生活者は総理府家計費調査品目分類による。

る上に都市的生活様式が兼業労働者を通じて農家にもちこまれて
いるからであろう。一町一町五反という中間農家層に魚肉消費
が少ないという事実は注視されねばならない。
農民の衣料消費 「農家経済調査」によって農民の衣料購入量の
推移をみると、一九四九年を一〇〇とすれば一九五四年には一五六
となり、これを頂点としてその伸びは止まっているが、それでも一
九五六年には一五一の指数となっている。そして、最近における農
民の衣料消費は、必需的なものから、「流行や好みとして、また奢侈
的な性格に重点のかかった購入」に移行しつつある、とこの報告で
は述べられている。

第133表 農家の所得階層別にみた衣料の購入消費量
(全国1戸当り平均)

所得階層	綿織物	毛織物	絹織物	化 織 交織物	男 子 洋 服	婦 人 洋 服	毛 布	ふとん	家計費 に し め る 衣 料 費 の 割 合
	ヤール	ヤール	ヤール	ヤール	着	着	枚	枚	%
10万円未満	16.49	0.43	0.38	1.69	0.10	0.28	0.15	0.05	17.0
15～20万円	19.89	0.44	1.00	2.54	0.09	0.23	0.27	0.06	7.6
25～30	29.25	0.70	2.30	3.86	0.16	0.39	0.38	0.13	8.4
35～40	85.29	1.33	3.24	5.15	0.27	0.42	0.46	0.16	8.7
45～50	37.57	1.76	3.63	7.66	0.33	0.52	0.52	0.25	8.9
55～60	46.08	1.92	5.34	7.24	0.38	0.46	0.50	0.21	8.8
65～70	142.19	2.56	5.25	7.26	0.52	0.44	0.75	0.29	8.2
75～80	49.58	3.28	11.38	13.09	0.55	0.85	0.70	0.20	9.5
80万円以上	57.22	3.42	9.87	9.76	0.66	0.82	0.72	0.38	7.8

〔備考〕 1) 1957年度農家経済調査による。
2) 農家の所得とは可処分所得である。

ではこういう衣料消費の新傾向を、農家の階層別に観察してみよう。第133表は所得階層別に各種衣料の購入消費量を表示したものである。まず、原反でも既製服でも、所得が大きくなるにした

がってその購入消費量は比例的に増大している。そして最高の所得層の消費量は最低層のその三倍（綿織物）、八倍（毛織物）、二六倍（絹織物）、六倍（化繊交織物）というように、階層により格差は大きく、特に絹織物や毛織物においてその格差は著しい。既製服にしても、男子洋服にあっては、最上層の消費量は最下層の六倍という具合である。最後に注意せねばならぬ点は、上層の衣料消費は相当に伸びて、前述のように、必要なものから流行的奢侈的なものに及んでいるにしても、下層になるとまだ必需的なものすら十分に充足していない、ということである。所得一五万円から二〇万円の階層で綿織物二〇ヤール以下、化繊交織物二・五ヤール、それ以外ほとんど見るべきものがないという事実だけみても、それは容易に推定されるところである。

農民の住宅家具設備状況 この数年間は農民の間に住宅改善がかなり進んでおり、それに伴ない、電気洗濯機やテレビ、電気釜等、いわゆる耐久消費財の購入が増加してきた。第134表はそれらの主要な家具の所有率を示すものである。一九五八年九月現在で、調査農家平均でみると、ラジオ、自転車はほとんど一戸一台程度の普及率にせまっております、ミシンは二戸に一台という割である。電気洗濯機、テレビ、電気釜などは、まだ一〇〇戸当り三〜五戸程度の普及率で、都市生活者に比べると三分の一、五分の一という状態である。

農民の家具所有率を専業兼業別にみると、特に目だつ点は、いずれの家具でも第二種兼業農家が最も高率を示していることである。反面、専業農家が最低である。これは第二種兼業農家の多くが、実質上の賃労働者家族であり現金収入が多いうえに、その生活様式の労働者化都市化が進んでいるためであり、専業農家はその点、毎月の現金収入が少なく、旧来の農民的生活様式を比較的良好に守っているためであろう。

第134表 農家の主要家具の所有率

		電気洗濯機	ミシン	ラジオ	テレビ	腕時計	カメラ	電気釜	自転車	電井ポンプ	戸
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
専業別	専業農家	2.4	46.8	89.4	1.4	77.5	9.4	1.6	91.4	7.6	
	第一種兼業農家	2.8	48.2	92.5	0.6	81.3	17.2	1.6	90.3	6.9	
	第二種兼業農家	10.2	58.8	89.8	5.4	85.3	22.4	7.7	87.8	11.1	
所得階層別	10万円未満	1.1	29.0	80.6	0.4	57.0	2.9	1.1	79.6	2.9	
	10～20万円	1.5	45.7	91.5	1.3	80.7	8.9	2.2	90.8	5.7	
	20～30	5.5	63.0	94.8	2.9	93.0	24.6	4.0	95.9	9.5	
	30～40	10.1	72.1	93.8	3.1	96.8	30.3	4.7	91.4	20.2	
	40～50	15.9	68.3	95.2	3.2	100.0	28.6	11.1	95.2	12.7	
	50～	33.3	88.5	96.1	23.5	96.1	51.0	17.7	94.1	27.5	
総平均		5.2	51.3	90.3	2.6	81.2	15.9	3.8	89.8	8.7	
(都市生活者)		29.3	66.3	91.7	15.9	89.2	43.1	15.6	67.3	—	

- 〔備考〕 1) 1958年9月経済企画庁調査。
2) 調査戸数は農家1,260戸、都市4,134戸である。

所得階層別に主要家具の所有率をみると、たとえば洗濯機では三〇万円未満層はほとんど問題にならず、これに対し五〇万円以上層になると三戸に一台という高率で、都市生活者平均よりも高い。こういう傾向はテレビ、カメラ、電気釜等についてもほぼ同様で、高級家具日用品になればなるほど、所得階層による所有の不均等は顕著である。更にこれらの高級家具、ことに電気器具類の購入は、この二、三年間に急速に増大した新しい傾向であることも注意されてよい。これは、農民の間における生活改善運動、各種の講習会等による啓蒙教育活動の拡大、農家所得の増大などを基盤とするものであるが、他方、国内市場の開拓をめざす消費財生産企業の売込み宣伝、価格引下げ等が農民の消費拡大を刺激しているのである。「数限りなき新たな生活用具は、あらゆる手段を用いて農民生活の中に浸透してきており、農民の生活も今後いっそうの変化と階層間のひらきがみられるものと思われる」(前掲書、六六ページ)。

戦後における農民の消費生活の変貌について、同報告は更に栄養摂取状況と労働状態を記述しているが、それは次節で紹介する。

第二節 農民の労働と栄養摂取状況

農民の栄養摂取量 農民の栄養摂取の特徴として、しばしば指摘されてきたことは、含水炭素は多すぎるが動物性蛋白質は過少であり、カルシウム・ビタミンA B₁ B₂は少なく、燐が多いという「栄養摂取のアンバランス」状態である。これは、主として農民の白米多食にもとづいている。一九五六年度の農林省「農民栄養調査」の結果によれば、農民一人一日当り摂取量は、熱量二三〇九カロリー、蛋白質六六・三グラム、脂質一六・三七グラムである。地域的にみ

ると、東北、北九州、北関東はどの栄養素も多く、南関東、近畿、南海などは低い。これは気候の寒暖にも関係があるが、農家所得や生活様式によっても規定されて地域差が生ずるからであろう。第135表によれば、一九五一年以後、熱量は年々減少しているのに対し、蛋白質と脂質は増加し、なかでも動物性のものの増加が目だっている点は注目される。しかしまだ都市生活者に比べると相当に少なく不十分であることも同様に注目されねばならない。農民の栄養摂取量を日本人の平均基準量と比較すれば、熱量、ビタミンB₁は五〜六%超過し、ビタミンCは著しく超過している。しかし、蛋白質と脂質はなお相当に低い(たとえば、蛋白質は日本人

第 135 表 農民の摂取栄養量
(全国平均 1 人 1 日当り成人換算)

	1951年	1953年	1955年	1956年
熱量 { 総 量 (cal)	2,403	2,345	2,364	2,309
うち動物性 (cal)	54	71	80	75
蛋白質 { 総 量 (g)	64.99	66.68	66.54	66.30
うち動物性 (g)	7.36	9.59	10.67	10.87
脂質 { 総 量 (g)	13.70	14.86	15.40	16.34
うち動物性 (g)	2.03	2.97	3.44	3.62
動物性消費割合 { 熱 量 (%)	2.2	3.0	3.4	3.3
蛋白質 (%)	11.7	14.4	16.0	16.3
脂質 (%)	14.8	20.0	22.3	22.2
都市(参考) { 熱 量 (cal)	2,061	2,002	2,025	2,034
蛋白質 (g)	70.00	69.30	70.20	69.80
脂質 (g)	21.00	22.40	22.80	24.30

〔備考〕 農民は農林省「農民栄養調査」、都市生活者は厚生省調査による。

第 136 表 農民の有病者の発現率

	1950年	1952年	1954年	1956年
	%	%	%	%
郡 部	25.2	25.8	27.8	26.2
都 市	20.3	18.4	18.9	19.0

〔備考〕 厚生省調査による。

平均基準量に対し九〇・八％、脂質は五四・五％、カルシウムは三四・九％。

農業労働と農民栄養 農業労働の特徴は、同一人が異質的な労働を継起的に、しかも繁閑の季節性をもって行うこと、そしてその労働が主として炎天下の重筋労働である、ということにある。したがって、肉体の再生産が健全に行われるには、その異質的労働の継起性、季節性に応じて栄養摂取が行われねばならない。ところが、農民の労働期間における栄養摂取量を観察すると、労働は六月と一月をピークとした農繁期に最も多量に投下されているのに対し、蛋白質と熱量は一二月の農閑期にその最大量が摂取されている。また重労働に対応する男子労働者の摂取基準量は蛋白質一一〇グラム、熱量三五〇〇カロリーとされているが、農民の摂取量はこれにはなほだしく及ばない。農繁期に、要求される栄養が十分にとれないのは、農事家事ともに繁忙をきわめる農家では、栄養を考慮した食品の複合化調理ができないこと、労働にわけて食生活がおろそかにされることによるのである。

有病者の発現率 右のような農民の労働と栄養摂取状況に基因して、農繁期またはその直後には発病率がきわめて高い（一九五四年農村医学会の調査によれば、春と夏に発病のピークがみられ、春には衛生環境や生活条件の劣悪さから発病したもの、農閑期を利用して治療する者が多く、夏には過労からの発病者が多い、という事実が明らかになった）。年間を通じて、農村の発病率は都市より相当

高い（第136表参照）。

